

第二次名取市環境基本計画

令和2年度～令和12年度



名 取 市



はじめに



私たちのふるさと名取は、東に太平洋を臨み、西に広大な山並みが連なり、名取耕土の肥沃な生産緑地が市街地を包んで緑豊かな地域環境を形成しています。

近年では、鉄道・道路交通網の発達、仙台空港を擁する利便性の高さ、多種多様な商業施設が立地していることなどから人口増加が進み、経済誌が発表している「住みよさランキング 2018」では全国第3位にランクインするなど、魅力溢れるまちとして仙台都市圏の中でも一層重要な役割を担うようになりました。

それと同時に本市は、都市化、広域化が進み、社会経済活動の拡大や多様な生活様式の変化などを背景にして、都市・生活型公害の顕著化、廃棄物問題の深刻化など、市民生活に与える環境要素が大きく変化してきています。

また、現在では地域における環境の保全だけでなく、気候変動や地球温暖化などの地球規模での環境問題が生じてきており、これらは特に生態系に深刻な影響を及ぼすものとして、率先的に取り組んでいかなければならない問題となってきています。

本市では、平成11年3月に「名取市環境基本条例」を制定し、条例の基本理念を実現するため平成15年3月に「名取市環境基本計画」を策定して各種施策に取り組んできたところですが、平成30年度から2ヵ年をかけて、「第二次名取市環境基本計画」の策定を進めてきました。この計画は、市民の皆様や事業者の皆様方からご意見をいただき、「名取市環境審議会」の答申を受けて、良好な環境の保全と創造に関する施策の実現に向け、長期的な具体的目標値や環境に配慮した施策の大綱などを定めたものです。

かけがえのない、愛されるふるさと名取の良好な環境を次世代に継承していくことが地球環境を守るうえでも大きな意義があることを認識し、すべての人が協力しあって、良好な環境の保全及び創造を推進していく必要があります。

今後とも、恵み豊かな自然を保全し、快適で潤いと安らぎのある環境づくりを積極的に推進し、「現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保」の実現を図ってまいりたいと思いますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました名取市環境審議会の委員の皆様、アンケートなどを通じてご意見等いただきました市民や事業者、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

名取市長
山田 司郎

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1-1	計画策定の背景と目的.....	1
1-2	計画の位置づけ.....	2
1-3	計画の対象.....	2
1-4	これまでの取り組みの評価.....	3
第 2 章	名取市の環境	18
2-1	自然環境.....	18
2-2	生活環境.....	35
2-3	地球環境.....	98
2-4	協働と参画.....	117
第 3 章	住民意向の把握	129
3-1	アンケート調査概要.....	129
3-2	アンケート調査結果の概要.....	130
第 4 章	上位関連計画、国等の環境動向の整理	164
4-1	上位関連計画の整理.....	164
4-2	国等の環境動向の整理.....	175
第 5 章	本市の環境分野に係る課題の整理	180
第 6 章	将来像及び基本目標の設定	183
6-1	将来像及び基本目標.....	183
6-2	施策の体系.....	188
第 7 章	施策の展開	189
	基本目標 1 多様な自然と共生する環境を創出します.....	189
	基本目標 2 安全で快適な生活環境の向上を図ります.....	192
	基本目標 3 環境負荷の少ない都市環境を創出します.....	195
第 8 章	重点施策	198
第 9 章	環境配慮指針	201
9-1	市民の環境配慮指針.....	201
9-2	事業者の環境配慮指針.....	207
第 10 章	計画の推進体制	213
10-1	計画の推進体制.....	213
10-2	計画の進捗管理.....	214
資料編		216
資料 1	用語解説.....	217
資料 2	名取市環境基本条例.....	231

第 1 章 計画の策定にあたって

1—1 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

名取市環境基本計画は、名取市環境基本条例の理念を実現するため、2003年3月に策定しましたが、東日本大震災が発生したことなどを背景に、計画期間を2020年度まで延長してきたところです。

この計画の期間中、国内では国や県の新たな環境基本計画が策定され、また、国際的な動向では、全ての国が地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを定めた「パリ協定（COP21）」に基づき「地球温暖化対策計画」が策定されるなど、環境に関わる動向が大きく変化しています。

さらには「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際的な目標として示され、すべての人々にとってよりよい、持続可能な未来を築くために、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正などのグローバルな諸課題の解決を目指すことが求められています。

このような背景を踏まえ、本市が抱える現在の環境に関わる問題や、国及び県などの環境動向に対応できる「新たな環境基本計画」の策定が必要となっています。

これまでの名取市環境基本計画の経緯

1999年3月	名取市環境基本条例制定
2003年3月	名取市環境基本計画策定（計画期間2003年度～2012年度）
2012年度	震災の影響等により名取市環境基本計画を2015年度までに延長
2015年度	次期長期総合計画との整合性等を踏まえ、上記計画の一部を修正 第五次長期総合計画と同年度の2020年度まで期間を延長
2018年度	次期長期総合計画の策定が前倒しなことを踏まえ、整合性を図るため、本基本計画の策定を1年前倒しで着手

2. 計画の目的

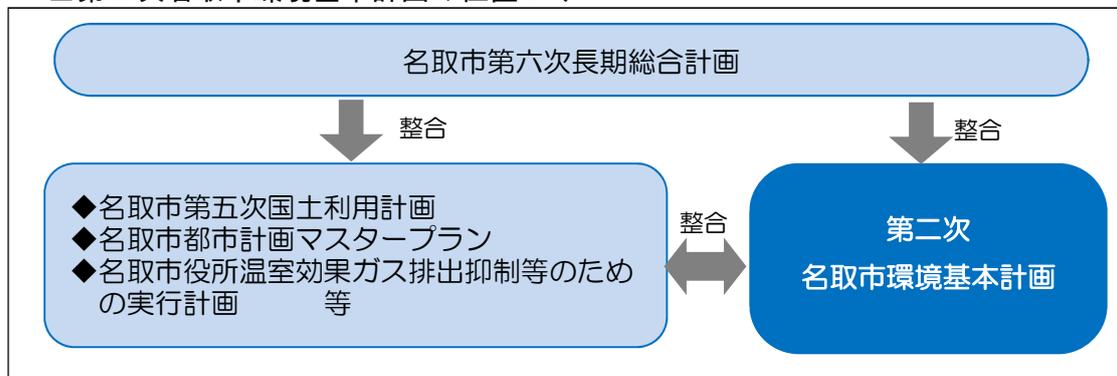
本計画は、名取市環境基本条例の目的である「現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保」を実現するため、環境の目標及び施策の大綱などを定め、環境分野の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

具体的には、社会情勢の変化、東日本大震災の影響などによる本市の自然環境・生活環境の変化、地球温暖化などの地球規模の環境問題などに対応しうる計画とするため、これまでの「環境基本計画」の見直しを行い、新たな「第二次名取市環境基本計画」を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「名取市第六次長期総合計画」を上位計画とし、「名取市都市計画マスタープラン」などの本計画と関連する計画と整合を図り策定しています。

■第二次名取市環境基本計画の位置づけ



1-3 計画の対象

3. 計画期間

計画期間は、2020年度～2030年度まで（11年間）とします。

4. 対象とする地域

本計画で対象とする地域は、名取市全域とします。

5. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は次のとおりです。

	具体的な対象
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等） ごみ、リサイクル、有害化学物質 都市基盤（上・下水道、交通等） 公園、緑地、街なみ景観、歴史・文化など
自然環境	海、森林、河川、農地、動植物、自然とのふれあいなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊など
協働と参画	市民参加、環境情報、環境教育など

1. 前計画の評価の総括

前計画において、動植物の保護、街の潤いの創出、水質汚濁の防止、生活型公害の防止に関わる基本目標については、計画的な取り組みが進められました。一方で、参画型社会の形成の基本目標のように地域や関係団体、関係機関との一層の連携を必要とするような取り組みは、課題を残しました。

○:評価できる取り組み/目標達成 ●:遅れている取り組み等/課題となる目標値

		前計画の評価の総括
基本目標1 多様な自然の保 全と創造		○森林保全に関する取り組みは、計画的に実施されている。 ●休耕田を利用したビオトープの形成などリーディングプロジェクトの施策ともなっている水辺環境に関する取り組みは、周辺への影響等の課題もあり、取り組みに遅れがみられる。 ●いぐね・鎮守の森の保全に関する取り組みは、落葉や倒木などの周辺への影響等の課題もあり、取り組みに遅れがみられる。
	目標値	○目標値の達成はしていないが、前計画策定時の緑水率を維持している。
基本目標2 動植物の保護		○自然観察会の継続、市民主導による特徴ある森づくり(「カタクリの里」の整備)、環境へ配慮した用水路の整備、環境保全型農業の促進等により、動植物の保護に関する取り組みが進められた。
	目標値	○目標達成
基本目標3 街の潤いの創造		○花いっぱい運動、地区計画の規制等により、住宅地や事業所での緑化が進められた。
	目標値	○目標達成
基本目標4 水質汚濁の防止		○水質のモニタリング、下水道の計画的な整備、市民等への啓発等の取り組みが進められ、河川の水質が改善されている。
	目標値	○目標達成
基本目標5 交通による公害 の防止		○騒音・振動に関する継続的なモニタリング、騒音低減のための緩衝帯(道路への植栽)の整備、騒音低減効果のある舗装の導入、空港等の騒音発生源に対する騒音低減の要請等により、交通による公害防止の取り組みが進められた。
	目標値	●取り組みは継続的に行われてきたが、目標値となっている国道4号沿いの騒音レベルは、前計画策定時よりも上昇している。
		○もうひとつの目標値である国道4号沿い二酸化窒素濃度については、目標を達成

		前計画の評価の総括
基本目標6 生活型の公害防 止		○パトロールによる地域での監視体制の強化、焼却に対する規制とマナーの啓発、生活騒音に関わる苦情への対応等の取り組みが進められた。
	目標値	●取り組みは継続的に行われてきたが、目標値設定(苦情件数:0件)のハードルが高いこともあり、目標達成には至っていない。(前計画策定時よりも42.0%減)
基本目標7 散乱ごみの排除		○地域での清掃活動、不法投棄防止のためのパトロール、監視カメラの設置等により、散乱ごみに対する取り組みが進められた。 ●散乱ごみ追放モデル地区の設定については、モデル地区の運用についての検討が十分に行われなかったため、地区の設定ができなかった。
	目標値	●目標値設定(散乱ごみが少ないと思う人(アンケートの結果):80%以上)のハードルが高いこともあり、目標達成には至っていない。(目標達成率77.5%)
基本目標8 ごみの減量		○生ごみ堆肥化容器の購入費の一部補助、集団資源回収奨励金、HP等によるごみ分別方法の周知徹底等により、ごみ減量に関する取り組みが進められた。
	目標値	●目標値となっている「1人当たりのごみ排出量」は、前計画策定時よりも増加しており、震災や事業系ごみの増加などが影響しているものと考えられる。
基本目標9 地球温暖化の防 止		○公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、自転車道の整備は計画的に進められている。
	目標値	●「市民・事業者の二酸化炭素排出量」の目標値は、市民・事業者のモニターの設定が行われなかったため、目標達成状況の確認ができなかった。
		○「行政の二酸化炭素排出量」の目標値は、目標を達成
基本目標10 参画型社会の形 成		●市民参加型社会形成のための取り組みは、他の目標の取り組みと比べ遅れがみられる。

注: 部分は目標が達成していることを示す。

2. 目標達成状況（2018年度時点）

前計画における目標達成状況を目標値の達成度で評価します。

目標達成状況 ◎: 目標達成 ○: 80%以上達成 △: 50~79%達成 —: 50%未満

基本目標	目標値内容	前計画策定時 (2001年度)	目標値 (2020年度)	現況	目標達成 状況
基本目標1 多様な自然 の保全と創 造	緑水率 (森林、果樹 園、公園、草地 及び水面の合 計面積が市の 総面積に占める 割合、田畑は含 まず)	37.5%	38%以上	37.5% ^{※1}	○ 前計画策定 時と同程度
基本目標2 動植物の保 護	希少な動植物 の種数	旧レッドリスト ^{※2} 動物 111 種 植物 51 種 計 162 種	前計画策定 時と同数ま たはそれ以 上	旧レッドリスト 動物 172 種 植物 295 種 計 467 種	◎ 文献調査で は、前計画 策定時より も数多くの 種を確認
		新レッドリスト ^{※3} 動物 64 種 植物 28 種 計 92 種		新レッドリスト 動物 170 種 植物 295 種 計 465 種	
基本目標3 街の潤いの 創造	花いっぱい運動	各地区で市民団 体等により実施	住民参加の もと全ての 地区で実施	各地区の町内 会等 43 団体 で実施 ^{※4}	◎
基本目標4 水質汚濁の 防止	BOD(増田川中 流の小山橋)	2.6 mg/l(75%値)	2.0 mg/l (75%値)	1.0 mg/l ^{※5} (75%値)	◎ 目標値より も大幅に改 善
基本目標5 交通による 公害の防止	国道4号沿い二 酸化窒素濃度 (年平均値)	0.032ppm	0.032ppm 以下	0.016ppm ^{※5}	◎ 目標値より も大幅に改 善
	国道4号沿い騒 音レベル	昼間 70dB 夜間 71dB	昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下	昼間 73~76dB ^{※5} 夜間 72~73dB ^{※5} (2017年度測 定地点4箇 所。)	前計画策定 時よりも騒 音レベル上 昇
基本目標6 生活型の公 害防止	苦情件数	88 件	0 件	51 件 ^{※5}	前計画策定 時よりも 42.0%減

基本目標	目標値内容	前行計画策定時 (2001年度)	目標値 (2020年度)	現況	目標達成 状況
基本目標7 散乱ごみの 排除	散乱ごみが少ない と思う人	39.0% (平成2001年度 一般市民アンケ ート)	80%以上	62.0% (2018年度市 民アンケート)	△ 目標達成率 77.5%
基本目標8 ごみの減量	1人当たりのご み排出量	748g/日	710g/日	764g/日 ^{※5}	前計画策定 時よりも増 加
基本目標9 地球温暖化 の防止	家庭の二酸化 炭素排出量	モニター調査後 設定	毎年1%ず つ削減		
	事業所の二酸 化炭素排出量	モニター調査後 設定	毎年1%ず つ削減		
	行政の二酸化 炭素排出量	5,998t-CO ₂ (1999年度)	毎年1%ず つ削減	4,162t-CO ₂ ^{※6}	◎ 前計画策定 時よりも約 30%減

注1: 黄色部分は目標が達成していることを示す。

注2: 斜線部は、前行計画期間中、取り組みが行われていないことを示す。

※1: 環境省の植生調査(植生自然度調査)の第6回調査と第7回調査を基に算出

※2: 環境庁レッドリスト(1999年、2000年)、宮城県レッドリスト(2001年)に該当する種

※3: 環境省レッドリスト(2018年)と宮城県レッドリスト(2016年)に該当する種

※4: クリーン対策課ヒアリングより

※5: なとりのかんきょう 平成29年度測定等結果報告

※6: 平成29年度より温室効果ガス排出量の算定方法が変更されているため平成28年度の測定結果(なとりのかんきょう 平成28年度測定等結果報告)で評価した。

3. 前計画の目標達成に向けた取り組みの実績、評価

関係各課とのヒアリングなどを踏まえ、前計画における目標達成に向けた取り組み実績を整理するとともに、その取り組みの評価を行います。

取り組み状況の評価 ○:取り組みが進んだ施策 △:一定の取り組みが行われている施策
 ×:取り組みが進んでいない施策等
 ㊦:リーディングプロジェクトに関わる施策

基本目標	個別目標	施策	取り組み実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標1 多様な自然の保全と創造	1-1 山と海辺の緑を守りましょう	1. 環境保全地域の森林の保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆五社山自然散策路の刈り払い業務や不法投棄防止対策などを通し保護を図っている。 ◆五社山自然散策路の一部に崩壊がみられ、復旧に向けた検討をしている。 ◆震災の津波被害により折損・流失した海岸防災林の再生・復旧のため民間団体等と協働して植林を実施している。 	△
		2. 森林の無秩序な開発の防止…㊦	<ul style="list-style-type: none"> ◆森林の無届開発パトロールの適宜実施、広報やHPで法令遵守を周知しているが、無届出伐採や土砂採石の法違反もあった。 ◆県の定める地域森林計画に含まれる森林の立木や平地林を伐採するにあたっては、事前に、市や県に対し、伐採及び伐採後の造林の計画の届出(伐採届)を義務づけている。 	△
		3. 森林の適正管理	◆間伐については2016年で14.29ha、2017年で30.52haを実施している。	○
	1-2 水辺に自然のゾーンを作りましょう	4. 多自然型川づくり…㊦	<ul style="list-style-type: none"> ◆市管理の河川等での整備はできなかったが、増田川沿いの遊歩道の草刈などを実施した。 ◆閑上地区の土手の松を保全するため、松くい虫の防除、松並木沿いの草刈作業を実施した。(2016年度松喰虫防除剤散布:松44本) 	△
		5. 維持流量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆樽水ダムは、仙台地方ダム総合事務所により放流量は管理されており、量の見直しに関する協議までは至っていない。 ◆農業の観点から一定の水量確保が必要なため、実施しなかった。 	×
		6. ビオトープゾーンの形成…㊦	◆休耕田を利用したビオトープ形成は周辺農地への影響が懸念されるため実施しなかった。	×
		7. 「蛭の里」の復元…㊦	◆「蛭の里」の整備には至らず、蛭が生息する川内沢川付近で、毎年観察会を実施するにとどまった。	×
		8. 親水公園の整備	◆広浦、増田川、名取川などの自然環境や貞山運河の歴史環境を活用した親水公園の整備はできなかったが、手倉田や館腰地区に県で親水公園を整備した。また、市では、杜せきのした中央公園に自然環境に配慮したせせらぎ水路を整備した。	×
		9. ため池の整備	◆ため池の点検及び修繕を適時実施している。	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標1 多様な自然の保全と創造	1-3 里地の緑を守り、街の緑をつくりましょう	10. いぐねと鎮守の森の保全	◆所有者の意向、周辺への影響などの問題もあり、維持管理への支援を実施することができなかった。	×
		11. 「名取の巨木」の選定	◆必要に応じて伐採するなど既存の巨木の維持管理を行ったが、新たな選定には至らなかった。	×
		12. 公園の整備と街中でのスペースの確保	◆緑を生かした公園(十三塚公園)、せせらぎ水路や学習農園の機能を有した公園(杜せきのした中央公園)や大型遊具を配置した公園(美田園中央公園)など整備するとともにまた、復興事業において、公園・コミュニティ広場の整備を実施している。	○
		13. 街路樹のあるシンボルロードの整備	◆地区計画や車からの視界を考慮するなど街路樹の整備を行ったが、具体的なシンボルロードの整備までには至らなかった。	△
		14. 緑地率の高い都市の誘導	◆多くの緑を誘導するような公園等の整備については、落葉や倒木等の維持管理を考慮しながら進めたことから、必ずしも緑地率の向上につながったものではない。	△
基本目標2 動植物の保護	2-1 知ることからはじめましょう	15. 動植物のモニタリング調査の実施	◆情報の書き込みや閲覧ができるホームページ上の窓口については、これらの情報の信頼性などの確認が難しいと考え、事業実施には至らなかった。また、5～10年周期のモニタリング調査についても実施できなかったが、自然観察会や水生生物観察会等を通して、市民の身近なところで動植物に触れていただく機会の創出に努めた。	×
		16. 自然観察会の継続と充実 ...①	◆植物、ホタル、野鳥の観察会を継続して行っている。また、2018年度からは新たに水生生物観察会も実施している。	○
		17. 身近で自然とふれあえる場のマップづくり	◆豊かな自然をそのままの形で活用できるようなマップづくりについては、市民参加の手法や学校との連携などの仕掛けづくり等が出来なく、事業実施に至らなかった。	×
		18. 自然保護団体との情報交換	◆市内の環境団体にも観察会参加を呼びかけるなど、広く参集し情報交換を心がけている。	○
		19. 特徴のある森づくり	◆高館山自然観察路周辺は、カタクリ群生地となっており、市民主導型で「カタクリの里」が整備されている。 ◆造林、間伐を適切に実施しながら、松やナラ枯れ対策を行い、森林保全に努めている。	○
		20. 市民によるふれあいの場づくり	◆高館山自然観察路周辺に市民主導型で「カタクリの里」が整備された。 ◆震災により甚大な被害を受けた閑上地区では、水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを目指して「かわまちづくり」を実施している。市と国が連携して整備するもので、計画策定には地区住民等が参加している。	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標2 動植物の保護	2-2 市民参加の保護活動を始めましょう	21. 希少な動植物の保護	◆野鳥、植物、ホタル観察会や水生生物観察会をとおして観察や保護を行ってきた。また、結果についてもホームページに掲載している。	○
		22. 自然保護パトロールの充実	◆自然保護員は宮城県の制度であり、市では毎年1名が任命され、毎月パトロールを実施した。	○
		23. 用排水路の生息環境の保全	◆特に保全活動は実施していないが、ホタル観察会では用排水路の重要性について説明を行っている。 ◆「希少生物が確認できる用排水路」を整備する際は、自然の状態を保つため、水路底は極力未装工としている。 ◆下堀及び矢野目堀用排水路については、2016年度より整備を行っており、水路底は未装工とし、一部区間では環境を配慮した設計で整備を行っている。	○
		24. 環境保全型農業の促進	◆JAを通じて、園芸野菜トレーサビリティ推進事業を実施し、残留農薬検査や生産履歴簿の作成、農産物生産工程管理チェックリストの配布により、減農薬・低農薬野菜生産に努めており、さらには、環境保全米の生産にも取り組んでいる。	○
		25. 外来種の移入の防止	◆「なとりのかんきょう」に外来種の項目を載せ、周知を図っている。	○
基本目標3 街の潤いの創造	—	26. 花いっぱい運動の展開…①	◆名取市環境衛生組合連合会をとおし、花の植栽やポイ捨て、不法投棄を抑制する運動を展開した。	○
		27. 住宅地での緑化の推進	◆相互台、相互台東、ゆりが丘、みどり台、那智が丘、愛島台、愛の杜、杜せきのした、美田園、愛島郷地区では、地区計画を策定し、生け垣などの構造の制限を実施。街の潤いや良好な景観の創出に努めている。 ◆市内を緑化することにより、潤いと景観向上を図ることを目標に「はなもも」苗木の贈呈を実施している。	○
		28. 事業所での緑化の促進	◆地区計画により生垣などの設置する場合の美観等を制限している。 ◆工場立地法に該当する規模の事業所は届出により、緑地率を遵守した維持管理を行っている。また、名取市企業立地促進制度では、取得した土地に緑地がある場合、緑地保全助成金により、緑地保全のための助成を行っている。	○
基本目標4 水質汚濁の防止	—	29. 水質モニタリングの強化	◆川に流入するゴルフ場の排水の調査を毎年行い、農薬の生物への影響を調査するとともに、河川の油漏れなどの対応も併せて行った。 ◆宮城県の公共用水域の水質調査に関連して、下堀用水路2地点及び広浦3地点の水質調査を実施している。	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標4 水質汚濁の防止	—	30. 水生生物の観察 …㊦	◆2018年度より水生生物観察会を実施している。	○
		31. 公共下水道、農業集落排水の整備等	◆2007年度に汚水処理施設整備計画を策定し、計画的に整備を進めている。水洗化率100%を目指し、公共下水道未接続家屋に対して早期切り替えを促進している。 ◆農業集落排水については整備を完了しており、新たな整備は行わないこととしている。 ◆公共下水道については、2019年度整備完了に向け、鋭意努力しているところである。 ◆公共下水道、農業集落排水実施地区以外の地域について、合併処理浄化槽の普及を推進し、水質汚濁防止に努めている。 ◆震災により浄化槽の使用が不能になった地域の合併処理浄化槽設置に対し補助を実施している。	○
		32. 汚れた水を流さない運動の展開	◆家庭用使用済み天ぷら油回収を通し、啓発活動を行っている。 ◆ホームページにおいて家庭用使用済み天ぷら油の回収状況の公表、回収方法等について周知を図っている。 ◆冬季の油漏れ事故(灯油をホームタンクからポリタンクに小分けする際に流出した油が、水路や河川の水質を汚染すること等)に対する注意喚起をホームページで実施している。	○
基本目標5 交通による公害の防止	—	33. 緩衝帯の確保による影響の緩和	◆道路の歩道や街路樹(低木)を整備している。	○
		34. 道路構造対策等の促進	◆車道を排水性舗装にすることでタイヤの接地騒音を低減させている。 ◆土地利用状況の把握、道路交通情勢の把握、道路の構造等の把握を実施している。	○
		35. 渋滞の緩和活動の促進	◆市民に対し、パークアンドライドの周知による公共交通利用の呼びかけを行ったが、市内におけるマイカー利用自粛の啓発までには至らなかった。	△
		36. 航空機騒音対策の促進	◆航空機騒音測定(固定局5地点)を行い、航空機騒音の監視を行なうとともに、優先滑走路方式の遵守等について関係機関に要請している。 ◆航空機騒音については市民からの苦情が寄せられることが多いため、その都度その苦情を空港運営会社等関係機関に伝えてきたが、運行上の問題から全ての要望に応えていただくのは難しかった。	△
		37. 新幹線騒音対策の促進	◆新幹線の速度を考えると現在の音量以下にするのは技術的に難しいと聞いているが、県による定期的な測定による監視体制を整えている。 ◆市はホームページにおいて、その結果を公表している。	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標6 生活型の公害防止	—	38. 地域での監視体制の強化・・・㊟	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報に野焼き禁止や薪ストーブの使用注意などの記事を掲載し、予防・解決を図れるような体制を整えている。 ◆名取市環境衛生組合連合会をとおし、組合員によるごみの不法投棄やペット糞の放置等を防止する為のパトロール啓発活動を実施し、このパトロールによって地域での監視を強化している。 	○
		39. 焼却に対する規制とマナーの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民からごみの野外焼却に関する苦情や問い合わせが多く寄せられており、市では、発生源者に対し「野外焼却禁止のお知らせ」の配布指導を実施している。あわせて、広報へ野外焼却禁止記事を掲載し、啓発に努めている。 	○
		40. 生活騒音・夜間騒音の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活上の近隣騒音に係る苦情への対応については、案件ごとに対応し適切に指導している。 ◆市内の5箇所について測定を実施し、生活環境騒音の実態を把握している。 	○
基本目標7 散乱ごみの排除	—	41. 「ポイ捨て禁止条例(仮称)」の制定・・・㊟	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な不法投棄が頻発する傾向に変わり、ポイ捨て禁止条例(仮称)の内容が現況とあわなかったことから制定を見送った。 	×
		42. 散乱ごみ追放モデル地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地区の運用についての検討が十分に行われなかったため、地区の設定ができなかった。 	×
		43. 水辺の一斉清掃活動の展開・・・㊟	<ul style="list-style-type: none"> ◆清掃用ごみ袋の配布や収集物の回収を通じ清掃活動の展開を支えてきた。 ◆名取市の水源となっている樽水ダム環境保全を図るため、名取市管工事業協同組合及び水道事業所職員の共同で、ダム周辺の不法投棄ゴミ等の清掃を実施している。 	○
		44. 不法投棄防止パトロールの強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の不法投棄頻発場所に監視カメラを設置し、監視体制を強化し、不法投棄防止や投棄者の特定を行ってきた。 ◆市及び委託業者による不法投棄のパトロールを実施している。 ◆名取市環境衛生組合連合会をとおし、組合員によるごみの不法投棄のパトロール啓発活動を実施。このパトロールによって地域での監視を強化している。 	○
		45. 犬の飼育方勉強会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ふるさと名取秋まつりにて、公益社団法人宮城県獣医師会主体で「しつけ方教室」を実施している。 	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標8 ごみの減量	8-1 ごみは排出段階から減らしましょう	46. 生ごみの堆肥化促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進するため、購入費の一部を補助し、生ごみ堆肥化容器の普及を促進している。 ◆ホームページで購入費補助事業の内容や様式を掲載するとともに、名取市ごみ減量等推進協議会がふるさと名取秋まつりにて展示を行うなどの周知活動を行った。 	○
		47. 購入段階でのごみ減量運動の展開	◆積極的な運動は行っていないが、名取市ごみ減量等推進協議会をとおしエコバックの推進、啓発用パンフレットの配布などを行った。	△
	8-2 リサイクルの仕組みをつくりましょう	48. グリーン購入の推進	◆毎年度予算の執行方針を定めるにあたり、「グリーン購入の推進」を位置づけ、各課における自主的な対応を促している。	○
		49. リサイクルの拠点づくり… 	◆市内でのリサイクルの拠点づくりを検討するまでに至らなかったが、名取市・岩沼市・亶理町・山元町の2市2町の構成による亶理名取共立衛生処理組合で運営している岩沼東部環境センターを活用し、適時リサイクルに関する仕組みを学ぶ施設見学会を行った。	△
		50. 資源回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆キロあたり3円の集団資源回収奨励金を設け、資源回収の促進及び市民の意識高揚を図っている。 ◆家庭用使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料にリサイクルすることによって、ごみの減量化を図っている。 	○
51. リサイクルの取組み強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆2016年度からはリサイクル15分別となり、ごみの出し方の冊子拡充、ホームページでの周知徹底、出前講座での分別の説明を行い、リサイクルへの取組みの意識向上を図っている。 ◆市民、事業者及び行政が一体となつてごみの減量化及び資源化を推進することを目的とする名取市ごみ減量等推進協議会を設置しており、ごみ減量・リサイクル推進のための実効ある方策を検討している。 	○		
基本目標9 地球温暖化の防止	9-1 みんなで工夫しましょう	52. 「地球環境問題対策委員会(仮称)」の設置	◆既存の環境審議会が同様の役割を果たしていることから、設置は不要と判断した。	×
		53. 環境モニター制度によるエネルギー使用量の把握と削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度の設置には至らなかったが、「なとりのかんきょう」で庁内のエネルギー削減について公表している。 ◆「名取市役所温室効果ガス排出量抑制等のための実行計画」により、市の事務事業の温室効果ガス排出量削減を計画的に実施している。 	×
		54. エネルギー削減費を積み立てるグリーン予算制度の導入	◆グリーン予算制度の導入には至らなかったが、平成23年度に創設された「みやぎ環境交付金」を活用したLED化を図り、電気の使用量を削減した。	×

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標9 地球温暖化の防止	9-1 みんなで工夫しましょう	55. 自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車を通して地球環境を考える運動について展開することはできなかった。 ◆都市計画道路に自転車通行帯を整備し、名取駅西口の駐車場を増床した。 ◆被災した名取市サイクルスポーツセンターの再建を目指して、現地において災害復旧事業を進めている。 ◆「自転車利用環境整備計画」により、歩行者通行位置と自転車走行位置を色と標識で明示した。 	○
	9-2 新エネ・省エネ設備を導入しましょう	56. 住宅への太陽光発電の導入促進…㊦	◆市での助成制度創設までには至らなかったが、国、県、民間事業者等の制度が創設されたことから、その周知啓発を行った。	×
		57. 公共施設へのソーラーシステムの率先導入…㊦	◆災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、災害先進地域を目指すことを目的に公共施設再生可能エネルギー等導入事業を実施。学校や公民館を中心に太陽光発電の施設を導入している。	○
		58. 公共施設の省エネ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内においては、低燃費車や電気自動車の導入やクールビズ・ウォームビズについて積極的に周知し、エコオフィス化を図った。 ◆みやぎ環境交付金を活用し、市庁舎の照明をLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2012～2018年度 累計 1,141 箇所更新) ◆みやぎ環境交付金を活用し、道路照明を水銀灯からLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2011～2018年度 累計 372 箇所更新) ◆リースにより名取市内の街路灯をLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2016年度時点 4,021 箇所更新) ◆みやぎ環境交付金を活用し、公園及び緑道等の照明灯をLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2016～2018年度 累計 74 箇所更新) ◆みやぎ環境交付金を活用し、文化会館内の照明をLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2014～2018年度 累計 338 箇所更新) ◆みやぎ環境交付金を活用し、名取駅東西自由通路の照明をLEDに更新し、CO₂排出量の削減を図った。(2011年度 102 箇所更新) 	○

基本目標	個別目標	施策	事業等実施状況(2003年度～2018年度)	評価
基本目標10 参加型社会の形成	—	59.「地域づくり委員会(仮称)」による自主活動の促進	◆各地区の環境衛生組合連合会による環境美化活動を通し、身近な地域の生活環境の向上に取り組んだ。 ◆市民団体による自然環境保全の活動や自然に親しむ活動が行われた。	△
		60.体験型の環境学習プログラムの開発…㊦	◆環境学習プログラムの作成までには至らなかったが、各学校の授業等でリサイクルに関する取り組みが実施された。	△
		61.環境学習出前講座の充実	◆定期的にごみの出し方や名取の環境について講座を設けている。	○
		62.市民の知恵の募集と活用	◆市ごみ減量等推進協議会がふるさと名取秋まつりに参加し、不用品を利用したリサイクル品の実演・展示を行うなど、市民の意見をもとにリサイクルに係る周知啓発等を図ることができた。	△
		63.こどもエコクラブの充実…㊦	◆こどもエコクラブ自体の活動が行われなかった。	×

注： 部分は「×(取り組みが進んでいない施策、現状等を踏まえ取り組みを見合わせている施策)」を示す。

4. 復旧・復興事業の取り組み状況

前計画の計画期間中には、東日本大震災が発生し、本市も沿岸部を中心に大きな被害が発生しました。復旧・復興事業は、本市の自然環境や、生活環境にも関連することから、環境との関連性を踏まえ、これまで取り組まれてきた復興事業について整理します。

震災以降、45の復旧・復興事業が実施され、うち25の事業が2018年度末までに完了しました。

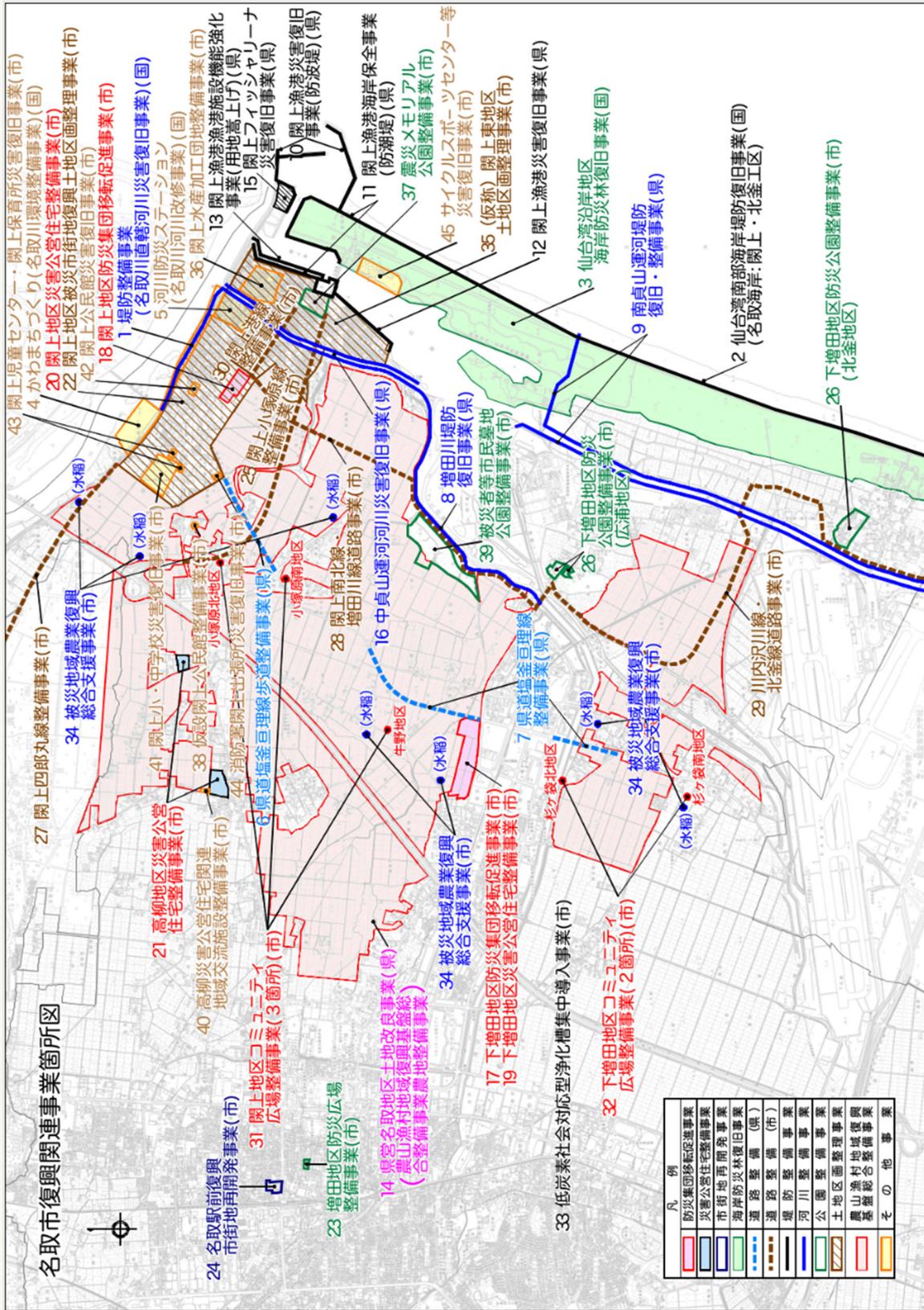
〈復旧・復興事業実施状況（2019年3月末時点）〉

事業No.	事業名	事業主体	事業施行期間
1	名取川堤防整備事業(名取川直轄河川災害復旧事業)	国	2011年度～2017年度
2	仙台湾南部海岸堤防復旧事業(名取海岸:閑上・北釜工区)	国	2011年度～2016年度
3	仙台湾沿岸地区海岸防災林復旧事業	国	2011年度～2020年度
4	かわまちづくり(名取川環境整備事業)	国	2015年度～
5	河川防災ステーション(名取川河川改修事業)	国	2015年度～
6	主要地方道塩釜亘理線歩道整備事業	県	2012年度～
7	主要地方道塩釜亘理線整備事業	県	2006年度～2017年度
8	増田川堤防復旧事業	県	2011年度～2017年度
9	南貞山運河堤防復旧・整備事業(増田川河口付近)	県	2011年度～2017年度
10	閑上漁港災害復旧事業(防波堤)	県	2013年度～2015年度
11	閑上漁港海岸保全事業(防潮堤)	県	2013年度～2020年度
12	閑上漁港災害復旧事業	県	2012年度～2019年度
13	閑上漁港漁港施設機能強化事業(用地嵩上げ)	県	2013年度～2017年度
14	県営名取地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業農地整備事業)	県	2012年度～2020年度
15	閑上フィッシャリーナ災害復旧事業	県	2015年度～2018年度
16	中貞山運河河川災害復旧事業	県	2011年度～2018年度
17	下増田地区防災集団移転促進事業	市	2012年度～2019年度
18	閑上地区防災集団移転促進事業	市	2014年度～2019年度
19	下増田地区災害公営住宅整備事業	市	2014年度～2015年度
20	閑上地区災害公営住宅整備事業	市	2014年度～2017年度
21	高柳地区災害公営住宅整備事業	市	2014年度～2017年度
22	閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業	市	2013年度～2019年度
23	増田地区防災広場整備事業	市	2012年度～2016年度
24	名取駅前復興市街地再開発事業	市	2012年度～2018年度
25	閑上小塚原線整備事業	市	2014年度～2019年度
26	下増田地区防災公園整備事業(広浦・北釜地区)	市	2013年度～2018年度
27	閑上四郎丸線整備事業	市	2014年度～2017年度
28	閑上南北線・増田川線道路事業	市	2012年度～2019年度
29	川内沢川線・北釜線道路事業	市	2012年度～2019年度
30	閑上港線整備事業	市	2014年度～2018年度

事業 No.	事業名	事業 主体	事業施行期間
31	閑上地区コミュニティ広場整備事業(小塚原北)	市	2013年度～2016年度
32	下増田地区コミュニティ広場整備事業(杉ヶ袋北)	市	2013年度～2016年度
33	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業	市	2012年度～2020年度
34	被災地域農業復興総合支援事業	市	2012年度～2016年度
35	閑上東地区被災市街地復興土地区画整理事業	市	2016年度～2019年度
36	閑上水産加工団地整備事業	市	2015年度～2017年度
37	震災メモリアル公園整備事業	市	2015年度～2019年度
38	仮設閑上公民館整備事業	市	2015年度
39	被災者等市民墓地公園整備事業	市	2013年度～2019年度
40	高柳災害公営住宅関連地域交流施設整備事業	市	2015年度～2016年度
41	閑上小・中学校災害復旧事業	市	2014年度～2017年度
42	閑上公民館災害復旧事業	市	2015年度～2019年度
43	閑上児童センター・閑上保育所災害復旧事業	市	2016年度～2019年度
44	消防署閑上出張所災害復旧事業	市	2017年度～2018年度
45	サイクルスポーツセンター等災害復旧事業	市	2014年度～2019年度

注1: 部分は2019年3月末時点、事業が完了していないものを示す。

出典:名取市HP 復興事業マップを基に作成



第2章 名取市の環境

2-1 自然環境

1. 現況

(1) 地勢

名取市は、仙台市の南東に隣接し、名取川や増田川などが流れる肥沃な大地が広がり、気候も東北地方としては温暖なことから、古くから市中央部では、農業が営まれてきました。

市域は、東西 15 km、南北 8 kmで東西に長い長方形で、西部は高館山や五社山が連なるなだらかな丘陵地、中央部は平坦で居住・農業の中心地域、東部は平坦な海浜湿地から太平洋に面しており、山から海までを有した自然豊かな地域です。

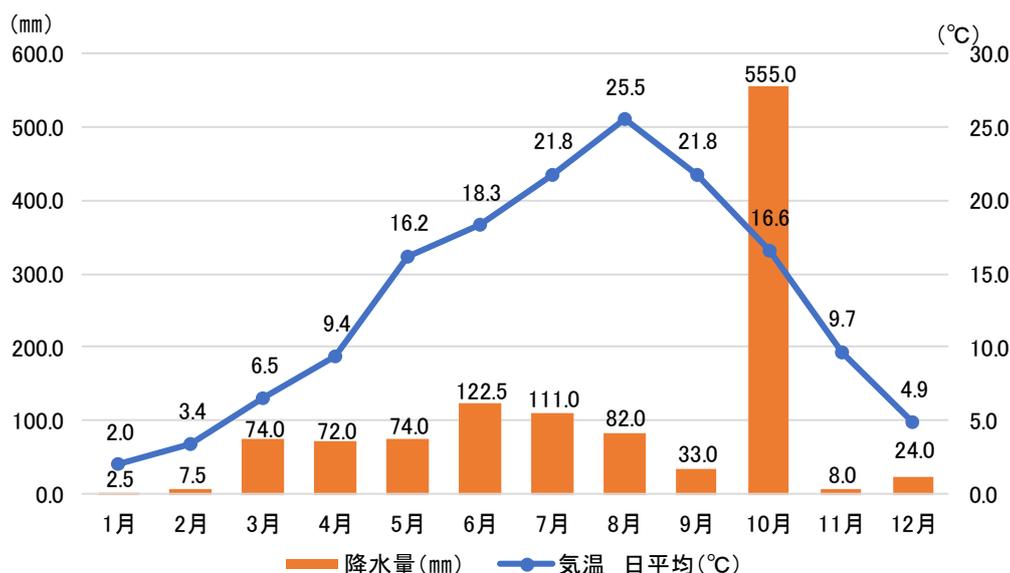
(2) 気象状況

近年の名取市の年平均気温は 12℃～13℃程度、年降水量は 1,000 mmから 1,150 mm程度、年平均の風速は 3.0m/sec～3.4m/sec 程度となっています。

最も気温が低くなる 1 月においても、月の日平均気温が 2℃程度であり、東北地方としては温暖で、暮らしやすい気候です。

気候的に温暖帯から冷温帯に移行する推移帯（間帯）に位置しており、多様な動植物が生息する学術的に貴重な地域となっています。

〈2019年 月別日平均気温及び降水量〉



〈2010年～2019年（10年間）の気象状況〉

年	気温(°C)					風速 (m/sec)		降水量 (mm)		最深積雪 日量 (cm)
	平均			極		平均	最大	総量	最大 日量	
	平均	最高	最低	最高	最低					
2010年	12.8	17.00	8.7	36.0	-9.4	3.0	22.4	1,221.5	83.0	23
2011年	13.2]	17.6]	9.1]	35.9	-10.0]	3.0]	20.5]	1,059.0]	251.5]	11]
2012年	12.1	16.2	8.3	32.7	-11.8	3.2	22.9	976.5	72.5	15
2013年	12.2	16.4	8.1	36.0	-10.0	3.3	26.0	1,014.0	102.0	23
2014年	12.2	16.6	8.1	33.4	-8.6	3.4	18.6	1,189.5	102.5	25
2015年	13.1	17.2	8.9	33.1	-5.5	3.4	20.8	1,155.0	103.5	18
2016年	13.1	17.3	8.9	35.0	-7.3	3.4	21.5	1,114.0	90.5	7
2017年	12.3	16.7	8.1	34.6	-9.8	3.4	20.1	1,149.5	156.0	3
2018年	13.1	17.5	8.7	37.3	-9.2	3.3	22.3	888.0	86.0	15
2019年	13.0	17.4	8.6	34.0	-6.2	3.4	19.6	1165.5	240.0	-

注1:]:統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す(資料不足値)。

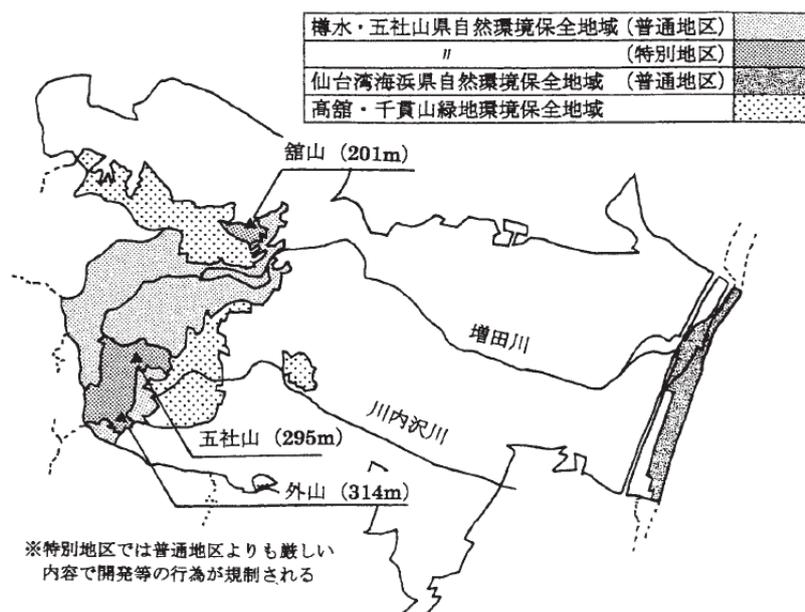
出典:気象庁「過去の気象データ 名取観測所」 「なとりのかんきょう(平成30年度版)」のデータを基に作成

(3) 森林

本市の西部は、高館山や五社山が連なるなだらかな丘陵地が形成されており、都市近郊としては豊かな自然が多く残されています。

丘陵地の大部分は、県の自然環境保全条例によって「樽水・五社山県自然環境保全地域」及び「高館・千貫山緑地環境保全地域」に指定されており、地域の自然環境保全のため、地域内での開発や行為に対する規制が行われています。

〈県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域指定状況〉



〈樽水・五社山県自然環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域の概要〉

保全地域	地域の概要
樽水・五社山県自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆名取市と村田町にまたがり、仙台平野の南西部、北は高館山から南は阿武隈川に面した千貫山まで、南北に幅 5km で細長く連なる高館丘陵の中にあって、樽水ダム(1977 年完成)と五社山(標高 295m)を中心とした地域。 ◆気候的に暖温帯から冷温帯に移行する推移帯(間帯)に位置していることから、多様な動植物が生息する豊かな生物相を呈しており、学術的にも貴重な地域。中でも、熊野那智神社が鎮座する高館山のモミ・ウラジロガシ林は貴重。 ◆植生等 <ul style="list-style-type: none"> ○高館山のモミ・ウラジロガシ林は、暖温帯から冷温帯へ移行するあたりの気候帯を特徴づけるもので、モミ・イヌブナ林とともに貴重な森林。高館山では、モミ林の中に暖帯性のウラジロガシ、ヤブツバキ、シロダモなどの常緑広葉樹が目立つ。 ○高館山丘陵一帯はコナラ・クリ林でおおわれており、宮城県の里山の典型を見ることができ、動物相も豊富。近年、地域に生息するオオムラサキやヒメギフチョウが減少。
高館・千貫山緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆高館丘陵のうち、県自然環境保全地域に指定されている樽水・五社山地域を除いた残りの地域。 ◆高館丘陵は、広義の仙台平野における代表的な丘陵の一つで、基盤は、主に数百万年前の火山岩、火砕岩と花崗岩類から成り、硬い岩石が多いため、長い年月の間にもあまり侵食されず、ゆるやかな丘陵として残っている。 ◆地域内には古くからの寺社・仏閣や遺跡など歴史を感じさせるものが多く、それが豊かな自然の中にほどよく溶け込んでいる。 ◆植生等 <ul style="list-style-type: none"> ○植生は、コナラ・クリの二次林とスギ植林、アカマツ植林が高い占有率を示す。 ○動物は、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、ホンドイタチなど県内の丘陵地にふつうの種類が多く、鳥類はサンコウチョウ、ノスリ、フクロウ、アカゲラなどが認められている。 ○本地域では国蝶のオオムラサキの姿も見られる。 ○コナラ・クリ林やクヌギ林がある所では、セセリチョウやヒカゲチョウ、シジミチョウの仲間が多く認められ、こうした林の中には、カブトムシ、ミヤマクワガタ、カナブン、アオオサムシなども生息。

出典：宮城県 HP「宮城県の自然公園・県自然環境保全地域の紹介」を基に作成



樽水ダム周辺の森林



高館山周辺の自然

★県自然環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全法に基づき国が指定した環境保全地域（県内なし）以外の地域で次のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域を、知事は県自然環境保全地域として指定することができます。

- (1) 高山性、亜高山性植生を有する森林
- (2) 極盛相に近いすぐれた天然林
- (3) 特異な地形、地質
- (4) 極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜
- (5) 特定の植物群落地、野生動物の生息地等

★県緑地環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域で次のいずれかに該当し、自然的社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、知事は緑地環境保全地域として指定することができます。

- (1) 都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼
- (2) 都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等
- (3) 地域を象徴する歴史的、文化的社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域

出典：宮城県 HP「宮城県の自然公園・県自然環境保全地域の紹介」

(4) 農地

本市は、中央部の平坦な地形中心に、農地が形成されてきました。

2011年3月の東日本大震災の津波により、仙台東部道路周辺から東側の農地は壊滅的被害を受けましたが、その後の復旧工事やほ場整備により、現在は、大部分の水田において水稻作付が可能となるなど、被災地域の営農が再開されつつあります。

屋敷林などもみられ、のどかな農村風景を望むことができます。



(5) 河川

本市を代表する河川としては、名取川、増田川、川内沢川などがあげられ、大半の河川は、市の西部から太平洋へ注いでいます。江戸時代に開削された貞山運河が市東部を南北に走り、現在は、東日本大震災で被災した運河の整備が進められています。

増田川や川内沢川では、毎年、市が野鳥観察会やホテル観賞会などを開催しているほか、名取川においても、民間等による「ミズベリングゆりあげ」の取り組みが始まっています。また、貞山運河では、2018年度から舟運事業に取り組んでおり、河川は、市民等の自然とのふれあいや憩いの場として活用されています。

〈名取市を流れる河川一覧〉

河川名	区分	水系	県管理 延長(km)
名取川	一級	名取川	30.0 (12.5)
増田川	一級	名取川	19.2
中貞山運河	一級	名取川	1.7
南貞山運河	一級	名取川	5.4
川内沢川	一級	名取川	9.4
川内沢川放水路	一級	名取川	5.6
上町川	一級	名取川	1.0
田高沢川	一級	名取川	1.3
七沢川	一級	名取川	0.9
二流沢川	一級	名取川	2.0
五間堀川	一級	阿武隈川	20.7
志賀沢川	一級	阿武隈川	7.4

注 1: ()は指定区間外(国管理)

注 2: 河川延長は名取市近隣市町分を含む。

出典:平成 28 年度名取市統計書(宮城県土木部
河川課資料)



(6) 海岸

市内東部は太平洋に面しており、海岸線は、県の自然環境保全条例によって「仙台湾海浜県自然環境保全地域」に指定されています。

名取川などの河川が太平洋に注ぎ、そこから供給される土砂と海岸流によって、砂浜が形成され、震災前は、先人たちが防潮林として植えたクロマツが広がる見事な白砂青松の美しい砂浜景観を呈していました。また、震災前は、河口部に干潟が発達し、シギ・チドリ類などの水鳥の格好の渡来地となっていたほか、ハマボウフウなどの砂浜植物群落や塩生植物群落などがみられ、多様な動植物相を呈していました。

震災により、市内沿岸部は壊滅的な被害を受け、海岸林が流出するなど、自然環境や、動植物の生態系に大きな影響を受けています。現在は、復興事業により、海岸林を再生させる取り組みが官民連携で進められています。



(7) 動植物の分布状況

哺乳類 13 科 23 種、鳥類 15 科 155 種、両生類・爬虫類 14 科 26 種、魚類 30 科 71 種、昆虫類 288 科 2002 種、底生動物 156 科 446 種、植物 210 科 1759 種が名取市に分布していることを文献調査により確認できます。

また、レッドリスト等に該当する種は下記の表 1 から表 7 に示す、哺乳類 3 科 3 種、鳥類 18 科 38 種、両生類・爬虫類 7 科 9 種、魚類 12 科 21 種、昆虫類 35 科 54 種、底生動物 32 科 46 種、植物 98 科 295 種あります。

また、希少な植物群落（表 8）や生物多様性の観点から重要度の高い湿地（表 9）も本市には残されています。

表 1. 哺乳類の重要種

No.	目名	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
1	コウモリ目(翼手目)	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ科 1*4			※	※
2	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ				要
3	ウシ目(偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	特天			要
	3 目	3 科	3 種	1 種	0 種	1 種	3 種

表 2. 鳥類の重要種

No.	目名	科名	種名*3	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	CR+EN
2	カモ目	カモ科	コクガン	天		VU	VU
3			オシドリ			DD	
4	ミズナギドリ目	ウミツバメ科	クロコシジロウミツバメ			CR	VU
5	ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ			EN	NT
6			ヨシゴイ			NT	NT
7			オオヨシゴイ			CR	CR+EN
8			ミゾゴイ			VU	NT
9			カラシラサギ			NT	DD
10	ツル目	クイナ科	クイナ				要
11			ヒメクイナ				要
12			ヒクイナ			NT	CR+EN
13	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD	要
14			シロチドリ			VU	NT
15		シギ科	オオジシギ			NT	NT
16			ホウロクシギ			VU	NT
17			ヘラシギ		国内	CR	VU
18			ズグロカモメ			VU	要
19		カモメ科	コアジサシ		国際	VU	VU
20	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	
21		タカ科	ハチクマ			NT	NT
22			チュウヒ		国内	EN	NT
23			ツミ				DD
24			ハイタカ			NT	NT
25			オオタカ			NT	NT
26			サシバ			VU	VU
27	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				VU
28			コミミズク				要
29	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				要
30			ヤマセミ				要
31	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT
32	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	VU
33		モズ科	チゴモズ			CR	CR+EN
34			アカモズ			EN	CR+EN
35		ムシクイ科	オオムシクイ			DD	

No.	目名	科名	種名*3	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
36	スズメ目	センニュウ科	オオセツカ		国内	EN	VU
37		ホオジロ科	ノジコ			NT	要
38			コジュリン			VU	VU
	11目	18科	38種	1種	5種	31種	35種

表 3. 両生類・爬虫類の重要種

No.	目名	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ			NT	NT
2			クロサンショウウオ			NT	LP
3			イモリ科	アカハライモリ			NT
4	無尾目	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	NT
5			ツチガエル				NT
6	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ			EN	DD
7		イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	DD
8		スッポン科	ニホンスッポン			DD	DD
9	有鱗目	ナミヘビ科	シロマダラ				DD
	4目	7科	9種	0種	0種	7種	9種

表 4. 魚類の重要種

No.	目名	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1					
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016		
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類				NT		
2			カワヤツメ			VU	DD		
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	NT		
4	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ			EN			
5			キンブナ			VU	NT		
6			アカヒレタビラ			EN	CR+EN		
7			エゾウグイ			LP	VU		
8			ツチフキ			EN			
9			ドジョウ科	ドジョウ			NT		
10			フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	NT	
11			ナマズ目	ギギ科	ギバチ			VU	NT
12			サケ目	サケ科	サクラマス			NT	NT
13					サクラマス(ヤマメ)			NT	
14	トゲウオ目	トゲウオ科	ニホンイトヨ			LP	DD		
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ			VU	NT		
16		サヨリ科	クルマサヨリ			NT	DD		
17	スズキ目	カジカ科	ウツセミカジカ(回遊型)				VU		
18		ハゼ科	ヒモハゼ			NT	NT		
19			シロウオ			VU	VU		
20			アペハゼ				NT		
21			マサゴハゼ			VU	CR+EN		
	8目	12科	21種	0種	0種	18種	17種		

表 5. 昆虫類の重要種

No.	目名	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1				
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016	
1	トンボ目(蜻蛉目)	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT		
2		ヤンマ科	マダラヤンマ			NT	NT	
3			カトリヤンマ				CR+EN	
4		エゾトンボ科	オオトラフトンボ				VU	
5			タカネトンボ			VU	CR+EN	
6	バッタ目(直翅目)	キリギリス科	カスミササキリ				NT	
7		ヒバリモドキ科	ハマスズ				CR+EN	
8		バッタ科	ヤマトマダラバッタ				VU	
9	カメムシ目(半翅目)	ヨコバイ科	コミズク				要	
10			スナヨコバイ			NT	CR+EN	
11		コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	
12			タガメ			VU	CR+EN	
13	アミメカゲロウ目(脈翅目)	ツノトンボ科	ツノトンボ				CR+EN	
14		ウスバカゲロウ科	オオウスバカゲロウ				CR+EN	
15	チョウ目(鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ			NT		
16		タテハチョウ科	オオムラサキ			NT		
17		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	NT	
18		ツトガ科	ツチイロツトガ				NT	
19		シャクガ科	ナカシロオビエダシャク				DD	
20		ヤガ科	ヌマベウスキヨトウ			VU		
21		コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	ハマベミズギワゴミムシ				VU
22			セアカオサムシ			NT	NT	
23			キバナガミズギワゴミムシ				VU	
24			ギョウトクコミズギワゴミムシ			VU	DD	
25			ヒョウタンゴミムシ				NT	
26	ハンミョウ科		カワラハンミョウ			EN	CR+EN	
27	ゲンゴロウ科		シマケシゲンゴロウ				VU	
28			クロゲンゴロウ			NT		
29			ゲンゴロウ			VU	NT	
30			マルコガタノゲンゴロウ		国内	CR	DD	
31			オオイチモンジシマゲンゴロウ			EN	VU	
32			キベリマメゲンゴロウ			NT		
33			エゾヒメゲンゴロウ				DD	
34	ミズスマシ科		ミズスマシ			VU		
35	ガムシ科		コガムシ			DD		
36	コガネムシ科		ヤマトケシマゴソコガネ				NT	
37			ナガスネエンマコガネ				DD	
38	コメツキムシ科		カワイヒラアシコメツキ				DD	
39			スナサビキコリ				NT	
40	ホタル科		ゲンジボタル				NT	
41			ヒメボタル				NT	
42	カミキリムシ科		ヨツボシカミキリ			EN	CR+EN	
43	ハムシ科		オオルリハムシ			NT	NT	
44	ハチ目(膜翅目)		クモバチ科	アカゴシベッコウ				NT
45				チシマシロフベッコウ				NT
46			ツチバチ科	オオモンツチバチ				NT
47			ギングチバチ科	クロケラトリバチ				DD
48			ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ			VU	CR+EN
49			アリマキバチ科	アシジロヨコバイバチ				NT
50				キアシマエダテバチ				DD
51		フシダカバチ科	クスジツチスガリ				VU	
52		ヒメハナバチ科	エチゼンヒメハナバチ				NT	
53		ミツバチ科	クロマルハナバチ			NT		
54		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ				VU	
	7 目	35 科	54 種	0 種	1 種	24 種	45 種	

表 6. 底生動物の重要種

No.	目名	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1				
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016	
1	異紐虫目	リネウス科	オロチヒモムシ				NT	
2	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ			VU		
3		ウミニナ科	ウミニナ			NT	NT	
4		カワニナ科	チリメンカワニナ				NT	
5		キバウミニナ科	フトヘナタリガイ				VU	
6		ワカウラツボ科	カワグチツボ			NT	CR+EN	
7			サザナミツボ			NT	CR+EN	
8		カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウ			NT	VU	
9			ツブカワザンショウガイ				NT	
10			ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ				NT	
11			ヨシダカワザンショウガイ				VU	
12		ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU	VU	
13			エドガワミズゴマツボ			NT	DD	
14		真後鰓目	ヘコミツラガイ科	マツシマコメツブ				DD
15	汎有肺目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD		
16			モノアラガイ			NT		
17		ヒラマキガイ科	ヒメヒラマキミズマイマイ			EN	DD	
18			ミズコハクガイ			VU	DD	
19			ヒラマキガイモドキ			NT		
20	フネガイ目	フネガイ科	アカガイ				NT	
21	イシガイ目	イシガイ科	カラスガイ			NT	CR+EN	
22			マツカサガイ			NT	VU	
23	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ			NT		
24			マシジミ			VU	DD	
25		マルスダレガイ科	ハマグリ			VU	VU	
26		ニッコウガイ科	ヒメシラトリガイ				NT	
27			ユウシオガイ			NT	NT	
28		シオサザナミ科	ムラサキガイ			VU	DD	
29		マテガイ科	マテガイ				NT	
30		オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ			NT	NT
31		サシバゴカイ目	ゴカイ科	イトメ				NT
32	イトゴカイ目	イトゴカイ科	シダレイトゴカイ				NT	
33	ヨコエビ目	カマカヨコエビ科	モリノカマカ				DD	
34	ワラジムシ目	ハマダンゴムシ科	ハマダンゴムシ				DD	
35	エビ目	ベンケイガニ科	アカテガニ				NT	
36		モクスガニ科	トリウミアカイソモドキ				VU	
37			ハマガニ				CR+EN	
38		ムツハアリアケガニ科	アリアケモドキ				NT	
39		スナガニ科	スナガニ				VU	
40		コウチュウ目(鞘翅目)	ゲンゴロウ科	キボシケシゲンゴロウ			DD	
41	キベリマメゲンゴロウ					NT		
42	ミズスマシ科		ミズスマシ			VU		
43	ヒメドロムシ科		ヨコミゾドロムシ			VU		
44			ケスジドロムシ			VU	DD	
45	ホタル科		ゲンジボタル				NT	
46	無足目	イカリナマコ科	ヒモイカリナマコ				DD	
	15 目	32 科	46 種	0 種	0 種	25 種	37 種	

表 7. 植物の重要種

No.	分類	科名	種名* ²	重要種(選定基準)* ¹			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
1	蘚類	ミズゴケ科	コアナミズゴケ				CR+EN
2			オオミズゴケ			NT	CR+EN
3			シタミズゴケ				CR+EN
4		キセルゴケ科	クマノチョウジゴケ				VU
5		イクビゴケ科	クマノゴケ			NT	CR+EN
6		ギボウシゴケ科	ヤマトハクチョウゴケ			VU	NT
7		ハイヒモゴケ科	カサゴケモドキ			VU	CR+EN
8		ハリガネゴケ科	コハイヒモゴケ				CR+EN
9		ヤナギゴケ科	ヤリノホゴケ				VU
10		ハイゴケ科	コウライイチイゴケ				CR+EN
11	苔類	ヤバネゴケ科	シフネルゴケ				CR+EN
12		ハネゴケ科	ヨコグラハネゴケ				CR+EN
13		クラマゴケモドキ科	クラマゴケモドキ				CR+EN
14		クサリゴケ科	ヤマナカヨウジョウゴケ				VU
15			マルバヒメクサリゴケ				VU
16		チヂレヤハズゴケ科	エゾヤハズゴケ				CR+EN
17		ウキゴケ科	ウキゴケ				CR+EN
18			イチョウウキゴケ			NT	CR+EN
19	維管束植物	イワヒバ科	イヌカタヒバ			VU	
20		ミズニラ科	ミズニラ			NT	NT
21			ミズニラモドキ			VU	CR+EN
22			ハナヤスリ科	ヤマハナワラビ			
23			トネハナヤスリ			VU	CR+EN
24		ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ				NT
25		サンショウモ科	アカウキクサ			EN	CR+EN
26			サンショウモ			VU	NT
27		イノモトソウ科	イノモトソウ				NT
28			オオバノハチジョウシダ				CR+EN
29		メシダ科	ハコネシケチシダ				VU
30			ホソバイヌワラビ				NT
31			ヒカゲワラビ				VU
32			オニヒカゲワラビ				VU
33		オンダ科	ミヤコヤブソテツ				CR+EN
34			オオイタチシダ				NT
35			キノクニベニシダ				VU
36			キヨスミヒメワラビ				VU
37			イノデモドキ				VU
38		ウラボシ科	マメヅタ				NT
39			イワオモダカ				VU
40		スイレン科	オニバス			VU	EX
41		ドクダミ科	ハンゲショウ				VU
42		ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ			NT	CR+EN
43		クスノキ科	ヤブニッケイ				CR+EN
44		オモダカ科	サジオモダカ				NT
45			マルバオモダカ			VU	CR+EN
46			アギナシ			NT	VU
47		トチカガミ科	ヤナギスブタ				VU
48			トチカガミ			NT	CR+EN
49			ムサシモ			EN	CR+EN
50			ヒロハトリゲモ			VU	VU
51			イトトリゲモ			NT	NT
52			ホッスモ				VU
53			イバラモ				CR+EN
54			トリゲモ			VU	CR+EN
55			オオトリゲモ				CR+EN
56			イトイバラモ			VU	CR+EN
57			ミズオオバコ			VU	NT
58			コウガイモ				CR+EN
59			セキシウモ				CR+EN
60		シバナ科	シバナ			NT	CR+EN
61		アマモ科	コアマモ				要
62		ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ			VU	CR+EN
63	イトモ				NT	要	
64	エゾヤナギモ					CR+EN	

No.	分類	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
65	維管束植物	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	VU
66			エゾノヒルムシロ				VU
67			センニンモ				VU
68			ミズヒキモ				VU
69			ホソバミズヒキモ				VU
70			ヒロハノエビモ				CR+EN
71			ツツイトモ			VU	CR+EN
72			ササバモ				CR+EN
73			リュウノヒゲモ			NT	CR+EN
74			イトクズモ			VU	CR+EN
75		カワツルモ科	カワツルモ			NT	VU
76		ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ			VU	CR+EN
77		シュロソウ科	クマバツクバネソウ				VU
78		サルトリイバラ科	マルバサンキライ				CR+EN
79		ユリ科	アマナ				VU
80		ラン科	ムギラン			NT	CR+EN
81			エビネ			NT	VU
82			キンセイラン			VU	CR+EN
83			ナツエビネ			VU	CR+EN
84			キンラン			VU	VU
85			クゲヌマラン			VU	CR+EN
86			ユウシュンラン			VU	NT
87			コアツモリソウ			NT	CR+EN
88			クマガイソウ			VU	CR+EN
89			エゾスズラン				NT
90			ハマカキラン			VU	NT
91			オオミズトンボ			EN	CR+EN
92			マツラン			VU	CR+EN
93			ミズトンボ			VU	CR+EN
94	ヒメノヤガラ				VU	VU	
95	ジガバチソウ					NT	
96	ノビネチドリ					VU	
97	ヒメフタバラン					要	
98	サギソウ				NT	CR+EN	
99	ミズチドリ					VU	
100	ツレサギソウ					NT	
101	マイサギソウ					CR+EN	
102	ヤマサギソウ					VU	
103	ウチョウラン				VU	CR+EN	
104	カヤラン					VU	
105	アヤメ科		ヒオウギ				CR+EN
106			ヒメシャガ			NT	NT
107		カキツバタ			NT	VU	
108		アヤメ				NT	
109	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ				VU	
110		ギョウジャニンニク				CR+EN	
111	クサスギカズラ科	スズラン				VU	
112		ヒメイズイ				NT	
113	ツユクサ科	ヤブミョウガ				CR+EN	
114	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT		
115	ガマ科	ミクリ			NT	NT	
116		ヤマトミクリ			NT	CR+EN	
117		ナガエミクリ			NT	NT	
118		ヒメミクリ			VU	VU	
119		ホシクサ科	ホシクサ				要
120	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ				VU	
121	カヤツリグサ科	イセウキヤガラ				VU	
122		スナジスゲ				NT	
123		ヤマクボスゲ			NT	VU	
124		ノゲヌカスゲ				要	
125		カンスゲ				CR+EN	
126		オオクグ			NT	NT	
127		オニナルコスゲ				NT	
128		クゲガヤツリ				CR+EN	
129		カンエンガヤツリ			VU	VU	
130			タチヒメクグ				VU

No.	分類	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
131	維管束植物	カヤツリグサ科	ヒメガヤツリ				要
132			チシママツバイ			VU	CR+EN
133			スジヌマハリイ			VU	VU
134			コツブヌマハリイ			VU	VU
135			ナガボテンツキ				VU
136			トネテンツキ			VU	CR+EN
137			ノグサ				VU
138		イネ科	ヒメコヌカグサ			NT	
139			ヒナザサ			NT	VU
140			ウキガヤ				NT
141			カリヤス				要
142			アイアシ				NT
143			ウシクサ				CR+EN
144			ケシ科	キケマン			
145		ナガミノツルケマン				NT	
146		ツヅラフジ科	ツヅラフジ				DD
147		キンポウゲ科	センウズモドキ			VU	要
148			フクジュソウ				VU
149			イチリンソウ				CR+EN
150	カザグルマ				NT	VU	
151	アズマシロカネソウ					CR+EN	
152	ヒメキンポウゲ				VU	CR+EN	
153	オキナグサ				VU	CR+EN	
154	コキツネノボタン				VU	VU	
155	ヒキノカサ				VU	CR+EN	
156	ヒメバイカモ				EN	CR+EN	
157	マンセンカラマツ				EN	VU	
158	ボタン科		ヤマシャクヤク			NT	CR+EN
159	ユキノシタ科		シコタンソウ				VU
160	ベンケイソウ科		ベンケイソウ				VU
161			ツメレンゲ			NT	DD
162			アズマツメクサ			NT	VU
163	タコノアシ科		タコノアシ			NT	
164	アリノトウグサ科	オグラノフサモ			VU	VU	
165		タチモ			NT	VU	
166	マメ科	モメンヅル				VU	
167		ジャケツイバラ				CR+EN	
168		タヌキマメ				CR+EN	
169		マルバナヌスビトハギ				要	
170		イヌハギ			VU	NT	
171		マキエハギ				NT	
172		オオバタンキリマメ				NT	
173		センダイハギ				CR+EN	
174	グミ科	オオバグミ				VU	
175	イラクサ科	マルバヤブマオ				VU	
176		トキホコリ			VU	VU	
177		コケミズ				NT	
178	バラ科	チョウセンキンミズヒキ			VU	NT	
179		エゾツルキンバイ				VU	
180		クサボケ				CR+EN	
181		カワラサイコ				VU	
182		ヒロハノカワラサイコ			VU	NT	
183		ハマナス				NT	
184		ブナ科	アラカシ				要
185	ニシキギ科	イワウメヅル				DD	
186	トウダイグサ科	ノウルシ			NT	要	
187		マルミノウルシ			NT	VU	
188		センダイタイゲキ			NT	CR+EN	
189	ヤナギ科	オオバヤナギ				NT	
190	スミレ科	ヒゴスミレ				CR+EN	
191		シロスミレ				EX	
192		フモトスミレ				VU	
193	ミソハギ科	ヒメミソハギ				CR+EN	
194		ミズマツバ			VU	VU	
195		ヒメビシ			VU	CR+EN	
196	アカバナ科	ヤナギラン				CR+EN	

No.	分類	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1				
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016	
197	維管束植物	ミカン科	フユザンショウ				NT	
198		ジンチョウゲ科	オニシバリ				NT	
199		アブラナ科	ミズタガラシ				VU	
200			エゾハタザオ				要	
201			コイヌガラシ			NT	CR+EN	
202		イソマツ科	ハマサジ			NT	CR+EN	
203		タデ科	アブクマトラノオ				VU	
204			ヒメタデ			VU	VU	
205			ヤナギヌカボ			VU	要	
206			ナガバノウナギツカミ			NT	VU	
207			サデクサ				NT	
208			ホソバイヌタデ			NT	NT	
209			ノダイオウ			VU	要	
210			マダイオウ				CR+EN	
211			モウセンゴケ科	コモウセンゴケ				CR+EN
212			ナデシコ科	タチハコベ			VU	要
213		ワダソウ					VU	
214		ナンブワチガイソウ				VU	NT	
215		ヒゲネワチガイソウ					CR+EN	
216		シラオイハコベ					CR+EN	
217		ヒユ科		アカザ			VU	
218			マツナ				NT	
219			ハママツナ				NT	
220		アジサイ科	クサアジサイ				CR+EN	
221		サクラソウ科	ウミドリ				CR+EN	
222			ヤナギトラノオ				VU	
223			クリソウ				VU	
224			サクラソウ			NT	CR+EN	
225		ツバキ科	ナツツバキ				VU	
226		アカネ科	ハナムグラ			VU	CR+EN	
227			アカネムグラ				CR+EN	
228		リンドウ科	コケリンドウ				CR+EN	
229			ホソバナツルリンドウ			VU	VU	
230		マチン科	ヒメナエ			VU	CR+EN	
231			アイナエ				CR+EN	
232		キョウチクトウ科	チョウジソウ			NT	CR+EN	
233			フナバラソウ			VU	VU	
234			イヨカズラ				要	
235		ナス科	ヤマホロシ				VU	
236		ムラサキ科	サルリソウ				CR+EN	
237			スナビキソウ				VU	
238			ムラサキ			EN	CR+EN	
239			ルリソウ				NT	
240		イワタバコ科	イワタバコ				CR+EN	
241		オオバコ科	マルバナサウトウガラシ			VU	VU	
242			アブノメ				VU	
243			オオアブノメ			VU	要	
244			クワガタソウ				VU	
245			イヌノフグリ			VU	VU	
246			カワヂシャ			NT	NT	
247			ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ			VU	VU
248		ヒナノウスツボ					DD	
249		アゼナ科	スズメノトウガラシ(広義)				NT	
250		シソ科	ムシャリンドウ			VU	EX	
251	キセワタ				VU	VU		
252	ヒメハッカ				NT	CR+EN		
253	シラゲヒメジソ					要		
254	ヤマジソ				NT	VU		
255	ミゾコウジュ				NT	CR+EN		
256	オカタツナミソウ					CR+EN		
257	タツナミソウ					要		
258	イガタツナミソウ					NT		
259	ナミキソウ					NT		
260	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU		
261		ミミカキグサ				CR+EN		
262		ホザキノミミカキグサ				CR+EN		

No.	分類	科名	種名*2	重要種(選定基準)*1			
				文法	種法	国 RL 2019	宮 RDB 2016
263	維管束植物	タヌキモ科	タヌキモ			NT	CR+EN
264			ヒメタヌキモ			NT	CR+EN
265		キツネノマゴ科	ハグロソウ				CR+EN
266		クマツヅラ科	クマツヅラ				VU
267		モチノキ科	モチノキ				要
268			ソヨゴ				NT
269		キキョウ科	バアソブ			VU	CR+EN
270			キキョウ			VU	VU
271		ミツガシワ科	ヒメシロアサザ			VU	VU
272			ガガブタ			NT	CR+EN
273			アサザ			NT	VU
274		キク科	エゾノギリソウ				VU
275			シロヨモギ				CR+EN
276			ナトリアザミ				CR+EN
277			アワコガネギク			NT	
278			アズマギク				VU
279			ホソバオグルマ			VU	VU
280			タカサゴソウ			VU	VU
281			ノニガナ				NT
282			カワラニガナ			NT	VU
283			オオニガナ				NT
284			ムラサキニガナ				NT
285			ミチノクヤマタバコ				VU
286			カシワバハグマ				VU
287			アキノハハコグサ			EN	VU
288			アオヤギバナ				VU
289			オナモミ			VU	VU
290		セリ科	エキサイゼリ			NT	CR+EN
291			ミシマサイコ			VU	CR+EN
292	カラフトニンジン					要	
293	タニミツバ					VU	
294		ヌマゼリ			VU	NT	
295	ガマズミ科	レンブクソウ				NT	
		98 科	295 種	0 種	0 種	131 種	288 種

*1 選定基準のカテゴリーランク

- ・文法:「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)
特別天然記念物(特天)、天然記念物(天)
- ・種法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)
国内希少野生動植物(国内)、国際希少野生動植物(国際)
- ・国 RL2019:「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年 1 月 環境省)
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧 I A 類(CR)、絶滅危惧 I B 類(EN)、絶滅危惧 II 類(VU)、
準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
- ・宮 RDB2016:「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(2016 年 3 月 宮城県)
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧 I 類(CR+EN)、絶滅危惧 II 類(CR)、準絶滅危惧(NT)、
情報不足(DD)、要(要注目種)

*2 鳥類以外の種名の名称、配列は「河川水辺の国勢調査のための令和元年度生物リスト」(令和元年 国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

*3 鳥類の種名の名称、配列は「日本鳥類目録 第 7 版」(平成 24 年 日本鳥学会 目録編集委員会)に準拠した。

*4 ヒナコウモリ科 1 は、確認した周波数のピーク(20-25kHz)やバットディテクターの入感音、確認環境や分布情報等よりヤマコウモリまたはヒナコウモリの可能性が高い。

※ヒナコウモリ科に該当する種は以下のとおりである。

ヒメホオヒゲコウモリ:宮RDB(VU) カグヤコウモリ:宮RDB(CR+EN)

クロホオヒゲコウモリ:国RL(VU)、宮RDB(CR+EN) モリアブラコウモリ:国RL(VU)、宮RDB(CR+EN)

ヤマコウモリ:国RL(VU)、宮RDB(VU) ヒナコウモリ:宮RDB(VU)

チチブコウモリ:国RL(LP)、宮RDB(VU) ウサギコウモリ:宮RDB(VU) テングコウモリ:宮RDB(VU)

参考文献

- ・水国名取川:「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査) 平成 25 年度 名取川 両生類・爬虫類・哺乳類」(国土交通省)
- ・宮城県 RDB:「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(2016 年 3 月 宮城県)
- ・川内沢ダム:「平成 27 年度 川内沢ダム 1-210 号 川内沢ダム環境調査業務委託 報告書」(平成 29 年 3 月 宮城県仙台 地方ダム総合事務所)

表 8 希少な植物群落

植生群落	群落名*2	地域区分	整理番号	備考	宮城県カテゴリー*1
単一群落	仙台湾沿岸のクロマツ植林	名取市	単-26	C 海岸林	4
	樽水ダムのササバモ群落	名取市	単-32	E 池沼植生	2
	高館山のモミ・ウラジロガシ群落	名取市	単-36	F 中間温帯林	3
群落複合	仙台湾沿岸の砂浜植物群落	名取市	複-50	8 砂浜植生	4

*1 宮城県カテゴリー(希少な植物群落における絶滅危機の度合い)

D : 群落は壊滅した

4 : 群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する

3 : 対策を講じなければ、群落は徐々に悪化して壊滅する

2 : 群落は当面保護されているが、将来破壊される恐れがある

1 : 現在、保護・管理状態がよく、当面破壊されるおそれが少ない。しかし、監視は必要である

*2 希少な植物群落は、「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(2016年3月 宮城県)に基づく。

表 9 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

生息・生育域*2	生物分類群	選定理由	選定基準*1
松島湾, 蒲生干潟, 井土浦潟, 広浦, 鳥の海など	湿原植生	ハマニンニク-コウボウムギ群落, ハママツナ群落, シオクグ群落, ヨシ群落, シバナ群落など.	1
仙台湾	海草・海藻	コンブ場, アラメ場などが混在し, 種の多様性が高い. ワカメの生育地.	1,3
井土浦潟・名取川河口	底生動物	カニ類, ゴカイ類の生息地.	1
広浦	底生動物	まとまった干潟とヨシ原があり, ベントスの生息条件を備えている. ウミニナの生息地.	1

*1 選定基準

1 : 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ 礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合

2 : 希少種、固有種等が生育・生息している場合

3 : 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)

4 : 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合

5 : 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

*2 重要度の高い湿地は、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(2016年4月環境省)に基づく。

2. 自然環境の現況の総括

- ◆本市は、東西に長い市域を有し、西部は高館山や五社山が連なるなだらかな丘陵地、中央部は農地や住宅地が占める平地、東部は平坦な湿地から成る太平洋に面する温暖な地域である。
- ◆気候的に温暖帯から冷温帯に移行する推移帯（間帯）に位置しており、多様な動植物が生息する学術的に貴重な地域である。
- ◆西部を中心とする丘陵地の大半は、県自然環境保護条例により「自然環境保全地域」又は「緑地環境保全地域」として指定されている。
- ◆中央部の東側に広がる農地は、震災後、ほ場整備が進められ、現在は、大部分の水田において営農が再開されている。
- ◆名取川、増田川、川内沢川など、計 12 本の河川を有する。
- ◆海岸線は県自然環境保護条例により「自然環境保全地域」に指定されているが、震災により沿岸部は壊滅的な被害を受け、現在、復興事業により海岸林の再生が進められている。
- ◆文献調査より、本市では数多くの動植物を確認することができ、希少な植物群落や生物多様性の観点から重要度の高い湿地も残されている。
⇒「環境省のレッドリスト（2019年）」「宮城県レッドリスト（2016年）」に該当する種：466種（動物 171種、植物 295種）

1. 現況

(1) 騒音・振動

騒音とは、人が主観的に感じる不快な音、好ましくない音のことをいい、振動とは、人為的な要因によって地面や建物が揺れることで、身体や財産に悪影響をおよぼすものをいいます。

いずれもその発生源は、工場・事業所、各種交通機関、日常生活からなどと多岐にわたります。

本市では、県と連携のもと、騒音規制法、振動規制法、県公害防止条例等に基づき、航空機・自動車・新幹線鉄道・環境騒音などの各種騒音の測定を行っているほか、工場・事業場から発生する騒音・振動の規制を行っています。

① 航空機騒音

航空機騒音に関する基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準を定めた「航空機騒音に係る環境基準について」があります。

本市では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県と連携し、通年測定（固定局）と短期測定により航空機騒音を測定しています。

2018年度の航空機騒音の測定結果では、全測定地点で類型Ⅱの環境基準値以下にあります。

近年の航空機騒音（固定局）の測定結果では、旧環境基準値（類型Ⅱ 75：新環境基準Ⅱ類相当）以下で推移しています。

現在の航空機騒音は、環境基準値以下の状況にありますが、市や県では、さらなる騒音の低減を目指し、低騒音機材の導入や騒音低減運行方式等について、国や関係機関に働きかけを行っています。

★航空機騒音評価方法

2013年4月1日から航空機騒音の評価方法が変わり、これまでWECPNLで評価していた環境基準が L_{den} での評価に変わりました。Ⅱ類型地域の環境基準も、WECPNL 75以下から、 L_{den} で62dB以下に変更されています。

この変更に伴い宮城県では、近年の航空機騒音の測定データに基づき再評価を行い、現在の騒音レベルにあわせた環境基準の地域の類型を当てはめる地域（環境基準Ⅱ類型）へ変更し、現在ではM-7以外の測定地点がⅡ類型地域の外側にあります。

〈2018年度 航空機騒音測定結果〉

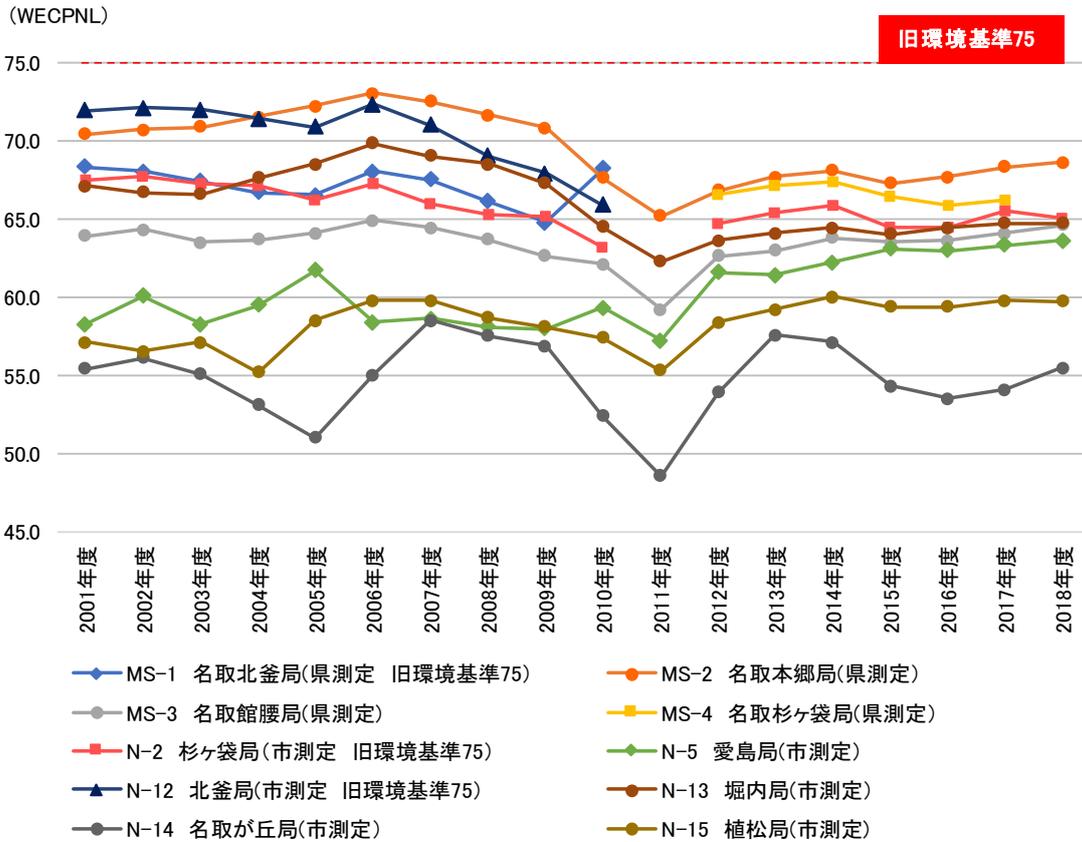
単位: dB(A)

測定機関	測定地点番号	測定場所	環境基準※1	区分	測定期間	測定日数	WECPNL平均	Lden平均
宮城県	MS-2	本郷字三合田 (名取本郷局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	364	68.6	55.8
	MS-3	本郷字東六軒 (名取館腰局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	364	64.4	52.1
	MS-4	杉ヶ袋字尻田村 (名取杉ヶ袋局)	旧 II 類型	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	360	66.2	52.3
	M-1	本郷字三合田	-	短期測定	2018.06.06~ 2018.06.12	7	69.9	57.0
	M-7	杉ヶ袋字杉前	II 類型	短期測定	2018.06.14 ~2018.06.20	7	75.8	60.7
名取市	N-1	杉ヶ袋字尻田村	旧 II 類型	短期測定	夏 2018.08.02 ~2018.08.08	7	56.7	42.6
					冬 2019.01.22 ~2019.01.28	7	59.5	45.2
	N-2	杉ヶ袋字新田南裏 (杉ヶ袋局)	旧 II 類型	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	365	65.0	51.2
	N-5	愛島北日字上原 (愛島局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	365	63.6	50.3
	N-13	堀内字鶴 (堀内局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	363	64.7	51.7
	N-14	名取が丘三丁目 (名取が丘局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	361	55.5	41.1
	N-15	植松三丁目 (植松局)	-	通年測定	2018.04.01~ 2019.03.31	365	59.7	46.6
	N-16	杉ヶ袋字尻田村	旧 II 類型	短期測定	夏 2018.08.02 ~2018.08.08	7	66.2	51.9
					冬 2019.01.22 ~2019.01.28	7	68.4	53.4

※1: 参考として、旧環境基準のII 類型を示した。

出典: なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

〈市内の航空機騒音の推移(固定局)〉



単位:WECPNL^{※4}

測定機関	測定地点番号	測定局名	環境基準 ^{※3}	2001年度	2006年度	2010年度 ^{※5}	2011年度 ^{※1}	2016年度	2017年度	2018年度
宮城県	MS-1 ^{※2}	名取北釜局	旧:類型II	68.3	68.0	68.2	-	-	-	-
	MS-2	名取本郷局		70.4	73.0	67.6	65.2	67.7	68.3	68.6
	MS-3	名取館腰局		63.9	64.9	62.1	59.2	63.6	64.1	64.6
	MS-4 ^{※2}	名取杉ヶ袋局						65.8	66.2	66.2
名取市	N-2	杉ヶ袋局	旧:類型II	67.5	67.2	63.2	-	64.5	65.5	65.0
	N-5	愛島局		58.3	58.4	59.3	57.2	63.0	63.3	63.6
	N-12	北釜局	旧:類型II	71.9	72.3	65.9	-	-	-	-
	N-13	堀内局		67.1	69.8	64.5	62.3	64.4	64.7	64.7
	N-14	名取が丘局		55.4	55.0	52.4	48.6	53.5	54.1	55.5
	N-15	植松局		57.1	59.8	57.4	55.3	59.4	59.8	59.7

※1:MS-1、N-2、N-12は、東日本大震災の影響により未測定。

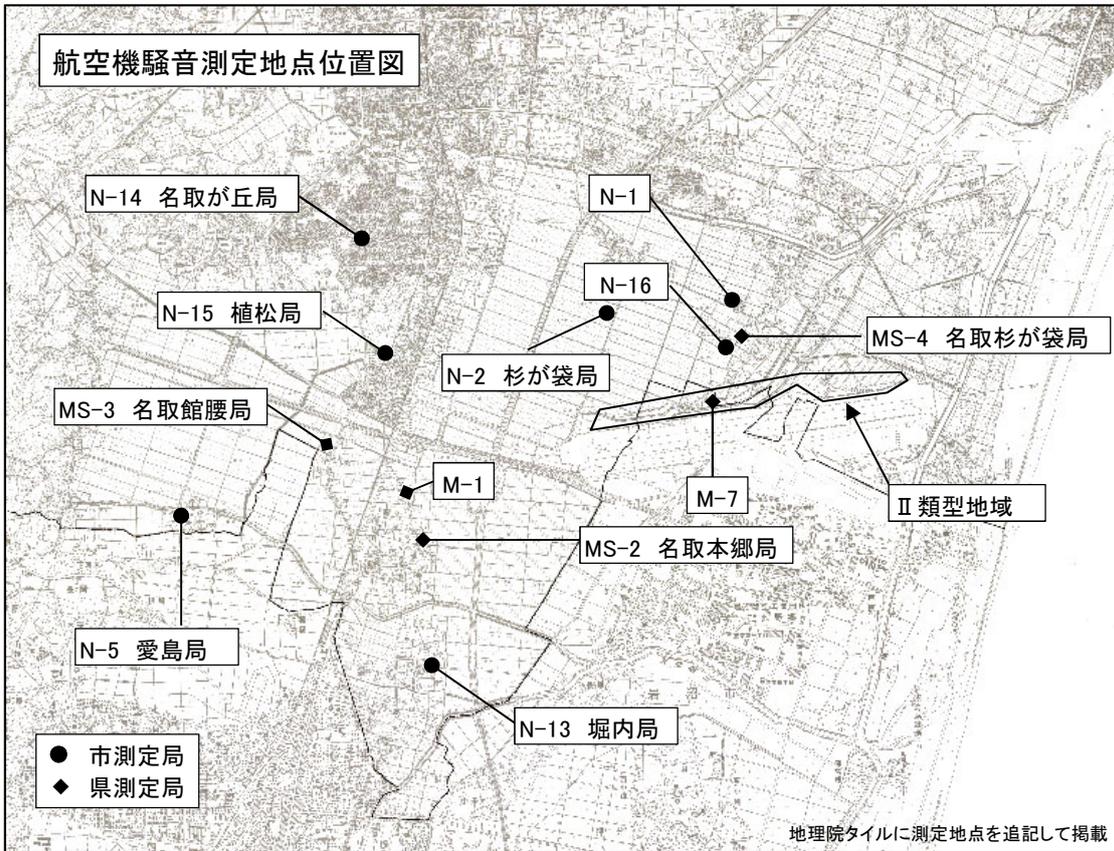
※2:2012年度、震災でMS-1は廃止。代わりにMS-4の測定を開始。

※3:2013年4月1日より航空機騒音の評価方法が変更され、環境基準が L_{den} での評価となった。また、環境基準II類型地域が縮小され、固定局はII類型地域外となった。参考として旧基準を示した。

※4:比較のためWECPNL単位で推移を整理した。

※5:参考として東日本大震災直前のデータを示した。

出典:なとりのかんきょう(平成13年度~平成30年度 測定等結果報告)



② 自動車騒音

自動車の走行に伴って生じる騒音については、環境基本法に基づく環境基準が定められています。

自動車騒音の測定は、2011年度までは県が実施していましたが、2012年度から市へ移管され、現在は、市で自動車騒音を測定しています。

自動車騒音の測定路線は、2016年度までは22ヶ所、評価路線見直しにより2017年度からは21ヶ所となっています。毎年5ヶ所程度の測定を行い、5年間に1度は各測定路線を測定できるようローテーションを組み、自動車騒音を監視しています。

2018年度の全体の環境基準達成状況は、95.2%ですが、交通量の多い国道4号や仙台名取線（旧国道4号）、塩釜亘理線においては環境基準達成率が他の測定路線と比較し低くなる傾向がみられます。

全体の環境基準達成率の推移をみると、評価対象戸数は増加していますが、環境基準達成率は横ばい状態になっています。

〈2018年度 自動車騒音常時監視結果〉

No.	測定路線名	測定年度	評価区間(km)	評価対象戸数	環境基準達成			昼夜とも未達成戸数
					昼夜とも達成戸数(達成率%)	昼のみ達成戸数	夜のみ達成戸数	
1	国道4号(堀内)	2017	1.4	11	4 (36.4)	3	0	4
2	国道4号(植松)	2017	3.3	53	38 (71.7)	7	0	8
3	国道4号(植松～増田)	2017	2.1	165	126 (76.4)	24	0	15
4	国道4号(上余田)	2017	1.9	70	38 (54.3)	31	0	1
5	仙台東部道路(増田～下増田)	2018	0.6	92	92 (100.0)	0	0	0
6	塩釜亘理線(閑上)	2015	0.2	4	3 (75.0)	1	0	0
7	塩釜亘理線(閑上)	2016	0.4	3	1 (33.3)	0	0	2
8	塩釜亘理線(牛野～美園田)	2014	0.7	159	127 (79.9)	0	0	32
9	塩釜亘理線(美園田)							
10	名取村田線(増田～田高)	2018	0.8	259	259 (100.0)	0	0	0
11	名取村田線(田高)	2018	0.4	47	47 (100.0)	0	0	0
12	名取村田線(田高)	2015	0.2	9	9 (100.0)	0	0	0
13	愛島名取線(愛島～飯野坂)	2014	3.0	403	403 (100.0)	0	0	0
14	杉ヶ袋増田線(美園田～増田)	2015	3.0	525	524 (99.8)	0	0	1
15	名取停車場線(増田)	2015	0.2	185	185 (100.0)	0	0	0
16	閑上港線(閑上)	2015	2.0	10	10 (100.0)	0	0	0
17	閑上港線(下余田～増田)	2014	0.8	41	41 (100.0)	0	0	0
18	閑上港線(下余田～増田)	2016	0.3	114	95 (83.3)	14	0	5
19	仙台館腰線(田高～愛島)	2018	3.3	736	736 (100.0)	0	0	0
20	仙台名取線(上余田)	2016	1.0	241	241 (100.0)	0	0	0
21	仙台名取線(増田五丁目)	2014	2.8	701	665 (94.9)	0	0	36
全体の数値(下段は達成率%)			28.4	3,828	3,486 (95.0)	80	0	104
				100.0	95.2	2.1	0.0	2.7

注1: No.は「測定地点・測定路線位置図」の地点No.と同じ。

注2: 評価対象戸数は、道路から概ね50mの範囲内にある住居

注3: 昼は午前6時～午後10時、夜は午後10時～午前6時

注4: 割合について、四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

注5: 部分部分は基準未達成

注6: 「9 塩釜亘理線(美園田)」については、2021年度から測定開始予定

出典: なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

〈全体の自動車騒音の環境基準達成率の推移〉



区分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
昼夜とも達成	95.0%	94.6%	95.1%	95.4%	95.9%	96.9%	96.9%	95.0%	95.2%
昼達成 夜未達成	1.6%	1.4%	2.1%	1.8%	1.3%	0.6%	0.8%	2.2%	2.1%
夜のみ達成	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
昼夜とも未達成	3.3%	3.8%	2.4%	2.4%	2.8%	2.5%	2.3%	2.8%	2.7%
評価戸数	3,214	2,779	2,778	2,796	2,909	3,296	3,552	3,670	3,828

出典:なとりのかんきょう(平成22年度～平成30年度 測定等結果報告)



③ 総合騒音

総合騒音とは、ある場所、ある時刻におけるあらゆる音を集めた総合的な騒音のことをいいます。

総合騒音に係る環境基準としては、「一般地域」及び「道路に面する地域」のそれぞれに基準が定められており、また、自動車騒音に関する要請限度の基準値が定められています。本市では、自動車騒音の測定の際に、背後地の総合騒音も測定しています。

近年の測定結果は、大半の測定値は要請限度以下となっていますが、交通量の多い国道4号沿い(No.1~4)の測定地では、要請限度の超過がみられます。

〈道路近傍及び背後地騒音測定結果〉

単位: dB(A)

No.	測定地	用途地域	測定年度	区域	要請限度 (L _{Aeq})		道路近傍 (L _{Aeq})		背後地 (L _{Aeq})	
					昼夜	夜間	昼夜	夜間	昼夜	夜間
1	堀内字南竹 75-5	準工業地域	2017	c	75	70	76	73	57	56
2	植松字田野部 96-1	準工業地域	2017	c	75	70	74	72	58	55
3	増田 1 丁目 12	準住居地域	2017	c	75	70	73	72	51	50
4	上余田字千刈田 705-1	準住居地域	2017	c	75	70	73	72	60	58
5	杜せきのした	第一種低層住居専用地域	2019	a	70	65	52	45	47	39
6	関上字新町頭	第一種住居地域	2015	b	75	70	60	57	56	47
7	関上字昭和 16-2	市街化調整区域	2016	—	75	70	74	70	59	54
8	美園田 4 丁目 6	第二種住居地域	2014	b	75	70	73	69	52	45
10	田高	工業地域	2019	c	75	70	64	59	46	40
11	田高	工業地域	2013	c	75	70	70	64	50	41
12	田高 210	工業地域	2015	c	75	70	65	57	53	45
13	飯野坂 4 丁目 5	第一種住居地域	2014	b	75	70	64	57	47	42
14	杜せきのした 4-4	準住居地域	2015	b	75	70	59	51	51	45
15	増田 4 丁目 7-9	商業地域	2015	c	75	70	57	50	52	41
16	関上字佛文寺	第一種住居地域	2015	b	75	70	69	64	53	48
17	下余田	準工業地域	2014	c	75	70	70	65	46	43
18	増田 5-10-20	準住居地域	2016	b	75	70	63	56	49	43
19	大手町	準住居地域	2019	b	75	70	67	61	47	42
20	上余田字市坪 448	第一種住居地域	2016	b	75	70	69	64	50	47
21	増田 5 丁目 3	第一種住居地域	2014	b	75	70	72	67	46	41

注1: No.は自動車騒音の「自動車騒音常時監視」及び「測定地点・測定路線位置図」のNo.と同じ。

注2: 部分は要請限度超過を示す。

出典: なとりのかんきょう (平成 25 年度~平成 30 年度 測定等結果報告)

④ 新幹線騒音・振動

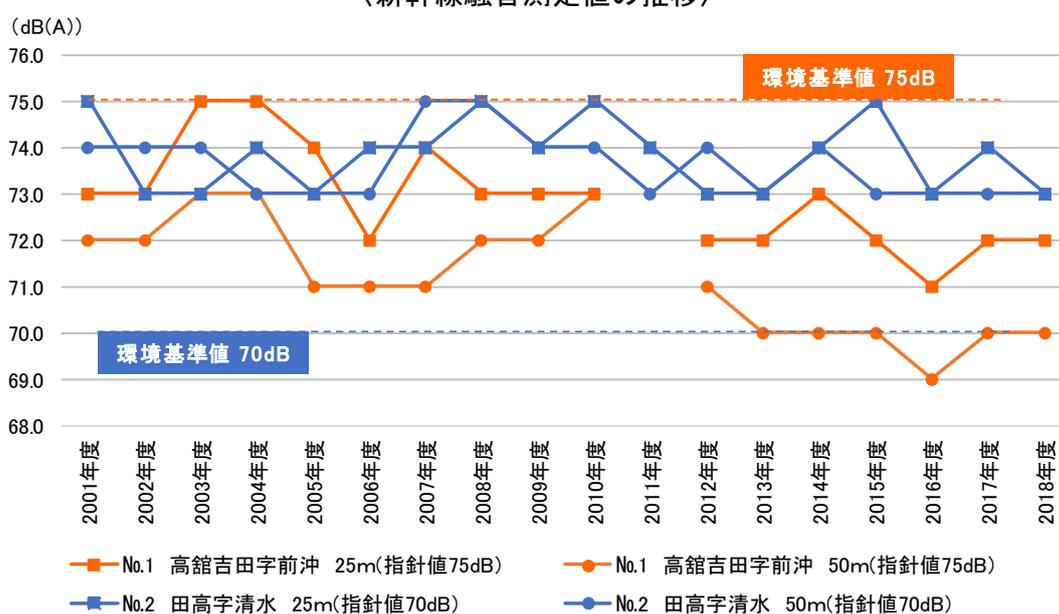
市内を縦断する東北新幹線の騒音及び振動の測定は、県によって、2 地点実施されています。

1) 騒音

騒音の測定結果の推移をみると、商工業の用に供される地域（Ⅱ類型：環境基準値 75dB）においては、環境基準が達成されている状況にあります。

一方、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型：環境基準値 70dB）においては、慢性的に環境基準を超過する傾向にあります。

〈新幹線騒音測定値の推移〉



単位: dB(A)

No.	測定地点名	項目	2001年度	2006年度	2010年度 ^{※1}	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
1	高館吉田字前沖 管理キロ程: 315.2kp 側線: 上り側 地域類型: Ⅱ類型 環境基準: 75dB	25m	73	72	73	—	71	72	72
		50m	72	71	73	—	69	70	70
		走行速度 (km/h)	226	240	247	—	257	261	263
2	田高字清水 管理キロ程: 316.4kp 側線: 下り側 地域類型: Ⅰ類型 環境基準: 70dB	25m	75	74	75	74	73	74	73
		50m	74	73	74	73	73	73	73
		走行速度 (km/h)	201	203	239	231	248	245	247

※1: 参考として東日本大震災直前のデータを示した。

注1: 起動の種類: スラブ(コンクリートによる軌道構造)

注2: 防音壁の種類: No.1 では直壁型 2m+吸音板+透明板 1.1m、No.2 では、直壁 2.2m

注3: 部分は環境基準(勧告指針値)の超過を示す。

注4: 表中「—」の部分は、東日本大震災の影響で未測定

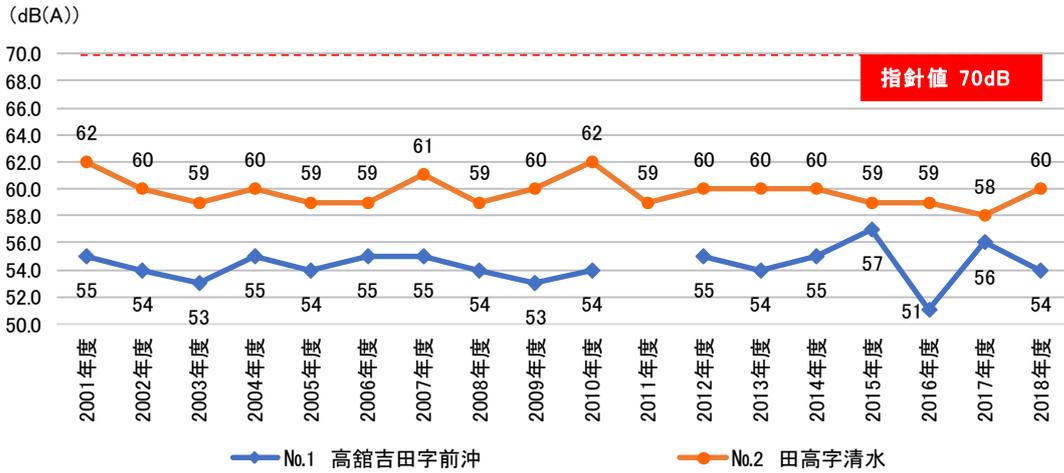
出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

2) 振動

振動については、勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」のなかで、達成する必要があると示された指針値（70dB）に基づき測定が行われています。

測定結果は、指針値を常に下回っている状況にあります。

〈新幹線振動測定値の推移〉



単位: dB(A)

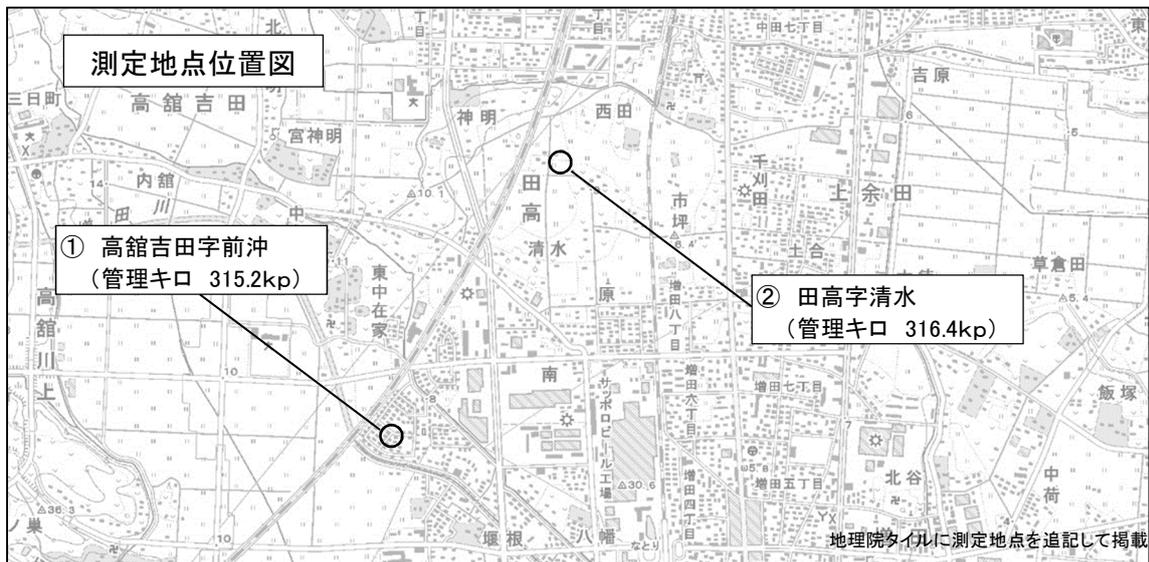
No.	測定地点	項目	2001年度	2006年度	2010年度※1	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
1	高館吉田字前沖 管理キロ程: 315.2kp 側線: 上り側 指針値: 70dB	振動	55	55	54	—	51	56	54
		走行速度(km/h)	226	240	247	—	257	261	263
2	田高字清水 管理キロ程: 316.4kp 側線: 下り側 指針値: 70dB	振動	62	59	62	59	59	58	60
		走行速度(km/h)	201	203	239	231	248	245	247

※1: 参考として東日本大震災直前のデータを示した。

注1: 軌道から25mで測定

注2: 表中「—」の部分は、東日本大震災の影響で未測定。

出典: なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)



⑤ 規制対象の施設など

1) 著しい騒音・振動を発生するおそれのある施設（特定施設）

工場・事業所から発生する騒音・振動については、騒音・振動規制法や県公害防止条例に基づき、特定施設（著しい騒音・振動を発生するおそれのある施設）を設置する事業者に対し、届出義務を課しています。

届出対象となる事業者には、立地する地域に応じた規制基準の遵守が義務づけられています。

2018 年度末現在、騒音に関しては 945 施設の届出があり、空気圧縮機及び送風機をもつ施設の届出が多くみられます。届出数の推移をみると増加傾向にあります。

振動に関しては、542 施設の届出があり、冷凍機をもつ施設の届出が多くなっています。届出数の推移をみると、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、近年は徐々に増加してきています。

市では、届出の際の指導による騒音・振動の事前防止や、規制基準を超過する騒音・振動を発生させている事業者に対する改善命令などの指導を実施しています。

〈騒音に関する特定施設届状況（2018 年度末）〉

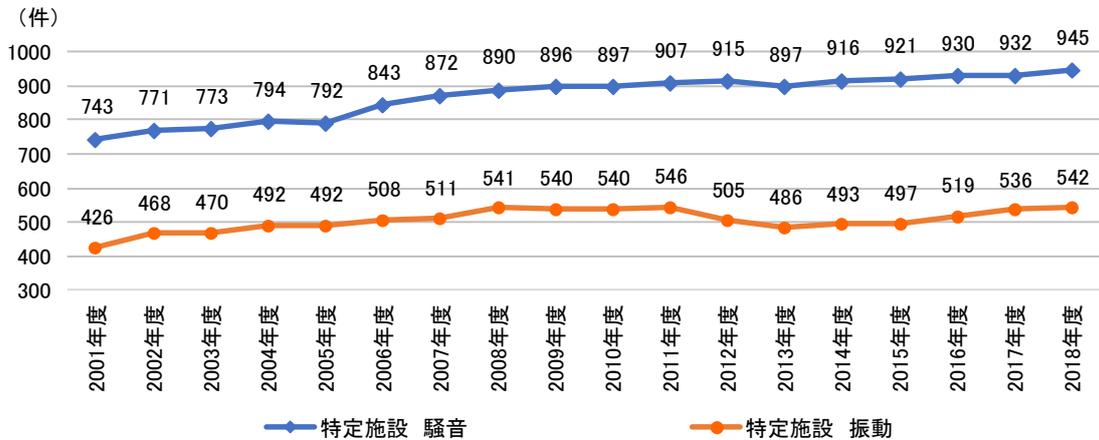
特定施設名	法律 規制	条例 規制	計
金属加工機械	56	11	67
空気圧縮機及び送風機	271	125	396
土石用破碎機 等	0	62	62
織機	0	0	0
建設用資材製造機械	4	2	6
穀物用製粉機	1	0	1
木材加工機械	27	11	38
抄紙機	0	0	0
印刷機械	36	0	36
郷税樹脂用射出成型機	94	13	107
鋳造型機	0	6	6
ディーゼル・ガソリンエンジン	-	29	29
クーリングタワー	-	115	115
バーナー	-	58	58
繊維工業用機械	-	2	2
コンクリート管製造機械 等	-	1	1
金属製品製造用機械	-	7	7
土石等加工用機械	-	14	14
事業場数計	489	456	945

〈振動に関する特定施設届状況（2018 年度末）〉

特定施設名	法律 規制	条例 規制	計
金属加工機械	41	9	50
圧縮機	88	19	107
土石用破碎機 等	1	62	63
織機	0	0	0
コンクリート管製造機械	0	0	0
木材加工機械	0	0	0
印刷機械	11	0	11
ゴム練用・合成樹脂練用 ロール機	0	0	0
合成樹脂用射出成型機	80	13	93
鋳造型機	0	6	6
金属加工機械	-	0	0
ディーゼルエンジン	-	25	25
冷凍機	-	187	187
事業場数計	221	321	542

出典：なとりのかんきょう（平成 30 年度 測定等結果報告）

〈騒音・振動に関する特定施設届出件数の推移〉



出典:なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

2) 建設作業における特に大きな騒音・振動を発生させるおそれのある行為

騒音規制法及び振動規制法により、特定建設作業（建設作業のなかでも特に大きな騒音や振動を発生させるおそれのあるもの）を行う事業者については、事前に届出をすることが義務づけられています。

特定建設作業を行う事業者には、規制基準の遵守が義務づけられているほか、作業方法や作業時間についても定められています。

2018 年度の騒音に関する届出は 21 件、振動に関する届出は 12 件となっています。騒音・振動ともに、東日本大震災の影響などを背景に、2012 年度までは届出が多くなっていますが、その後、減少しています。

市では、届出の際の事前指導や、届出後の事後指導を実施しています。

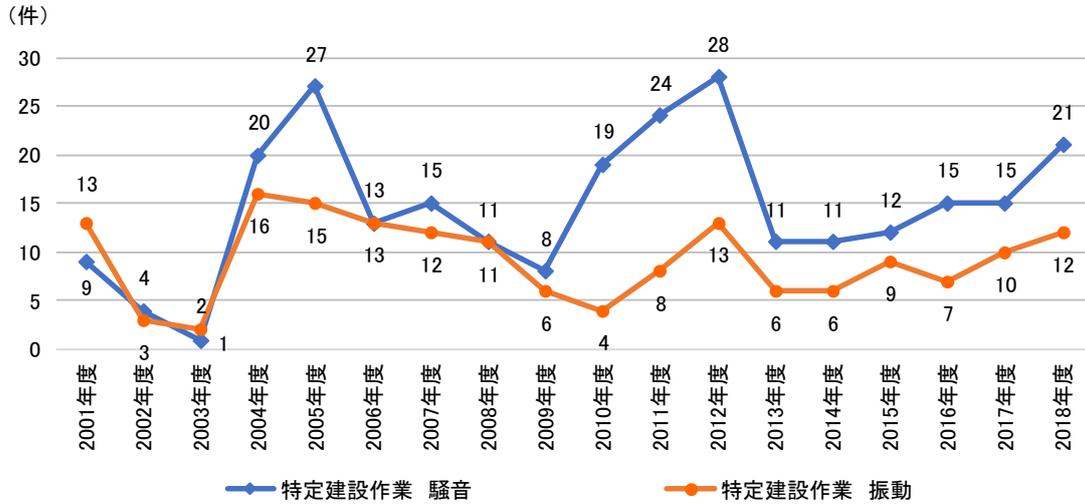
〈騒音に関する特定建設作業届状況(2018 年度末)〉 〈振動に関する特定建設作業届状況(2018 年度末)〉

特定建設作業名	件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	8
空気圧縮機を使用する作業	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	8
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	3
事業場数計	21

特定建設作業名	件数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	11
事業場数計	12

出典:なとりのかんきょう (平成 30 年度 測定等結果報告)

〈騒音・振動に関する特定建設作業届出件数の推移〉



出典:なとりのかんきょう (平成 22 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

(2) 悪臭

悪臭とは、人が感じる「いやな臭い」「不快な臭い」のことをいい、悪臭公害は、その感じ方に大きな個人差や嗜好性があります。また、悪臭の原因となる物質も多岐にわたるため、客観的な対応が難しい面があります。

現在、本市においては、悪臭防止法、県公害防止条例、県悪臭防止対策要綱に基づく対応を行っています。

現在、市内には県条例で定める特定施設（強制発酵施設）が 1 件あり、2004 年度に届出が出されて以降、届出はない状況にあります。

また、悪臭に対する苦情については、県と連携のもと、個別に対応を行っています。

(3) 大気汚染

大気汚染とは、化石燃料の燃焼などの原因により、様々な汚染物質が大気中に排出され、人体や環境に悪影響をおよぼすことをいいます。

その発生源は、工場・事業場のような固定発生源から、私たちが日常的に利用する自動車などの移動発生源まで様々ですが、自動車の普及拡大によって排出される窒素酸化物（NO_x）などは、酸性雨や酸性雪、PM2.5などの原因物質にもなっており、特に問題視されています。

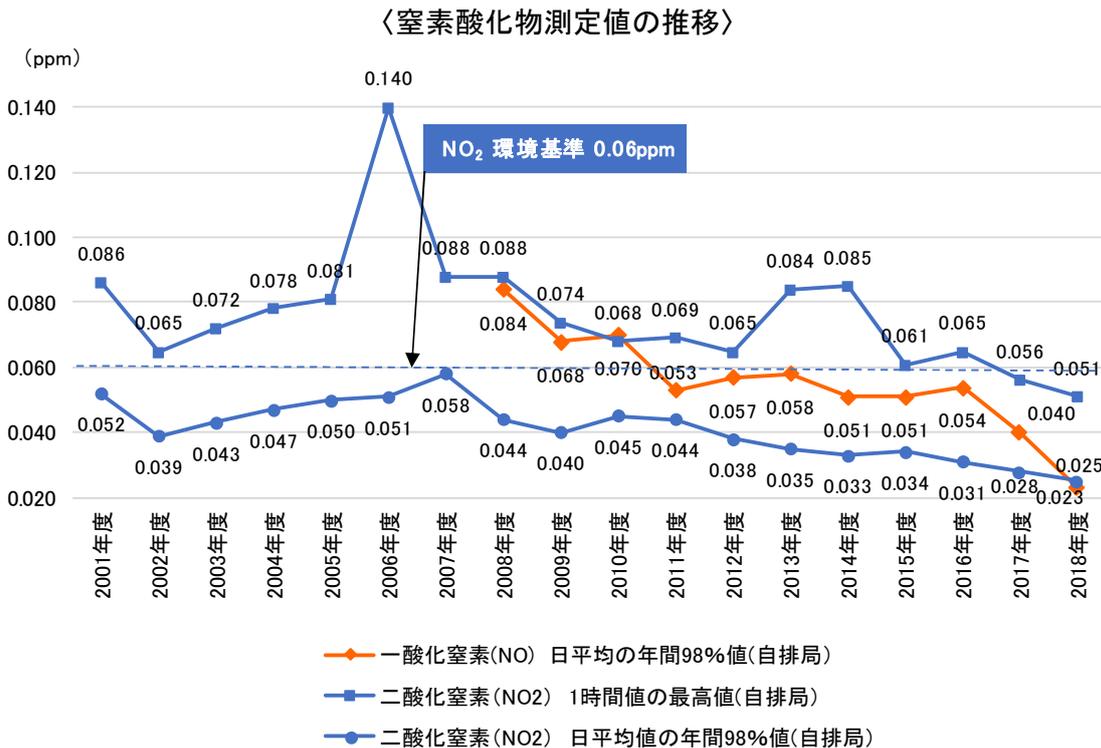
県は、自動車排出ガス測定局（自排局：岩沼警察署増田交番敷地内）を設置し、市内の大気汚染物質（窒素酸化物（NO_x=NO+NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5））の測定を行っています。

本市では、酸性雪など、比較的新しく浮上してきた問題について、関係機関と協力のもと調査を実施しています。

① 窒素酸化物（NO_x）

県によって自動車排出ガス測定局（名取局）で行われている、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の日平均値の推移をみると、双方ともに近年は減少傾向にあります。

二酸化窒素（NO₂）については、環境基準（日平均値 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）が定められていますが、本市の日平均値（年間98%値）をみると、環境基準以下で推移しています。ただし、1時間値の最高値をみると、2016年度までは超過している状況にあります。



出典：なとりのかんきょう（平成13年度～平成30年度 測定等結果報告）

単位: ppm

測定機関	物質名	項目	2001年度	2006年度	2010年度 ^{※1}	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度	
宮城県 自動車排出ガス測定局(名取局)	一酸化窒素(NO)	年平均値	-	-	0.033	0.024	0.021	0.019	0.009	
		1時間値の最高値 ^{※2}	-	-	0.206	0.161	0.294	0.156	0.097	
		日平均の年間98%値 ^{※4}	-	-	0.700	0.053	0.054	0.040	0.023	
	二酸化窒素(NO ₂)	年平均値		0.032	0.031	0.025	0.021	0.017	0.016	0.012
		1時間値の最高値 ^{※2}		0.086	0.140	0.068	0.069	0.065	0.056	0.051
		日平均値 ^{※3} が0.06ppmを超えた日数とその割合	日数	1	2	0	0	0	0	0
			割合	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日平均値 ^{※3} が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日数	103	64	21	18	0	0	0
			割合	28.3%	17.5%	5.8%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%
		日平均値 ^{※3} の年間98%値		0.052	0.051	0.045	0.044	0.031	0.028	0.025
	窒素酸化物(NO _x)	年平均値		-	-	0.058	0.046	0.038	0.034	0.021
		1時間値の最高値 ^{※2}		-	-	0.263	0.219	0.327	0.212	0.137
		日平均の年間98%値 ^{※4}		-	-	0.108	0.094	0.081	0.066	0.047
		年平均に占める二酸化窒素の割合		-	-	43.4%	46.6%	44.1%	46.1%	58.5%

注1:NO₂環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注2:表中の斜線部分は、測定を開始していなかったためデータなし。

※1:参考として東日本大震災直前のデータを示した。

※2:1時間値の最高値とは、1時間毎に記録されるデータのうち年間を通して最高であった値をいう。

※3:日平均値とは、1日を通して1時間毎に記録される24のデータを平均した値をいう。

※4:98%値とは、測定値の小さい方から98%に相当する値をいう。

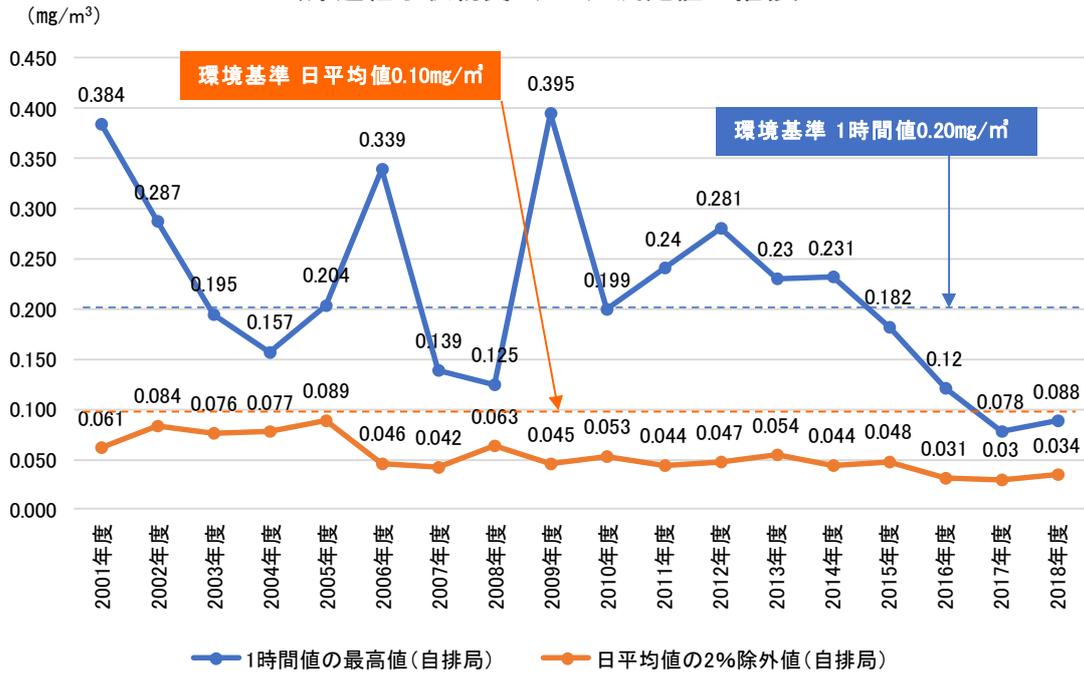
出典:なとりのかんきょう(平成13年度~平成30年度 測定等結果報告)

② 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質については、日平均値と1時間値の環境基準が定められています。

県によって自動車排出ガス測定局(名取局)で行われている、浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果の推移をみると、日平均値については、環境基準(0.10 mg/m³以下)以下の状況で推移しています。一方、1時間値の環境基準(0.2 mg/m³以下)については、環境基準値を超過する状況が続いていましたが、増減を繰り返しながら、徐々に減少する傾向がうかがえ、2015年度以降は、環境基準値以下で推移しています。

〈浮遊粒子状物質（SPM）測定値の推移〉



単位: mg/m³

測定機関	項目	2001年度	2006年度	2010年度※1	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度	
宮城県 自動車排出ガス測定局(名取局)	年平均値	0.026	0.018	0.019	0.016	0.013	0.012	0.012	
	1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合	日数	9	1	0	1	0	0	0
		割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	日平均値※2が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合	日数	1	1	0	0	0	0	0
		割合	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1時間値の最高値※3	0.384	0.339	0.199	0.24	0.12	0.078	0.088	
日平均値の2%除外値※4	0.061	0.046	0.053	0.044	0.031	0.030	0.034		

注: SPM 環境基準: 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³であること。
 ※1: 参考として東日本大震災直前のデータを示した。
 ※2: 日平均値とは、1日を通して1時間毎に記録される24のデータを平均した値をいう。
 ※3: 1時間値の最高値とは、1時間毎に記録されるデータのうち年間を通して最高であった値をいう。
 ※4: 2%除外値とは、機械的要因や測定時の特殊事情による異常データの混入を防ぐため、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除いた値をいう。
 ※5: 部分は基準未達成
 出典: なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)



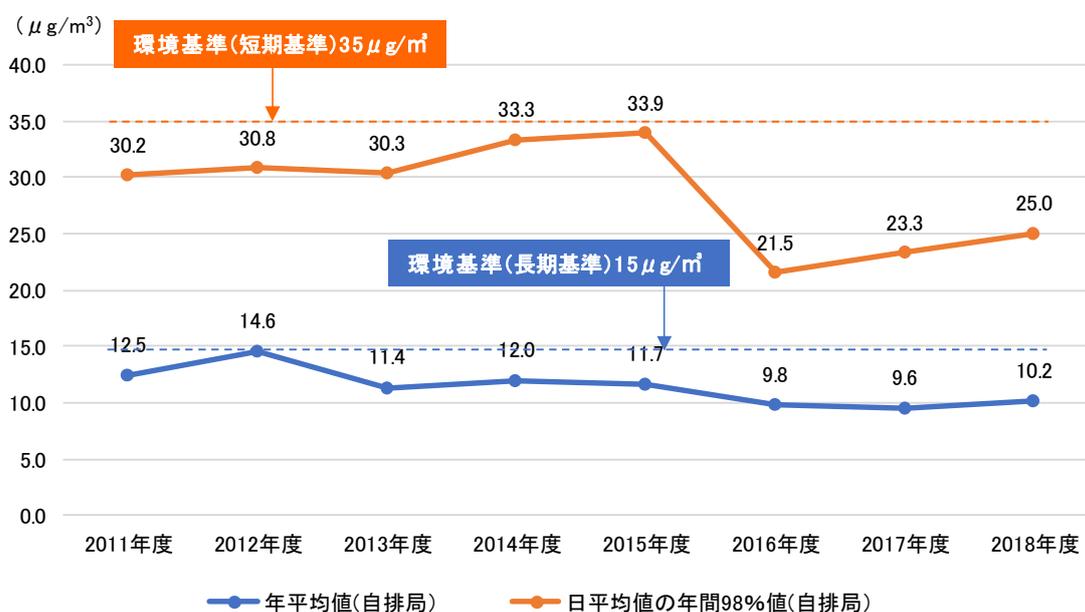
③ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の測定については、2011年度から、県により自動車排出ガス測定局（名取局）で測定が行われています。

環境基準として、短期基準（日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）と長期基準（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）が定められています。

微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果の推移をみると、日平均値の年間98%値、年平均値ともに、環境基準値以下で推移しています。

〈微小粒子状物質 (PM2.5) 測定値の推移〉



単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定機関	項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
宮城県 自動車排出 ガス測定局 (名取局)	年平均値	12.5	14.6	11.4	12.0	11.7	9.8	9.6	10.2	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	日数	2	3	6	3	4	1	0	0
		割合	0.6%	1.1%	2.2%	0.8%	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%
	日平均値の最高値	44.3	39.2	53.8	43.3	38.6	35.9	31.0	34.9	
日平均値の年間98%値	30.2	30.8	30.3	33.3	33.9	21.5	23.3	25.0		

注1: 環境基準(短期基準): 日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

注2: 環境基準(長期基準)年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典: なとりのかんきょう (平成23年度～平成30年度 測定等結果報告)

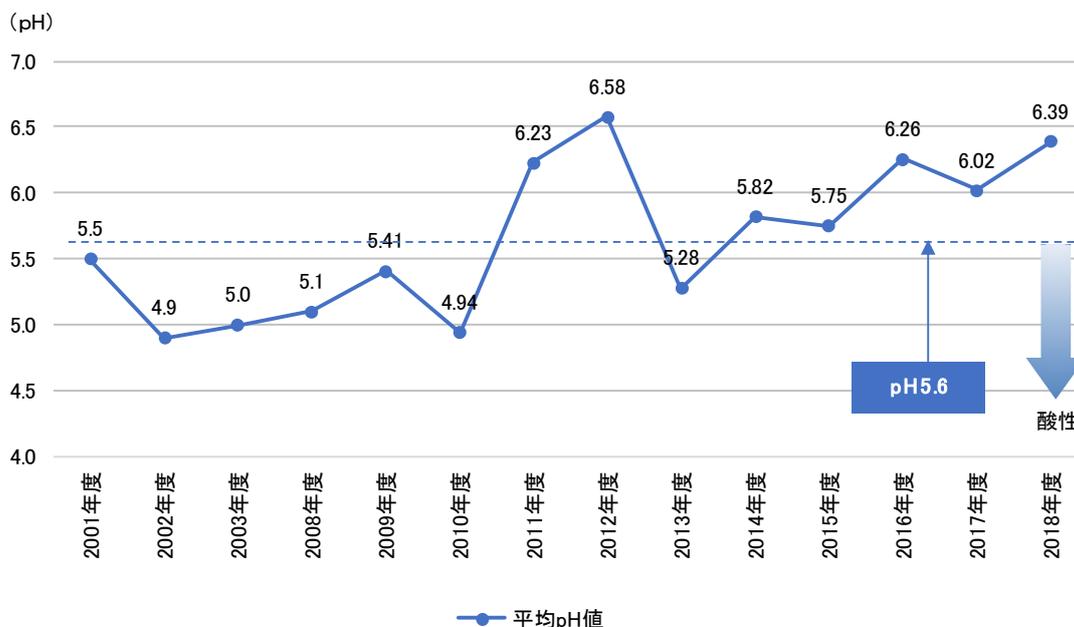
④ 酸性雨・酸性雪等

酸性雨とは、空気中に漂う窒素酸化物や硫黄酸化物によって酸性化した雨（一般に pH5.6 以下）が降り、動植物やその他に悪影響を与える現象のことをいいます。また、酸性雪、酸性霧といった雨以外の形でも、同等または、それ以上の影響がでます。

本市では、東北都市環境問題対策協議会の構成市（東北 6 県の市の大半が参加）が行う酸性雪調査に参加し、毎年 1 月下旬から 2 月中旬の 4 週間、測定を行っており、酸性雨と酸性雪との傾向が類似することを踏まえ、酸性雪の測定を実施しています。

近年の酸性雪の測定値の推移をみると、pH5.6 以下となる測定値は減少しており、酸性雪は、減少傾向にあります。

〈酸性雪（pH 値平均）測定値の推移〉



測定機関	測定回	平均pH値					
		2001年度	2008年度	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
名取市	第1回	7.1	4.92	6.7	-	6.69	6.19
	第2回	4.8	-	5.89	6.47	-	6.95
市役所 庁舎屋上	第3回	4.3	-	6.78	6.07	5.97	-
	第4回	5.1	7.21	7.75	-	6.45	-
	平均	5.5	5.1	6.23	6.26	6.02	6.39

注1: 1回の測定で1週間の降水(降雪)を調査する。

注2: 表集の「-」部分は、十分な降水がなく、測定が行われなかったことを示す。

注3: 背景色部分は、酸性雨の一般的な基準である pH5.6 以下であったことを示す。

注4: 平均は加重平均(各回の(採取量×濃度)の和を総採水量で割る)で表記。

出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

⑤ 規制対象の施設など

大気汚染防止法や県公害防止条例により、大気環境に悪影響をおよぼすおそれのある工場・事業場に対しては、規制が行われています。

ボイラーなどのばい煙発生施設や破砕機などの粉じん発生施設を設置するものは、県知事に対する届出が義務づけられています。

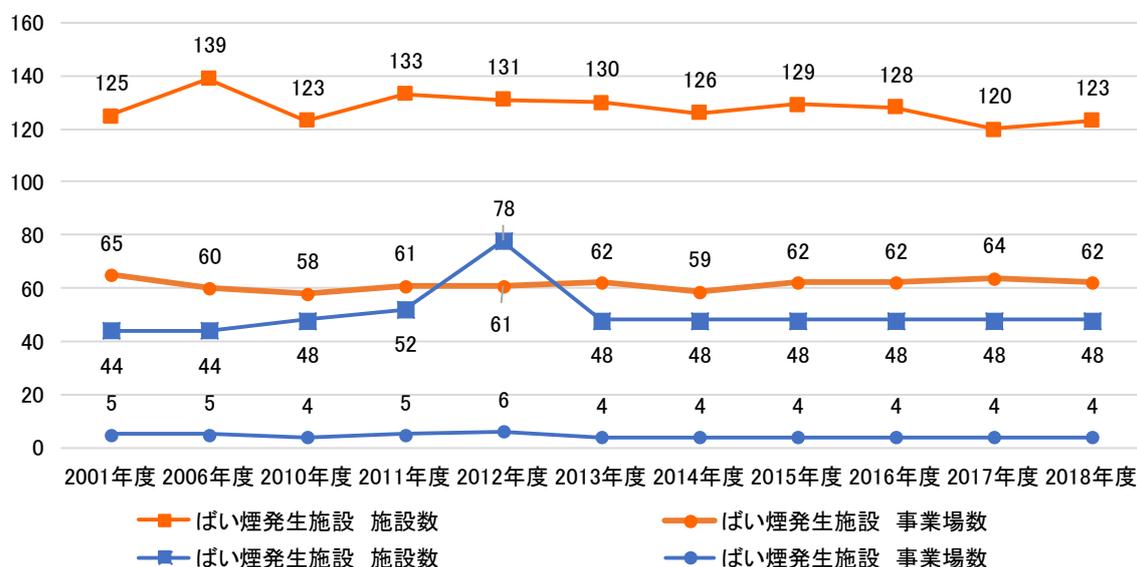
2018年度末現在、大気汚染防止法に基づく、市内での届出は、ばい煙発生施設 123 施設（62 事業場）、粉じん発生施設 48 施設（4 事業場）となっており、近年の推移は、ほぼ横ばい状態にあります。

〈大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設届出状況（2017 年度末）〉

分類	ばい煙発生施設名	施設数	分類	一般粉じん発生施設	施設数
1	ボイラー	92	2	土砂鉱物堆積場	5
11	乾燥炉	1	3	ベルトコンベア・バスケットコンベア	26
13	廃棄物焼却炉	0	4	破砕機・磨砕機	11
29	ガスタービン	6	5	ふるい	6
30	ディーゼル	21	施設数 計		48
31	ガス機関	3	事業場数 計		4
施設数 計		123			
事業場数 計		62			

出典:なとりのかんきょう（平成 30 年度 測定等結果報告）

〈大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び一般粉じん施設届出数の推移〉



出典:なとりのかんきょう（平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告）

(4) 水質汚濁

水質汚濁とは、河川や湖沼、地下水などに有害な物質が混入すること等により水質が悪化し、健康や生活に影響を及ぼすことをいいます。家庭の台所や風呂から出る生活排水が、水質汚濁の原因のひとつともいわれています。

① 公共用水域の水質

公共用水域については、水質汚濁防止法により県知事が水質の常時監視を行う必要があることから、県は、河川、湖沼の計6箇所で水質測定を実施しています。

名取市においても、県の水質測定を補助する形で、河川は下堀用水路3箇所、海域は広浦3箇所（計6箇所）で水質測定を実施しています。

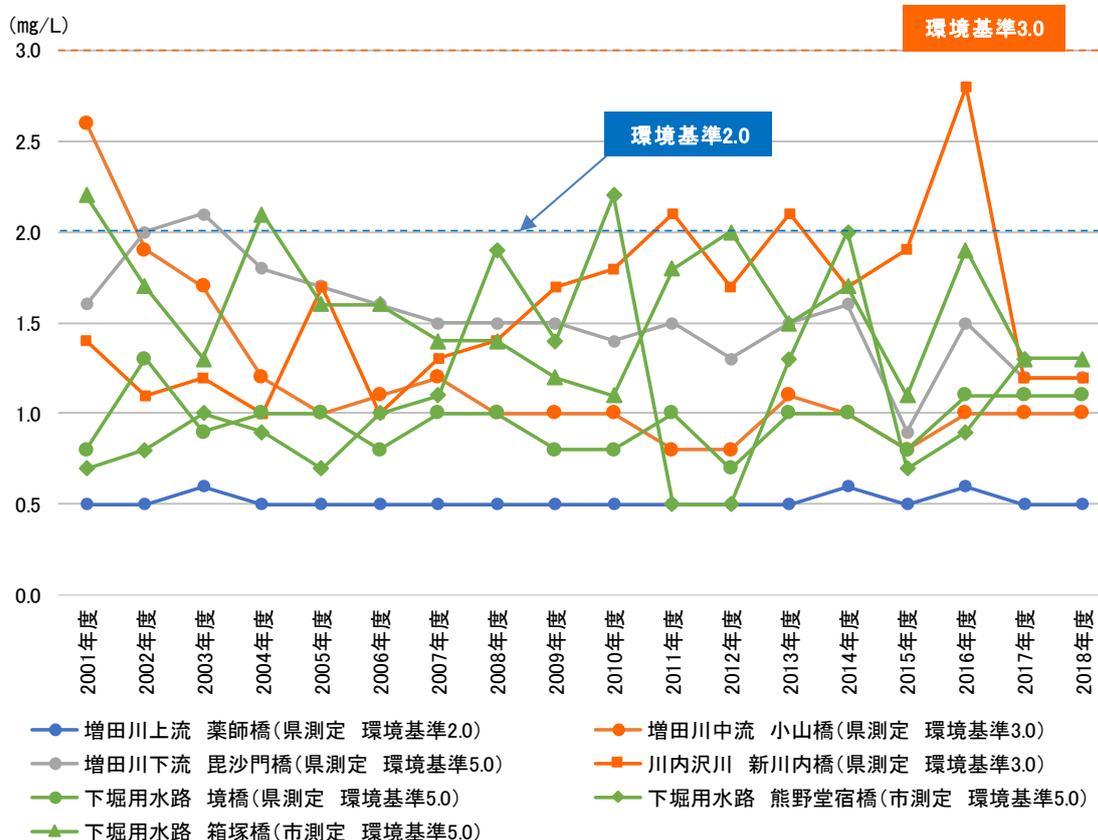
1) 河川の水質

河川においては、生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

水質調査結果では、どの測定地点においても、環境基準値を下回っています。

新川内橋においては、2006年度以降、BOD値（生物化学的酸素要求量）が増加傾向にありましたが、2017年度にはBOD値が大きく減少しています。

〈BOD（生物化学的酸素要求量）75%値の推移〉



※増田川上流 薬師橋の<0.5の測定値は0.5としてグラフを作成

単位: mg/L

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準 類型	環境 基準	2001 年度	2006 年度	2010 年度 ※2	2011 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	
宮城県	増田川	増田川上流	薬師橋	A	2.0	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	
		増田川中流	小山橋	B	3.0	2.6	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	
		増田川下流	毘沙門橋	C	5.0	1.6	1.6	1.4	1.5	1.5	1.2	1.4
		川内沢川	新川内橋※1	B	3.0	1.4	1.0	1.8	2.1	2.8	1.2	1.1
名取市	下堀用水路	境橋	C	5.0	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1	1.1	0.7	
		熊野堂宿橋	C	5.0	0.7	1.0	2.2	0.5	0.9	1.3	1.1	
		箱塚橋	C	5.0	2.2	1.6	1.1	1.8	1.9	1.3	1.4	

※1: 2015 年度までは、川内橋のデータ

※2: 参考として東日本大震災直前のデータを示した。

出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

★BOD (生物化学的酸素要求量) とは・・・

BODは、水質の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/L) で表したものです。

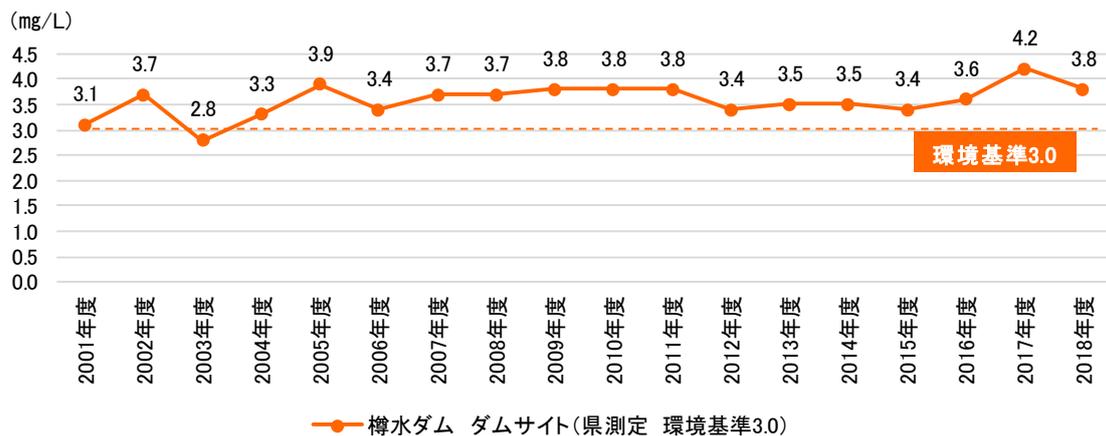
数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを示します。

2) 湖沼の水質

湖沼においては、生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

本市では樽水ダムにおいて水質調査が行われていますが、測定結果をみると、2001 年度以降、慢性的に環境基準値を超過している状況にあります。

〈COD (化学的酸素要求量) 75%値の推移〉



単位: mg/L

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準 類型	環境 基準	2001 年度	2006 年度	2010 年度※	2011 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
宮城県	樽水ダム	ダムサイト	A	3.0	3.1	3.4	3.8	3.8	3.6	4.2	3.8

※: 参考として東日本大震災前のデータを示した。

注: 背景部分は環境基準超過を示す

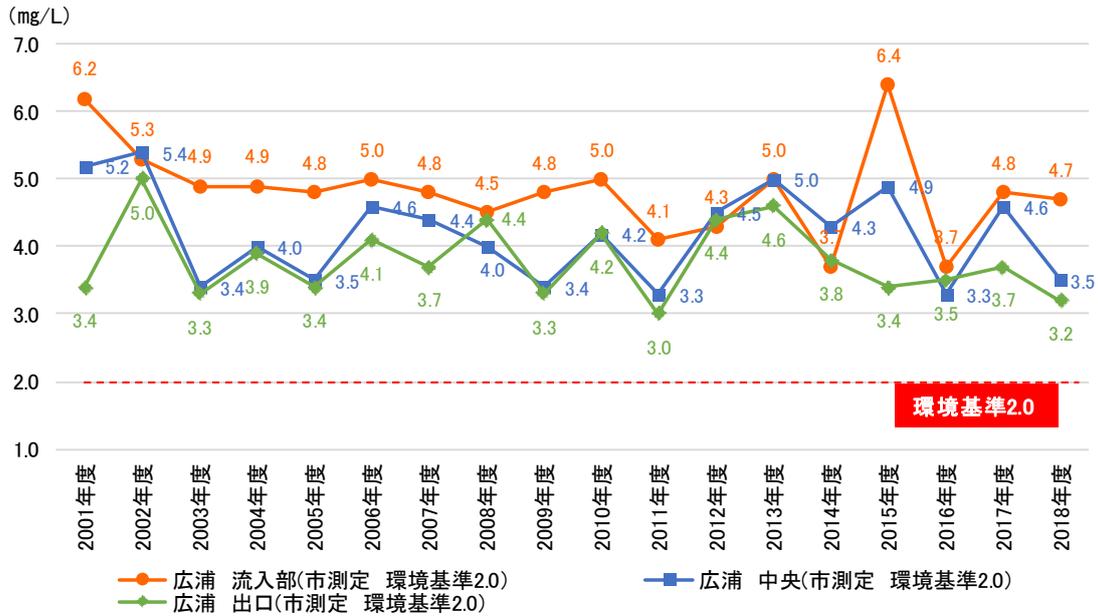
出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

3) 海域の水質

海域においては、生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

水質測定結果をみると、どの測定地点においても、2001年度以降、常に環境基準値を超過している状況にあります。

〈COD (化学的酸素要求量) 75%値の推移〉



単位: mg/L

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準 基準 類型	環境 基準	2001 年度	2006 年度	2010 年度※	2011 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
名取市	その他の 地先	広浦(流入部)	A	2.0	6.2	5.0	5.0	4.1	3.7	4.8	4.7
		広浦(中央)	A	2.0	5.2	4.6	4.2	3.3	3.3	4.6	3.5
		広浦(出口)	A	2.0	3.4	4.1	4.2	3.0	3.5	3.7	3.2

※: 参考として東日本大震災前のデータを示した。

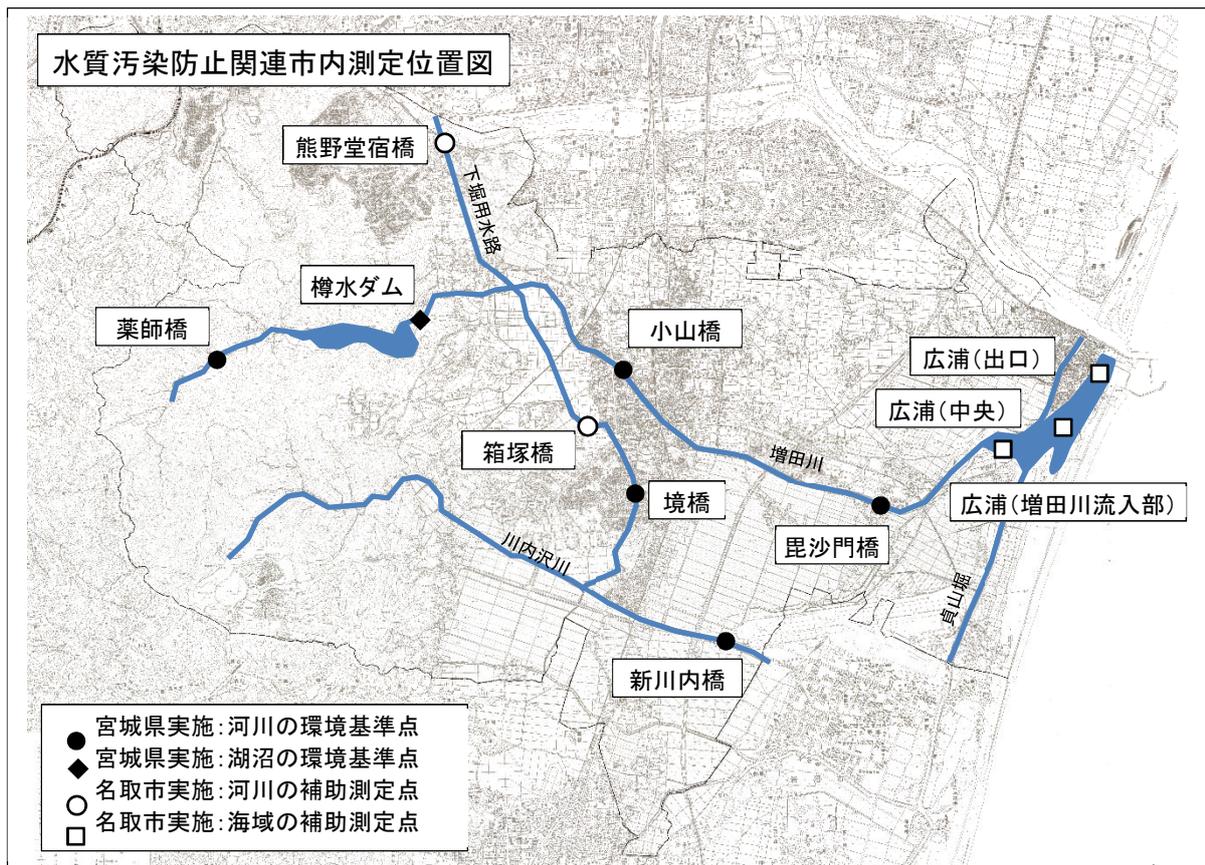
注: 背景部分は環境基準超過を示す

出典: なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)

★COD (化学的酸素要求量) とは・・・

CODは、海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標で、有機物等の量を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量 (mg/L) で表したものです。

数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを示します。



② 地下水の水質

水質汚濁防止法に基づき、県やその他の機関が地下水の水質測定を行い、人の健康の保護に関する環境基準項目について調査をしています。

県は、過去に環境基準を超える汚染が判明した井戸については、飲用の中止や上水道への切替えなどを指導しており、飲料水としての利用はされていない状況にあります。

市内では、県が実施している概況調査や定期モニタリング調査（過去に汚染が発見された井戸の継続調査）において、環境基準値の超過が確認されています。

〈地下水水質測定調査結果〉

年度	結果概要
2001	・定期モニタリング調査(過去に汚染が発見された井戸の継続調査)として市内3地区5地点(増田×2、閑上×2、下増田×1)を測定した結果、基準値を超過した地点は、なし。
2002	・定期モニタリング調査として市内3地区5地点(増田×2、閑上×2、下増田×1)を測定した結果、基準値を超過した地点は、増田地区1地点、閑上地区1地点。
2003	
2004	・定期モニタリング調査として市内3地点(増田、閑上、下増田)を測定した結果、基準値を超過した地点は、増田地点、閑上地点。
2005	
2006～2008	・定期モニタリング調査として、市内2地点(増田、閑上)を測定した結果、2地点ともに基準値を超過。
2009	・定期モニタリング調査として、市内1地点(飯野坂)を測定した結果、基準値超過は、なし。
2010	・定期モニタリング調査として、市内2地点(増田、閑上)を測定した結果、2地点ともに基準値を超過。
2011～2015	-
2016～2018	・概況調査として、下増田1地点で調査した結果、基準値超過あり。 ・飲料水としての使用はなし。周辺には井戸はなし。地下水の利用なし。

出典: なとりのかんきょう(平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)

③ ゴルフ場から排出される水の水質

市内にある2つのゴルフ場は、川内沢川の上流部に位置していることから、使用される農薬による公共用水域への影響を監視するため、本市では、ゴルフ場との協定に基づき、年4回の検査を実施しています。

検査は、環境省が示す「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」や農薬取締法で定められている「農薬登録保留基準値」に基づく指針値を用い実施していますが、2001年度以降、指針値を超過したことはない状況です。

また、これとは別に、市ではAOD試験（農薬汚染に敏感な生物を用いた水質評価方法）をゴルフ場内5地点で実施していますが、2001年度以降、アカヒレ、ヌカエビともに、AOD値が、400%（魚類や甲殻類の生息・繁殖には十分に適している値）を下回ったことはない状況です。

〈AOD測定実施結果(2018年度)〉

ゴルフ場名	採取地点	採取月日	AOD値(%)	
			アカヒレ	ヌカエビ
仙台カントリー倶楽部	No.1	2018.09.06	>1,800	>1,800
	No.2		>1,800	>1,800
	No.5		>1,800	>1,800
仙台空港カントリークラブ	No.1	2018.09.06	1,340	1,340
	No.4		>1,800	>1,800

出典:なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

★AOD試験とは・・・

AOD試験は、水質分析の手法の1つで、農薬汚染に敏感な生物を用いた水質の評価方法です。試験水を濃縮した中でヌカエビとアカヒレを48時間飼育し、その生死を観察します。48時間後の半数致死濃度のことを、その水のAOD値といいます。

水産用水準（昭和44年版）では、AOD値が1000%以上であれば、水産用水として基準を満たすと判断されています。

また、これまでの調査事例から、AOD値が400%以上であれば、魚類や甲殻類の生息・繁殖には十分に適していることが明らかになっています。

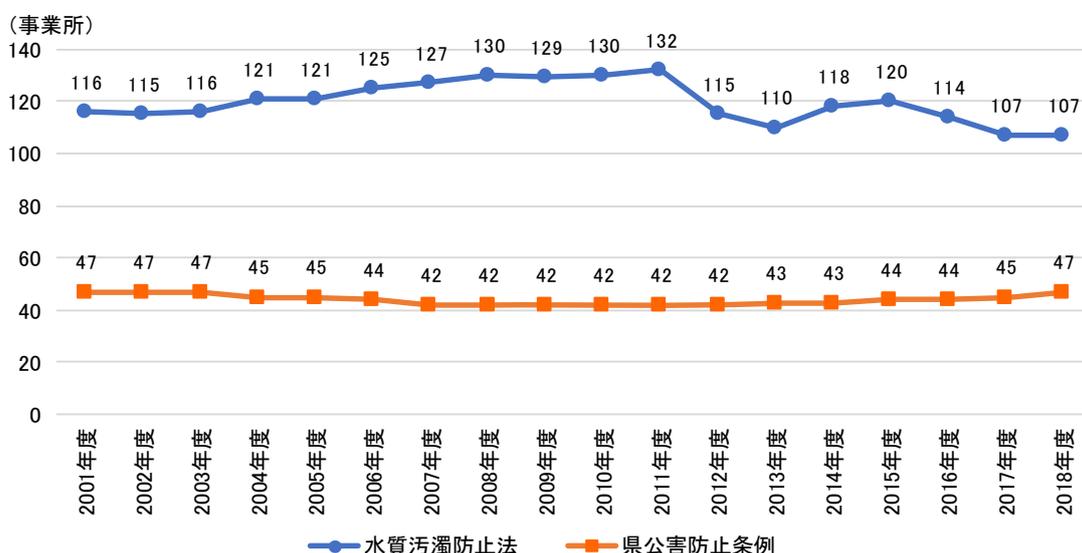
④ 規制対象の施設など

人の健康に被害を生じるおそれのある物質を含む汚水又は排水を排出する一定要件を備える施設を有する事業者は、水質汚濁防止法並びに県公害防止条例に基づく届出義務があります。

届出事業所数の推移をみると、水質汚濁防止法に基づく届出事業者数は、2011年度までは、増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じています。一方、県公害防止条例に基づく届出事業所数は、横ばい状態にあります。

事業内容をみると、自動式車両洗浄施設、ガソリンスタンド営業又は自動車整備事業の用に供する洗浄施設、旅館業、洗たく業の届出が多くみられます。

〈水質汚濁防止法及び県公害防止条例に基づく届出事業所数の推移〉



単位：事業所数

基準等	2001年度末	2006年度末	2010年度末*	2011年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
水質汚濁防止法	116	125	130	132	114	107	107
県公害防止条例	47	44	42	42	44	45	47

※参考として東日本大震災前のデータを示した。

出典：なとりのかんきょう（平成13年度～平成30年度 測定等結果報告）

〈水質汚濁防止法に基づく特定施設届出事業所数(2017年度末)〉

分類	特定事業場名	事業場数	分類	特定事業場名	事業場数
1-2	畜産農業又は関連サービス業	2	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
2	畜産食料品製造業	1	66	電気めつき施設	0
3	水産食品製造業	5	66-3	旅館業	16
10	飲料製造業	1	66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2
17	豆腐又は煮豆の製造業	6	67	洗たく業	15
38	石けん製造業	1	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1
54	セメント製品製造業	1	71	自動式車両洗浄施設	38
55	生コンクリート製造業	3	71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省が定めるもの	5
60	砂利採取業	3	71-3	一般廃棄物処理施設	0
63	金属製品製造業又は機械器具清掃業	1	71-4	産業廃棄物処理施設	2
64-2	水道施設、工業用水道施設、又は自家用工業用水道	2	72	し尿処理施設	1
			事業場数 計		107

注：法に定める施設のうち市内で届出がされているもののみを示した。

出典：なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

〈県公害防止条例に基づく汚水等に係る特定施設届出事業場数(2017年度末)〉

分類	特定事業場名	事業場数	分類	特定事業場名	事業場数
1	水産卸売市場の洗浄施設	1	6	ごみ処理施設	0
2	集団給食施設	6	7	動物園	0
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備事業の用に供する洗浄施設	34	8	病院の廃液の処理施設	0
4	廃油の再生の用に供する洗浄施設	0	9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設	0
5	公衆浴場業の用に供する洗浄施設	6	事業場数 計		47

注：1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、代表する特定施設に計上した。

出典：なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

(5) 地盤沈下

地盤沈下とは、地盤が沈下する現象をいい、その進行に伴って建築物の破損等の被害をもたらすことがあります。

その原因は、地下水の過剰なくみ上げなどによる人為的な原因と、大地震による地殻変動などの自然的な原因に分けられます。人為的な要因で、地盤沈下がはじまると急速に進む可能性が大きく、いったん沈下すれば、ほとんど回復が難しいといわれています。

本市では、工業用水法や県公害防止条例に基づく、地下水採取の規制区域の指定はありませんが、地盤沈下の早期発見と未然防止のため、関係機関と連携を図りながら、水準測量の実施や地下水位の観測など監視体制の充実を図っています。

① 仙台平野精密水準測量調査

国土交通省国土地理院東北地方測量部（以下「国土地理院」と表記）、県、名取市を含む域内市長が共同で、仙台平野地域における水準測量調査を行い、広域的な沈下状況の把握に努めています。

現在、名取市においては、19地点、延長11.3kmで、3年に1度の調査が行われています。

1) 東日本大震災前の地盤沈下の状況

水準点の地盤沈下の累積変動量をみると、東日本大震災前の2010年度において、10cm以上の累積変動があった水準点は9地点あり、特に、「愛島小豆島字島東」、「愛島笠島字南東宮下」の変動が大きくなっています。

2) 東日本大震災後の地盤沈下の状況

東日本大震災が発生したことにより、地殻変動の影響を受け、2012年度の水準点の変化量（標高差）は、20～25cm程度変化（主に沈下）しています。

また、2015年度の変化量（標高差）をみると、2012年度より数値がプラスになる傾向がみられます。これは、地震で沈下した地盤が、地震後の地殻変動により隆起していることが影響しています。

〈仙台平野精密水準測量における震災後の地盤沈下の状況(国土地理院、宮城県分)〉

測定機関	水準点番号	所在地	2010年度	2012年度		2015年度		2018年度	
			標高(m)①	標高(m)②	差(cm)②-①	標高(m)③	差(cm)③-②	標高(m)④	差(cm)④-③
国土地理院 8地点	2170	本郷字観音	3.7365	3.5299	-20.66	3.5322	0.23	3.6178	8.79
	2171	植松4丁目	3.8720	3.6637	-20.83	3.6671	0.34	3.8093	14.56
	2172	飯野坂4丁目	5.4102	5.2020	-20.82	5.2085	0.65	5.3527	15.07
	2173	増田5丁目	5.7884	5.5782	-21.02	5.5852	0.70	5.7273	14.55
	023-022-016	閑上1丁目	1.5423	1.3087	-23.36	1.3232	1.45	1.4409	13.31
	023-022-017	小塚原字辻野	1.0579	1.3459	28.80	1.3597	1.38	1.5143	16.84
	023-022-019	美田園5丁目	1.5901	1.3463	-24.42	1.3567	1.04	1.5075	16.12
	023-022-021	杉ヶ袋字川前	1.2363	1.0208	-21.55	1.0280	0.72	1.1758	15.50
宮城県	8	牛野字北	0.8011	0.5809	-22.02	0.5927	1.18	0.7444	16.35
	9	小塚原字沢目	1.6005	1.3768	-22.37	1.3904	1.36	1.5432	16.64
	10	高柳字梶	1.8961	1.6817	-21.44	1.6934	1.17	1.8425	16.08
	11	下余田字飯塚	3.3066	3.0914	-21.52	3.1017	1.03	3.2494	15.80
	12	下余田字鹿島	4.4370	4.2235	-21.35	4.2296	0.61	4.3743	15.08
	N-B-2	杉ヶ袋字前沖	0.7979	0.5714	-22.65	0.5801	0.87	0.7290	15.76

注: 部分は、東日本大震災後 20 cm以上変動があった水準点

出典: なとりのかんきょう (平成 24・30 年度 測定等結果報告)を基に作成

〈仙台平野精密水準測量における地盤沈下の状況(累積変動量)〉(1)

測定機関	水準点番号	所在地	累積変動量(mm)						2018年度 標高(m)
			2001年度	2006年度	2010年度	2012年度	2015年度	2018年度	
国土地理院 8地点	2170	本郷字観音	欠測	-23	-75	-20.66	23	-2.4	3.6718
	2171	植松4丁目	欠測	-34	-49	-20.83	34	0.2	3.8093
	2172	飯野坂4丁目	欠測	-50	-51	-20.82	65	2.2	5.3527
	2173	増田5丁目	欠測	-26	-130	-21.02	70	0.1	5.7273
	023-022-016	閑上1丁目	-46	-67	-71	-23.36	145	-	1.4409
	023-022-017	小塚原字辻野	-77	-96	-100	28.80	138	12.6	1.5143
	023-022-019	下増田字飯塚	-27	-45	-50	-24.42	104	8.8	1.5075
	023-022-021	杉ヶ袋字川前	-33	仮点	-51	-21.55	72	5.8	1.1758
宮城県 6地点	8	牛野字北	-34	-51	-54	-22.02	118	9.7	0.7444
	9	小塚原字沢目	-37	-57	-59	-22.37	136	10.8	1.5432
	10	高柳字梶	-62	-82	-86	-21.44	117	7.1	1.8425
	11	下余田字飯塚	-32	-58	-62	-21.52	103	5.7	3.2494
	12	下余田字鹿島	-41	-59	-64	-21.35	61	2.7	4.3743
	N-B-2	杉ヶ袋字前沖	-47	-54	-63	-22.15	87	6.9	0.7290
名取市 19地点	28	愛島小豆島字島東	-160	-192	-202	-210	-203	-246	4.1028
	29	愛島小豆島字島東	-145	-180	-188	-191	-187	-233	5.3646
	30	愛島小豆島字清水坂	-15	-29	-29	-30	-31	-47	9.0829
	31	愛島小豆島字島東	-377	-54	-457	-470	-473	-540	4.2383
	32	愛島小豆島字島東	-59	-82	-86	-91	-80	-115	4.2423
	33	愛島小豆島字島	-16	-30	-30	-31	-25	-46	7.3261
	34	愛島小豆島字宇賀崎	-20	-47	-120	-123	-119	-154	6.3263
	35	愛の杜2丁目	-3	-3	-69	-72	-66	-88	13.1910
	36	愛島小豆島字松崎	-4	-18	-19	-19	-16	-42	6.9859
	37	愛島笠島字南東宮下	-301	-379	-403	-409	-416	-465	6.8986
	38	愛島笠島字北東宮下	-16	-31	-41	-41	-40	-66	8.2844
	39	愛島笠島字泉	-86	-113	-146	-149	-160	-193	8.6133
40	愛島笠島字東小泉	-13	-25	-25	-25	-22	-39	10.2058	

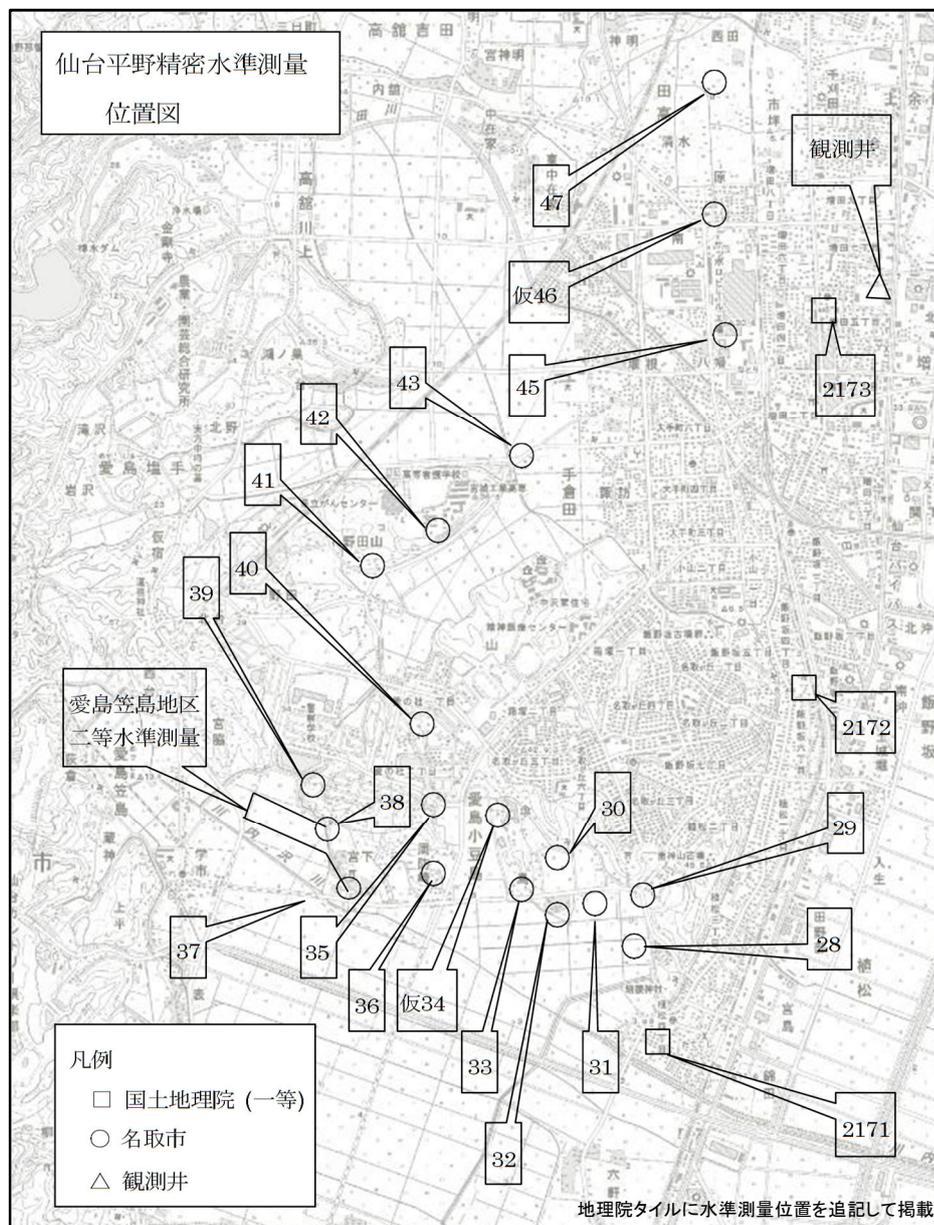
〈仙台平野精密水準測量における地盤沈下の状況(累積変動量)〉(2)

測定機関	水準点番号	所在地	累積変動量 (mm)						2018年度 標高(m)
			2001 年度	2006 年度	2010 年度	2012 年度	2015 年度	2018 年度	
名取市 19地点	41	愛島笠島字東野田	-7	-19	-17	-17	-13	-27	12.1383
	42	愛島笠島字野田山	-43	-57	-57	-58	-53	-81	10.0778
	43	手倉田字堰根	-67	85	-121	-128	-126	-175	7.5742
	44	手倉田字小山	-54	-72	-78	-63	廃棄	-※1	6.4956
	45	手倉田字八幡	-71	-88	-93	-96	-91	-153	7.4500
	46	田高字南	-23	-46	-80	-81	-74	-111	8.1451
	47	田高字南	-35	-51	-54	-55	-47	-75	7.3587

注: 部分は、東日本大震災前に累積変動量が10cm以上あった水準点

※1:2018年仮点設置

出典:なとりのかんきょう(平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)



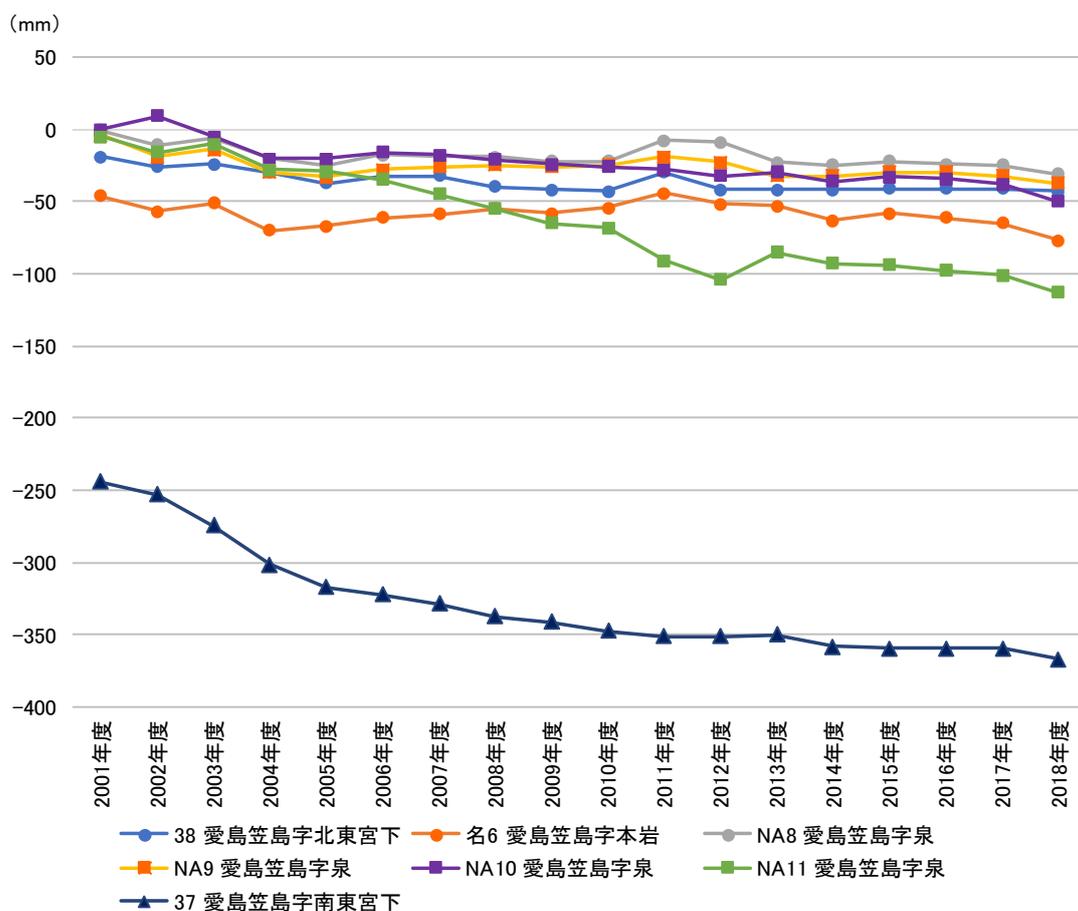
出典:なとりのかんきょう(平成30年度 測定等結果報告)

② 愛島笠島地区二等水準測量調査

地盤沈下の傾向が継続している愛島笠島地区においては、市単独で二等水準調査（二等水準 5 地点、測量距離 1.5 km）を毎年、9 月と 2 月の 2 回実施しています。

近年の累積変動量をみると、東日本大震災による地殻変動の影響は小さく、「NA11 愛島笠島字泉」、「37 愛島笠島字南東宮下」の水準点では、地盤沈下が継続して見られますが、そのほかの水準点は、横ばい状態にあります。

〈愛島笠島地区二等水準測量における地盤沈下の状況(累積変動量)〉



管理者	水準点番号	所在地 (愛島笠島)	新設時の標高 (m)	累積変動量(mm)						
				2001年度	2006年度	2010年度*	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
名取市(1等)	38	北東宮下	9.8958	-19	-33	-43	-30	-41	-41	-43
名取市(2等) 5地点	名6	字本岩	8.3020	-46	-61	-54	-44	-61	-65	-77
	NA8	字泉	9.6353	-1	-18	-22	-8	-24	-25	-31
	NA9	字泉	8.6941	-4	-28	-25	-19	-30	-32	-37
	NA10	字泉	8.5815	0	-16	-26	-28	-34	-38	-50
	NA11	字泉	7.5162	-5	-35	-68	-91	-98	-101	-113
名取市(1等)	37	字南東宮下	7.5254	-244	-322	-347	-351	-359	-359	-367

※:参考として東日本大震災前のデータを示した。

注:データは各年度9月のデータ。但し2001年度は9月のデータがないため、2月のデータとした。

出典:なとりのかんきょう(平成13年度~平成30年度 測定等結果報告)

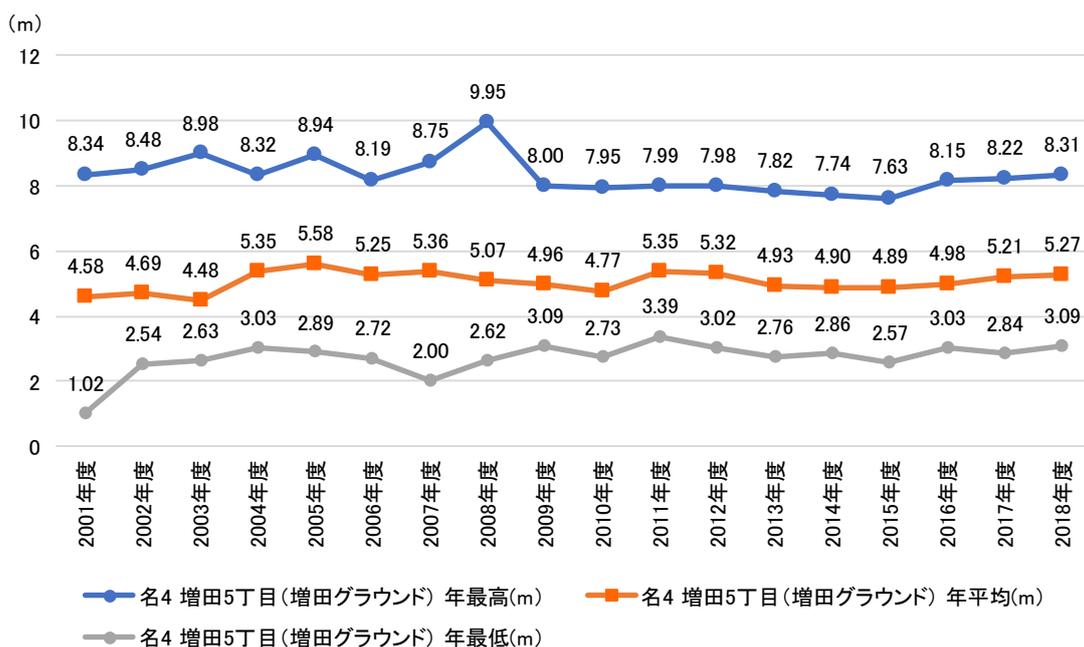
③ 観測井観測調査

地盤沈下の発生の変因となる地下水位の低下と地層の収縮を早期にとらえるため、増田グラウンドの地下水位観測井で、地下水の観測を行っています。

地下水位は季節の変動はあるものの、東日本大震災後も一定の水位を保っています。

一方、地盤沈下は、東日本大震災の地殻変動の影響を受け、2010年度に大きく沈下しましたが、その後は隆起する傾向にあります。

〈地下水水位測定値の推移〉

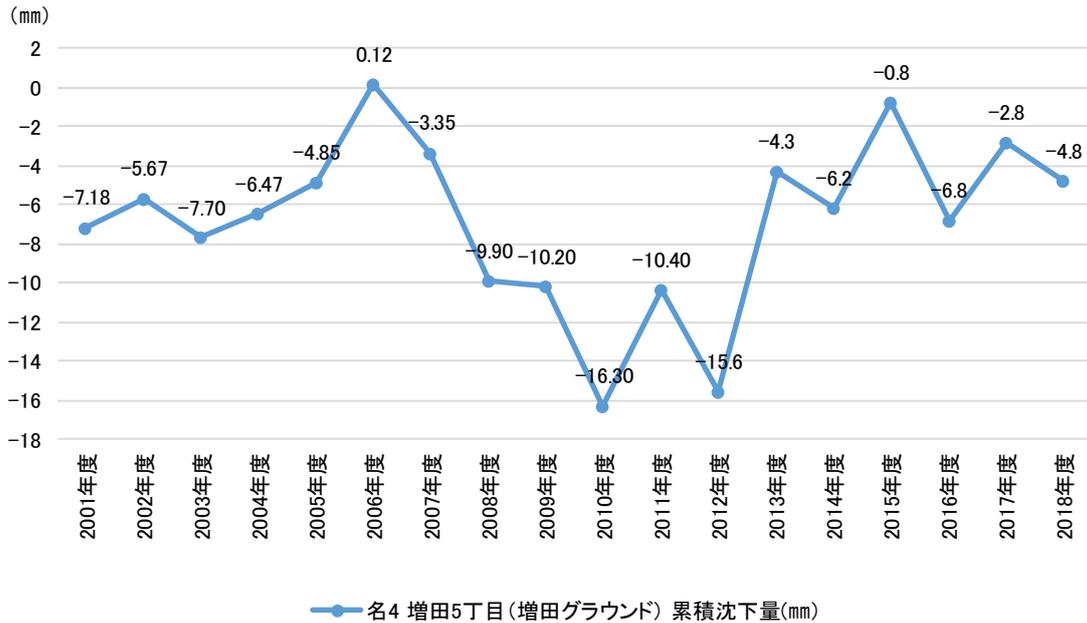


単位:m

水準点番号	所在地	項目	2001年度	2006年度	2010年度	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
名4	増田5丁目 (増田グラウンド)	年最高	8.34	8.19	7.95	7.99	8.15	8.22	8.31
		年平均	4.58	5.25	4.77	5.35	5.0	5.21	5.27
		年最低	1.02	2.72	2.73	3.39	3.0	2.84	3.09

出典:なとりのかんきょう (平成13年度～30年度 測定等結果報告)

〈地盤沈下測定値(累積沈下量)の推移〉



単位:mm

所在地	項目	2001年度	2006年度	2010年度*	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
増田5丁目 (増田グラウンド)	単年沈下量	-5.11	5.0	-6.1	5.9	2.9	4.0	-2.0
	累積沈下量	-7.18	0.12	-16.30	-10.40	-6.8	-2.8	-4.8

※:参考として東日本大震災前のデータを示した。

注1:正の値は隆起を、負の値は沈下をあらわす。

注2:数値は各年度3月31日現在のもの。

注3:平成2~3年の欠測を経て、平成5年3月29日に新設設置(沈下量0.00mm)、累積変動量はそれ以降のもの。

出典:なとりのかんきょう(平成13年度~平成30年度 測定等結果報告)

(6) 土壌汚染

土壌汚染については、現在、土壌汚染対策法のもと、有害物質を使用していた施設を廃止した場合に土地所有者等による土壌汚染状況調査が実施されているほか、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際に土壌汚染のおそれのある場合、県知事が必要と認める場合などに、事業主等による土壌汚染状況調査が実施されています。

土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状況が指定基準を超過した場合等には、「要措置区域」「形質変更時要届出区域」に指定されます。

現在、市内には「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定はありません。

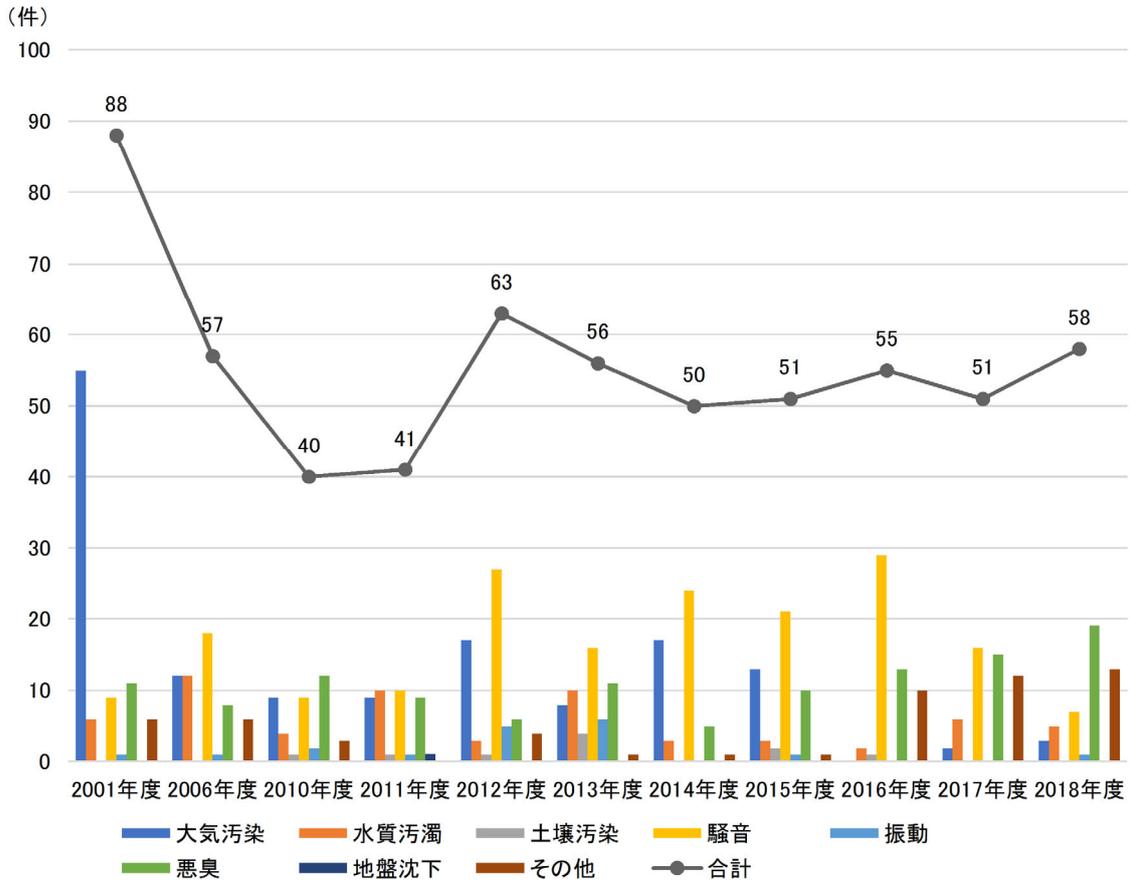
(7) 苦情

本市では、公害に対する地域の特性や、当事者である市民ニーズにきめ細かく対応していくため、個々の住民から寄せられた苦情や相談に対し、様々な角度から発生源の削減を図るとともに、当事者間の和解をうながすべく対応しています。

2018年度の苦情処理件数は58件、東日本大震災以降、一時的に増加しましたが、その後は、減少傾向にあります。

東日本大震災以降は、騒音、大気汚染に関する苦情が多くみられます。

〈苦情発生件数の推移〉



単位: 件数

項目	2001年度	2006年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
大気汚染	55	12	9	9	17	8	17	13	0	2	3
水質汚濁	6	12	4	10	3	10	3	3	2	6	5
土壌汚染	0	0	1	1	1	4	0	2	1	0	0
騒音	9	18	9	10	27	16	24	21	29	16	17
振動	1	1	2	1	5	6	0	1	0	0	1
悪臭	11	8	12	9	6	11	5	10	13	15	19
地盤沈下	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	6	3	0	4	1	1	1	10	12	13
合計	88	57	40	41	63	56	50	51	55	51	58

出典: なとりのかんきょう (平成 13・23・28・29・30 年度 測定等結果報告)

(8) 廃棄物

近年、焼却施設のダイオキシン問題、最終処分場のひっ迫、不法投棄など、ごみ問題は、環境問題のなかでも特に重要なものとして位置づけられます。

本市のごみ処理は、名取市・岩沼市・亶理町・山元町の2市2町で構成する「亶理名取共立衛生処理組合」が実施しています。

市内全域から収集されたリサイクル物とごみは、ごみ処理施設である岩沼東部環境センターに集められ、焼却、再分別、圧縮等の中間処理をとおり、資源として循環を図っています。また、これらの施設で処理することができない有害なごみ（乾電池、蛍光灯等）は、専門業者へ処理を委託しています。

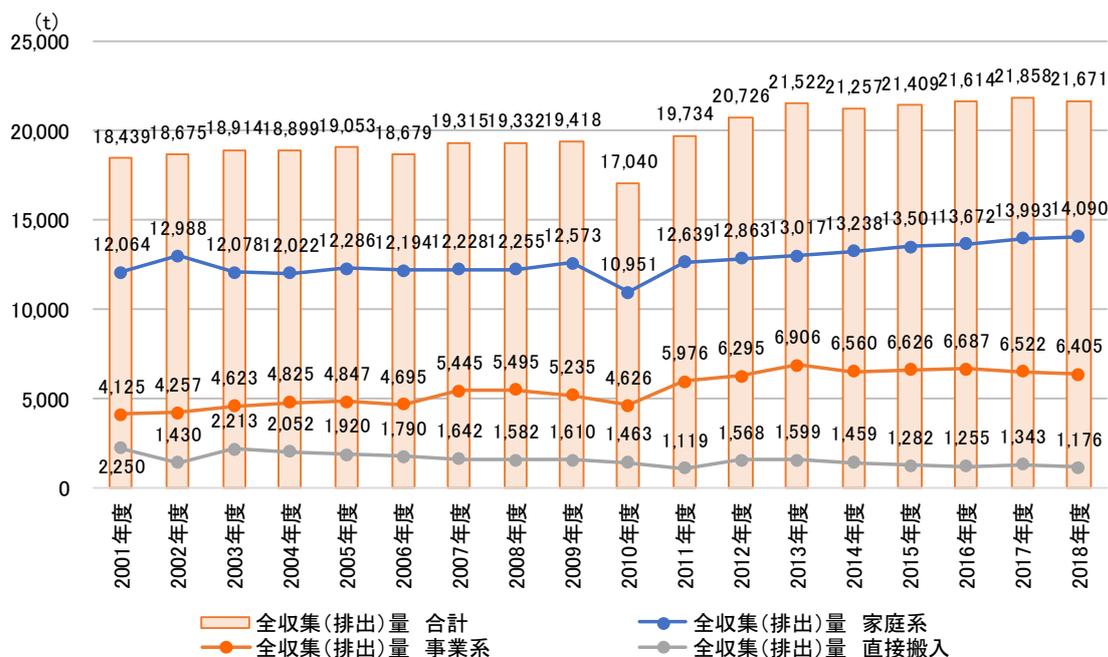
① ごみ排出量

2018年度の本市のごみ排出量の総数は、21,671 tで、家庭系のごみが約65%、事業系のごみが約30%となっています。

ごみ排出量の総数の推移をみると、人口増加や東日本大震災の影響などを背景に、ゆるやかに増加しており、2001年度と比較すると2018年度は18%増加しています。家庭系、事業系ともに増加傾向にありますが、特に事業系のごみの増加率（2001年度比55%増）が高くなっています。

一方、1人1日当たりの排出量の総数の推移をみると、ごみ排出量は横ばい状態にあります。

〈全収集（排出）量の推移〉

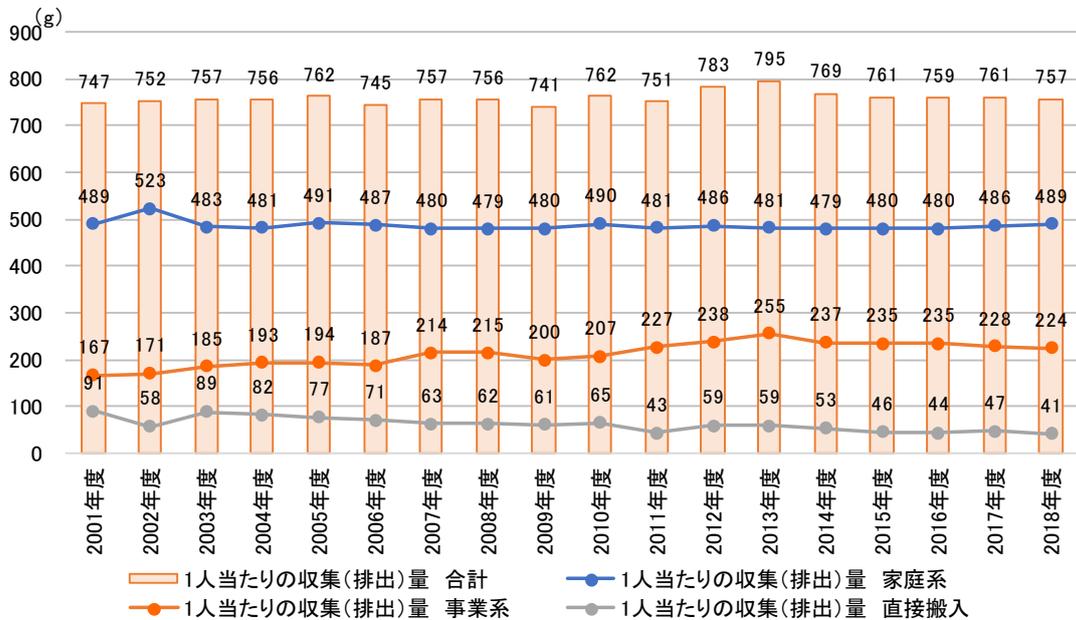


出典: なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)

項目	2001年度	2006年度	2010年度※5	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度	増減率 2018年度 /2001年度
人口(人)※1	67,566	68,651	73,033	71,824	77,594	78,354	78,408	116%
日数※2	365	365	306	365	366	365	365	
家庭系(t)※3	12,064	12,194	10,951	12,639	13,632	13,993	14,090	117%
事業系(t)	4,125	4,695	4,626	5,976	6,687	6,522	6,405	155%
直接搬入(t)※4	2,250	1,790	1,463	1,119	1,255	1,343	1,176	52%
合計(t)	18,439	18,679	17,040	19,734	21,574	21,858	21,671	118%

※1:人口は、その年の9月末日現在の外国人を含む人口。
 ※2:2010年度については、東日本大震災の影響により、集計可能な日数で記載。
 ※3:家庭系のごみには代行運搬によるものを含む。
 ※4:直接搬入のごみには、市、その他が搬入するもの及び埋立ごみを含む。
 ※5:参考として東日本大震災前のデータを示した。
 注:四捨五入の関係で合計値が一致しないことがある。
 出典:なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)

〈1人1日当たりの収集(排出)量の推移〉



項目	2001年度	2006年度	2010年度※5	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度	増減率 2018年度 /2001年度
人口(人)※1	67,566	68,651	73,033	71,824	77,594	78,354	78,408	116%
日数※2	365	365	306	365	366	365	365	-
家庭系(g)※3	489	487	490	484	480	489	492	100%
事業系(g)	167	187	207	229	235	228	224	134%
直接搬入(g)※4	91	71	65	43	44	47	41	45%
合計(g)	747	745	762	756	760	764	757	101%

※1:人口は、その年の9月末日現在の外国人を含む人口。
 ※2:2010年度については、東日本大震災の影響により、集計可能な日数で記載。
 ※3:家庭系のごみには代行運搬によるものを含む。
 ※4:直接搬入のごみには、市、その他が搬入するもの及び埋立ごみを含む。
 ※5:参考として東日本大震災前のデータを示した。
 注:四捨五入の関係で合計値が一致しないことがある。
 出典:なとりのかんきょう (平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)

② リサイクル

本市では、ごみ減量化を図るため、「ごみ減量・リサイクル推進事業」を実施しています。

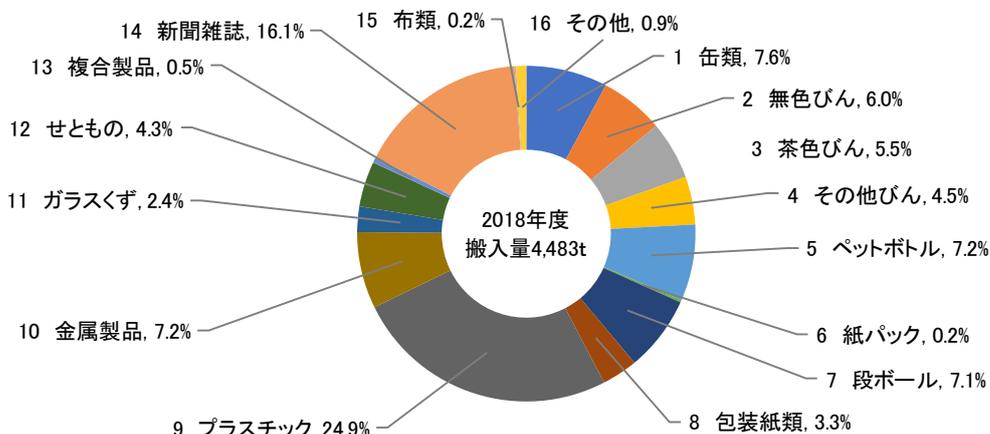
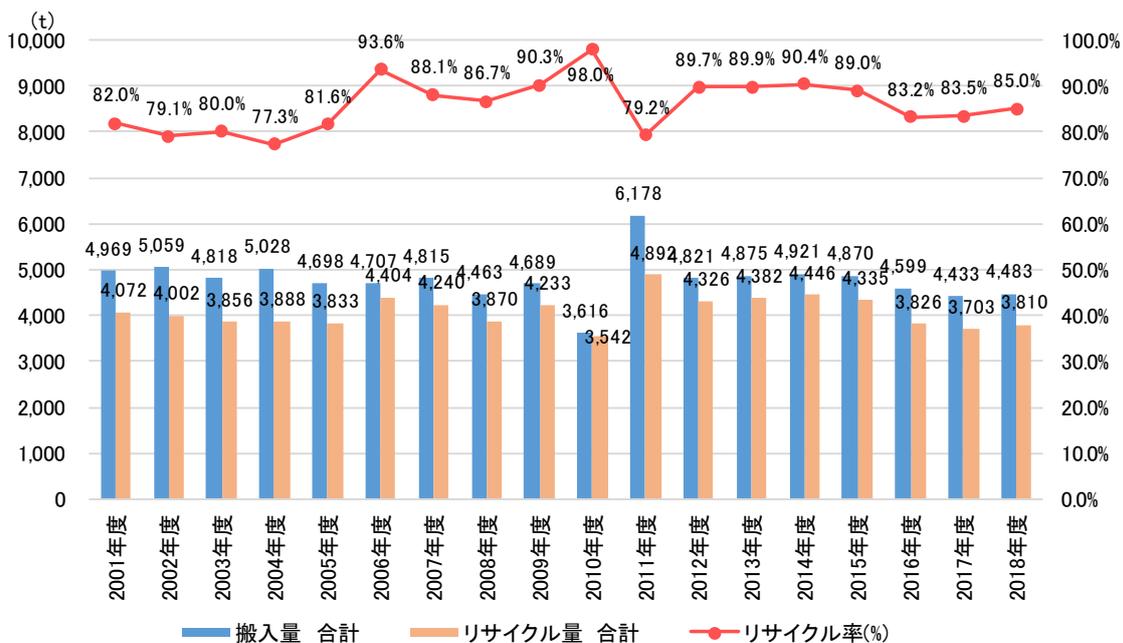
現在、本市のリサイクルできるごみの分別は 15 品目に分けられており、ペットボトル、びん、カンなどは週 1 回、新聞や段ボールなどは月 2 回、金属やガラスくずなどについては月 1 回の回収を行っています。

2018 年度の搬入量は、4,483 t で、その 85.0% に当たる 3,810 t がリサイクルされています。分別をみると、新聞雑誌類、プラスチック製品類の搬入量が多く、双方で全体の 40% 以上を占めます。

リサイクル率の推移をみると、東日本大震災前は、増減を繰り返しながら、徐々に増加していましたが、東日本大震災により一時的に減少し、その後 90% 前後まで回復したものの、2016 年度以降は 83% 程度まで減少しています。

また、搬入されてくるものの中には、リサイクルできないものの混入もみられます。

〈リサイクルごみの搬入量、リサイクル量の状況〉



出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

単位:t

分類		2001 年度	2006 年度	2010 年度	2011 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	増減率 (2018年度 /2001年度)	2018年 度リサイ クル率
1 缶類	搬入量	335	307	187	372	335	342	342	102%	71.6%
	リサイクル量	326	296	198	314	233	237	245	75%	
2 無色 びん	搬入量	297	246	179	322	264	292	269	91%	88.5%
	リサイクル量	281	233	188	272	234	260	238	85%	
3 茶色 びん	搬入量	374	266	207	366	260	235	210	56%	71.0%
	リサイクル量	365	248	211	309	232	212	191	41%	
4 その 他びん	搬入量	176	248	147	257	264	212	202	115%	89.6%
	リサイクル量	148	245	166	217	225	186	181	123%	
5 ペット ボトル	搬入量	196	235	181	325	311	334	323	164%	70.9%
	リサイクル量	163	217	167	274	232	219	229	140%	
6 紙パッ ク	搬入量	33	29	24	23	14	10	9	27%	88.9%
	リサイクル量	28	25	21	19	12	10	8	28%	
7 段ボ ール	搬入量	379	346	303	718	402	352	318	84%	99.7%
	リサイクル量	355	343	336	605	398	350	317	89%	
8 包装 紙類	搬入量	286	328	201	330	163	152	150	52%	82.7%
	リサイクル量	221	323	221	278	147	134	124	56%	
9 プラス チック	搬入量	918	813	644	736	968	972	948	103%	71.9%
	リサイクル量	586	632	474	621	630	703	682	116%	
10 金属 製品	搬入量	251	103	187	354	340	377	324	129%	80.2%
	リサイクル量	100	70	259	306	269	299	260	259%	
11 ガラ スクズ	搬入量	43	41	35	143	110	115	108	252%	97.2%
	リサイクル量	24	45	36	120	103	113	105	430%	
12 せと もの類	搬入量	54	83	78	228	147	171	163	304%	72.4%
	リサイクル量	38	93	70	192	103	112	118	309%	
13 複合 製品	搬入量	191	90	171	75	17	27	23	12%	100.0%
	リサイクル量	48	57	26	64	13	22	23	48%	
14 新聞 雑誌	搬入量	1,413	1,560	1,067	1,852	991	832	720	51%	99.7%
	リサイクル量	1,380	1,567	1,166	1,284	983	829	718	52%	
15 布類	搬入量	24	13	5	76	12	8	6	25%	100.0%
	リサイクル量	9	11	5	18	12	8	6	70%	
16 草木	搬入量	—	—	—	—	—	—	319	—	98.6%
	リサイクル量	—	—	—	—	—	—	315	—	
17 その 他	搬入量	—	—	—	—	—	10	42	—	100.0%
	リサイクル量	—	—	—	—	—	10	42	—	
合計	搬入量	4,969	4,707	3,616	6,178	4,599	4,442	4,483	89%	—
	リサイクル量	4,072	4,404	3,542	4,892	3,826	3,703	3,810	91%	
	リサイクル率	82.0%	93.6%	98.0%	79.2%	83.2%	83.4%	85.0%	—	

注:「17 その他」は「資源袋」および「硬質プラスチック」を表す。

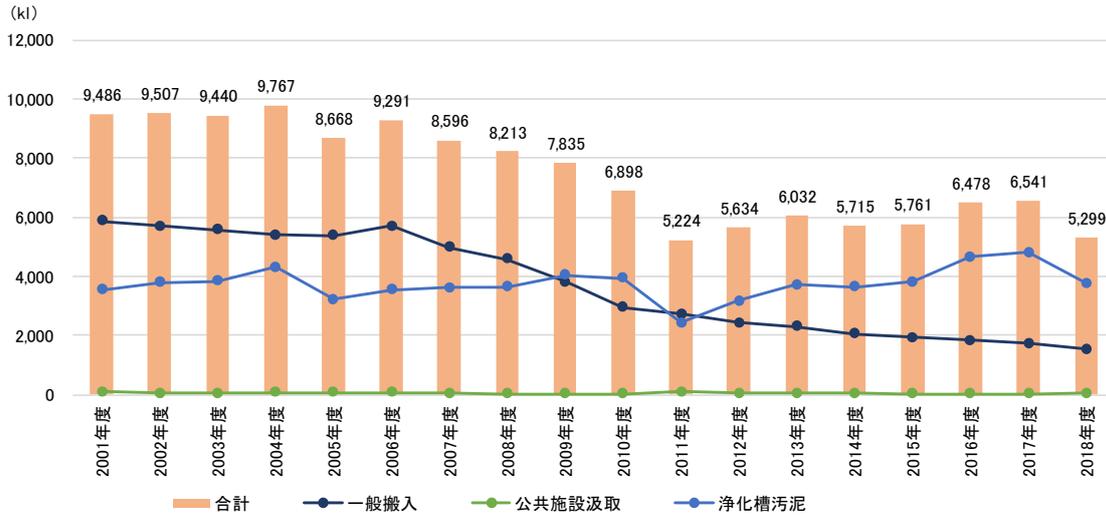
出典:なとりのかんきょう(平成13年度~平成30年度 測定等結果報告)

③ し尿処理

本市のし尿処理は、巨理名取共立衛生処理組合で行われており、本市で集められたし尿や浄化槽汚泥は、岩沼市内の県南浄化センターで焼却処理されたあと、巨理名取共立衛生処理組合の最終処分場で埋立処分されています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移をみると、近年の下水道等の普及により、全体の量は減少傾向にあります。浄化槽汚泥については、震災後、増加傾向にあります。

〈し尿・浄化槽汚泥収集量の推移〉



単位: kl

項目	2001年度	2006年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度/2001年度増減比
一般搬入	5,863	5,696	2,938	2,727	2,419	2,290	2,042	1,925	1,813	1,721	1,523	25.9%
公共施設汲取	84	66	19	82	41	30	30	22	25	20	28	33.3%
浄化槽汚泥	3,539	3,529	3,941	2,415	3,174	3,712	4,343	4,517	4,640	4,799	3,748	105.9%
合計	9,486	9,291	6,898	5,224	5,634	6,032	5,715	5,761	6,478	6,541	5,229	56.3%

出典: なとりのかんきょう (平成 13 年度～平成 30 年度 測定等結果報告) を基に作成

(9) ダイオキシン類等の有害物質

① ダイオキシン類

ダイオキシン類は有機塩素化合物の一種で、産業活動やごみの焼却によって発生します。

2016年3月に完成した岩沼東部環境センターでは、ごみ焼却の際のダイオキシン類の発生を抑制するために、高温焼却(850℃以上)とその連続運転等を実施しています。

ゴミ焼却場から発生する排ガス中のダイオキシン類については、亘理名取共立衛生処理組合により排ガスの定期測定が行われており、ダイオキシン類対策特別措置法において規制されている基準 1ng-TEQ/m³N(ナノグラム: 1ng=10億分の1g)以下で推移しています。

公共用水域(水質及び底質)でのダイオキシン類については、東北地方整備局及び宮城県で観測が行われており、いずれも基準値以下で推移しています。

〈ごみ焼却場排ガス中のダイオキシン類の推移〉

単位:ng-TEQ/m³N

測定地点		2001年度	2006年度	2010年度 ^{※2}	2011年度	2015年度 ^{※3}	2016年度	2017年度	2018年度
基準		80 ^{※1}	1	1	1	1	1	1	1
岩沼東部環境センター排ガス	1号炉	-	-	-	-	-	0.00076	0.00014	0
	2号炉	-	-	-	-	-	0.00033	0.004	0.00012
名取クリーンセンター排ガス	1号炉	12	0.032	0.0670	0.00000054	0.00028	-	-	-
	2号炉	23	0.025	0.0061	0.0000015	0.067	-	-	-

注1:2001年は10月、2016年は8月、2017年は3月、2018年は11月、その他は12月の測定値

※1:2002年11月30日までの暫定基準値

※2:参考として東日本大震災前のデータを示した。

※3:参考として名取クリーンセンター閉鎖前のデータを示した。

出典:なとりのかんきょう（平成13・18・22・23・27・28・29・30年度 測定等結果報告）

〈公共用水域のダイオキシン類の推移〉

単位:水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

測定機関		環境基準	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
水質	国	1	0.08	0.07	0.10	0.08	0.13	0.13	0.08	0.07	0.07	0.075	0.077
	県	1	0.69	0.30	0.20	0.25	0.38	0.76	0.41	0.17	0.20	0.44	0.41
底質	国	150	1.6	1.3	1.9	4.3	5.4	1.7	2.3	0.7	0.3	1.7	2.4
	県	150	7.4	11.0	13.0	6.1	16.0	15.0	測定対象外	11.0	7.3	14.0	5.9

出典:なとりのかんきょう（平成24～30年度 測定等結果報告）

② アスベスト大気濃度

東日本大震災後の被災地域でのアスベストによる影響を調査するため、環境省及び県によるアスベストの大気濃度調査が実施されています。

いずれの調査においても通常の大気環境とほぼ同様の数値であり、人体への健康被害などの影響が少ないことが確認されています。

〈アスベスト濃度調査実施状況（環境省実施分）〉

年度	項目	試料採取地点	試料採取日	総繊維数濃度(f/L)	
				総繊維	アスベスト繊維
2011年度	第1次モニタリング	下増田小学校	2011.06.16	0.73	-
				0.34	-
	第2次モニタリング	閑上公民館	2011.08.09	0.05	-
				<0.05	-
	第3次モニタリング	閑上公民館	2011.11.04	0.34	-
				0.22	-
	第4次モニタリング	美田園東集会所	2012.02.14	0.45	<0.05
				0.56	<0.05
		日和山公園	2012.02.14	0.56	<0.05
0.90				<0.05	
増田公民館	2012.02.14	0.20	-		
		0.40	-		

年度	項目	試料採取地点	試料採取日	総繊維数濃度(f/L)		
				総繊維	アスベスト繊維	
2012 年度	第 5 次 モニタリング	美田園東集会所	2012.05.17	100m	0.17	-
				200m	0.31	-
		日和山公園	2012.05.29	100m	0.17	-
				200m	0.28	-
		小塚原南集会所	2012.06.01	100m	0.51	-
				200m	0.62	-
		閑上字東須賀地内 (がれき集積所)	2012.05.29	100m	0.39	-
				200m	0.22	-
	第 6 次 モニタリング	美田園東集会所	2012.07.31	100m	0.11	-
				200m	<00.056	-
		小塚原南集会所	2012.07.31	100m	0.11	-
				200m	0.17	-
		日和山公園	2012.08.01	100m	0.06	-
				200m	0.22	-
	第 7 次 モニタリング	美田園東集会所	2012.11.20	100m	0.056	-
				200m	0.056	-
		小塚原南集会所	2012.11.20	100m	0.06	-
				200m	0.11	-
		日和山公園	2012.11.22	100m	0.11	-
				200m	0.17	-
	第 8 次 モニタリング	美田園東集会所	2013.02.19	100m	0.11	-
				200m	0.11	-
		小塚原南集会所	2013.02.19	100m	0.22	-
				200m	0.11	-
日和山公園		2013.02.14	100m	0.28	-	
			200m	0.28	-	
2013 年度	第 9 次 モニタリング	美田園東集会所	2013.05.28	100m	0.28	-
				200m	0.56	-
		小塚原南集会所	2013.05.27	100m	0.28	-
				200m	<0.056	-
		日和山公園	2013.05.29	100m	<0.056	-
				200m	0.17	-
	第 10 次 モニタリング	美田園東集会所	2013.09.26	100m	0.17	-
				200m	0.79	-
		小塚原南集会所	2013.09.25	100m	0.68	-
				200m	0.85	-
		日和山公園	2013.09.24	100m	0.90	-
				200m	0.96	-
	第 11 次 モニタリング	美田園東集会所	2014.01.16	100m	0.22	-
				200m	0.28	-
		小塚原南集会所	2013.12.19	100m	0.22	-
				200m	0.17	-
		日和山公園	2013.12.18	100m	<0.056	-
				200m	0.06	-

出典:なとりのかんきょう (平成 23 年度～平成 25 年度 測定等結果報告)

〈アスベスト濃度調査実施状況（宮城県実施分）〉

年度	採取地点	試料採取日	無機総繊維数濃度(本/L)	
2011 年度	文化会館	2011.06.14	0.11	
			0.17	
	下増田小学校	2011.09.12	0.06	
			0.06	
			2011.11.30	0.34
			0.28	
	2012.03.15	0.22		
		0.22		
2012 年度	閑上小学校	2012.07.23	0.90	
			0.90	
		2012.09.27	0.28	
			0.39	
		2012.11.21	0.28	
			0.22	
2013.02.18	0.73			
2013 年度	閑上小学校	2013.05.17	0.11	
			0.06	
		2013.09.09	0.06	
			0.11	
		2013.11.20	<0.056	
			<0.056	
2014.02.05	0.06			
	<0.056			

注 1:1 地点につき、100m から 200m 離れた 2 箇所 で調査を実施

注 2:無機総繊維数濃度とは、測定 の妨害となるおそれのある木質等の有機繊維を低温で燃焼させて除去した後、アスベストを含む無機繊維数を位相差顕微鏡で測定したもの。

注 3:WHO 環境保健クライテリア(EHC53)によれば、「都市における大気中の石綿濃度は、一般に 1 本以下～10 本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できな りほど低い。すなわち実質的には、石綿のリスクはない。」との記述がある。

出典:なとりのかんきょう（平成 23 年度～平成 25 年度 測定等結果報告）

(10) 放射性物質

2011 年 3 月に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で大気中及び海水中に放射性物質を拡散させる事故が発生しました。

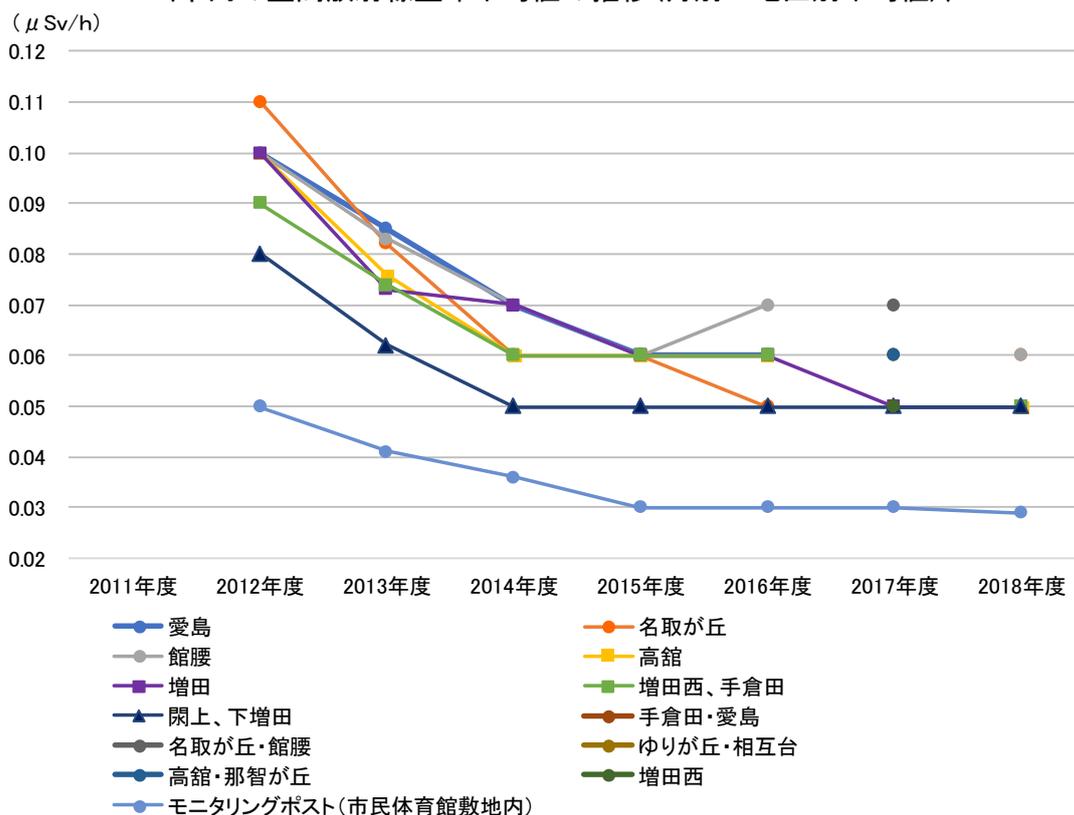
この事態を受け、市内では、空間放射線量の測定や放射性物質の検査を実施しています。

① 空間放射線量の測定

空間放射線量の測定は、市役所正面玄関前広場内、児童センター、保育所、幼稚園、小中学校、公民館、公園など市内 31 か所（2018 年度）で測定しています。

事故発生当初は、自然放射能レベルよりも上昇がみられた空間放射線量ですが、その後は、安定的に低下傾向を示しており、国が汚染状況重点地域として指定する要件の追加被ばく線量である年間 1 ミリシーベルト（1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト）を下回っています。

〈市内の空間放射線量年平均値の推移(月別・地区別平均値)〉



測定地点	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
愛島	0.10	0.09	0.07	0.06	0.06	-	0.05
名取が丘	0.11	0.08	0.06	0.06	0.05	-	0.06
館腰	0.10	0.08	0.07	0.06	0.07	-	0.06
高館	0.10	0.08	0.06	0.06	0.06	-	0.05
増田	0.10	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05
増田西、手倉田	0.09	0.07	0.06	0.06	0.06	-	0.05
閑上、下増田	0.08	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
手倉田・愛島	-	-	-	-	-	0.05	-
名取が丘・館腰	-	-	-	-	-	0.07	-
ゆりが丘・相互台	-	-	-	-	-	0.06	-
高館・那智が丘	-	-	-	-	-	0.06	-
増田西	-	-	-	-	-	0.05	-
モニタリングポスト (市民体育館敷地内)	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.029

出典:なとりのかんきょう (平成 24 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)

② 放射性物質の検査

食品の放射性セシウムの基準は、飲料水 10 ベクレル/kg、乳児用食品及び牛乳で 50 ベクレル/kg、それ以外の「一般食品」で 100 ベクレル/kgと定められています。

1) 学校給食

事故後、市では、学校給食について、食品納品時に産地をすべて確認し、出荷制限を受けている食材が含まれていないことを確認しています。

また、2011年12月からは、主な食材の放射性物質の検査を週2回の頻度ではじめ、2012年4月からは、各種食材と完成品の測定を毎日開始しています。これまで検出限界値（10ベクレル/kg）を上回る放射性物質が検出されたことはありません。

2012年度からは、宮城県により給食完成品（検出限界値5ベクレル/kg）も、毎年20回行われていますが、こちらも放射性物質が検出されたことはありません。

〈学校給食の放射性物質検査状況（市実施分）〉

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実施日数	204	203	204	201	202	164	195
検査数	食材	785	615	624	623	616	535
	完成品	608	606	609	597	603	488

注：食材・完成品は、検査した食材・給食完成品の数を示す。

出典：なとりのかんきょう（平成24年度～平成30年度 測定等結果報告）

2) 食品

2012年5月から、市民が直接食用に供する食品について、市役所庁舎内で放射性物質検査を実施しています。2014年度までは、基準（100ベクレル/kg）を超えるものが検出されていますが、それ以降は、検出されていません。

〈食品の放射性物質検査状況（市実施分）〉

単位：件

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
検体数	240	125	58	27	11	13	2
超過数	8	7	4	0	0	0	0
割合（超過数/検体数）	3.3%	5.6%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

注：超過数は100ベクレル/kgを超過した検体数

出典：なとりのかんきょう（平成24年度～平成29年度 測定等結果報告）

3) 水道水

水道水は、飲料水と同じ10ベクレル/kg以下という管理目標値が示されており、市では、東北大学に依頼し、2011年3月から高館浄水場で放射性物質の検査を行っています。いずれも放射性物質が検出されることがない状況です。なお、浄水発生土は2011年7月から放射性物質検査を原則月1回行っています。2018年度は、仙台市水道局浄水部水質管理課に測定を外注しており、最大で160ベクレル/kgが検出されたため、環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」などに基づき、適切に処理しています。

〈水道水の放射性物質検査状況〉

項目	期間	測定依頼先	測定結果	測定頻度
水道水	2011年3月～2015年3月	東北大学	不検出	原則 週1回
	2015年4月～2017年3月	東北大学	不検出	原則 月1回
浄水発生土	2018年4月～2019年3月	仙台市水道局浄水部水質管理課	最大160ベクレル/Kg	原則 月1回

出典：なとりのかんきょう（平成30年度 測定等結果報告）

(11) 都市空間

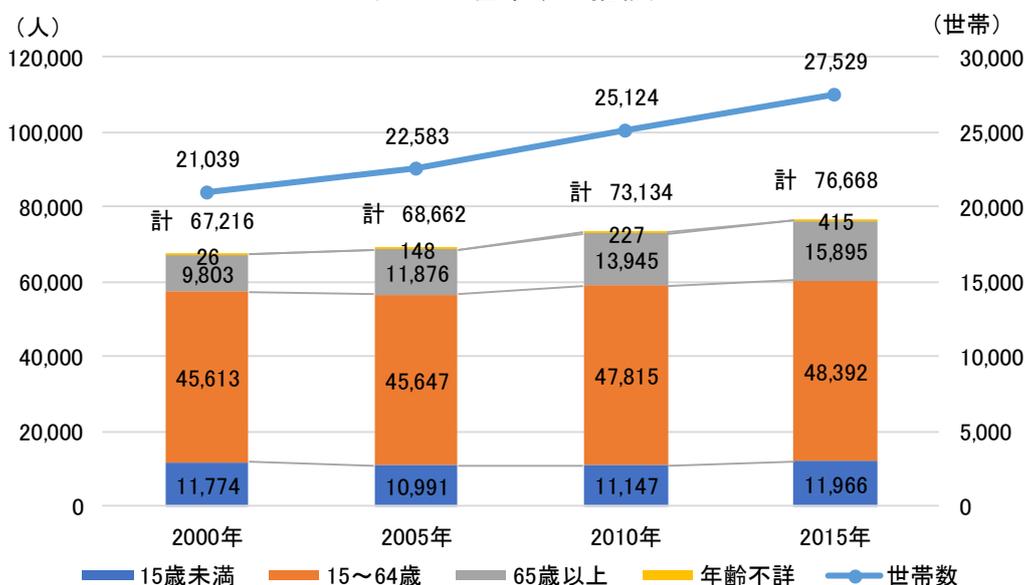
① 社会環境

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、2015年現在、76,668人で、増加傾向（2000年と比較し約14%増）にあります。年齢別人口の比率をみると15歳未満が15.7%、15～64歳が63.5%、65歳以上が20.8%となっています。65歳以上の人口が増加傾向（2000年と比較し、約62%増）にあり、高齢化が進行しています。

本市の世帯数は、2015年現在、27,529世帯で、増加傾向（2000年と比較し約30%増）にあります。1世帯当たりの人口は、2.8人/世帯で、減少傾向（2000年と比較し約13%減）にあり、核家族化が進行しています。

〈人口・世帯数の推移〉



年度	人口 総数 (人)	年齢別人口								年齢 不詳 (人)
		計		15歳未満		15～64歳		65歳以上		
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
2000年	67,216	67,190	100	11,774	17.5	45,613	67.9	9,803	14.6	26
2005年	68,662	68,514	100	10,991	16.0	45,647	66.5	11,876	17.3	148
2010年	73,134	72,907	100	11,147	15.3	47,815	65.6	13,945	19.1	227
2015年	76,668	76,253	100	11,966	15.7	48,392	63.5	15,895	20.8	415
2015年 /2000年 増減比(%)	114.1		113.5		101.6		106.1		162.1	1,596.2

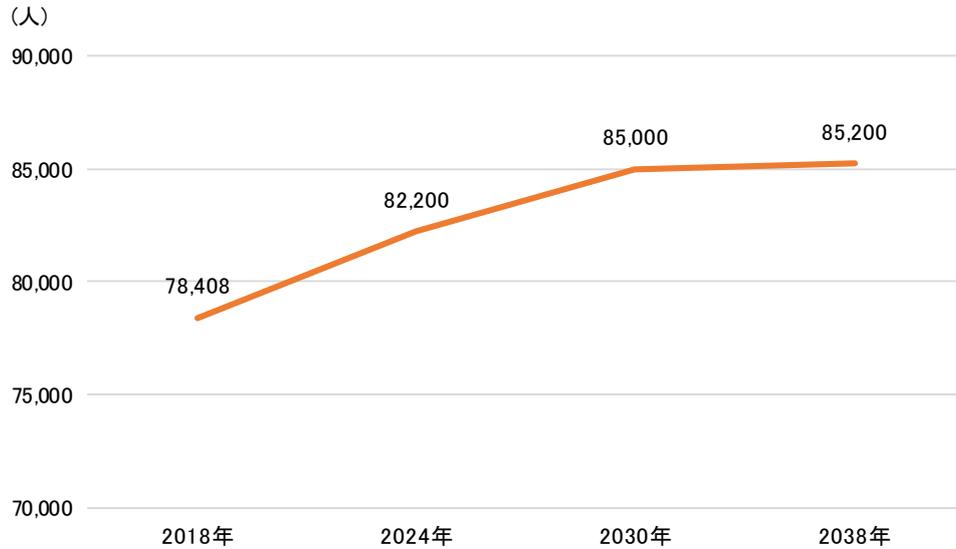
年度	世帯数(世帯)	1世帯当たりの人口(人/世帯)
2000年	21,039	3.2
2005年	22,583	3.0
2010年	25,124	2.9
2015年	27,529	2.8
2015年/2000年増減比(%)	130.8	87.5

出典: 国勢調査を基に作成

2) 将来人口

名取市第六次長期総合計画においては、本市の将来の目標人口を2030年8.5万人としており、0～14歳が16.8%、15～64歳が58.5%、65歳以上が24.7%と推計しています。

〈名取市第六次長期総合計画 基本構想 2030年人口推計〉



年齢3区分構成比

年齢	2018年	2024年	2030年	2038年
0～14歳	15.5%	16.1%	16.8%	17.1%
15～64歳	62.6%	60.4%	58.5%	55.5%
65歳以上	21.9%	23.5%	24.7%	27.4%

出典：名取市第六次長期総合計画 基本構想

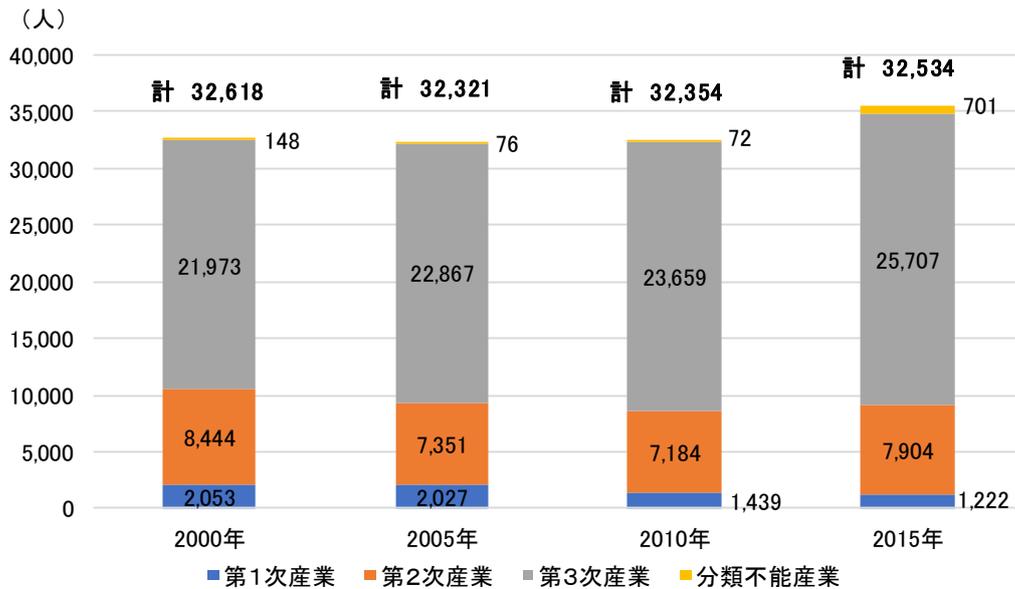
3) 産業構造

2015年の産業別就業者総数は32,534人で、第1次産業が1,222人(3.5%)、第2次産業が7,904人(22.2%)、第3次産業が25,707人(73.3%)となっています。推移をみると、第1次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあります。

また、2018年の名取市の民営事業所数は、2,702事業所で、第1次産業が4事業所(0.2%)、第2次産業が453事業所(16.8%)、第3次産業が2,245事業所(83.1%)となっています。推移をみると東日本大震災の影響などにより、2012年に一時的に減少しましたが、その後回復する傾向がうかがえます。

2018年の従業者数は、30,632人で、推移は事業所数と同様の傾向にあります。

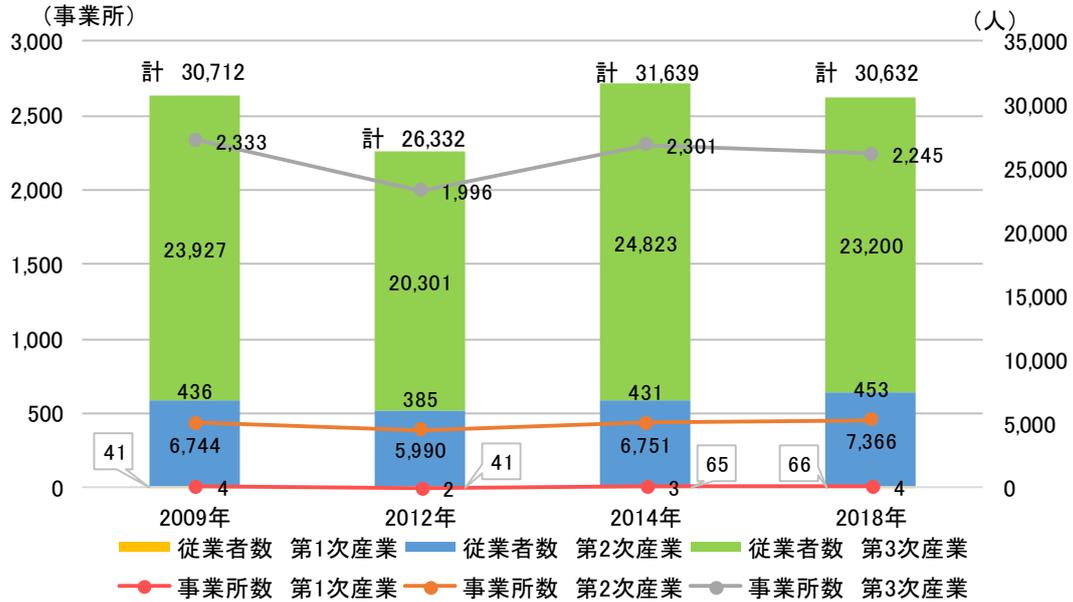
〈産業別就業者数の推移〉



年度	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能産業	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
2000年	32,618	2,053	6.29	8,444	25.89	21,973	67.36	148	0.45
2005年	32,321	2,027	6.27	7,351	22.74	22,867	70.75	76	0.24
2010年	32,354	1,439	4.45	7,184	22.20	23,659	73.13	72	0.22
2015年	32,534	1,222	3.44	7,904	22.24	25,707	73.34	701	1.97
2015年/2000年増減比(%)	108.94%	59.52%	—	93.60%	—	116.99%	—	473.65%	—

出典: 国勢調査を基に作成

〈民営事業所数・従業者数の推移〉



項目	2009年		2012年		2014年		2018年		2018年/2009年増減比(%)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	2,773	30,712	2,383	26,332	2,735	31,639	2,702	30,632	97.4	99.7
第1次産業	4	41	2	41	3	65	4	66	100.0	161.0
農林漁業	4	41	2	41	3	65	4	66	100.0	161.0
第2次産業	436	6,744	385	5,990	431	6,751	453	7,366	103.9	109.2
鉱業・採石業・砂利採取業	2	14	1	17	—	—	—	—	—	—
建設業	280	2,434	246	2,298	279	2,659	296	2,923	105.7	120.1
製造業	154	4,296	138	3,675	152	4,092	157	4,443	101.9	103.4
第3次産業	2,333	23,927	1,996	20,301	2,301	24,823	2,245	23,200	96.2	97.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	49	—	—	3	49	—	—	—	—
情報通信業	15	59	7	24	8	111	6	175	40.0	296.6
運輸業・郵便業	93	2,445	83	2,176	102	2,716	102	2,635	109.7	107.8
卸売・小売業	789	8,431	701	7,192	776	8,351	769	7,792	97.5	92.4
金融業・保険業	36	361	40	504	38	434	38	446	105.6	123.5
不動産業・物品賃貸業	365	934	314	771	317	1,044	316	1,045	86.6	111.9
学術研究・専門・技術サービス業	70	577	59	444	73	599	72	608	102.9	105.4
宿泊業・飲食サービス業	278	2,716	242	2,647	259	2,469	270	2,834	97.1	104.3
生活関連サービス業・娯楽業	226	1,453	198	1,386	211	1,358	213	1,345	94.2	92.6
教育・学習支援業	123	1,754	68	733	123	1,747	84	895	68.3	51.0
医療・福祉	154	2,874	142	2,074	206	3,529	200	3,202	129.9	111.4
複合サービス業	20	298	9	112	13	351	12	330	60.0	110.7
サービス業(他に分類されないもの)	161	1,976	133	2,238	172	2,065	163	1,893	101.2	95.8

出典: 経済センサス(基礎調査・活動調査)を基に作成

4) 土地利用状況

2018年の地目別の土地利用をみると、農地、森林、河川などの自然的な土地利用が、全体の62.8%を占めています。

本市は、中央部の平地部の国道4号、JR東北本線、仙台空港アクセス鉄道に沿うように市街地が形成されています。また、丘陵部においては、土地区画整理事業や開発により、住宅団地が整備されているほか、沿岸部の閉上地区においては、復旧・復興事業が進められており、新たな住宅地等が形成されつつあります。

本市全域（9,817.0ha）が都市計画区域に指定されており、うち1,773.2ha（約18%）が市街化区域に指定されています。

〈名取市の地目別土地面積の推移〉

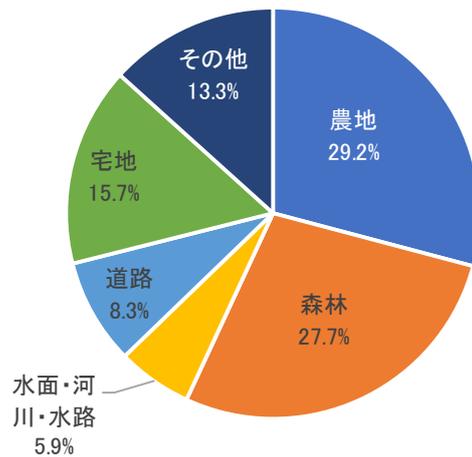
項目	単位: ha		
	2011年	2018年	2018年 / 2011年増減比(%)
合計	9,776	9,817	100.4
農地	1,904	2,863	150.4
森林	2,761	2,720	98.5
原野等	0	0	—
水面・河川・水路	520	575	110.6
道路	729	816	111.9
宅地	1,314	1,542	117.4
住宅地	756	888	117.5
工業用地	46	55	119.6
その他	2,548	1,301	51.1
可住地面積 ※1	3,947	5,221	132.3
人口集中地区面積 (k㎡) ※2	7.20	10.53	146.3

出典: 宮城県統計年鑑を基に作成

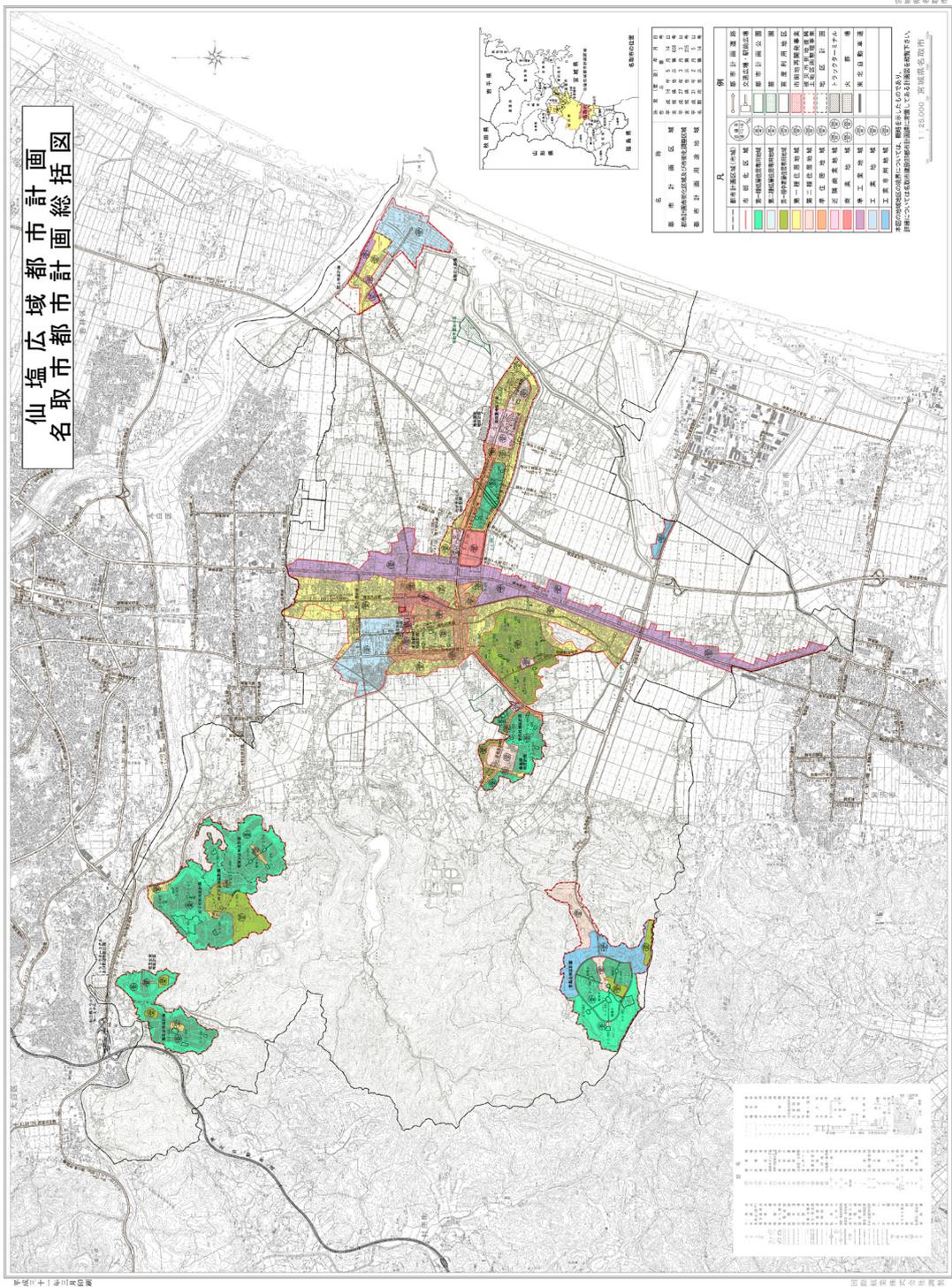
※1: 可住地面積 = 合計 - (森林 + 原野等 + 水面・河川・水路 + その他)

※2: 人口集中地区とは、市町村区域のうち、人口密度の特に高い地域をいう。原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の国勢調査基本単位区又は調査区が市町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した人口が国勢調査時に5,000人を有する地域

〈2018年 名取市の地目別土地面積構成比〉



〈名取市都市計画総括図〉



出典：仙塩広域都市計画 名取市都市計画総括図(平成 31 年 3 月名取市)

② 上下水道施設

1) 上水道

本市の上水道は、旧閑上町上水道と増田館腰水道（旧名取町）の統合により名取市上水道となり、その後、人口増加等に対応するため、給水区域や供給能力の拡張等を行っています。

2017年度の給水量の構成比は、家庭用が全体の75.4%を占め、次いで業務営業用が13.4%、工業用7.1%となっています。普及率は、99.6%で、県（99.1%（資料：宮城県の水道））と同等の普及率となっています。

本市の水源は、樽水ダム、仙台市からの分水、仙南・仙塩広域水道による受水によってまかなわれています。

〈上水道給水状況（2017年度）〉

分類等		2017年度	
配水総量(m ³)		9,154,890	
給水量	給水総量(m ³)	7,723,064	
	家庭用	件数(件)	348,216
		水量(m ³)	5,821,830
		水量構成比(%)	75.4
	官公庁	件数(件)	4,011
		水量(m ³)	302,102
		水量構成比(%)	3.9
	業務営業用	件数(件)	18,331
		水量(m ³)	1,031,283
		水量構成比(%)	13.4
	工場用	件数(件)	1,323
		水量(m ³)	545,168
		水量構成比(%)	7.1
その他	件数(件)	4,222	
	水量(m ³)	22,681	
	水量構成比(%)	0.3	
給水状況	給水戸数(戸)	30,240	
	給水人口(人)	78,036	
	普及率(%)	99.6	

注：配水総量と給水総量の差は無効水量（漏水等の不明水）となる。

出典：平成29年度 名取市統計書を基に作成

2) 下水道

本市の下水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業により進められてきましたが、大半は、公共下水道整備事業によるものです。

2018年3月末現在、本市の公共下水道事業等の汚水処理人口普及率は97.7%、汚水衛生処理率は96.3%となっています。

本市では、公共下水道等の整備に積極的に取り組んできたこともあり、汚水処理人口普及率、汚水衛生処理率ともに、宮城県（汚水処理人口普及率91.2%、汚水衛生処理率：86.9%）よりも高い水準となっています。

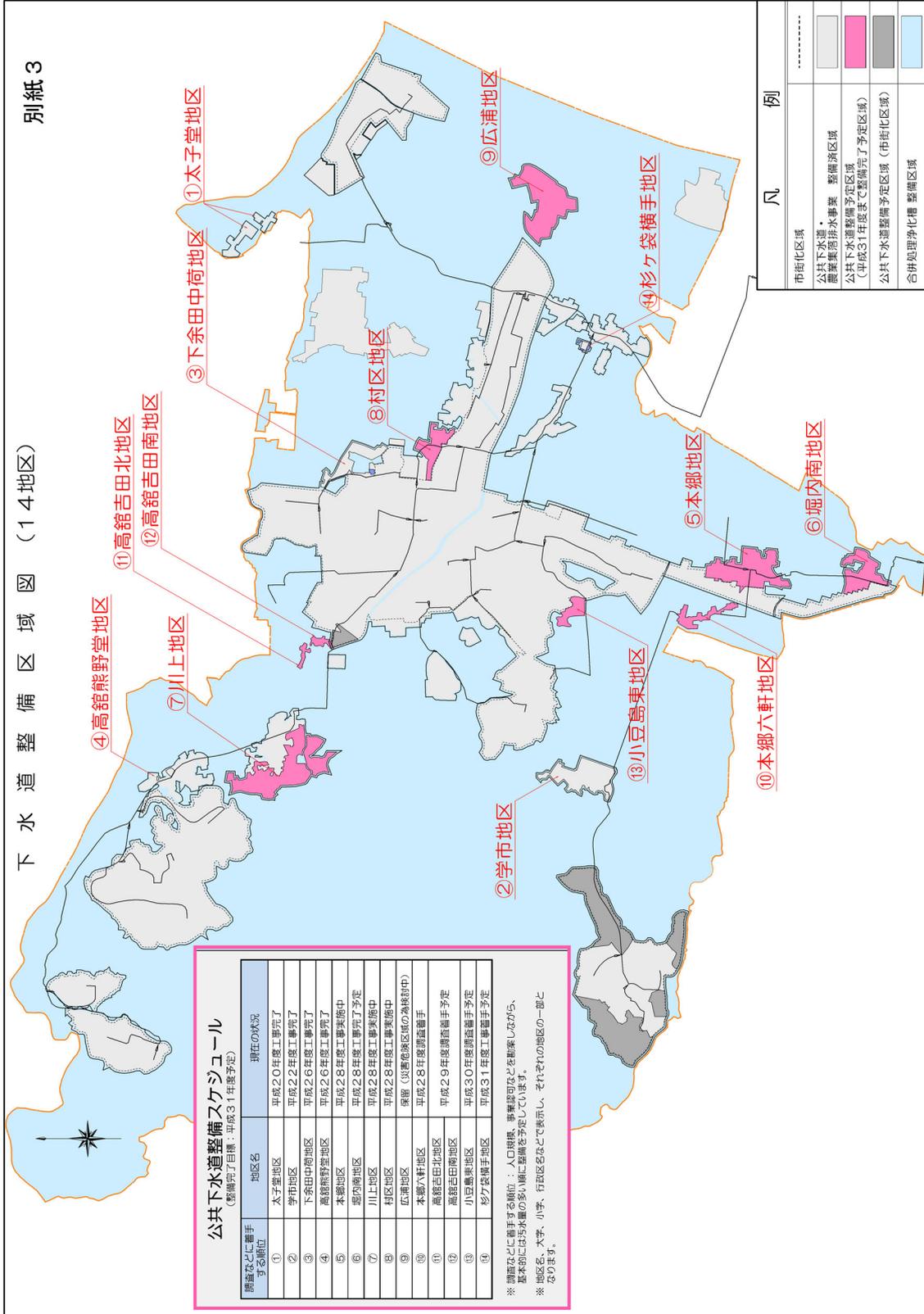
〈下水道事業等の普及状況（2018年3月末現在）〉

項目		名取市				宮城県
		市全体	公共 下水道 区域	農業集落 排水区域	合併処理 浄化槽 区域	
行政人口 (人)	A	78,299	78,299	78,299	78,299	2,302,043
処理区域人口 (人)	B	76,521	71,825	893	3,803	2,099,970
水洗化人口 (人)	C	75,394	70,715	876	3,803	2,000,792
汚水処理人口 普及率(%)	B/A	97.7	91.7	1.1	4.9	91.2
汚水衛生処理率 (%)	C/A	96.3	90.3	1.1	4.9	86.9

出典：名取市 下水道の普及状況(普及率、水洗化率)

宮城県 宮城県の生活排水処理施設整備状況を基に作成

〈下水道等整備区域〉



出典：名取市下水道事業経営戦略（平成29年3月）

③ 交通

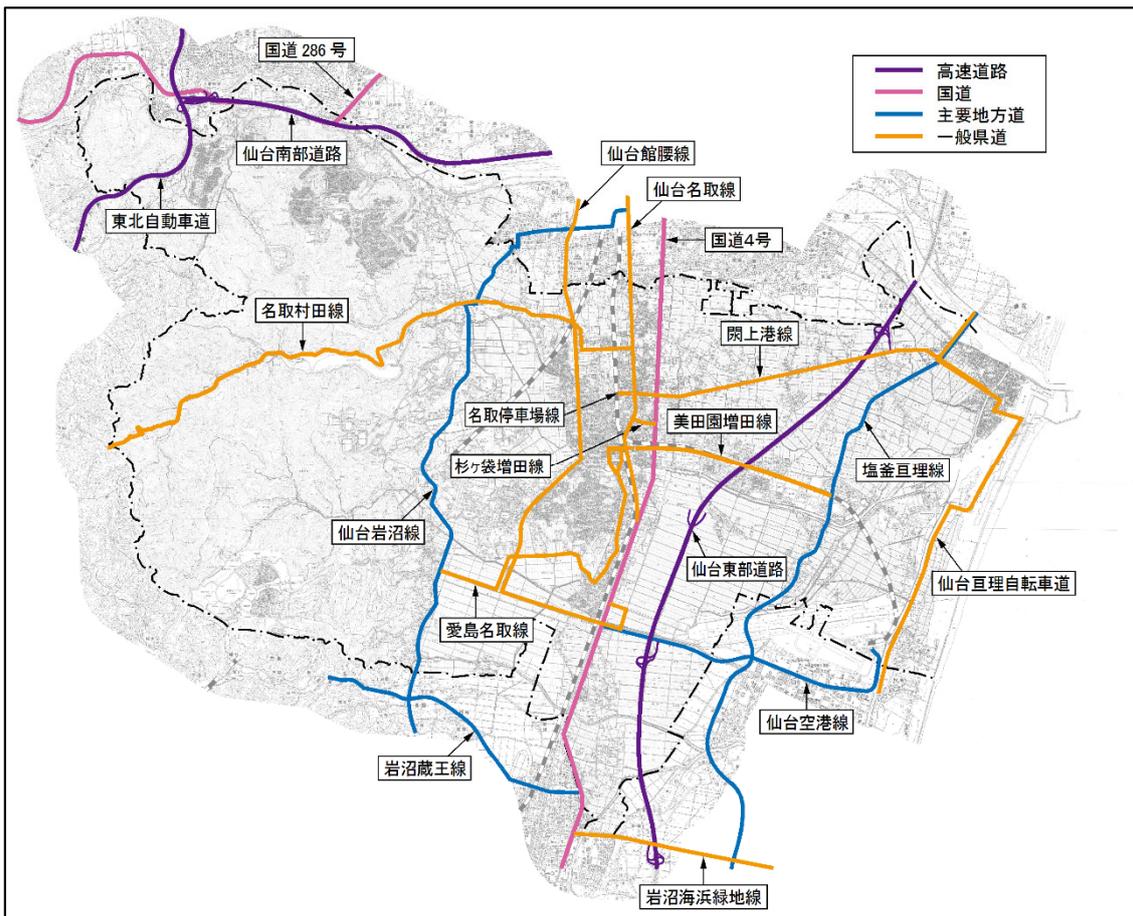
古くから東街道や奥州街道などが通り、現在は、国道4号、東北縦貫自動車道、仙台東部道路、JR東北本線、仙台空港アクセス鉄道、仙台空港などが整備され、本市は交通の要衝となっています。

1) 道路

市内の主要幹線道路としては、南北方向に仙台東部道路、国道4号、主要地方道塩釜巨理線、東西方向に一般県道関上港線、名取村田線、仙台館腰線などが整備されています。また、北西部には高速道路である東北自動車道、仙台南部道路があります。

南北軸の仙台東部道路、国道4号では特に交通量が多く、また、沿岸部を結ぶ幹線道路などについては、大型車の混入率が高くなっています。

〈名取市の幹線道路網〉



〈市内主要路線の交通量（2015年）〉

路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間自動車類 交通量(上下合計)				24時間自動車類 交通量(上下合計)		
		小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	大型 車混 入率 (%)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
東北自動車道	山形自動車道村田JCT～ 一般国道286号仙台南IC	25,967	7,947	33,914	23.4	31,409	14,805	46,214
一般国道 4号	岩沼市桜五丁目	27,933	5,068	33,001	15.4	37,873	8,328	46,201
	名取市植松字入生	29,592	5,327	34,919	15.3	42,047	8,322	50,369
	名取市増田字柳田	30,407	4,537	34,944	13.0	42,799	7,520	50,319
	仙台市太白区中田五丁目	31,612	4,435	36,047	12.3	44,396	7,512	51,908
仙台南部道路	仙台南部道路～仙台南部 道路	10,105	4,008	14,113	28.4	11,570	5,433	17,003
一般国道6 号(仙台東 部道路)	岩沼海浜緑地線岩沼IC～ 仙台空港線仙台空港IC	14,688	3,514	18,202	19.3	18,419	5,606	24,025
	仙台空港線仙台空港IC～ 一般国道6号(仙台東部道 路)名取IC	16,807	4,972	21,779	22.8	21,037	7,338	28,375
	一般国道6号(仙台東部道 路)～一般国道6号(仙台 東部道路)	21,374	6,985	28,359	24.6	26,737	9,792	36,529
一般国道 286号	名取市高館熊野堂字余方 中東	29,728	4,109	33,837	12.1	38,306	5,682	43,988
塩釜亘理線	名取市閑上10	9,550	5,450	15,000	36.3	13,018	7,982	21,000
	名取市杉ヶ袋字横手	7,988	4,103	12,091	33.9	10,562	5,206	15,768
仙台空港線	岩沼市下野郷字新田	9,824	4,963	14,787	33.6	12,692	6,827	19,519
	名取市植松20	9,416	4,619	14,035	32.9	12,379	5,445	17,824
仙台村田線	名取市高館熊野堂今成西	5,838	1,780	7,618	23.4	7,343	2,180	9,523
仙台岩沼線	名取市高館吉田39	1,608	151	1,759	8.6	2,019	162	2,181
	名取市高館川上字小佐治	9,876	1,466	11,342	12.9	13,567	1,901	15,468
名取村田線	名取市田高南	14,868	1,727	16,595	10.4	18,003	2,575	20,578
	名取市高館川上118	566	50	616	8.1	718	70	788
愛島名取線	名取市植松126	3,378	172	3,550	4.8	3,987	344	4,331
杉ヶ袋増田 線	名取市杜せきのした5丁 目5	7,533	472	8,005	5.9	9,112	894	10,006
名取停車場 線	名取市増田4丁目7-24	2,446	139	2,585	5.4	2,918	262	3,180
閑上港線	名取市小塚原北中塚	3,682	1,748	5,430	32.2	4,615	2,010	6,625
	名取市大曲藤木	6,828	1,879	8,707	21.6	8,659	2,399	11,058
仙台館腰線	名取市手倉田字諏訪	17,268	737	18,005	4.1	21,283	1,943	23,226
	名取市植松258	7,614	2,885	10,499	27.5	9,956	3,588	13,544
仙台名取線	名取市増田9丁目2	7,407	374	7,781	4.8	10,451	442	10,893
	名取市飯野坂2丁目1	6,412	395	6,807	5.8	7,807	770	8,577

注: 部分は、2万台以上の交通量を示す。

出典:国土交通省 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量照査結果を基に作成

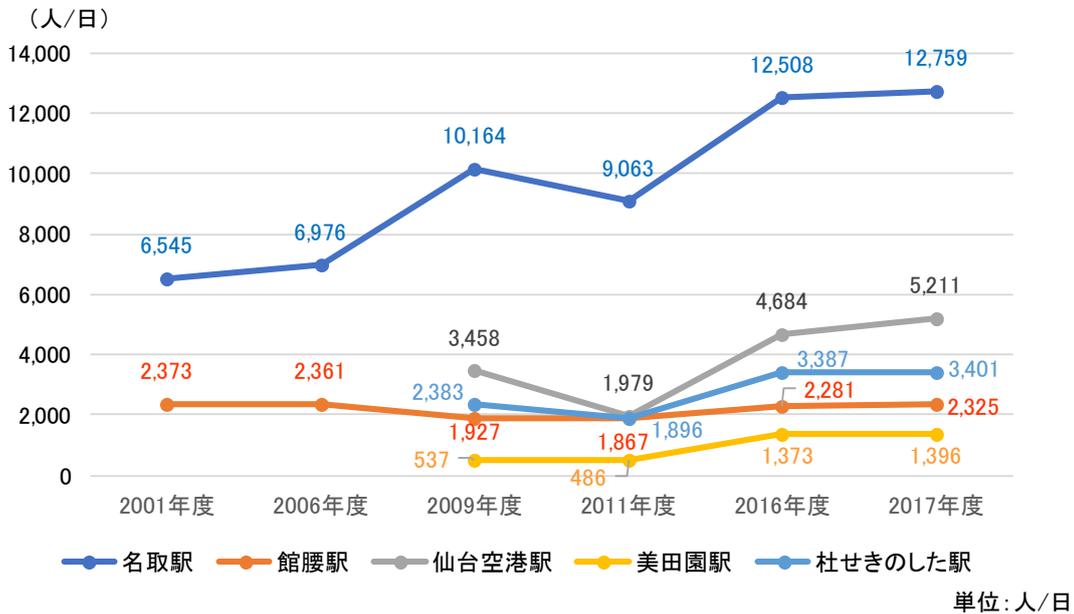
2) 鉄道

市内には、JR 東日本東北本線の名取駅、館腰駅、仙台空港アクセス鉄道の仙台空港駅、美田園駅、杜せきのした駅の計 5 つの駅があります。

各駅の日平均乗車人員の推移をみると、館腰駅を除く 4 駅については、震災による一時的な減少はみられますが、増加傾向にあります。館腰駅については横ばいの状況にあります。

各駅の日平均の乗車人員を比較すると名取駅が圧倒的に多く、鉄道利用の核となっています。

〈市内各駅の日平均乗車人員の推移〉



年度	JR 東日本鉄道		仙台空港アクセス鉄道 ^{※1}		
	名取駅	館腰駅	仙台空港駅	美田園駅	杜せきのした駅
2001 年度	6,545	2,373	—	—	—
2006 年度	6,976	2,361	—	—	—
(2009 年度) ^{※2}	10,164	1,927	3,458	537	2,383
2011 年度 ^{※3}	9,063	1,867	1,979	486	1,896
2016 年度	12,508	2,281	4,684	1,373	3,387
2017 年度	12,759	2,325	5,211	1,396	3,401

出典: 名取市統計書 (JR 東日本、仙台空港鉄道株式会社資料) を基に作成

※1: 仙台空港アクセス鉄道の数値は、年間乗車人数を 365 日で除した数値

※2: 仙台空港アクセス鉄道は 2007 年 3 月に開業しているが、各駅のデータは名取市統計書において 2009 年度から公表されているため参考値として整理した。

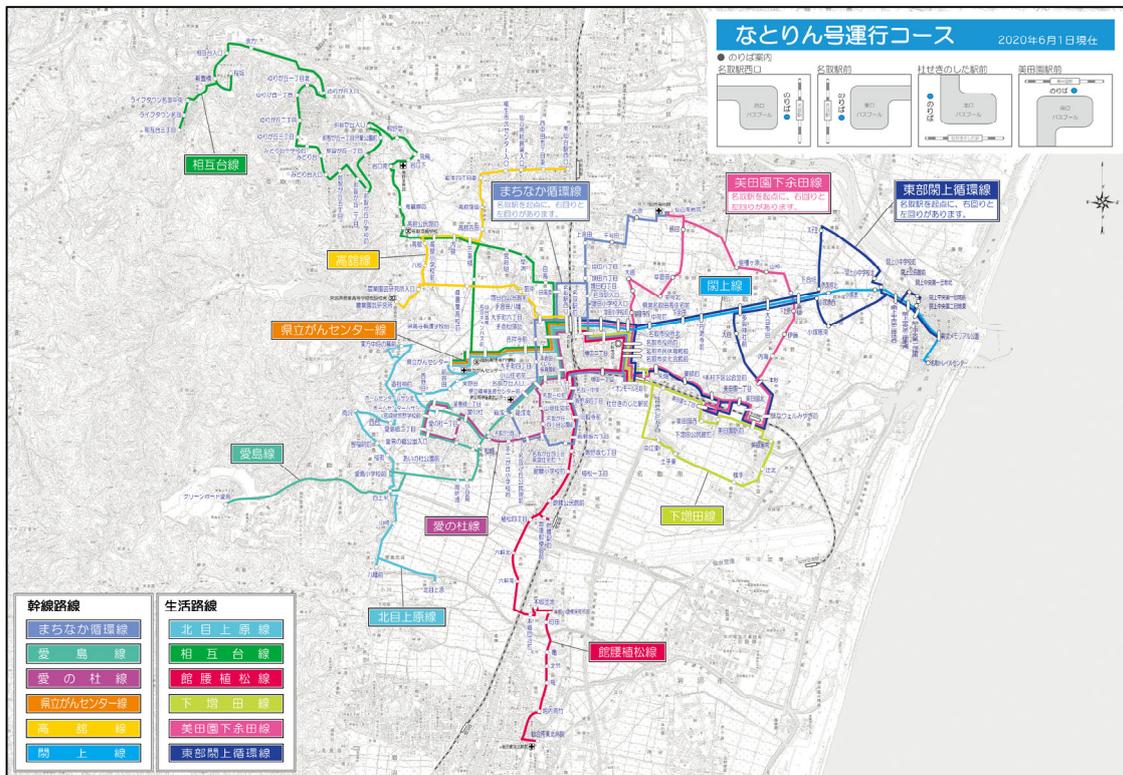
※3: 仙台空港アクセス鉄道は、震災によるバス代行実施期間有

3) バス等

路線バスは、コミュニティバス「なとりん号」が、名取駅を中心として、市内全域を網羅するように運行してします。



〈なとりん号 路線図〉



出典: 名取市 HP なとりん号ガイドブック

4) 空港

仙台国際空港は、名取市東南部に位置し、岩沼市に跨る東北唯一の国際空港です。震災後、民営化され、国際空港となり、震災後、一時的に利用者が減少しましたが、現在は、年間約 338 万人（2017 年）の利用者があります。離着陸数は、25,768 回（2017 年）となっています。

5) 自動車保有状況

2017年度末現在の名取市の自動車保有台数は、59,183台で、乗用車が全体の約50%、軽自動車が約40%を占めています。

自動車保有台数の推移をみると、増加傾向にあり、2017年度は2011年度を比較すると約20%増加しています。

〈名取市自動車保有台数の推移〉



単位: 台

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2016年度	2016年度/2011年度 増減比	
総数	51,098	52,540	54,401	55,887	57,042	58,553	59,183	115.8%	
貨物用	普通車	1,863	2,077	2,195	2,282	2,366	2,405	2,449	131.5%
	小型車	2,203	2,345	2,383	2,483	2,551	2,649	2,702	122.7%
	被けん引車	56	67	65	66	70	88	90	160.7%
	計	4,122	4,489	4,643	4,831	4,987	5,142	5,241	127.1%
	構成比	8.1%	8.5%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%	8.9%	—
乗合用	普通車	130	129	126	135	128	124	128	98.5%
	小型車	67	76	77	84	91	105	99	147.8%
	計	197	205	203	219	219	229	227	115.2%
	構成比	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	—
乗用	普通車	10,348	10,665	11,153	11,538	12,075	12,719	13,205	127.6%
	小型車	16,134	16,220	16,203	16,308	16,289	16,272	16,182	100.3%
	計	26,482	26,885	27,356	27,846	28,364	28,991	29,387	111.0%
	構成比	51.8%	51.2%	50.3%	49.8%	49.7%	49.5%	49.7%	—
特種(殊)用途用	特種用途車	943	997	1,039	1,047	1,059	1,072	1,089	115.5%
	大型特殊車	50	49	54	67	66	66	62	124.0%
	計	993	1,046	1,093	1,114	1,125	1,138	1,151	115.9%
	構成比	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	—
小型二輪車	小型二輪車	888	950	1,022	1,083	1,131	1,138	1,172	132.0%
	構成比	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	1.9%	2.0%	114.0%
軽自動車	四輪乗用	12,808	13,152	14,312	15,050	15,512	16,107	16,179	126.3%
	四輪貨物	4,653	4,819	4,727	4,690	4,627	4,725	4,707	101.2%
	二輪	955	994	1,045	1,054	1,077	1,083	1,119	117.2%
	三輪	0	0	0	0	0	0	0	—
	計	19,304	19,915	21,106	21,877	22,347	23,053	23,177	120.1%
	構成比	37.8%	37.9%	38.8%	39.1%	39.2%	39.4%	39.2%	—

出典: 宮城県統計年鑑(平成24年版~平成30年版) 第12章 運輸・情報通信業 市町村別自動車保有台数のデータを基に作成

④ 公園施設

2017年の本市の都市公園は146箇所、面積は55.10haとなっています。都市公園数は、市民にとって、最も身近な公園となる街区公園数が増加しています。都市公園以外にも、駅前広場や親水公園などが、13箇所整備されています。

本市を代表する公園としては、自然環境や十三塚遺跡を活かし、スポーツや市民等の憩いの場となっている「十三塚公園」(総合公園)や、太平洋などが一望できる「海の見える丘公園」(近隣公園)などがあげられます。

〈都市公園整備状況〉

年度	総数		総合公園		近隣公園		街区公園		緑道	
	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
2006年	122	50.66	1	17.70	5	16.75	113	15.19	3	1.02
2011年	132	55.18	1	17.70	6	18.37	122	18.09	3	1.02
2016年	144	54.86	1	17.70	6	18.37	134	17.76	3	1.02
2017年	146	55.10	1	17.70	6	18.44	136	17.93	3	1.02

注:各年3月31日現在のデータ
出典:名取市統計書を基に作成



十三塚公園

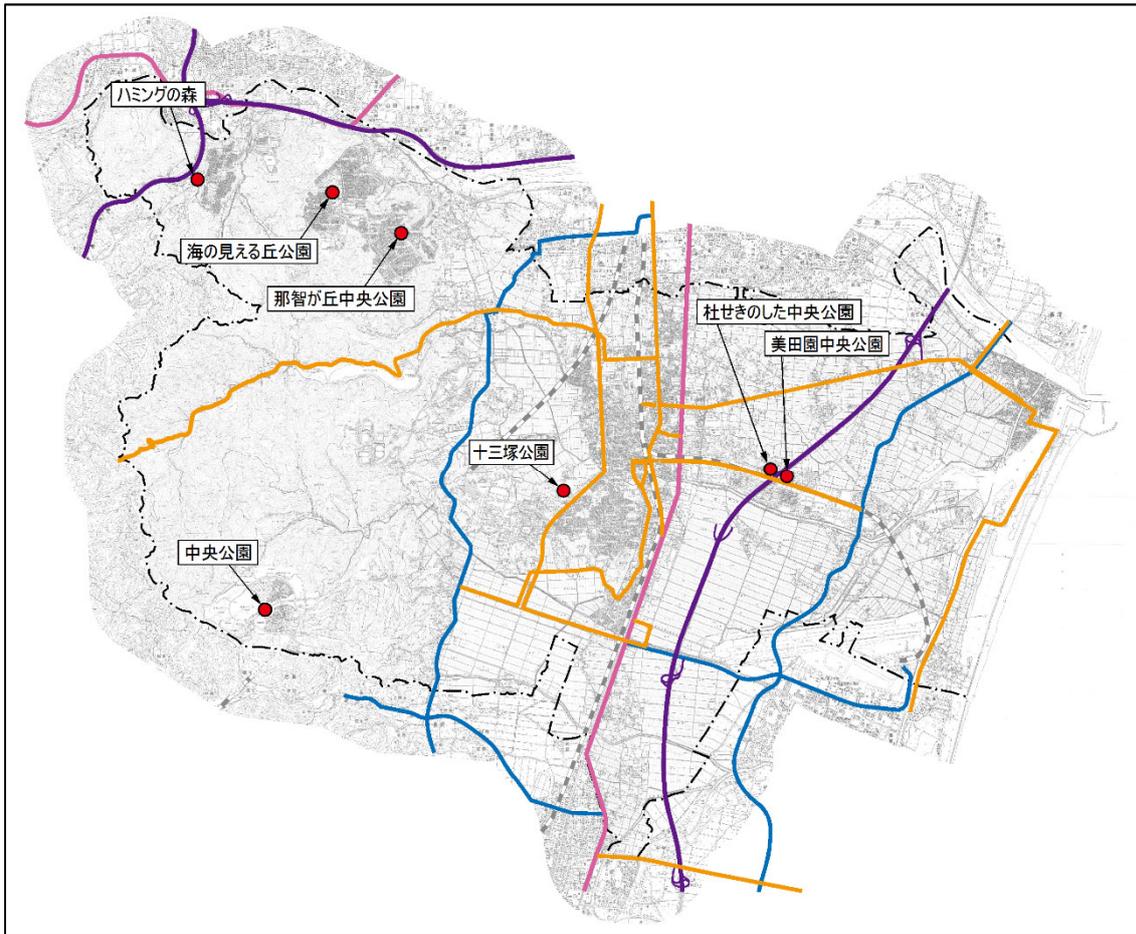


美田園中央公園



樽水ダムA地区公園

〈市内の主要公園位置図〉



⑤ 歴史・文化

市内では、旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡が数多く発見されており、縄文時代前期の大規模集落群である「^{いまくまの}今熊野遺跡」や、東北最大級を誇る史跡「雷神山古墳」に象徴されるように、古来より人々の暮らしが営まれてきた、歴史あるまちです。



雷神山古墳

現在、市内には、38 件（国指定文化財 6 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 27 件）の指定文化財と 18 件の登録文化財があります。

〈名取市内指定文化財一覧〉

種別		No.	名称	所在地	指定
国指定	有形文化財	建造物	1 洞口家住宅	大曲字中小路 26	1971.12.28 1985.05.18 追加指定
			2 旧中沢家住宅	手倉田字山 216-93	1974.05.21
		美術 工芸品	3 熊野那智神社懸仏・銅鏡 4 面	高館吉田字館山 8	1974.06.08
			4 熊野新宮寺一切経	高館熊野堂字岩口中 35	1987.06.06
	記念物	史跡	5 雷神山古墳	植松字山小豆島字片平山	1956.12.28 1968.12.05 追加指定
		6 飯野坂古墳群	飯野坂五丁目、 名取が丘一丁目	1978.03.16	
県指定	有形文化財	建造物	7 熊野神社本殿(3 棟)	高館熊野堂字岩口上 51	1985.05.24
		美術 工芸品	8 熊野那智神社懸仏・銅鏡 114 面	高館吉田字館山 8	1966.03.31
	無形民俗文化財	9 熊野堂神楽	高館熊野堂字岩口上 51	1986.11.28	
		10 熊野堂舞楽	高館熊野堂字岩口上 51	2003.01.31	
		11 道祖神神楽	愛島笠島字西台 1-4	2003.01.31	
市指定	有形文化財	建造物	12 耕龍寺山門	増田字北谷 175	1990.03.31
		13 東光寺石造宝篋印塔	下増田字丁地 233	1990.03.31	
	美術 工芸品	14 新宮寺文殊菩薩像	高館熊野堂字岩口中 35 (新宮寺境内収蔵庫)	1990.03.31	
		15 新宮寺一切経(411 卷)	高館熊野堂字岩口中 35	1972.12.15	
		16 十三里塚遺跡出土弥生土器	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1972.12.15	
		17 雷神山古墳出土品一括	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1972.12.15	
		18 名取熊野堂大館跡出土遺物一括	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1972.12.15	
		19 熊野神社文書	高館熊野堂字岩口上 51	1990.03.31	
		20 御検知帳	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1990.03.31	
		21 御検知帳	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1990.03.31	
		22 御検知帳	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1990.03.31	
		23 御検知帳	増田字柳田 80 (名取市教育委員会)	1990.03.31	

種別		No.	名称	所在地	指定	
市指定	民俗文化財	有形民俗文化財	24	釜神様	増田字柳田 80	1990.03.31
		無形民俗文化財	25	熊野堂横穴群	高館熊野堂字五反田 34	1972.12.15
			26	花町神楽	飯野坂六丁目 2-15	1972.12.15
			27	今熊野神社付属神楽	高館川上字北台 8	1990.03.31
			28	閑上大漁唄込み踊	閑上地区	1972.12.15
			29	下増田麦搗き踊	下増田地区	1972.12.15
	30	手倉田枅取り舞	手倉田地区	2007.01.31		
	記念物	史跡	31	熊野堂横穴墓群	高館熊野堂字岩口上	1966.03.31
			32	十三塚遺跡	手倉田字山	1990.03.31
			33	大門山遺跡	高館熊野堂字大門山 52,53	1990.03.31
			34	高館山古墳	高館吉田字西真坂	1990.03.31
			35	名取大塚山古墳	愛島笠島字北台 143, 144 他	1990.03.31
			36	高館城跡	高館吉田字西真坂	1990.03.31
			37	笠島廃寺跡	愛島笠島字西台 32	1990.03.31
天然記念物	38	衣笠の松	増田二丁目 2-1	1966.03.31		

出典: 名取市 HP

〈名取市内登録文化財一覧〉

種別		No.	名称	所在地	指定
有形文化財	美術工芸品	1	五方の辻碑	高館川上字東北畑地内	2007.01.31
		2	道祖神路の道標	植松字西向 62-1	2007.01.31
		3	伊達持宗公夫妻供養五輪塔	増田字北谷 157	2007.01.31
		4	元徳の板碑	上余田字大徳 356	2007.01.31
		5	神楽面	高館熊野堂字岩口上 51	2007.01.31
		6	舞楽面	高館熊野堂字岩口上 51	2007.01.31
		7	木造狛犬	高館熊野堂字岩口上 51	2007.01.31
		8	宮太鼓	高館熊野堂字岩口上 51	2007.01.31
		9	経櫃	高館熊野堂字岩口中 35	2007.01.31
		10	経篋	高館熊野堂字岩口中 35	2007.01.31
		11	経机	高館熊野堂字岩口中 35	2007.01.31
		12	鈴釧	増田字柳田 80	2007.01.31
		13	昭和三陸津波の碑	閑上四丁目 480-39、 字川前 81-5	2014.10.10
民族文化財	有形民俗文化財	14	錨	高館熊野堂字岩口上 51	2007.01.31
		15	木製半唧筒ポンプ	大曲字中小路 26	2007.01.31
記念物	史跡	16	野田山遺跡	愛島塩手字野田 47-1	2007.01.31
		17	毘沙門堂古墳	杉ヶ袋字前沖 54	2007.01.31
	天然記念物	18	閑上土手の松並	閑上字柳原上、柳原中他	2007.01.31

出典: 名取市 HP

2. 生活環境の現状の総括

◆騒音・振動

- 航空機騒音は環境基準値以下で推移。
- 自動車騒音の近年の全体の環境基準値達成状況は95%～97%程度で推移。交通量の多い国道4号等では他の測定路線と比較し環境基準達成率が低い。
- 総合騒音は、大半は環境基準値以下であるが、交通量の多い国道4号沿いの測定地では、環境基準値を超過。
- 新幹線の騒音については、商業の用に供される地域では、環境基準値以下で推移。主として居住の用に供される地域では、慢性的に環境基準値を超過する傾向。振動については、指針値以下で推移。
- 市では、特定施設や特定建設作業の届出時に騒音・振動に関する指導を実施。

◆悪臭

悪臭防止法、県公害防止条例、県悪臭防止対策要綱等により規制。

◆大気汚染

- 窒素酸化物（NO_x）については減少傾向。二酸化窒素（NO₂）は、環境基準値以下で推移。
- 浮遊粒子状物質（SPM）の日平均値については環境基準値以下で推移。1時間値については、環境基準値を超過する傾向が続いていたが、近年は環境基準値以下。
- 微小粒子状物質（PM2.5）は、短期基準、長期基準ともに環境基準値以下で推移。
- 酸性雪は、近年減少傾向。

◆水質汚濁

- 河川の水質は、環境基準値以下で推移。
- 湖沼、海域の水質は、常に環境基準値を超過。
- 地下水の水質は、環境基準値の超過が確認されている井戸があるが、飲料水としての使用なし。
- ゴルフ場から排出される水の水質は、指針値以下で推移。

◆地盤沈下

- ・震災による地殻変動の影響を受け、沿岸部や市中央部の水準点を中心に 20 cm から 25 cm 程度沈下。その後、地震後の地殻変動により隆起する傾向。
- ・地盤沈下傾向が続いている愛島笠島地区（7 水準点で測定）においては、震災による地殻変動の影響は小さく、「愛島笠島字泉」「愛島笠島字南東宮下」では沈下が継続。その他の水準点では横ばい状況。
- ・増田グラウンド地下水位観測井の地下水位は、震災後も一定の水位を維持。

◆土壌汚染

- ・土壌汚染防止法による規制。現在、市内に「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定なし。

◆苦情

- ・2018 年度の苦情件数は 58 件、近年の苦情件数は減少傾向。東日本大震災後は、騒音、大気汚染に関する苦情が多い。

◆廃棄物

- ・2018 年度ごみ排出量の総数は 21,671 t。人口増加や震災の影響などを背景にゆるやかに増加。
- ・2018 年度 1 人 1 日当たりの排出量の総数 757 g / 人・日で推移は、横ばい状態。
- ・震災後のリサイクル率は 90% 前後で推移していたが、2018 年度は 85.0%。新聞雑誌、プラスチック製品類の搬入が多い。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の全体収集量は減少傾向。浄化槽汚泥については、震災後、増加傾向。

◆ダイオキシン類等有害化学物質

- ・ごみ焼却場から発生する排ガス及び公共用水域でのダイオキシン類は、基準値以下で推移。
- ・アスベスト大気濃度は、通常の大気環境とほぼ同等。

◆放射性物質

- ・空間放射線量は年間 1 ミリシーベルト以下で推移
- ・これまで実施された学校給食の検査では、すべて検出限界値以下。
- ・一般食品については、2015 年度以降は基準値以下。
- ・水道水で放射性物質が検出されたことはない。浄水発生土は、2018 年度に最大 160 ベクレル/kg が検出されたが、適切な処理を実施。

◆都市空間

・社会環境

⇒本市の2015年の人口は76,668人、世帯数27,529世帯。人口、世帯数は増加傾向にあるが、高齢化や核家族化が進行。

⇒本市の将来の人口推計は、2030年8.5万人（名取市第六次長期総合計画）。

⇒第3次産業の就業者人口が全体の70%強。震災後一時的に減少した事業所数は回復傾向。従業者数も同様に回復。

⇒自然的土地利用（農地、森林、河川等）が全体の60%強。土地区画整理や開発により丘陵部においても団地等が形成されている。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた閑上地区においては復興事業により土地区画整理を実施。

・上水道の普及率は99.6%（2017年年度）。

・下水道は計画的に整備が進められており、汚水処理人口普及率は97.7%、汚水衛生処理率は96.3%（2018年3月末現在）。

・交通

⇒本市の主要幹線道路は、仙台東部道路、国道4号、主要地方道、一般県道で構成され、仙台東部道路や国道4号は特に交通量が多い。

⇒市内にはJR東日本の東北本線と仙台空港鉄道の仙台空港アクセス線が乗り入れており、計5つの駅が立地。名取駅の利用者が圧倒的に多く、乗車人員も増加傾向。

⇒路線バスとしては「なとりん号」が市内全域を網羅するように運行。

⇒名取市東南部に東北唯一の国際空港である「仙台国際空港」が立地。

⇒自動車保有台数は増加傾向。

・都市公園は146箇所、面積55.10ha（2017年3月末現在）。近年は、街区公園を中心とした整備が進められている。

・古くから人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまち。市内には、38件の指定文化財と18件の登録文化財があり、名取熊野三社や東北最大級を誇る「雷神山古墳（国指定史跡）」を有する。

1. 現況

(1) 地球温暖化

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って、太陽からの日射や放射する熱の一部が、バランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の原因としては、産業革命以降、機械化が進み、工場や自動車から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増えたことなどがあげられます。

気温が上昇することにより、以下のような影響が懸念されています。

○最大日降水量の増加	○高山植物群落の減少
○大雨の日数の増加	○作物・果樹の栽培適地の変化
○非常に強い台風の増加	○回遊魚の生息適地の変化
○洪水や高潮被害の増加	○熱中症の増加
○海面上昇による砂浜の喪失	○マラリアなどの流行
○松枯れ危険域の面積の増加	など

① 本市の温暖化に関わる現状

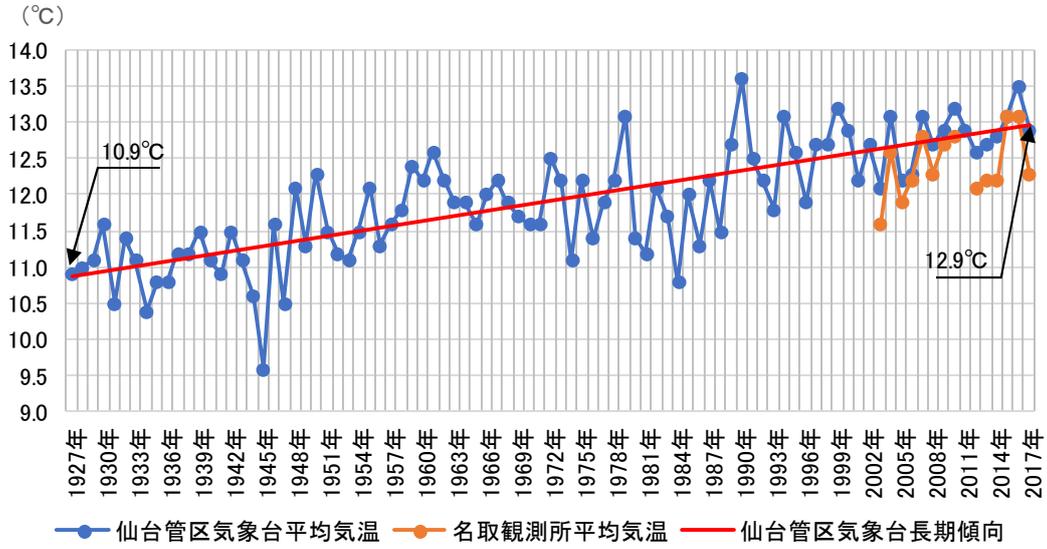
1) 気温

仙台管区気象台の年平均気温の推移をみると、変動を繰り返しながら、上昇しています。1927年と比較すると2017年は、2.0℃（約90年間）上昇しています。

真夏日の推移をみても、変動を繰り返しながら、増加する傾向にあります。1927年と比較すると2017年は、5日増加しています。猛暑日については、横ばい状態にあります。

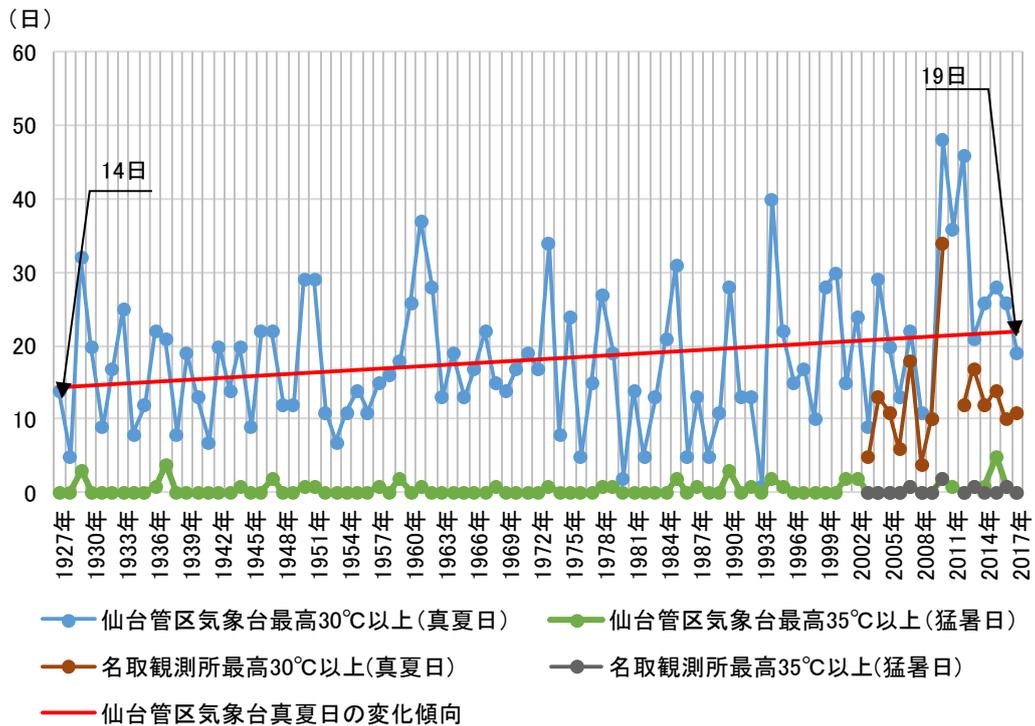
日本の研究機関における、気候変動予測においては、21世紀末の名取市の年平均気温は、基準期間（1981年～2000年）と比較し、厳しい温暖化対策を取らなかった場合は、4.0℃～5.0℃、厳しい温暖化対策を取った場合は、1℃～3℃程度、気温が上昇すると予測されています。

〈仙台管区气象台、名取観測所の年平均気温の推移〉



出典: 気象庁「過去の気象データ(仙台管区气象台、名取観測所)」データを基に作成

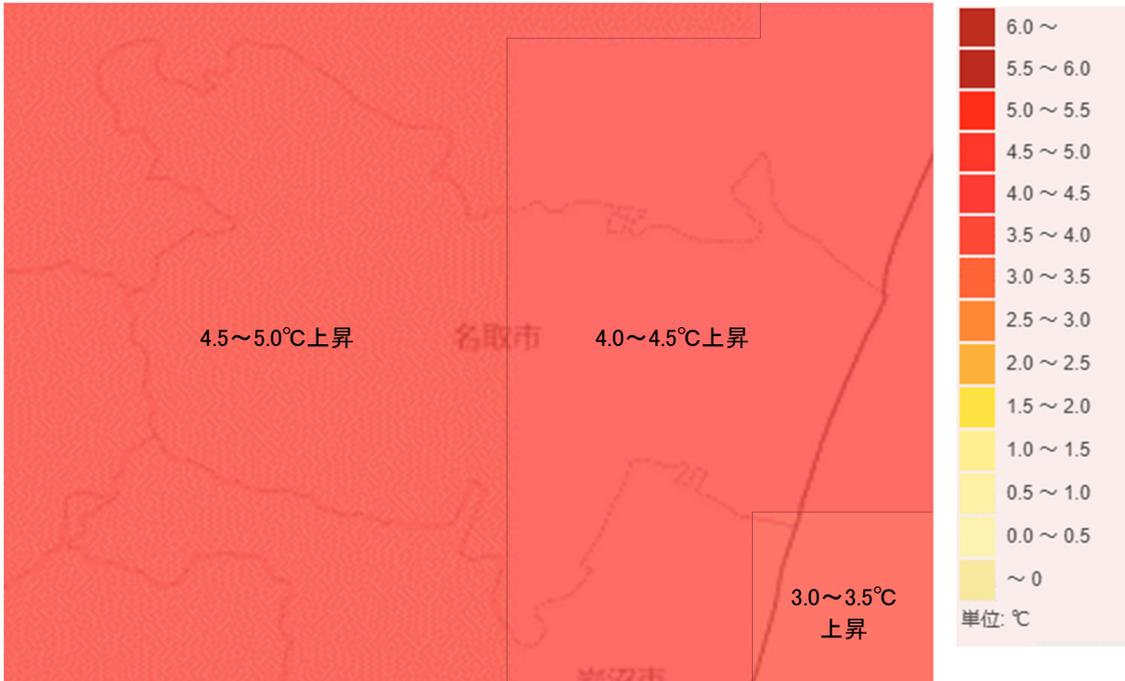
〈真夏日、猛暑日年間日数の推移〉



出典: 気象庁「過去の気象データ(仙台管区气象台、名取観測所)」データを基に作成

〈厳しい地球温暖化対策をとらなかった場合の年平均気温予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



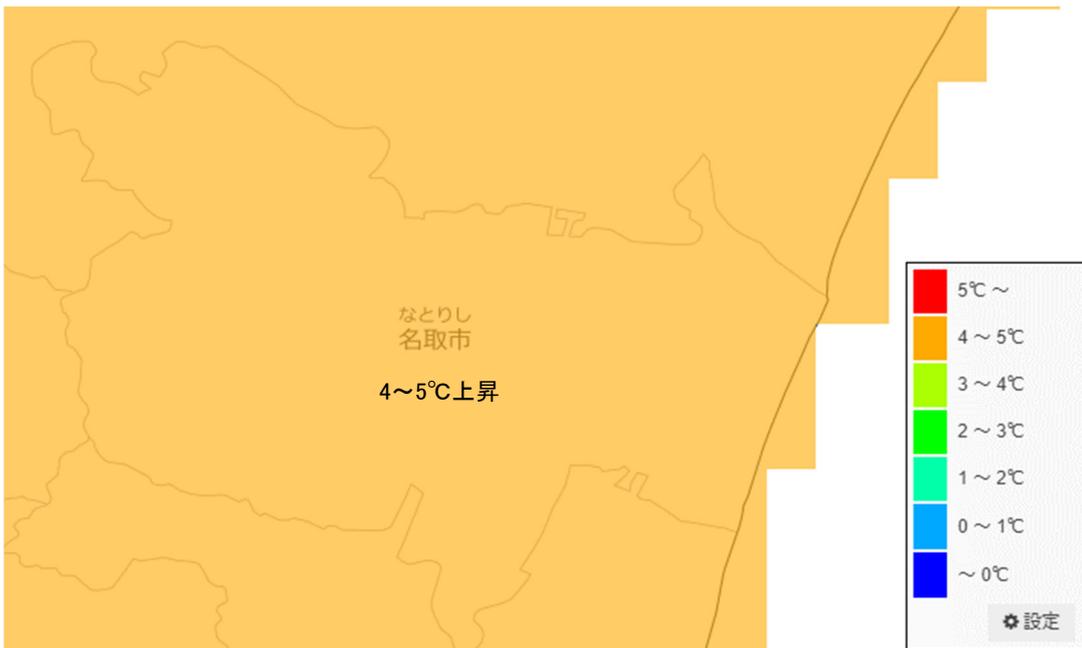
※気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」における年平均気温予測結果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

〈厳しい地球温暖化対策をとった場合の年平均気温予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



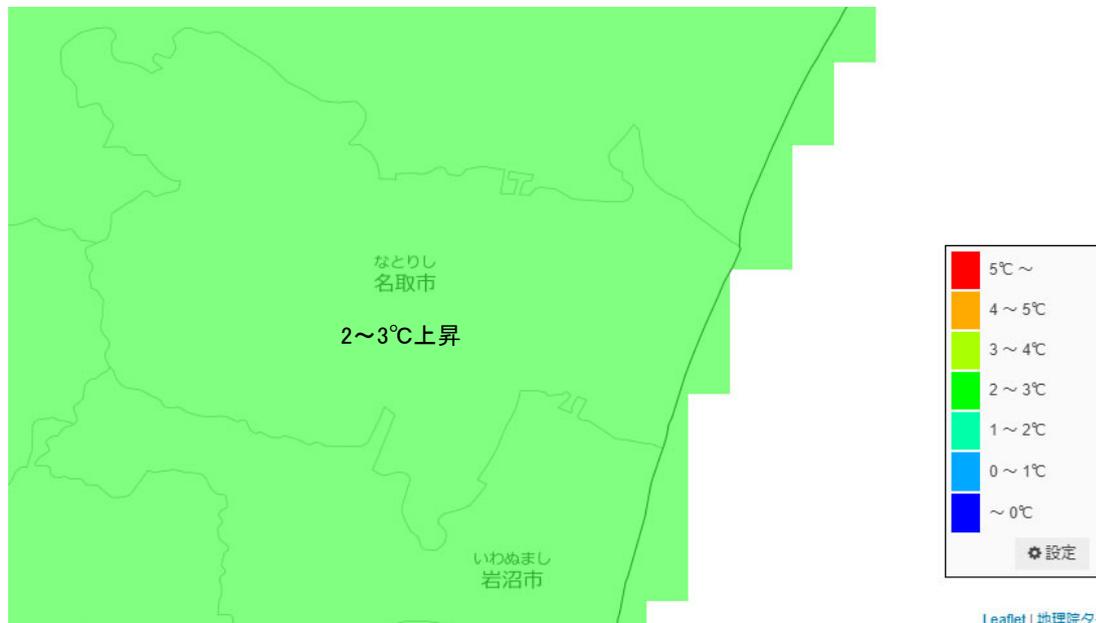
※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



Leaflet | 地理院タイル

※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

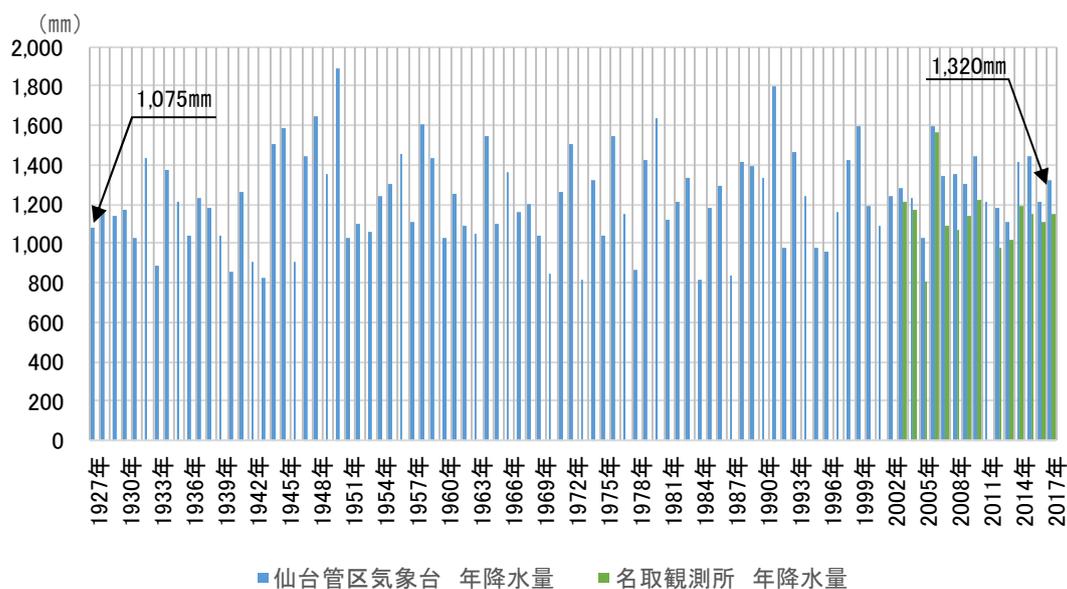
出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

2) 降水量

仙台管区気象台の年降水量の推移をみると、大きな変化はみられません。

日本の研究機関における、気候変動予測においては、21世紀末の名取市の年降水量は、基準期間（1981年～2000年）と比較し、厳しい温暖化対策を取らなかった場合、厳しい温暖化対策を取った場合ともに、1.0～1.2倍降水量が増加すると予測されています。

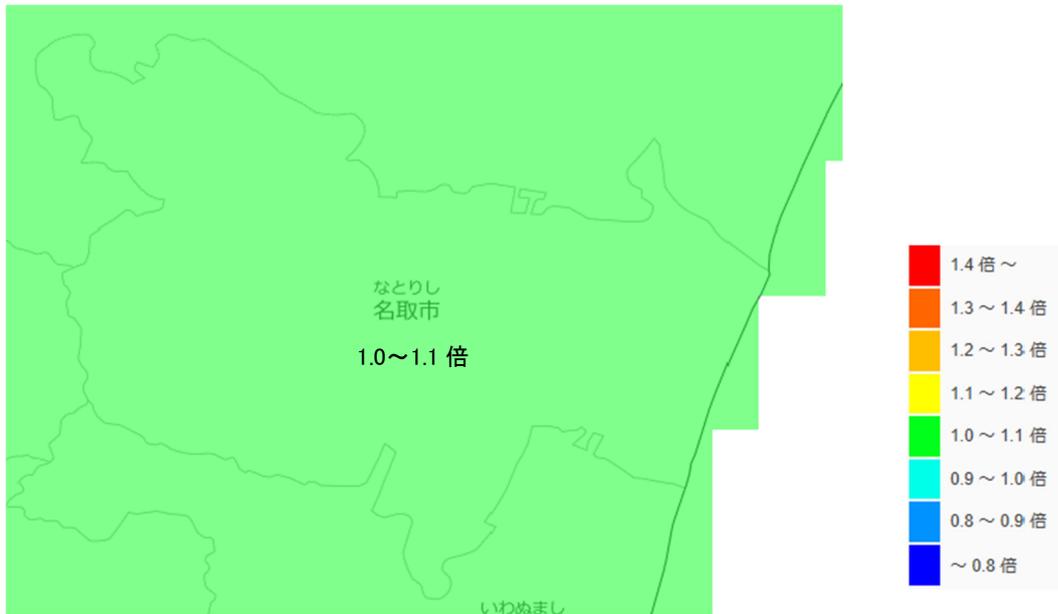
〈年降水量の推移〉



出典: 気象庁「過去の気象データ(仙台管区気象台、名取観測所)」データを基に作成

〈厳しい地球温暖化対策をとらなかった場合の年降水量予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



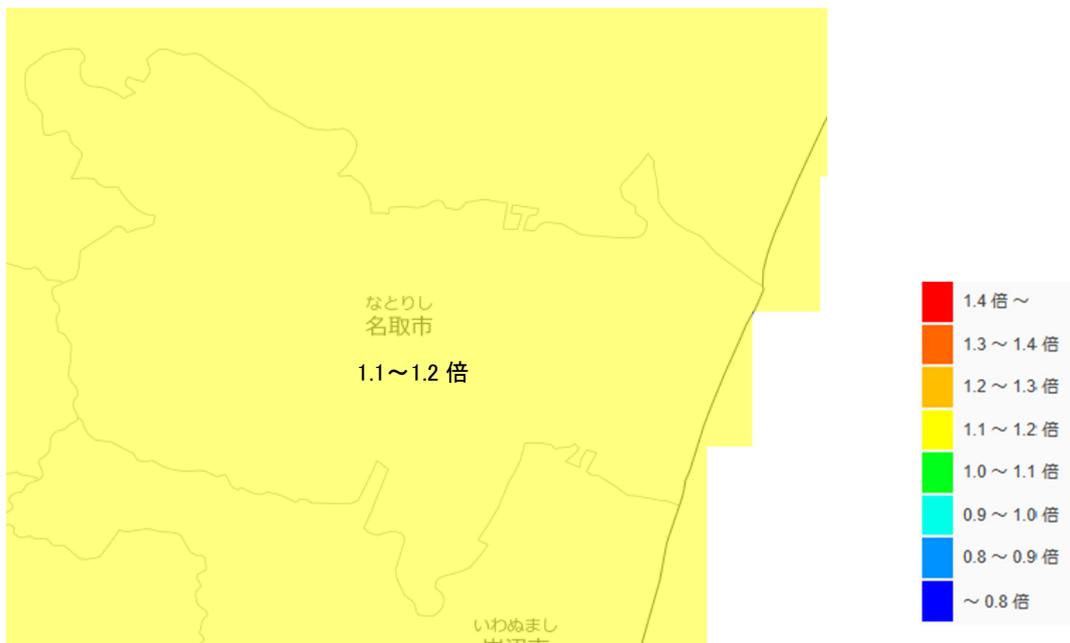
※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010～2014)における影響評価の研究成果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010～2014)における影響評価の研究成果

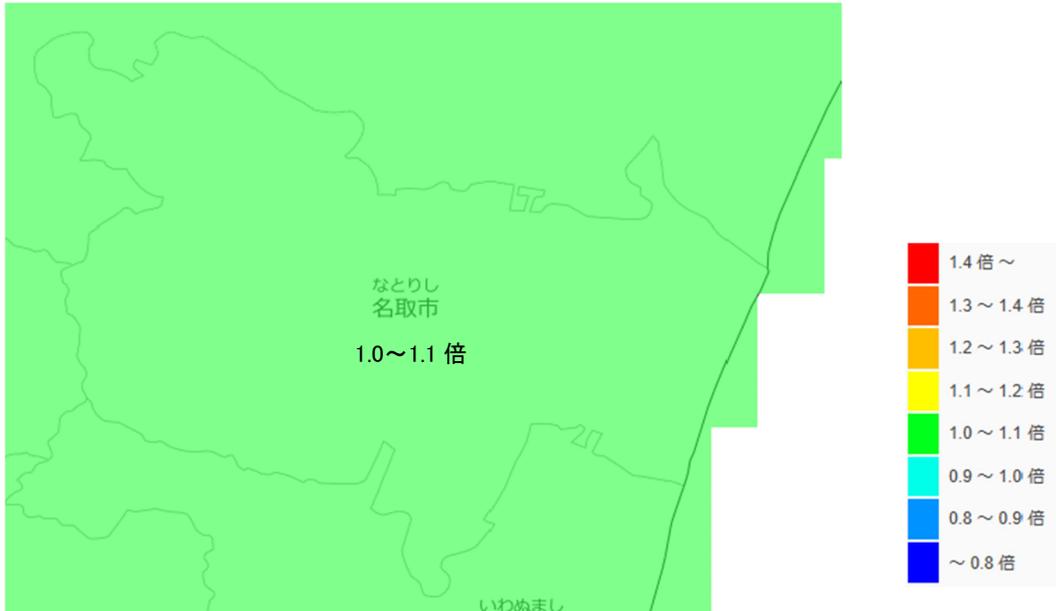
※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

〈厳しい地球温暖化対策をとった場合の年平均気温予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



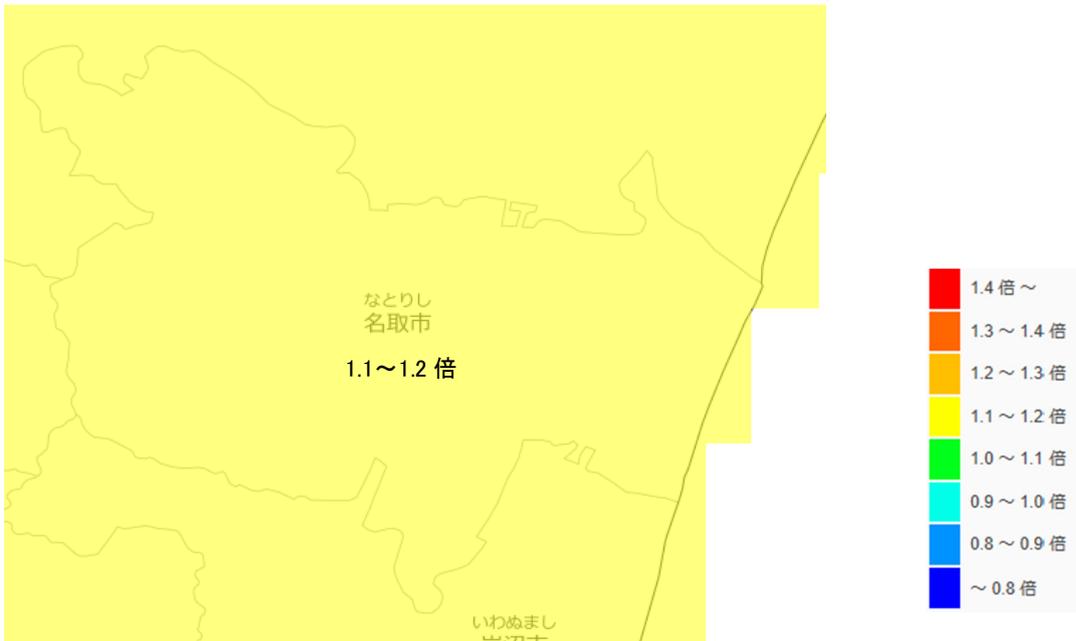
※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010～2014)における影響評価の研究成果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010～2014)における影響評価の研究成果

※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

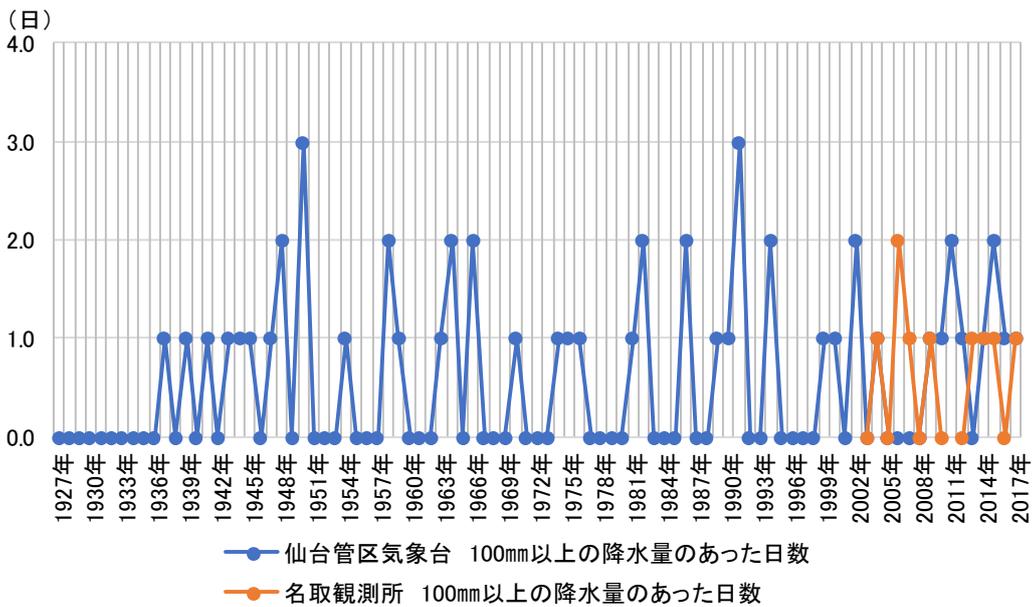
出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

3) 大雨の日数

仙台管区気象台の100 mm以上の降水量のあった大雨の日数は、大きな変化はありません。

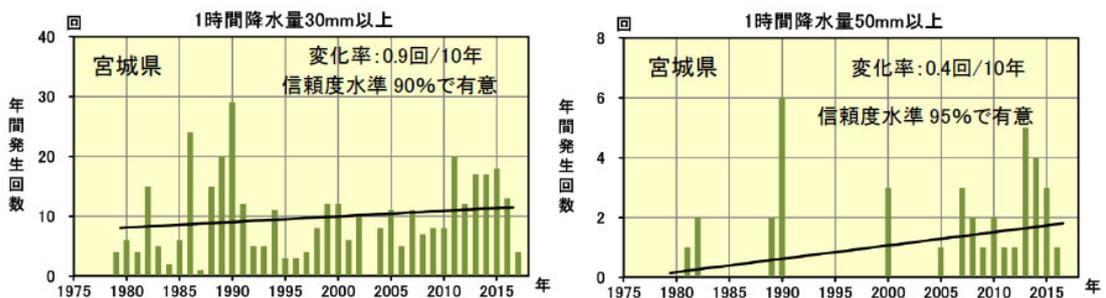
但し、仙台管区気象台の東北地方気候変化レポートにおいては、1時間降水量30 mm以上と1時間降水量50 mm以上の短時間強雨については、増加傾向が現れていると報告されています。

〈100 mm以上の大雨の日数の推移〉



出典：気象庁「過去の気象データ(仙台管区気象台、名取観測所)」データを基に作成

〈1時間降水量30 mm以上・50 mm以上の年間発生回数の推移〉



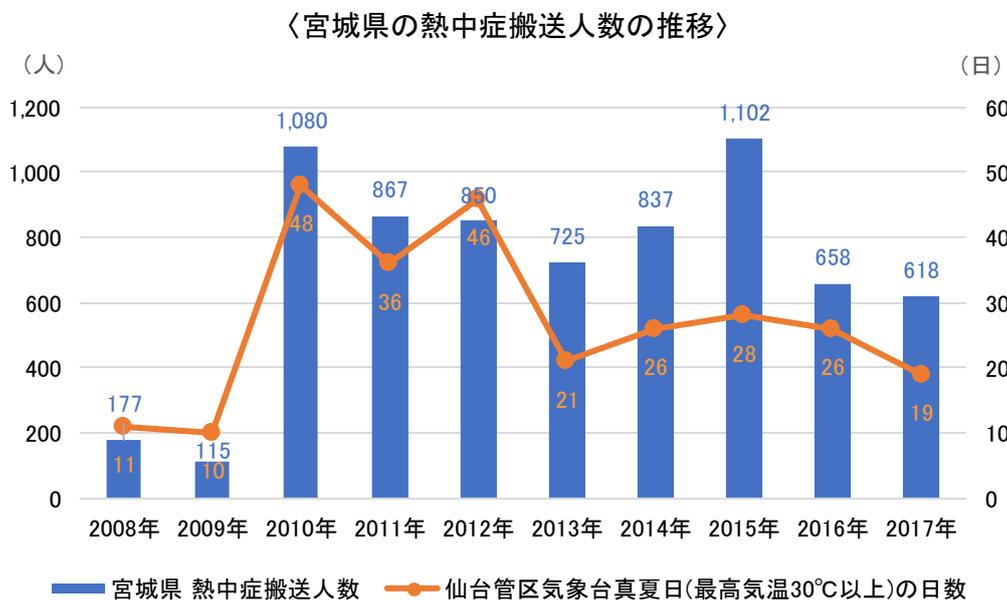
出典：仙台管区気象台「東北地方気候変化レポート(平成 28 年 12 月)」

4) 熱中症

宮城県の熱中症搬送人数の推移をみると、2010年以降、大きく増加しています。

名取市においては、増加する熱中症を未然に防止するため、熱中症に関わる注意喚起や予防方法などについて普及啓発を行っています。

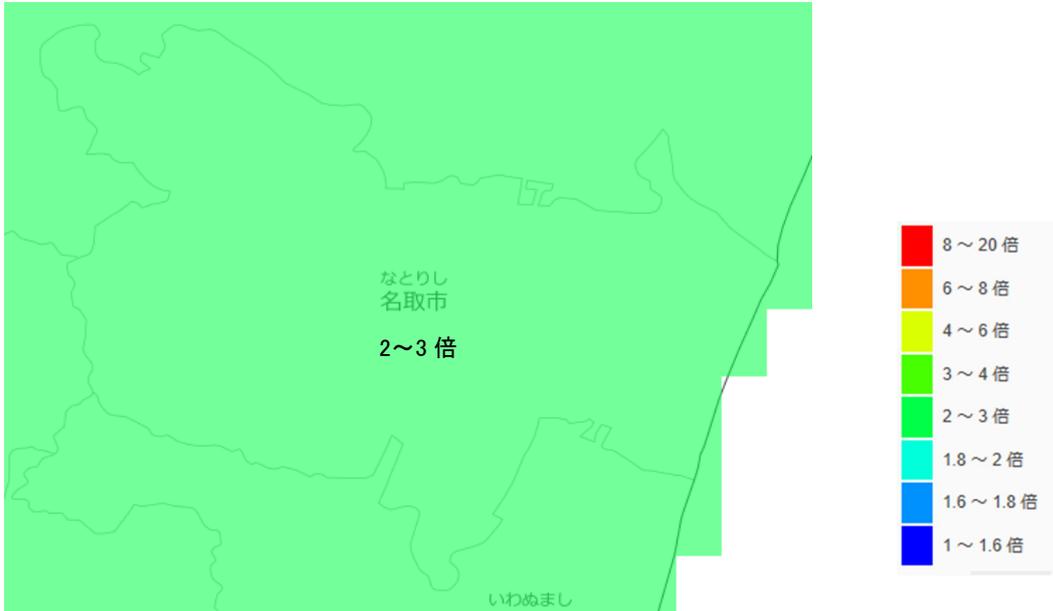
日本の研究機関における、気候変動予測においては、21世紀末の名取市の熱中症搬送者数は、基準期間（1981年～2000年）と比較し、厳しい温暖化対策を取らなかった場合は、2～6倍、厳しい温暖化対策を取った場合は、1～3倍程度、熱中症搬送者数が増加すると予測されています。



出典：総務省消防庁「熱中症による救急搬送人員数に関するデータ」を基に作成
気象庁「過去の気象データ(仙台管区気象台)」データを基に作成

〈厳しい地球温暖化対策をとらなかった場合の熱中症搬送者数予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



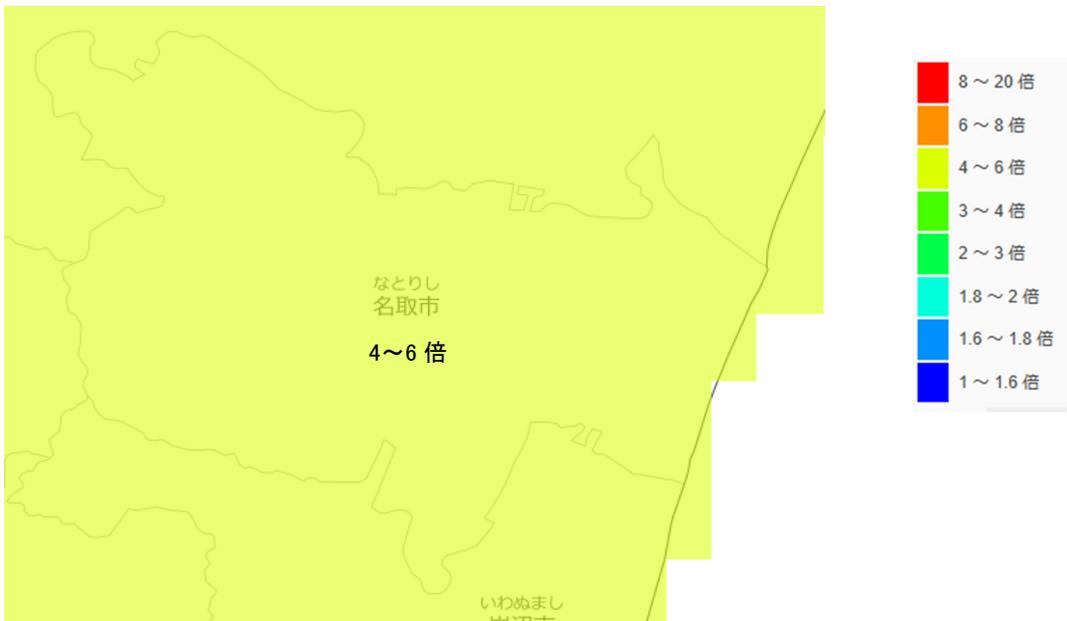
※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

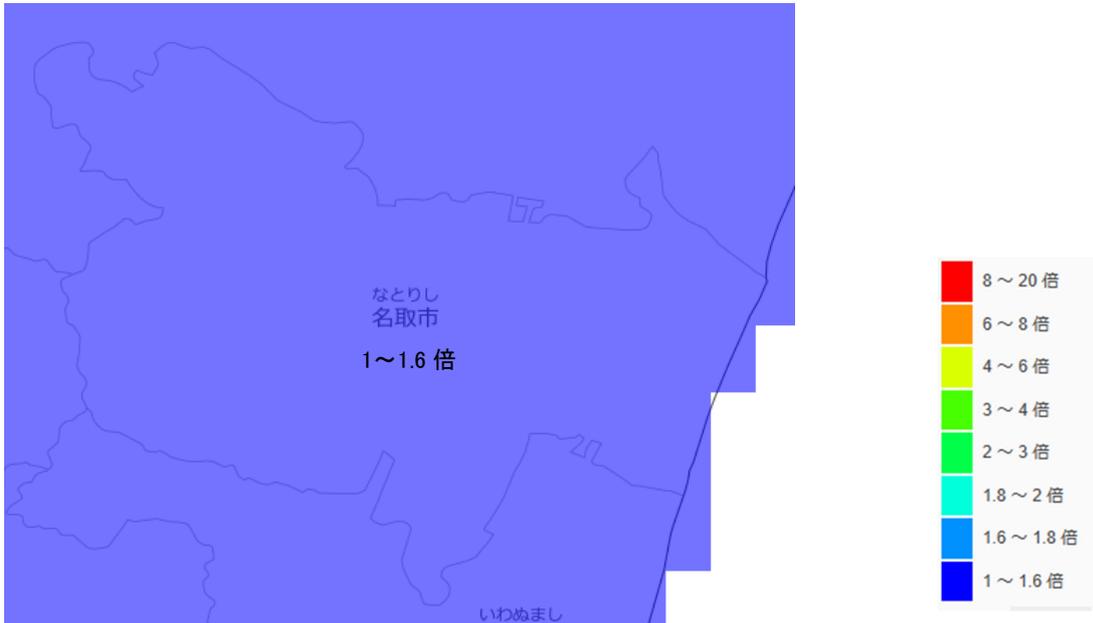
※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出シナリオ: RCP8.5(厳しい温暖化対策をとらなかった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

〈厳しい地球温暖化対策をとった場合の熱中症搬送者数予測結果〉

◆気候変動モデル MRI-CGCM3.0



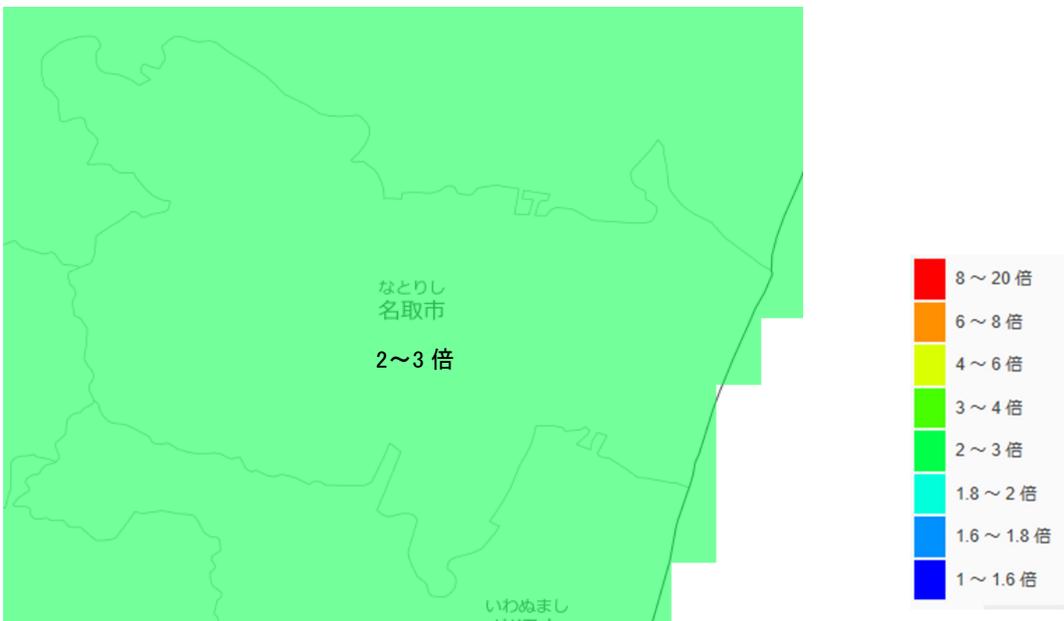
※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MRI-CGCM3.0: 気象庁気象研究所によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

◆気候変動モデル MIROC5



※環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究(2010~2014)における影響評価の研究成果

※MIROC5: 東京大学、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構によって開発された気候モデル

※排出モデル: RCP2.9(厳しい温暖化対策をとった場合)

出典: 環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

② 本市における地球温暖化への取り組み

1) みやぎ環境税を利用した取り組み

本市においては、2011年4月から県税として導入された「みやぎ環境税」のうち市町村へ交付される補助金を活用し、消費電力の削減と地球温暖化を助長する二酸化炭素の排出抑制を目的とした、環境配慮型照明の導入事業を実施しています。

〈環境配慮型照明の導入状況（2018年度）〉

事業名	事業概要
市役所庁舎 LED 照明更新事業	○市役所庁内の蛍光灯(40W)を LED に更新 ○設置数:99 基 ○二酸化炭素削減効果:5,460 kg-CO ₂ /年
名取市文化会館1・3階 便所・通路他照明器具 LED 化更新事業	文化会館内の照明を LED に更新しました。 ○1・2・3 階多目的トイレ照明のダウンライト(27W)4 台を LED へ更新 ○3 階廊下部分・会館南側 2～3 階階段吹き抜け部照明のダウンライト(54W)27 台を LED へ更新 ○1 階・3 階トイレ共有部分照明のダウンライト(54W)7 台を LED へ更新 ○職員通路・搬入用エレベーター前照明のダウンライト(27W)5 台を LED へ更新 ○設置数:43 基 ○二酸化炭素削減効果:3,880 kg-CO ₂ /年
名取市街路灯 LED 化等改修事業	○防犯灯 25 基(250W)と 1 基(100W)を LED に更新 ○設置数:26 基 ○二酸化炭素削減効果:12,396 kg-CO ₂ /年
公園及び緑道等の照明灯の LED 化等改修事業	○水銀灯(200W)を昼白色 LED ライトバルブに(56W)更新 ○設置数:20 基 ○二酸化炭素削減効果:4,929 kg-CO ₂ /年

出典:なとりのかんきょう（平成 30 年度 測定等結果報告）

2) 再生可能エネルギー等の導入に関する取り組み

東日本大震災の被災地域の復旧・復興、福島第一原子力発電所の事故による災害時の電力需要のひっ迫などを契機とし、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、災害先進地域をめざすことを目的に、公共施設再生可能エネルギー等導入事業を実施しています。

2013 年度から 2015 年度事業で、小中学校及び公民館など 24 施設に太陽光発電システムを導入しています。

〈再生可能エネルギー等導入状況〉

年度	事業概要
2013年度	○6 施設(中学校 2、小学校 1、公民館 3)に太陽光発電等を設置 ⇒第一中学校、みどり台中学校、増田小学校、増田西公民館、館腰公民館、名取が丘公民館
2014年度	○9 施設(中学校 1、小学校 4、公民館 3、市民体育館)に太陽光発電等を設置 ⇒第二中学校、館腰小学校、不二が丘小学校、那智が丘小学校、相互台小学校、那智が丘公民館、ゆりが丘公民館、相互台公民館、市民体育館
2015年度	○9 施設(中学校 1、小学校 5、公民館 2、消防本部)に太陽光発電等を設置 ⇒増田中学校、増田西小学校、下増田小学校、愛島小学校、高館小学校、ゆりが丘小学校、下増田公民館、高館公民館、消防本部

出典:なとりのかんきょう (平成 25 年度～平成 28 年度 測定等結果報告)

3) 本市が行う事務・事業における取り組み

本市においては、「名取市役所温室効果ガス排出抑制のための実行計画」(以下「実行計画」という。)に基づき、省エネルギー、省資源などの取り組みを実施してきました。

現在は、第Ⅳ期(2017年度～2020年度)実行計画に基づき、2020年度までに、本市の行う事務事業から排出される温室効果ガス排出量を 5.6%(2013年度比)削減することを目標に取り組みが進められています。

温室効果ガス排出量の推移をみると、東日本大震災前は、4,800 t-CO₂前後で推移していましたが、震災後は、公共施設が被災したこともあり、排出量は、一時的に減少しています。その後、2016年度までは、4,100 t-CO₂代で推移しており、その大半は、二酸化炭素が占めています。

なお、2017年度からは第Ⅳ期実行計画のスタートとあわせ、温室効果ガス排出量算定方法(対象施設等)を見直したことから、温室効果ガス排出量が増加しています。

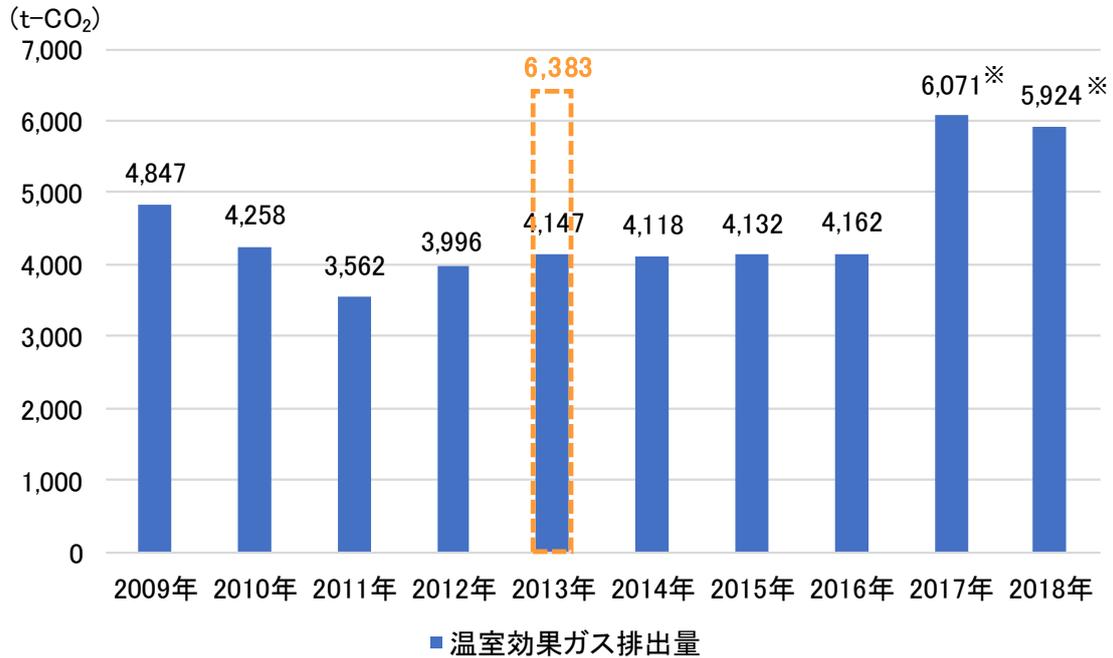
2018年度の温室効果ガス総排出量は、5,924 t-CO₂で、基準年度の2013年度(6,383 t-CO₂)と比較し、7.20%削減されています。

〈第Ⅳ期実行計画の目標達成状況(2018年度)〉

主な項目	目標 (2013年度比)	2018年度実績 (2013年度比)
コピー用紙の再生紙の購入割合	90%以上	88.47%
ガソリン使用量	10%以上削減	10.05%
灯油使用量	5%以上削減	-9.09%
軽油使用量	10%以上削減	15.22%
重油使用量	2%以上削減	-1.79%
LPガス使用量	7%以上削減	6.74%
天然ガス使用量	7%以上削減	6.46%
電気使用量	3%以上削減	2.95%
温室効果ガス総排出量	6,383t-CO ₂ 5.6%削減	5,924t-CO ₂ 7.20%削減

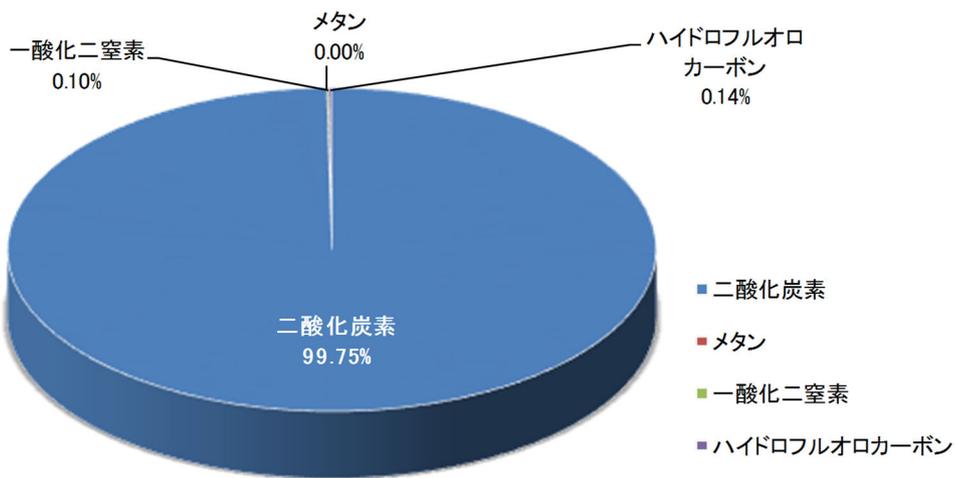
出典:なとりのかんきょう (平成 30 年度 測定等結果報告)

〈市が行う事務事業から排出される温室効果ガス排出量の推移〉



※2017年度からは、第IV期実行計画を策定し温室効果ガス排出量算定方法(対象施設等)を見直したことから、温室効果ガス排出量が増加している。第IV期実行計画の算定方法に合わせた2013年度(基準年度)の温室効果ガス排出量は6,383t-CO₂であり、2017年度(6,071t-CO₂)では4.90%削減されている。
出典: クリーン対策課資料を基に作成

〈温室効果ガス構成比 (2018年度)〉



出典: クリーン対策課資料を基に作成

(2) オゾン層の破壊

太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守っているオゾン層が、フロンガスにより破壊されることが地球規模の環境問題となっています。

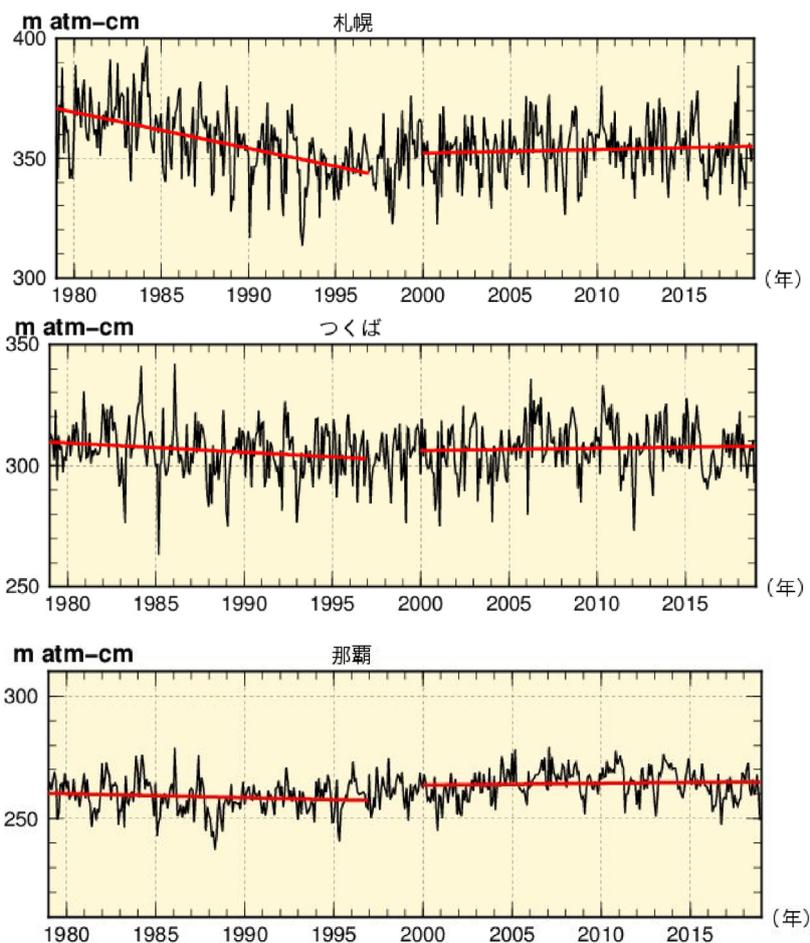
フロンガスは、エアコンや冷蔵庫などの冷却のために使用されていましたが、フロンガスを廃棄する際に大気中放出されたことなどがオゾン層の破壊の原因となっています。

① 日本上空のオゾン全量の長期傾向

日本上空においては、国内3地点（札幌、つくば、那覇）でオゾン全量の調査を行っています。

札幌とつくばでは、1979年から1996年までの期間、オゾンが減少する傾向を示しています。

〈日本上空のオゾン全量の長期変化傾向〉



※国内3地点（札幌、つくば、那覇）における1979年以降のオゾン全量(m atm-cm)の経年変化。

※黒線は各地点のオゾン全量を示しており、太陽活動など既知の周期的な自然要因と相関の高い変動成分を除去した値。

※赤線は1979～1996年及び2000～2017年の回帰直線を示している。上から札幌、つくば、那覇のデータ。

出典：気象庁「オゾン層・紫外線の年のまとめ(2017年)」

② フロンに関わる規制

オゾン層保護のためのモントリオール議定書を受け、「オゾン層保護法(1988年)」に基づき、特定フロンの製造・輸入に関する規制が行われています。2005年には、特定フロンの生産及び消費が全廃されています。

2001年に施行された「家電リサイクル法」により、エアコンや冷蔵庫などを回収した業者は、冷媒として使用していたフロンの回収と、回収されたフロン類の再利用又は破壊が義務づけられています。

また、2015年には、業務用冷蔵・冷凍・空調機器からの冷媒フロン類の回収・破壊を義務づけた「フロン回収・破壊法」を改正した「フロン排出抑制法」が施行され、業務用冷蔵・冷凍・空調機器の管理者(所有者)には機器及びフロン類の適正な管理などが義務づけられています。

③ 本市におけるオゾン層保護の取り組み

本市においては、岩沼東部環境センターに持ち込まれた冷蔵庫やエアコンを、指定取引場所を介して回収業者に引き渡し、フロンを回収しています。

県内では(一社)宮城県フロン回収事業協会などが回収処理を行います。

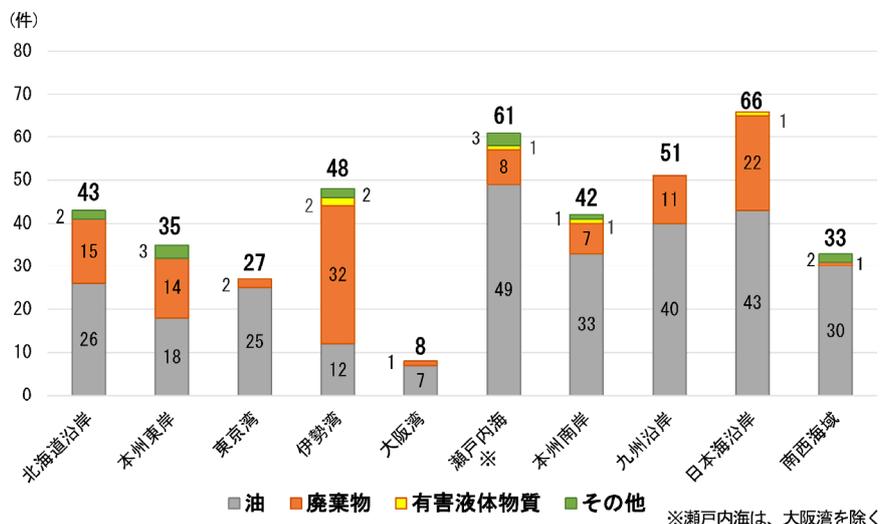
(3) 海洋汚染

河川からの汚染物質、船舶事故により流出した油、海洋投棄などにより海が汚染され、生態系や漁業資源などへの影響が懸念されており、地球規模での環境問題となっています。

① 本州東岸における海洋汚染発生件数

海上保安庁による調査では、2018年の本州東岸の海洋汚染発生件数は35件で、廃棄物(14件)と油(18件)、その他(3件)による汚染となっています。

〈海域別汚染確認件数〉



出典:海上保安庁 平成30年の海洋汚染の現状について(平成31年2月20日)

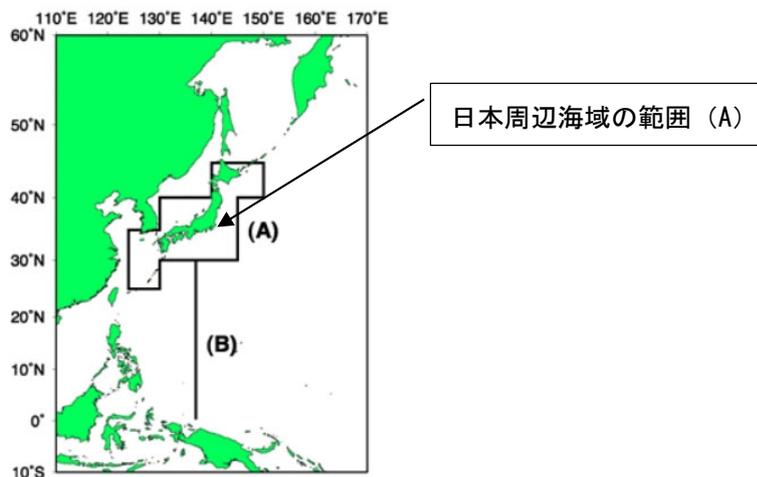
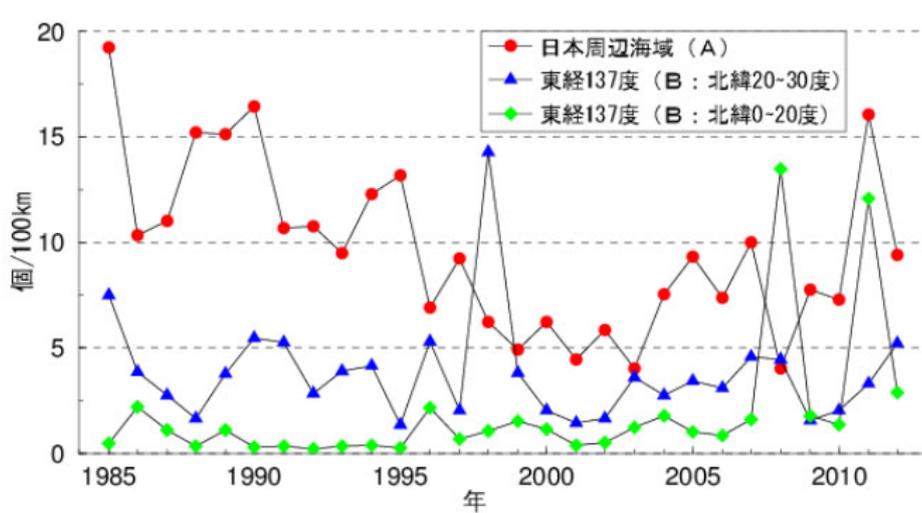
② 海洋プラスチックごみ

近年、新たな地球環境問題として、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられるようになりました。

海洋プラスチックごみにより、生態系を含めた海洋環境への影響や船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域の居住環境への影響などが懸念されています。特に5mm以下のマイクロプラスチックは、海洋中のPCB等の有害化学物資を吸着させやすい性質をもつため、食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が問題視されています。

気象庁の観測による浮遊プラスチック類発見個数の経年変動をみると、日本周辺海域では、1988年から1990年をピークに、一旦減少傾向となりましたが、2000年以降は増加傾向に転じています。2011年の発見個数は100kmあたり16個となっています。

〈海域別 浮遊プラスチック類発見個数の経年変動（1985年～2005年）〉



出典: 気象庁 海洋の健康診断表 総合診断表第2版 3.1 浮遊プラスチック類

(4) その他の地球環境問題

① 野生生物の減少

現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われます。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったと言われていますが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

宮城県においては、生物多様性の保全を図るために、東日本大震災後の状況を一部反映させた「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物-RED DATA BOOK MIYAGI 2016-」（以下、「宮城県レッドデータブック2016」という。）をとりまとめ、絶滅のおそれのある種を613種（10分類群合計）としています。

「宮城県レッドリスト（2013）」と比較すると8種、「宮城県レッドデータブック2001」と比較すると12種増加しており、宮城県の野生動植物がおかれている環境が、さらに厳しくなっていることがうかがえます。

また、外来種の生物は、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれがあることから、国は、2014年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を施行しています。現在、問題を引き起こす海外起源の外来生物148種類を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制するとともに、被害がすでに生じている場合などには、特定外来生物の防除等が行われています。

② 森林の減少

2015年の世界の森林面積は40億ha弱で、世界の陸上面積の約3割が森林で占められています。

人口の増加、食料や土地に対する需要の拡大等を背景に、1990年から2015年までの25年間で、約1億2,900万ha（日本の国土面積の3.4倍）の森林が世界で減少しています。近年の森林の減少速度は、低下傾向にありますが、南アメリカやアフリカなどの熱帯の森林では、減少面積が大きくなっています。

森林は多くの生物の生息地となっていることから生態系への影響や地球温暖化の進行などが懸念されています。

〈世界の森林面積の推移（1990-2015年）〉

項目	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年
森林面積(千ha)	4,128,269	4,055,602	4,032,743	4,015,673	3,999,134
期間	-	1990-2000	2000-2005	2005-2010	2010-2015
年平均減少面積(千ha)	-	-7,267	-4,572	-3,414	-3,308
年平均増減率(%)	-	-0.18	-0.11	-0.08	-0.08

出典：世界の森林資源評価(FRA)2015 概要 第2版のデータを基に作成

2. 地球環境の現状総括

◆地球温暖化

- 名取市においても、温暖化の影響がみられる。
⇒平均気温は、約 90 年間で 2.0℃上昇。真夏日は増加傾向。
⇒短時間強雨については増加傾向。
⇒宮城県の中熱症搬送人数は 2010 年以降大きく増加。
- 気候変動予測においては 21 世紀末の名取市の平均気温は 1℃～5℃上昇すると予測されている。
- 本市においては、照明施設の LED 化、公共施設への再生可能エネルギーの導入等を実施。
- 市の事務・事業においては、「名取市温室効果ガス排出抑制のための実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取り組みを計画的に推進。

◆オゾン層の破壊

- 近年の日本上空におけるオゾン全量の長期傾向は、緩やかな増加傾向がみられる。
- 国では、オゾン層保護法、家電リサイクル法、フロン排出抑制法などの法規制によりフロン類の適正処理等を推進。
- 市では、岩沼東部環境センターに持ち込まれた冷蔵庫等を回収業者に引き渡し適正処理を実施。

◆海洋汚染

- 海洋プラスチックごみ（特に海洋中の PCB が吸着しやすいマイクロプラスチックごみ）の生態系などへの影響が懸念されている。
- 近年の日本周辺海域での浮遊プラスチック類発見数は増加傾向。

◆野生生物の減少

- 近年は、人間の活動などの影響により、世界の野生生物の絶滅速度が速い。
- 県では生態系保全を図るため、東日本大震災の状況を一部反映させた「宮城県レッドデータブック 2016」を策定。絶滅のおそれのある種が増加。
- 国では、地域の生物多様性を脅かすおそれのある外来種について、特定外来種として指定し規制を実施。

◆森林の減少

- 世界の森林面積は、減少傾向にあるが減少速度は低下。熱帯林については依然として減少面積が大。
- 生態系への影響や地球温暖化の進行などが懸念されている。

1. 現況

(1) 自然とのふれあい、自然環境保全活動等

① 各種観察会等の開催

市では、自然環境に対する市民の認識を深め、環境保全に対する意識向上、普及啓発を図ることを目的として、「名取市自然と地域とのふれあい活動推進委員会」を設置し、その指導と助言を受けながら、自然観察会、ホタル観察会、野鳥観察会などの事業を展開しています。

〈自然と地域とのふれあい活動推進事業実施状況〉

事業名	実施場所	近年の事業実施状況(年度)									
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
自然(植物)観察会	高館いこいの森 他	2回	-	-	1回	1回	1回	1回	1回	1回	-
自然観察会	樽水ダム公園周辺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1回
ホタル観察会	愛島笠島の川内沢 川沿い 他	1回	-	-	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
水生生物観察会	愛島笠島の川内沢 川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1回
野鳥観察会	増田川、仙台市農 業園芸センター近 くの大沼 他	1回	-	-	-	1回	1回	1回	1回	1回	1回
写真コンクール	—	1回	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境啓発事業	市民体育館南側駐 車場 他	1回	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典: なとりのかんきょう(平成 22 年度～平成 30 年度 測定等結果報告)を基に作成

② 全国水生生物調査

宮城県では、広く水質保全及び水質浄化意識の普及啓発のため、水生生物を指標とした水質調査を実施しています。これは環境省及び国土交通省の事業として実施している全国水生生物調査の一環として行われています。

水生生物の生息状況は、水質汚濁の影響を反映することから、河川に生息する水生生物を採取し、環境省で定めている指標生物に照らし合わせ、河川の水質階級を評価する調査を実施しています。

一般の人にもわかりやすい調査であることから誰でも参加することができ、本市においては、2015 年度に調査が実施されています。

〈全国水生生物調査実施状況〉

年度	調査団体名	延べ参加人数
2015 年度	名取市増田西公民館	51 人

出典: 平成 27 年度水生生物による水質調査報告書(宮城県)を基に作成

③ 自然環境保全活動団体等による取り組み

現在、本市においては、NPO 法人や学校法人、任意団体等により以下のような取り組みが実施されています。（詳細は、環境活動団体意向把握参照）

- ◆海岸部においては、東日本大震災で消失したマツやハマボウフウ等の植栽が行われています。
- ◆丘陵部においては、里山再生やカタクリの保全活動、地域の自然を活用した子供たち等への自然体験イベントなどが行われています。
- ◆増田川などにおいては、清掃活動やサケ観察会等が行われているほか、十三塚公園においては、公園内の植物の保全・調査活動等が行われています。

(2) 清掃・緑化活動等

① 地域での清掃活動等

町内会や婦人会等により、地域の清掃活動等が実施されているほか、多面的交付金を活用し、ほ場周辺の草刈りや水路の泥上げ等が行われています。

市民の身近な公園となる街区公園（比較的小さな公園）などについては、地元の自治会等による清掃、草刈り等が行われています。

② 樽水ダム湖畔の清掃

名取市の水道水源の環境整備ボランティア活動として、「みやぎスマイルサポーター 樽水ダム湖畔清掃奉仕作業」が、名取市管工事業協同組合により行われています。この清掃活動は、市内水道関係者がボランティアで行っている清掃活動で、市と協働のもと、毎年、年2回実施されています。



出典：名取市 HP

③ 道路の清掃

国土交通省は道路の意義・重要性について、国民の皆さまに関心をもっていただくため、8月10日を「道の日」と制定し、市では「道の日クリーンキャンペーン」と称し道路の清掃活動を実施しています。



出典：名取市 HP

④ 花いっぱい運動

市では、ポイ捨てや不法投棄がされにくい快適な地域環境をつくるため、各団体等に花の種や苗等の購入費用を助成しています。2019年度は、11地区の市民団体等45団体へ助成を行っています。

(3) ごみ減量化に関わる活動

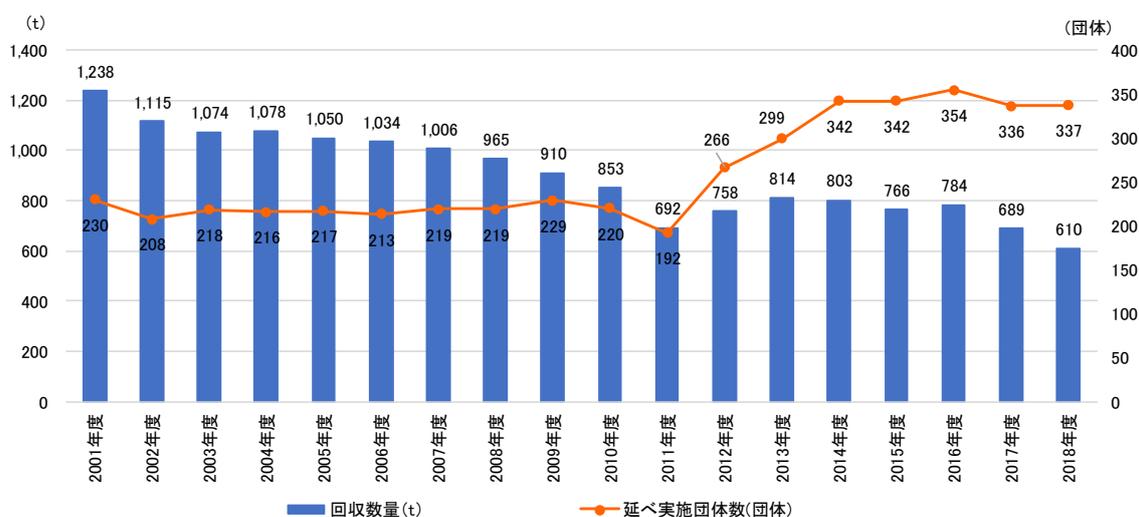
① リサイクルごみの集団回収

市内では、子供会や町内会などにより、紙類や布団類などのリサイクルごみを集団回収しています。

市では、この活動を支援するため「リサイクル活動推進奨励金」として、回収量に応じた奨励金を交付しています。

東日本大震災以降、実施団体は増加傾向にあります。回収量は、震災以前から減少傾向にあったこともあり、2018年度には610tとなっています。

〈リサイクル活動推進事業の実績〉



出典: なとりのかんきょう(平成13年度～平成30年度 測定等結果報告)を基に作成

② 生ごみの堆肥化

本市では、ごみ減量化のため、家庭などから出る生ごみの堆肥化を推進するため、「生ごみコンポスト化支援事業」を実施しています。

生ごみのコンポスト化(堆肥化)容器の購入に対する補助金の交付を行っており、2018年度末現在、その普及率は6.36%となっています。

③ 家庭用使用済み天ぷら油の回収

本市では、ごみの減量化と資源循環型社会の形成に向け、「家庭用使用済み天ぷら油の回収事業」を、2007年度から実施しています。近年の回収量は増加傾向にあります。

事業者等の協力のもと、回収ボックスが市内のスーパーマーケット、公民館、市役所など身近な拠点に配置されています。

回収作業は、社会福祉法人みのり会や名取市ボランティア連絡会の協力のもと行われており、回収された家庭用使用済み天ぷら油は株式会社オイルプラントナリに搬入され、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製されています。

市では、バイオディーゼル燃料（BDF）として再利用する取り組みを進めており、事業者の配送用トラックやバスなどの燃料として利用されています。



注：2011年度は、東日本大震災の影響により、4・5月は回収中止

出典：なとりのかんきょう(平成19年度～平成30年度 測定等結果報告)を基に作成

④ リサイクル品の展示等

「名取市ごみ減量等推進協議会」が主体となり、リサイクル品の展示や情報誌の発行などが行われ、市民に対するごみ減量化やリサイクル意識の普及・啓発などが行われています。

「名取市ごみ減量等推進協議会」とは、事業者及び行政が一体となってごみの減量化や資源化を推進することを目的に、本市が設置している協議会で、一般公募の市民や市民団体の代表などで構成されています。

(4) 環境関連施設を活用した環境教育

市内の小学校等では、岩沼東部環境センターの施設見学を行っており、施設見学を通し、廃棄物処理やリサイクルの重要性などの学習を行っています。

また、高館浄水場においては、市内小学生、一般市民等に対する施設見学を実施しており、浄水場内部や配水池などを見学、水道水ができるまでの仕組みなどを学習することができます。

〈岩沼東部環境センター施設見学実績〉

年度	見学校数	備考
2018年度	9校	愛島・高館・関上・増田西・相互台・増田・不二が丘・ゆりが丘・館腰小学校
2019年度	9校	愛島・下増田・高館・増田西・不二が丘・那智が丘・ゆりが丘・館腰小学校、関上小中学校

出典：亘理名取共立衛生処理組合データ

(5) 被災地復興に関わる活動

① 海岸林の再生等

東日本大震災後、震災で消失した海岸林を再生させるため、公益財団法人による「東日本大震災復興海岸林再生プロジェクト」が実施されています。2020年までに、約50万本の育苗・植栽をすることなどを目標として掲げ、市民ボランティア等の参加のもと、クロマツ等の植樹が行われています。



出典：名取市 HP

2012年には、被災した農家を中心とし、主に育苗を担当する「名取市海岸林再生の会」も発足しています。

また(1)でとりあげた環境保護活動等を実施している任意団体においても、海岸環境再生のため、ハマボウフウ等の植栽が行われています。

② ひまわりの植栽等

東日本大震災後、被災地復興に向け、民間企業による「ひまわりプロジェクト」が実施されています。東京圏の方々が育てたひまわりの苗を被災地に植栽する「苗のリレー（植栽）」が行われているほか、桜やハーブなどの植栽、収穫祭、有用植物セミナーなどが実施されています。



出典：名取市 HP

③ ミズベリングゆりあげ

「ミズベリング」とは、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新たな活用について、その可能性の創造を目的として全国規模で展開しているプロジェクトです。

震災を契機に、新たなまちづくりが進められている閑上地区は、昔から水辺の立地環境に恵まれた地区であることから、産学官民連携により、「ミズベリングゆりあげ」が実施されています。

具体的には、名取川堤防で「水辺 de 乾杯 2017」や、閑上水門付近で「水辺 de Café & BBQ (2018)」のイベントが開催されています。

2. 関係活動団体の意向把握

2018年11月～12月に実施した環境活動関係団体とのヒアリング結果の概要の概要は、以下のとおりです。

(1) ヒアリング団体の概要

	団体名	団体概要
1	翠和会	◆設立：昭和49年4月 会員数：23人 ◆大手町四丁目女性有志の会で、教養と親睦を図ることを目的とし、町内の美化活動や交流会等を実施
2	NPO法人 ハマボウフウの会	◆設立：平成13年8月（平成25年4月、NPO法人認定） 会員数：30人 ◆自然豊かな名取の海岸を次世代へ継承していくため希少植物ハマボウフウを中心に海浜植物の保護育成に関わる事業を実施
3	十三塚みどりの会	◆設立：平成19年6月 会員数：25人 ◆生物多様性に富む公園の自然を観賞、観察しながら、後世に素晴らしい林を残したいという信念理念から緑を守るための活動及び市への自然等の状況報告・提言等を実施
4	ゆりりん愛護会	◆設立：平成18年4月 会員数：8人 ◆地域の自然を守り愛する心、地域に奉仕する子ども達を育成するための事業を実施
5	愛島もりあげ隊	◆設立：平成28年3月、会員数：20人 ◆地元の自然や歴史などの地域資源を活用し、新旧住民との交流を図り、子どもたちに将来は故郷となるであろう愛島の魅力を伝承し、「住んでよかった」といわれるコミュニティ構築を目的に、事業活動の実施
6	キラキラパルク 増田西	◆設立：平成27年3月、会員数：14人 ◆増田川の水環境の保全、遊びを通して世代間の交流を図り、川を身近に感じる、生態系を把握するための活動を実施
7	尚綱学院大学 里山再生プロジェクト	◆設立：平成28年 ◆大学敷地内の森林「尚綱の森」の整備活動、毎月第2土曜日の定例活動（森林整備、物置小屋・イス・テーブル・薪づくり・森の恵みの収穫など）を中心に、里山整備のための道具・機材の使い方の勉強会や普及啓発のための活動報告会を実施
8	那智カタクリの里 を育てる会	◆設立：平成30年2月、会員数：17人 ◆那智が丘団地に隣接する高館山自然観察路周辺に群生しているカタクリをはじめ貴重な植物を守り育て、自然環境を維持し、自然と共生できるまちづくりを進める活動を実施
9	植松地区資源 保全会	◆設立：平成19年4月 会員数：192人 ◆植松地域にあるほ場周辺の草刈、清掃活動を実施

(2) ヒアリング結果概要

	団体名	ヒアリング結果概要
1	翠和会	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月、町内の美化活動を実施しており、年次計画を立て、計画的な活動を展開。 • 住民の入れ替わりがほとんどなく、会員の高齢化が進み人材確保が課題。 • ケース型のごみ置き場の検討を優先してほしいとの要望あり。
2	NPO 法人 ハマボウフウの会	<ul style="list-style-type: none"> • ハマボウフウの植栽を継続的に実施してきた団体。 • 震災後は、海岸清掃活動や、石狩中と閉上中との交流なども含めたハマボウフウの植栽等を実施。 • 震災後、離散して戻っていない会員などがあることから人材確保や、助成制度のハードルが高くなっていることから運営費の確保が課題。 • 今後の展望としては、行政や関連団体との協働活動や市民参加イベントを増加させ、海という名取の自然資産を最大限活用し、閉上への交流人口を増やしていく方向。 • 今後の自然環境保全には、「行政や関係団体等との合同による取り組みなどの戦略を検討していく必要がある。合同で取り組むことにより、多くの参加者の確保が見込めるほか、各年、活動場所をローテーションさせることで、より効果的な活動に取り組むことが可能となる。」といった建設的な意見あり
3	十三塚みどりの会	<ul style="list-style-type: none"> • 十三塚公園は、生物多様性に富む貴重な公園であることから、公園内の自然の保護活動、調査活動、イベントなどを実施。 • 現在、人の立ち入らない自然の部分には、市の管理が入っておらず、松くい虫、山桜・栗・コナラなどの立ち枯れが発生しており、公園内の自然の荒廃が進行。 • 会員の減少、高齢化等により人材確保が困難な状況であり、会の継続が困難な状況。 • 市として、公園の森林の今後の在り方を明確にしてほしいとの要望あり。
4	ゆりりん愛護会	<ul style="list-style-type: none"> • 震災前は、県の環境学習林創造モデル事業で整備された環境学習林を活用し、学校と連携し親子などを対象に、枝落とし、松葉カキなどの作業を通した環境学習や交流などを実施。 • 震災後は、仙台市荒浜海岸等の海岸防災林の育成活動のほか、「白砂青松再生の会」と連携し、京都で名取の松の種を発芽させ、名取へ移植するという活動を実施。 • 震災により環境学習林が消失したため、市内での活動場所の確保及び会の体制の立て直しが課題。 • 今後は活動場所確保等のため、市が他関係団体等との調整役となるよう要望あり。

	団体名	ヒアリング結果概要
5	愛島もりあげ隊	<ul style="list-style-type: none"> 愛島の山・川・竹などを活用した自然体験学習などを実施。愛島小学校児童を基本的に対象としており、親子で参加してもらうことで、新旧住民のコミュニティ醸成や、愛島の自然に関する子供たちの理解を深めることを目的としている。 先を見据え、人材確保と活動資金の確保が課題。現在、イベントに参加している親を次期後継者となるよう勧誘を進めている。 年間6～7事業活動（イベント）を実施しているが、人材確保等の面から、現在の事業を継続していくのは、難しい状況にあり、事業のローテーションも検討していく方向。
6	キラキラパルク増田西	<ul style="list-style-type: none"> 増田川でガサガサ体験やサケの観察会、増田西小学校へ出前講座などを実施。 人材と活動資金の確保、備品の管理スペースが課題。現在、尚絅学院大学の教員、学生の参加など若手の人材の確保を進めている。 現在行っているガサガサ体験やサケの観察会などの活動は、継続をしていく方針。
7	尚絅学院大学里山再生プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 大学敷地内の森林「尚絅の森」の整備を実施。 地域住民、学生、生徒、教職員、NPOなどの各種団体の参加者と里山整備のための道具・機材の使い方の勉強会、普及啓発活動のための活動報告会の実施。 事務局3名での運営、参加者がレギュラーメンバー化しており、新規メンバーの参加が少ないことが課題。
8	那智カタクリの里を育てる会	<ul style="list-style-type: none"> カタクリの花の観賞、森林浴等の自然に親しむことのできる「カタクリまつり」の開催、カタクリ群生地での保全作業（木道整備）、散策路の環境整備等を実施。 将来的に活動を継続していくためには、人材確保と育成、運営費確保が課題。 今後は、公民館、地域住民、小学校、大学等との連携した活動を展開。 市に対し、活動に対する支援（主に運営費面）や来訪者の受け入れ環境の整備（トイレ、駐車場等）の要望あり。
9	植松地区資源保全会	<ul style="list-style-type: none"> 多面的交付金を活用し、町内会、老人クラブ等を含めた集落全体の維持管理や環境保全活動を展開。 年間計画を策定し、計画的に、ほ場周辺の草刈り、水路・農道の適正管理（防草シートの貼付等）、水路の泥上げ、花壇の植栽等の活動を実施。 会員の高齢化や会員数が減少しており、後継者の人材育成と確保が課題。 多面的機能交付金が終了した場合、継続できるか不透明な状況。 今後は、地域の農業法人、担い手農家から協力を得ながら継続・維持していく方向。

3. 協働と参画の現状の総括

◆自然とのふれあい、自然環境保全活動等

- ・市では各種観察会、県では全国水生生物調査を実施しており、市民等への自然とのふれあい、環境学習等を実施している。
- ・市内の NPO 法人、学校法人、任意団体等により、本市の海岸部、丘陵部、河川、公園などで自然体験イベントや自然保護活動等が行われており、山から海まで、ほぼ全域において環境活動が行われている。

◆清掃・緑化活動

- ・町内会や婦人会等により、地域での清掃活動や草刈り等が実施されている。
- ・企業の協力により樽水ダムの清掃活動が毎年 1 回実施されている。
- ・市では、8 月 10 日（道の日）に、道路清掃等を実施しているほか、各団体等が行う花いっぱい運動に対し花の苗等の購入費用の助成を行っている。

◆ごみ減量化に関わる活動

- ・町内会などによるリサイクルごみの集団回収は、参加団体は増えているものの、回収量は伸び悩む状況である。
- ・生ごみコンポストの普及率は 6.36%（2018 年度末現在）。
- ・市では、市民や事業者の協力のもと「家庭用使用済み天ぷら油回収事業」を実施しており、回収量は増加傾向にある。
- ・名取市ごみ減量推進協議会が主体となり、リサイクル品の展示や情報誌の発行等が行われている。

◆環境関連施設を活用した環境教育

- ・市内の小中学校等では、岩沼東部環境センターの施設見学を実施している。
- ・高館浄水場においては、市内小学生、一般市民等に対する施設見学を実施している。

◆被災地復興に関わる活動

- ・東日本大震災で消失した海岸林等を再生させるため、公益財団法人による「東日本大震災復興海岸林再生プロジェクト」が実施されており、被災した農家を中心とし、主に育苗を担当する「名取市海岸林再生の会」も発足している。
- ・自然環境保全活動等を行う任意団体等により海岸環境再生のためのハマボウフウの植栽等が行われている。
- ・民間企業による被災地にひまわりなどを植栽する「ひまわりプロジェクト」や任意団体によるマツやハマボウフウ等の植樹が実施されている。

- 復興を契機に、新たなまちづくりが進められている閑上地区では、産学官民連携により「ミズベリングゆりあげ」（水辺でのイベント等の開催）が実施されている。

◆環境活動団体の意向（ヒアリング結果）

- 会員の高齢化等による人材確保や人材育成、団体運営資金等を課題とする団体が多い。
- 活動場所や備品保管場所等に確保に苦慮する団体もみられる。
- 今後は、行政や各関係団体との連携について重要と捉えている団体が多い。

4. 現況から抽出される主な課題

現況から抽出される主な課題は、次表のとおりである。

部分は本市の特徴・特色に関する環境等を示す。部分は問題となる、又はポイントとなる環境等を示す。

分類	現況の概要	各項目から抽出される課題
自然環境	森林・農地・海域・河川 ○山（丘）・川・海の多様な自然を有し、温暖で都市近郊としては自然豊かな地域 ○気候的に温暖帯から冷温帯に移行する推移帯（間帯）に位置しており、多様な動植物が生息する学術的に貴重な地域 ○西部を中心とする丘陵地の大半は、県自然環境保護条例により「自然環境保全地域」又は「緑地環境保全地域」に指定 ○震災で壊滅的な被害を受けた農地は、震災後、ほ場整備が進められ、現在は、大部分の水田において営農が再開されつつある。 ○名取川、増田川、川内沢川など、計 12 本の河川を有し、増田川は源流から河口まで本市に存在する珍しい川。増田川、川内沢川ではホタルの生息が確認できる。 ○海岸線は県自然環境保護条例により「自然環境保全地域」に指定。震災により沿岸部は壊滅的な被害を受け、現在、復興事業により松林の再生などが進められている。	○震災により消失した海岸林の再生 ○農業関連計画等と連携した被災農地の機能再生及び既存農地の機能維持（生産基盤機能、保水・遊水・緑空間形成など公益的機能の再生）。 ○山（丘）・川・海は、本市の多様な自然を象徴する自然であり、多面的機能（防災機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能等）も持つことから、各種関連計画等と連携した保全 ○県の自然保護条例により指定されている地域は、本市はもとより、県全体の貴重な自然となっていることから今後とも保全 ○恵まれた自然の有効活用の検討
	動植物の分布 ◆文献調査より、本市では数多くの動植物を確認することができ、希少な植物群落（高館山等）や生物多様性の観点から重要度の高い湿地（広浦等）も現存。 ⇒「国（環境省）のレッドリスト 2019」に該当する種：237 種（動物 106 種、植物 131 種） ⇒「宮城県レッドデータブック 2016」に該当する種：434 種（動物 146 種、植物 288 種）	○動植物の生息環境の保全 ○絶滅危惧種等については、市民等と連携した保護対策等の検討 ○在来種の保護のための、外来種対策
生活環境	騒音・振動 ○航空機騒音は環境基準値以下で推移 ○自動車騒音の近年の全体の環境基準値達成状況（計 21 地点）は 95%～97%程度で推移。交通量の多い国道 4 号等では環境基準値を超過 ○総合騒音は、大半は環境基準値以下であるが、交通量の多い国道 4 号の一部の測定地では、環境基準値を超過 ○新幹線騒音は、商業の用に供される地域では、環境基準値以下で推移。主として居住の用に供される地域では、慢性的に環境基準値を超過する傾向。振動については、指針値以下で推移 ○市では、特定施設や特定建設作業の届出時に騒音・振動に関する指導を実施	○市民・事業者・行政それぞれの立場で発生源となりうる行為を認識し、それら行為を低減 ○航空機騒音の低減に向け、国や関係機関等に対する低騒音機材の導入、騒音低減運行方式等について粘り強い要請の継続 ○騒音に係る環境基準の達成及び維持 ○総合騒音発生源に対する指導等の継続 ○自動車騒音低減効果のある道路舗装の計画的な導入 ○緩衝緑地等の整備による騒音の低減
	大気汚染・水質汚染 ○大気汚染 ・窒素酸化物（NO _x ）は減少傾向。二酸化窒素（NO ₂ ）は、環境基準値以下で推移 ・浮遊粒子状物質（SPM）の日平均値については環境基準値以下で推移。1 時間値については、環境基準値を超過する傾向が続いていたが、近年は環境基準値以下 ・微小粒子状物質（PM2.5）は、短期基準、長期基準ともに環境基準値以下で推移 ・酸性雪は、近年減少傾向 ○水環境 ・河川の水質は、環境基準値以下で推移 ・湖沼、海域の水質は、常に環境基準値を超過 ・地下水の水質は、環境基準値の超過が確認されている井戸があるが、飲料水としての使用なし ・ゴルフ場から排出される水の水質は、指針値以下で推移	○市民・事業者・行政それぞれの立場で大気環境、水環境への負荷を低減 ○大気汚染及び水質汚濁に係る環境基準の達成及び維持・向上 ○下水道整備や合併処理浄化槽設置の対策の推進による生活排水の水質浄化（河川及び海域への汚濁の低減） ○水質調査、大気汚染物質のモニタリングの継続 ○汚染物質発生源となりうる工場・事業場に対する法規制等による大気汚染、水質汚濁の防止
	悪臭・土壌汚染 ○悪臭防止法、県公害防止条例、県悪臭防止対策要綱等による規制 ○土壌汚染防止法による規制。現在、市内に「要措置区域」「形態変更時要届出区域」の指定なし	○今後とも法規制等による市民生活の安全性を確保
	地盤沈下 ○震災による地殻変動の影響を受け、沿岸部や市中央部の水準点を中心に 20 cm から 25 cm 程度沈下。その後、地震後の地殻変動により隆起する傾向 ○地盤沈下傾向が続いている愛島笠島地区（7 水準点で測定）においては、震災による地殻変動の影響は小さく、「愛島笠島字泉」「愛島笠島字南東宮下」では沈下が継続。その他の水準点は横ばい状態。 ○増田グラウンド地下水観測井の地下水位は、震災後も一定の水位を維持	○地盤沈下未然防止のため、水準測量調査、地下水水位などのモニタリングの継続
	有害物質 ○ごみ焼却場から発生する排ガス及び公共用水域でのダイオキシン類は、基準値以下で推移 ○アスベスト大気濃度は、通常の大気環境とほぼ同等	○今後とも市民生活の安全・安心を確保していくため、有害物質に関する継続的なモニタリングの実施
	放射性物質 ○震災以降、空間放射線量、学校給食・一般食品・水道水の放射性物質のモニタリングを実施。 ・空間放射線量は年間 1 ミリシーベルト以下で推移。学校給食の検査では、すべて検出限界値以下 ・一般食品については、2015 年度以降は基準値以下。水道水で放射性物質が検出されたことはない	○今後とも市民生活の安全・安心を確保していくため、放射性物質に関する継続的なモニタリングの実施
	苦情 ○2018 年度の苦情件数は 58 件、近年の苦情件数は減少傾向。東日本大震災後は、騒音、大気汚染に関する苦情が多い。	○継続した苦情相談、公害苦情などの発生原因の削減 ○個々の苦情への対応処理の継続
	廃棄物 ○2018 年度ごみ排出量の総数は 21,671 t。人口増加や震災の影響などを背景にゆるやかに増加 ○2018 年度 1 人 1 日当たりの排出量の総数 757 g/人・日。推移は、横ばい状態 ○震災後のリサイクル率は 90%前後で推移していたが、2018 年度は 85.0%。新聞雑誌、プラスチック製品類の搬入が多い。 ○し尿及び浄化槽汚泥の全体収集量は減少傾向。浄化槽汚泥については、震災後、増加傾向	○市民・事業者・行政それぞれの立場で、3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の一層の推進によるごみ削減 ○廃棄物の適正処理、不法投棄対策の推進

本市の特徴ともなる多様な自然環境の保全と活用

課題1 課題7

- 山・川・海などの多様な自然の保全・活用
- 被災した海岸林の再生
- 被災した農地の再生、既存農地の維持保全
- 在来生物、希少種の保護

安心して暮らし続けられる生活環境づくり

課題4 課題7

- 騒音・振動の低減
- 大気環境、水環境の保全
- 悪臭・土壌汚染防止のための法規制等による生活環境の安全性確保
- 継続的なモニタリングによる生活環境の安全性確保
⇒地盤沈下、有害物質、放射性物質からの健康被害等
- 苦情発生の低減

資源循環型社会の形成

課題3

- ごみの減量化、リサイクルの一層の推進
- 廃棄物の適正処理、不法投棄対策の推進

分類	現況の概要	各項目から抽出される課題
生活環境 (都市空間)	社会環境	○人口増加は、将来的に鈍化してくることが想定されること、核家族化、高齢化の進展、働き方改革などにより、今後はこれまで以上にライフスタイルが多様化していくことが予想されるため、将来を見据えた計画を検討していくことが必要。 ○関連計画の土地利用方向等と整合をはかりつつ、環境に配慮した適正な土地利用の推進（無秩序な開発の抑制）
	上下水道	○上水道は、省エネルギー、水資源の有効活用の観点から、節水を推進 ○下水道は、今後とも計画的な整備・接続を推進（水質保全、生活環境向上）
	交通	○公共交通については、自動車利用による温室効果ガス排出抑制及び高齢化の進展を念頭に関係機関等と連携した利便性向上を検討 ○道路については、復旧・復興事業と連携しながら、環境に配慮した道路環境の整備（道路利用者の利便性・安全性を確保）
	公園	○快適な都市環境を創出していくため、誰もが安心・安全に利用できる公園の整備を推進（いこい空間、身近な緑空間の整備）
	歴史・文化	○本市が培ってきた歴史・文化を活かした環境づくり（まちづくり）等の検討
協働・参画	自然とのふれあい、自然環境保全活動	○市で実施している自然環境保全事業については、市民等の自然体験、環境学習、環境教育の場として継続及び充実 ○町内会や任意団体等による実施されている自然保護活動、緑化・清掃活動に対しては、継続した活動としていくため市としての支援策の充実・強化の検討
	清掃・緑化活動	○ごみ減量化に関わる取り組みについては、事業者との連携の強化と市民等に対する一層の啓発 ○市民・事業者等の参画による環境への取組を促進していくための情報提供、普及・啓発活動のさらなる充実・強化
	ごみ減量化に関わる活動	○産学官民の連携を促進していくため、関係団体が意見交換や情報交換ができる体制づくりの構築
	被災地復興に関わる活動	
地球環境	環境活動団体の意向（ヒアリング結果）	○温室効果ガス排出量の抑制のための省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入に対する市民等への支援の検討 ○環境配慮行動の一層の啓発 ○地球温暖化に関する普及啓発、情報提供の充実・強化 ○市の事務事業における率先した地球温暖化対策の推進 ○ゲリラ豪雨、熱中症の増加等への対策の強化
	地球温暖化	○オゾン層破壊に関する普及啓発、情報提供の充実・強化 ○フロン類の適正処理の一層の推進
	オゾン層の破壊	○海洋汚染に関する普及啓発、情報提供の充実・強化 ○プラスチックごみの減量化（レジ袋削減等）
	海洋汚染	○絶滅危惧種の保全 ○外来種対策の推進 ○野生生物の保護に対する普及啓発、情報提供の充実・強化
	野生生物の減少	○森林の保全 ○県産材等の利用促進
森林減少		

環境負荷の少ない快適に暮らし続けられる環境の形成

課題2 課題4 課題7

- 適正な土地利用の推進
- 水資源の保全
○下水道の計画的な整備・接続の推進
- 公共交通の利便性の向上
- 環境負荷の少ない道路環境の整備
- 身近な緑空間の創出・維持保全
- 歴史的・文化的資源、景観の保全・活用

誰もが気軽に環境活動などへ参加できるようにしくみの構築

課題6 課題7

- 協働による緑化・美化活動の推進
- 環境学習、環境教育の充実
- 環境活動に対する支援策の充実・強化
- 環境に関する普及・啓発
- 環境情報の積極的な提供による情報の共有化
- 産学官民連携体制づくり

地球にやさしい環境形成

課題1 課題2 課題3 課題4
課題5 課題7

- 省エネルギーの一層の推進、再生可能エネルギーの導入促進
- ゲリラ豪雨等の気候変動への適応策の強化
- フロン類の適正処理
- 海洋保全、海洋ごみ対策の強化
- 野生生物の保護
- 森林の保全・活用

第3章 住民意向の把握

3-1 アンケート調査概要

1. 目的

市民・事業者・小学生・中学生・高校生が、身近な環境、市全体の環境、地球環境などについて、どのように感じ、どのような事に関心があるのか、また環境を保全する取り組みについて、どのように考えているかなどの意向を把握し、「第二次名取市環境基本計画」を検討する際の参考とするため、アンケート調査を実施した。

2. 調査概要

(1) 調査期間

市民：2018年10月18日～2018年11月19日

事業者：2018年10月18日～2018年11月19日

小学生：2018年10月23日～2018年11月22日

中学生：2018年10月23日～2018年11月22日

高校生：2018年10月29日～2018年11月22日

(2) 配布回収方法

市民・事業者：郵送による配布・回収

小学生・中学生・高校生：学校による直接配布・直接回収

(3) 対象者

市民：18歳以上の市民から無作為に2,000人を抽出

事業者：市内で操業する事業者の中から無作為に400社を抽出

小学生：名取市内の小学5年生（義務教育学校5年生を含む）

中学生：名取市内の中学2年生（義務教育学校8年生を含む）

高校生：市内の高校に通う高校2年生

(4) 回収率

分類	配布数①	回収②	回収率②/①
市民	2000	798	39.9%
事業者	400	104	26.0%
小学生	863	810	93.9%
中学生	808	711	88.0%
高校生	524	503	96.0%

3-2

アンケート調査結果の概要

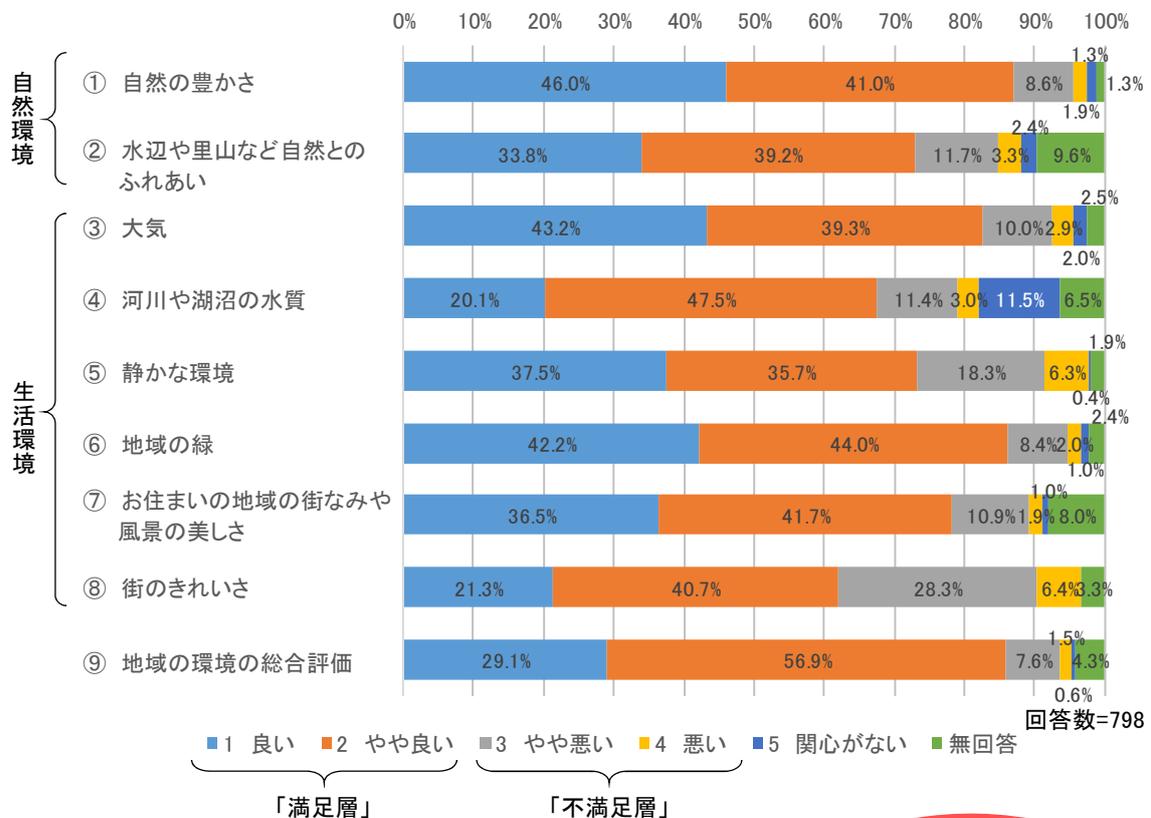
1. 身近な環境について

(1) 身近な環境の満足度【市民】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較し、身近な環境に対する満足度は向上しています。
- ◆どの項目においても、満足層が60%以上を占めています。
- ◆「⑧ 街のきれいさ」については、他の項目と比較し、最も「不満足層」が高く、悪い点として「道路や用水路などへのポイ捨て」「犬の糞」などが挙げられています。

市民

資料：市民アンケート調査結果 問2



満足度向上

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時満足層	比較	本計画策定時満足層
①自然の豊かさ	84%	≒	87.0%
②水辺や里山など自然とのふれあい	70%	≒	73.0%
③大気	65%	<	82.5%
④河川や湖沼の水質	60%	<	67.6%
⑤静かな環境	57%	<	73.2%
⑥地域の緑	78%	<	86.2%
⑦お住まいの地域の街なみや風景の美しさ	65%	<	78.2%
⑧街のきれいさ	39%	<	62.0%
⑨地域の環境の総合評価	79%	<	86.0%

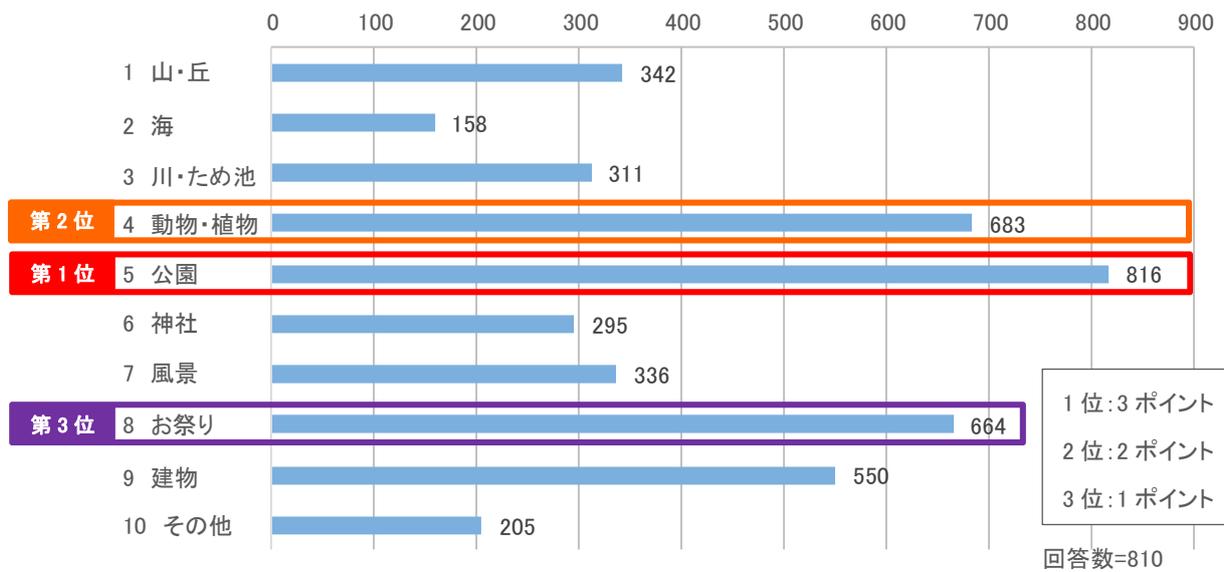
(2) 地域で大切にしたい場所、気になる環境【小学生】

- ◆地域で「大切にしたい環境」としては、「公園」、「動植物」、「祭り」、「建物」の回答率が高くなっています。
- ◆一方、「地域で気になる環境」としては、「公園や道路などに落ちているごみ」や「公園や道路などの雑草」の回答率が高くなっています。

資料：小学生アンケート調査結果 問4, 5

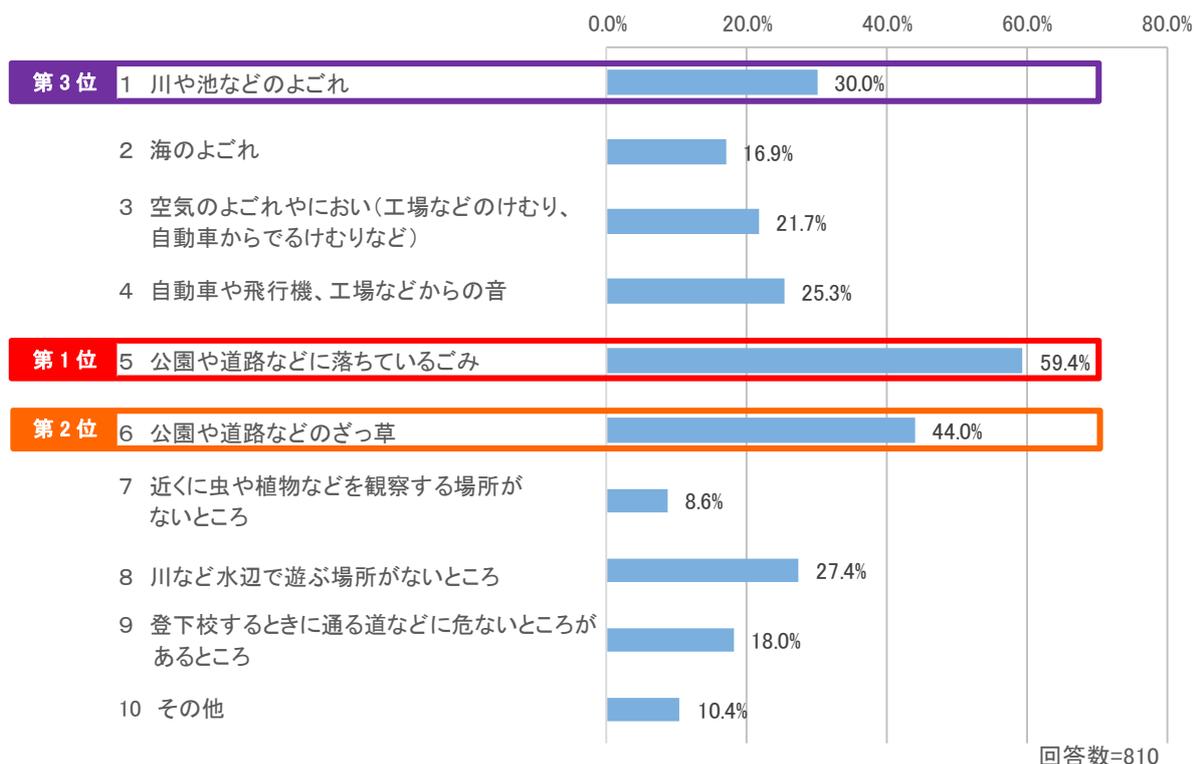
小学生

〈 地域で大切にしたい場所 〉



※この問は、1位~3位の順位をつけて回答しており、1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントとして合計している。

〈 地域で気になる環境 〉



2. 市全体の環境について

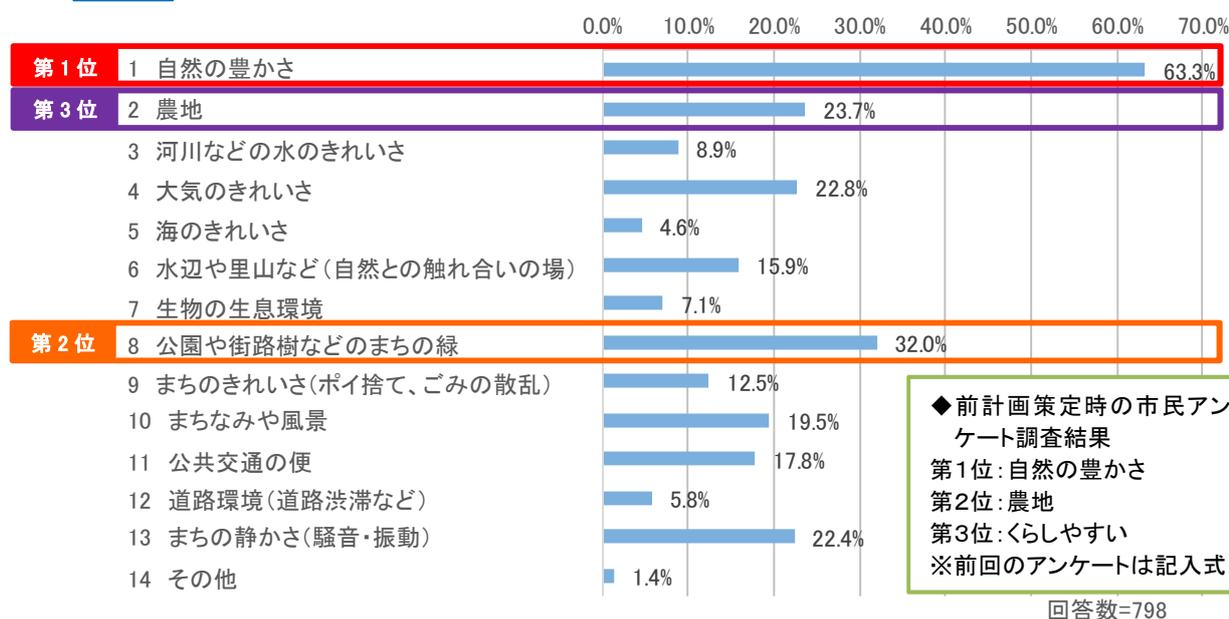
(1) 良い環境【市民・中学生・高校生】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と同様、自然や緑に関する環境について「良い環境」と評価されています。
- ◆「自然の豊かさ」、「農地」、「まちの緑」に関しては、共通し、良い環境と評価されています。
- ◆高校生においては、「公共交通の便」に対する評価が高くなっています。

資料：市民アンケート調査結果 問3、中高生アンケート調査結果問3

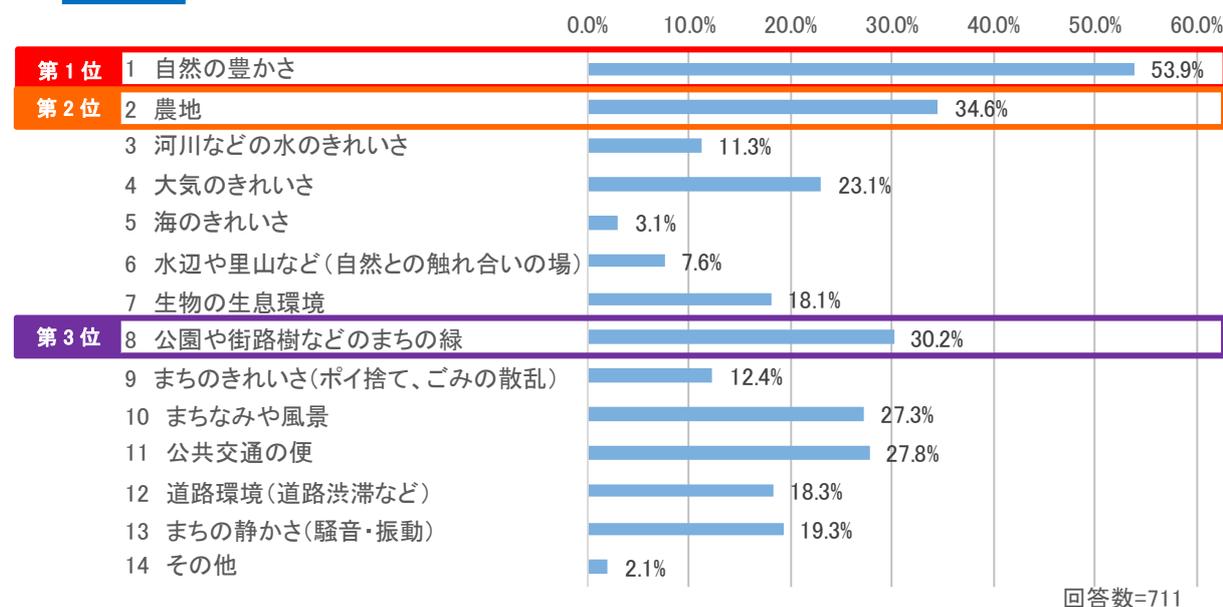
市民

問3 市全体の良い環境 市民全体



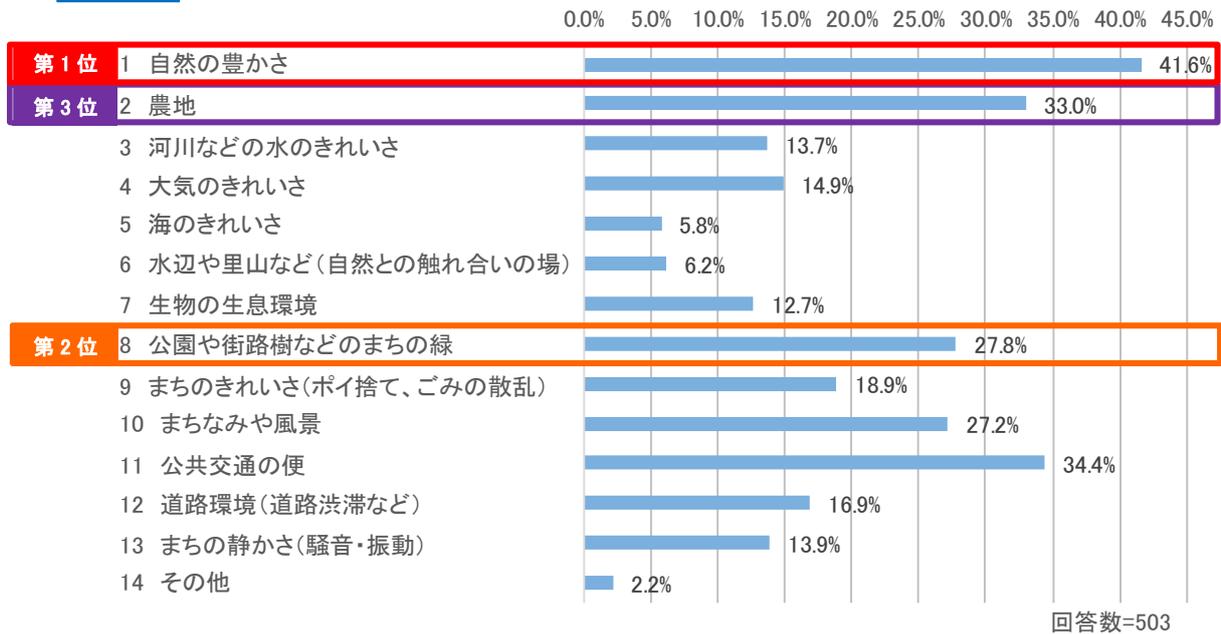
中学生

問3 市全体の良い環境 中学生全体



高校生

問3 市全体の良い環境 高校生全体



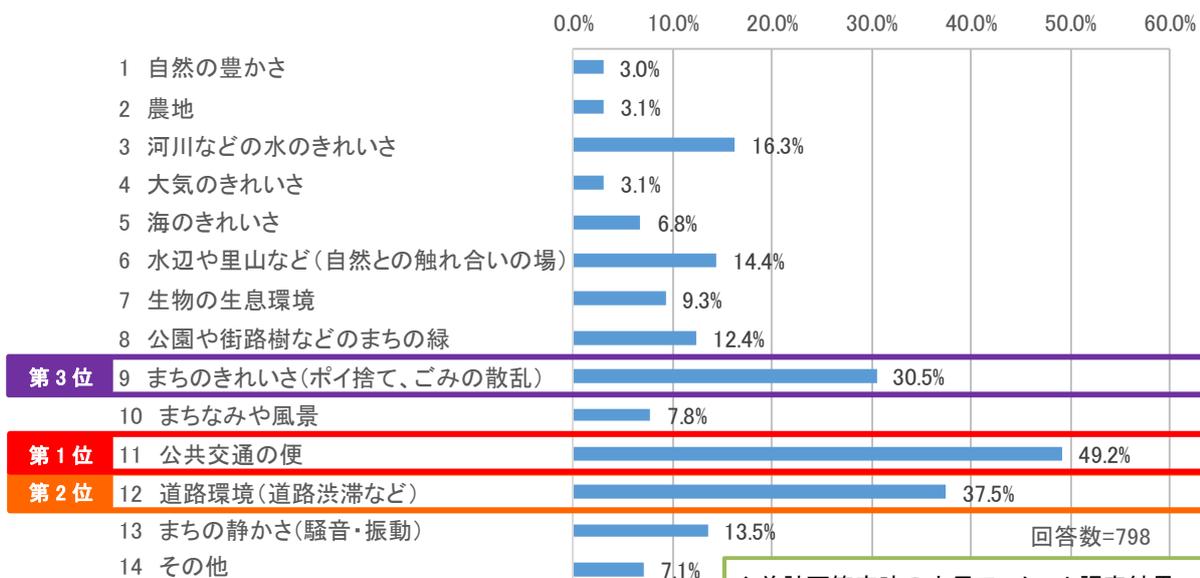
(2) 改善したい環境【市民・中学生・高校生】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と同様、まちの美化や道路・交通環境について「改善したい環境」と評価されています。
- ◆「まちのきれいさ」、「道路環境」、に関しては、市民・中高生で共に、改善したい環境と評価されています。

資料：市民アンケート調査結果 問4、中学生アンケート調査結果 問4

市民

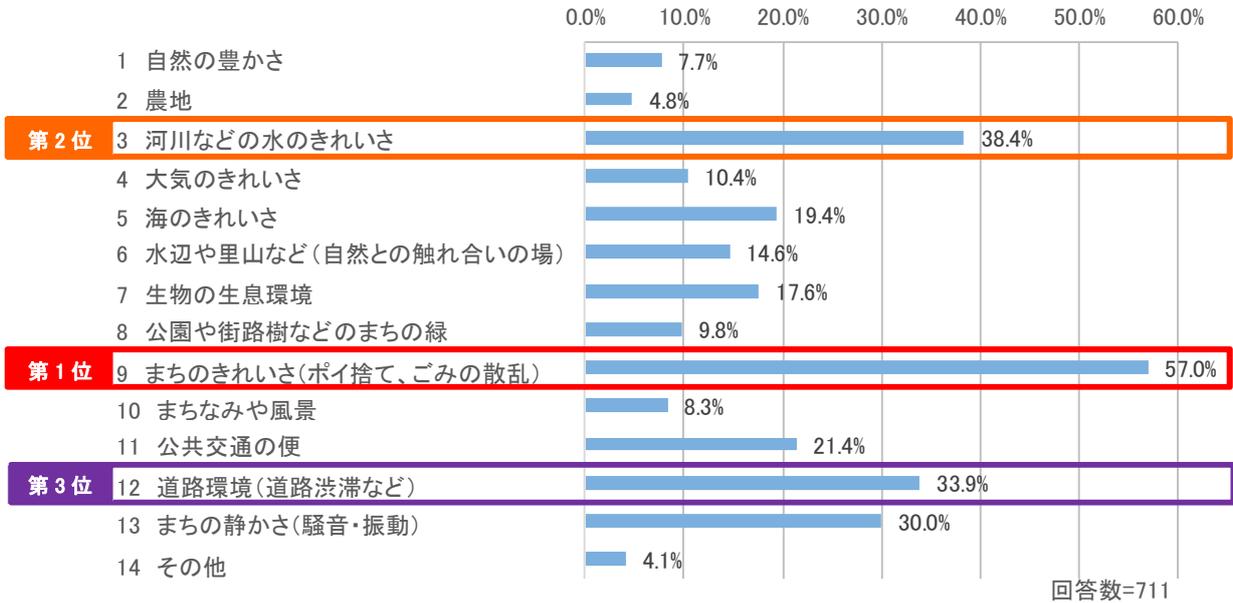
問4 市全体の改善したい環境 市民全体



- ◆前計画策定時の市民アンケート調査結果
- 第1位：ポイ捨て・不法投棄、道路が狭い・未整備
- 第2位：交通の便が悪い、名取駅周辺
- 第3位：自然の減少
- ※前回のアンケートは記入式

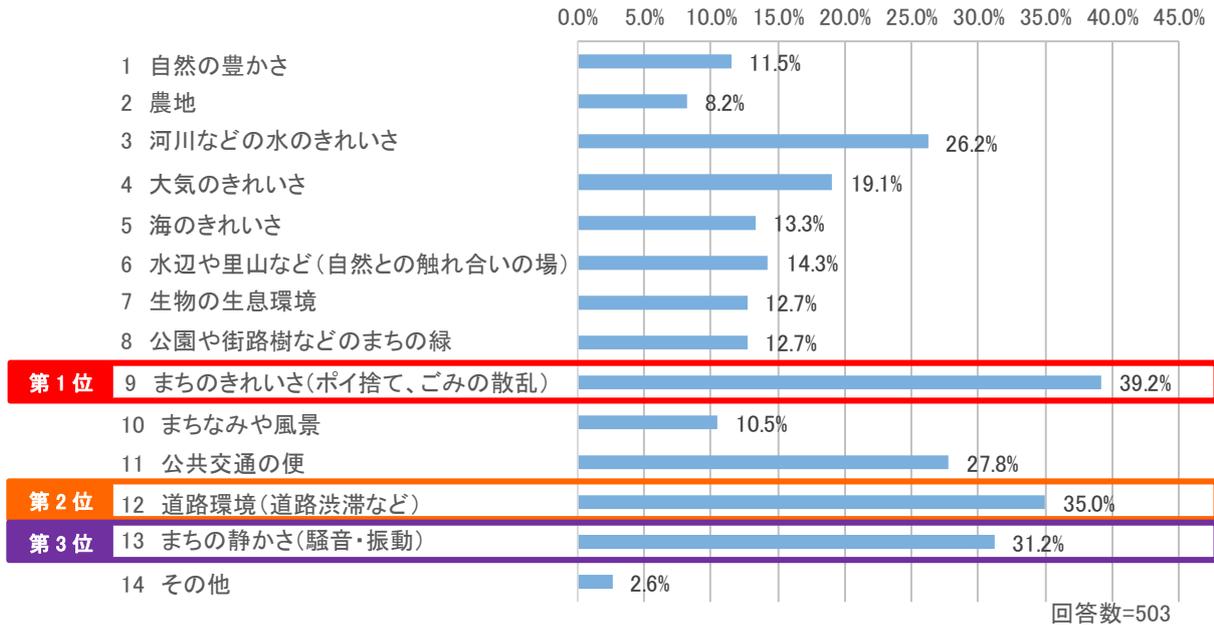
中学生

問4 市全体の改善したい環境 中学生全体



高校生

問4 市全体の改善したい環境 高校生全体



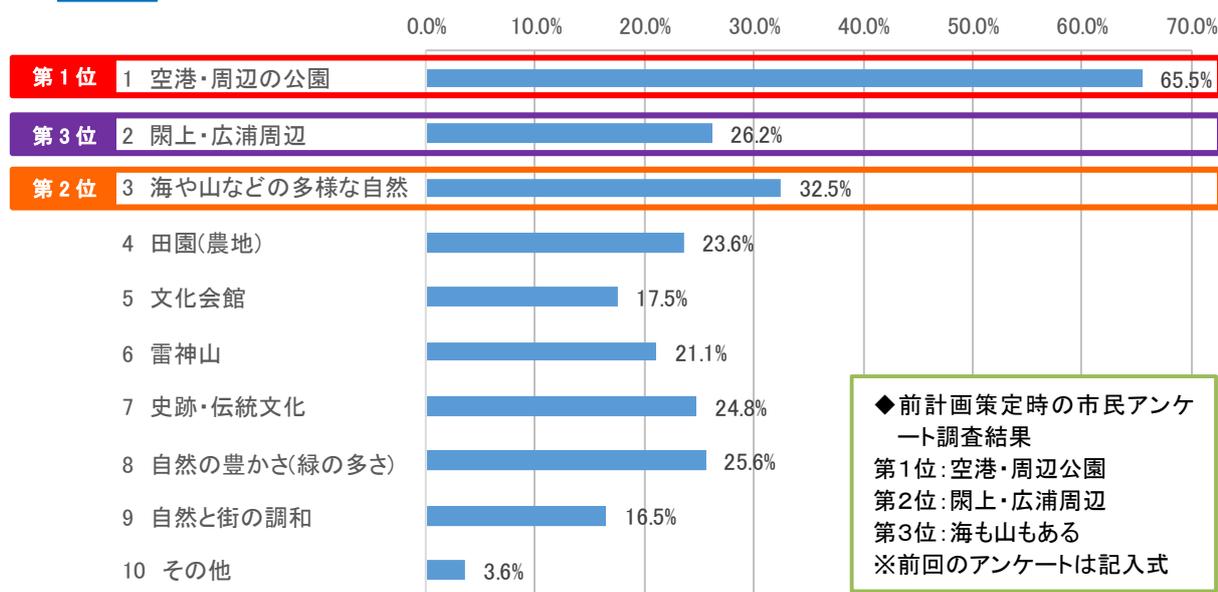
(3) 名取市を特徴づける個性的な環境【市民・中学生・高校生】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と同様、空港、海辺、多様な自然について「個性的な環境」と評価されています。
- ◆空港や自然（多様な自然、自然の豊かさ等）に関しては、市民・中学生で共に、名取市を特徴づける「個性的な環境」と評価されています。

資料：市民アンケート調査結果 問4、中学生アンケート調査結果 問5

市民

問4 名取市を特徴づける個性的な環境 市民全体

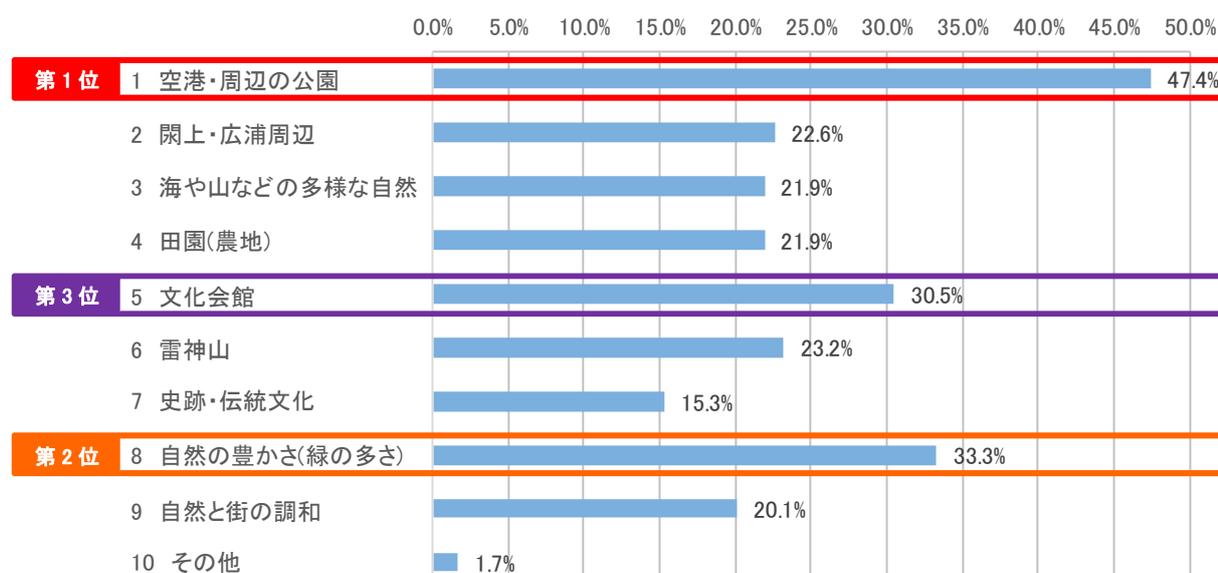


◆前計画策定時の市民アンケート調査結果
 第1位：空港・周辺公園
 第2位：閑上・広浦周辺
 第3位：海も山もある
 ※前回のアンケートは記入式

回答数=798

中学生

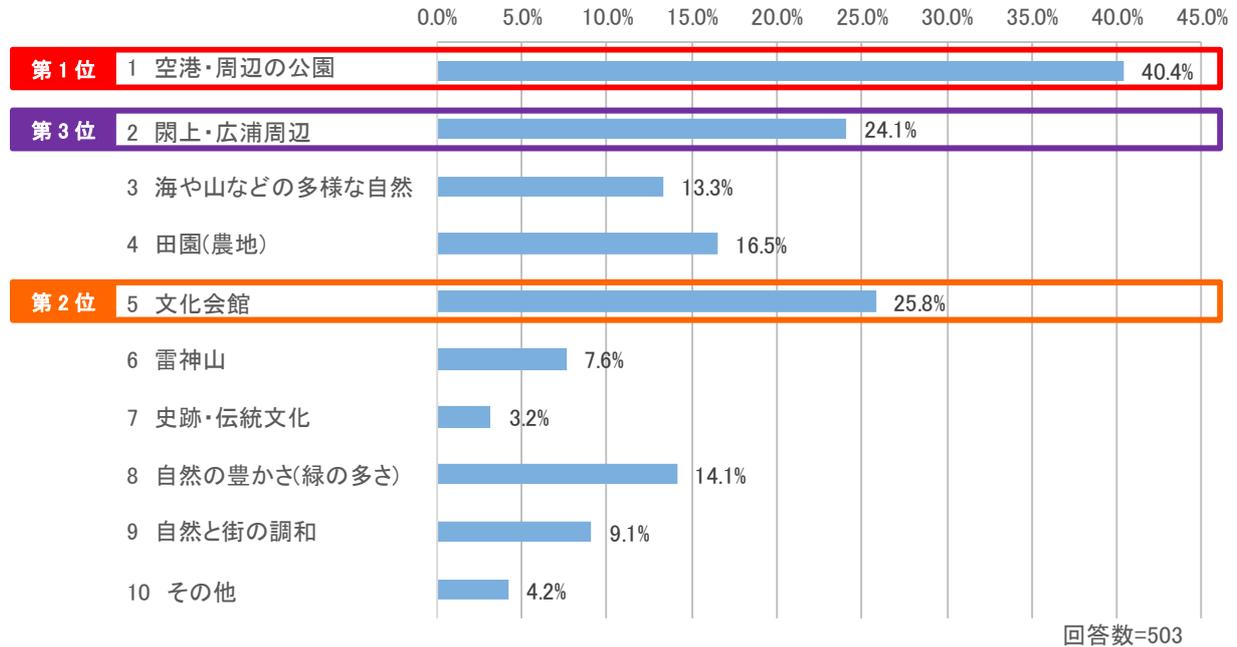
問5 名取市を特徴づける個性的な環境 中学生全体



回答数=711

高校生

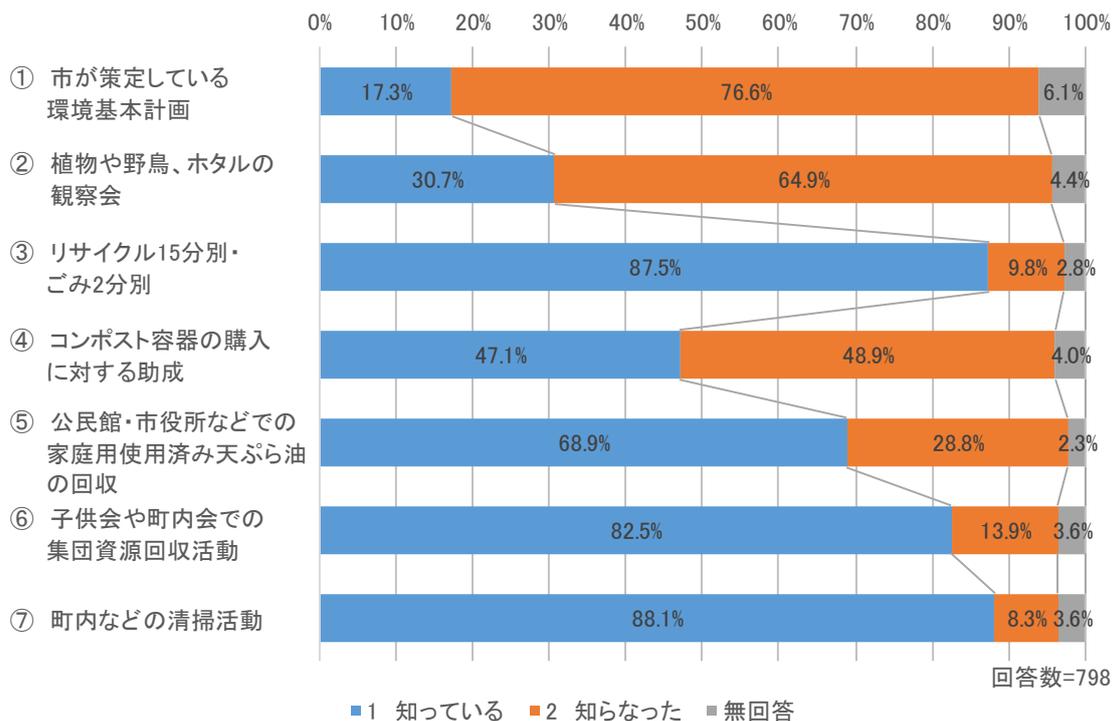
問5 名取市を特徴づける個性的な環境 高校生全体



(4) 市の取り組みに対する認知度【市民】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較し、市の取り組みに対する認知度は、低下しています。
- ◆特に、「① 市が策定している環境基本計画」、「② 植物や野鳥、ホタルの自然観察会」については、認知度が低くなっています。

資料:市民アンケート調査結果 問6



認知度低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

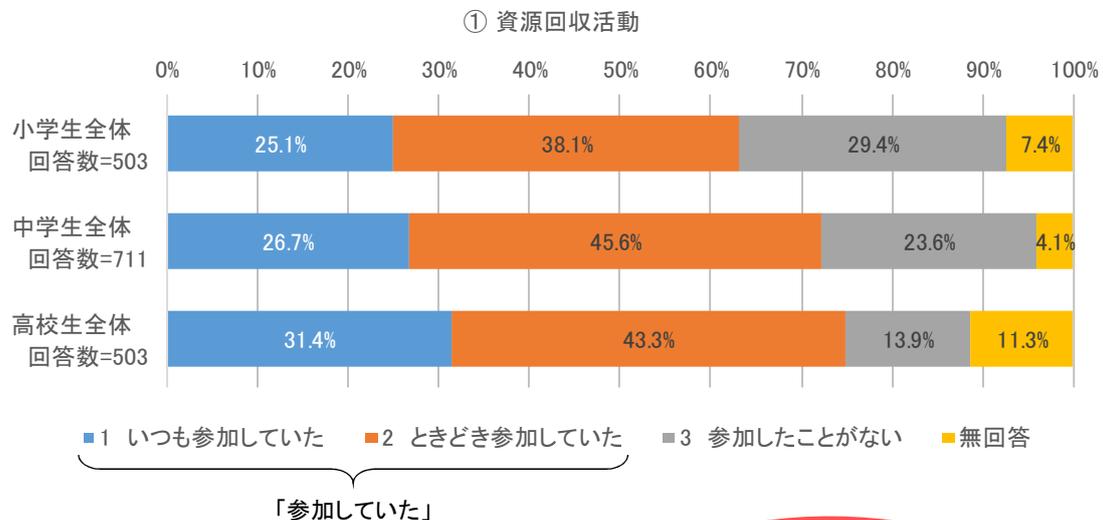
項目	前計画策定時 「知っている」の 回答率	比較	本計画策定時 「知っている」の 回答率
①市が策定している環境基本計画	23%	>	17.3%
②植物や野鳥、ホタルの観察会	39%	>	30.7%
③リサイクル 15 分別・ごみ 2 分別	92%	>	87.5%
④コンポスト容器の購入に対する助成	62%	>	47.1%
⑤公民館・市役所などでの家庭用使用済み天ぷら油の回収	—	—	68.9%
⑥子供会や町内会での集団資源回収活動	—	—	82.5%
⑦町内などの清掃活動	92%	>	88.1%

(5) 小中高生の環境に関する行事への参加状況【小学生・中学生・高校生】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較し、中高生の環境に関する行事への参加率は、低下しているものが多くみられます。
- ◆小中高生ともに、地域で実施している缶やびんなどの「① 資源回収活動」の参加率が高くなっています。
- ◆小学生は、「⑥ 施設見学」の参加率が、中高生と比較し高くなっています。

資料：小学生アンケート調査結果 問6 中学生アンケート調査結果 問17

【資源回収活動】



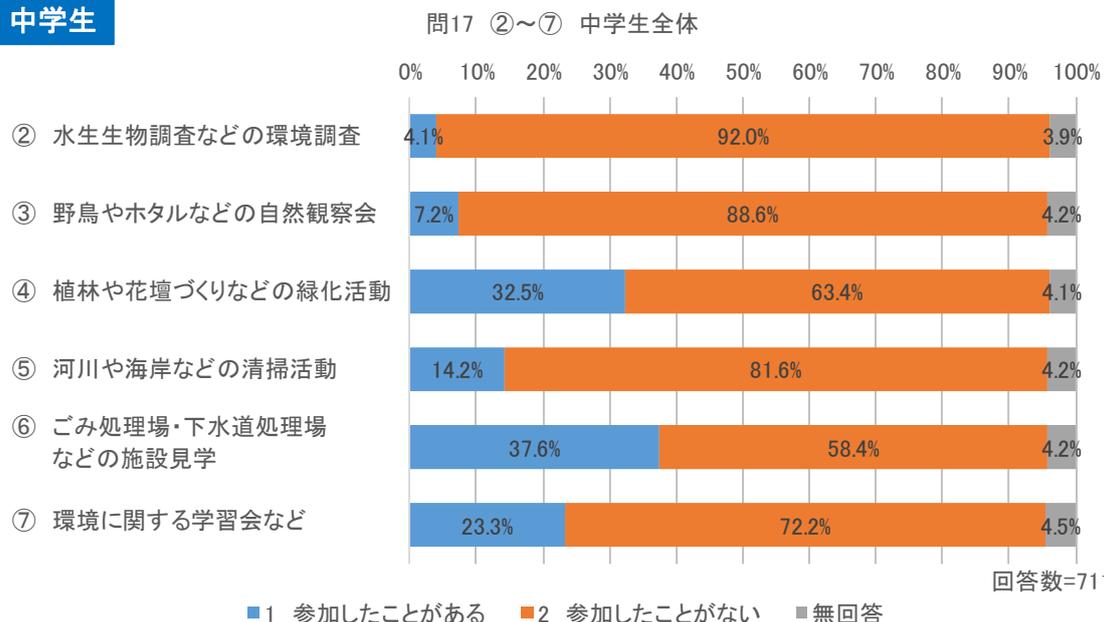
参加率 現状維持
又は低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

区分	前計画策定時 「参加していた」の回答率	比較	本計画策定時 「参加していた」の回答率
小学生	—	—	63.2%
中学生	71%	≒	72.3%
高校生	79%	>	74.7%

【その他の環境に関する行事】

中学生

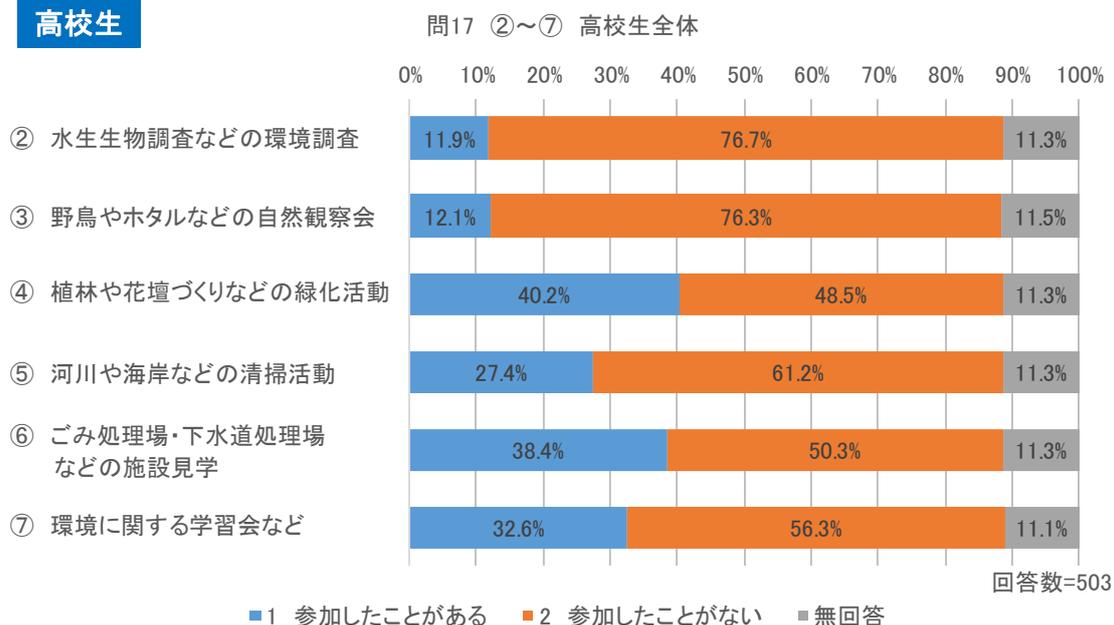


中学生の参加率低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時 「参加したことがある」の回答率	比較	本計画策定時 「参加したことがある」の回答率
②水生生物調査などの環境調査	15%	>	4.1%
③野鳥やホタルなどの自然観察会	14%	>	7.2%
④植林や花壇づくりなどの緑化活動	38%	>	32.5%
⑤河川や海岸などの清掃活動	26%	>	14.2%
⑥ごみ処理場・下水道処理場などの施設見学	64%	>	37.6%
⑦環境に関する学習会など	39%	>	23.3%

高校生



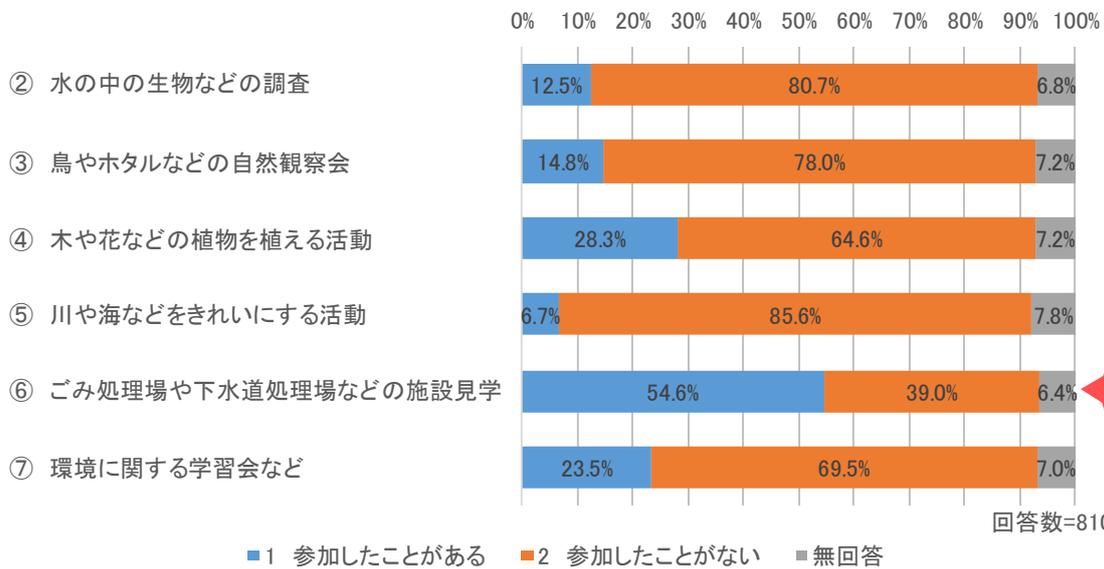
高校生の参加率
現状維持又は低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時 「参加したことが ある」の回答率	比較	本計画策定時 「参加したことが ある」の回答率
②水生生物調査などの環境調査	11%	≒	11.9%
③野鳥やホタルなどの自然観察会	13%	≒	12.1%
④植林や花壇づくりなどの緑化活動	47%	>	40.2%
⑤河川や海岸などの清掃活動	43%	>	27.4%
⑥ごみ処理場・下水道処理場などの施設見学	67%	>	38.4%
⑦環境に関する学習会など	35%	≒	32.6%

小学生

問6 ②～⑦ 小学生全体



中高生に比
べ、参加率
が高い

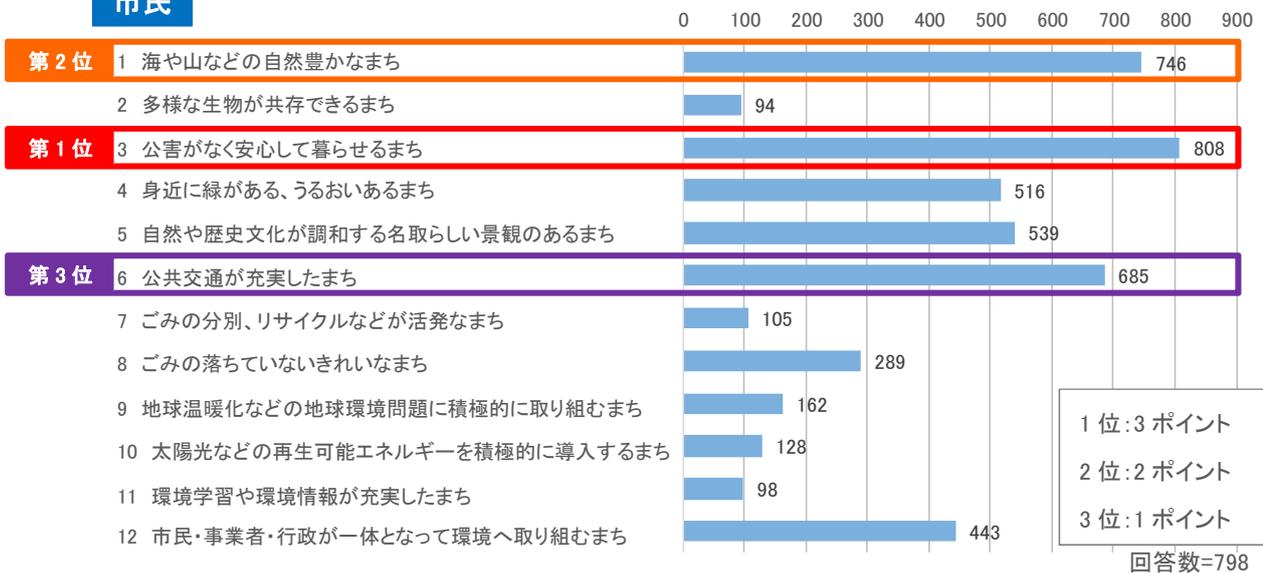
3. 今後の名取市の環境について

(1) 名取市の環境の理想像【市民・小学生・中学生・高校生・事業者】

- ◆市民・小中高生においては、「海や山などの自然豊かなまち」、「公害がなく安心して暮らせるまち」が、今後の「名取市の環境の理想像」として共通する認識となっています。
- ◆事業者については、「自然豊かなまち」に加え、「名取らしい景観のあるまち」「市民・事業者・行政が一体となって環境に取り組むまち」を理想像とする意向が高くなっています。

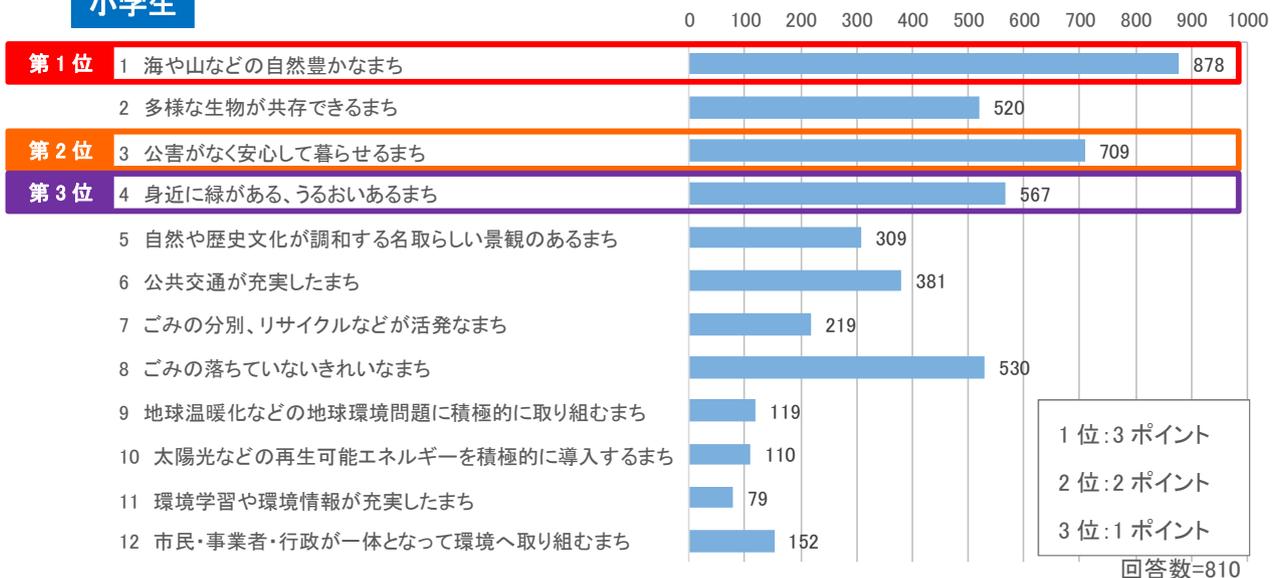
資料: 市民アンケート調査結果 問16 小学生アンケート調査結果 問7 中高生アンケート調査結果 問10
事業者アンケート調査結果 問6

市民



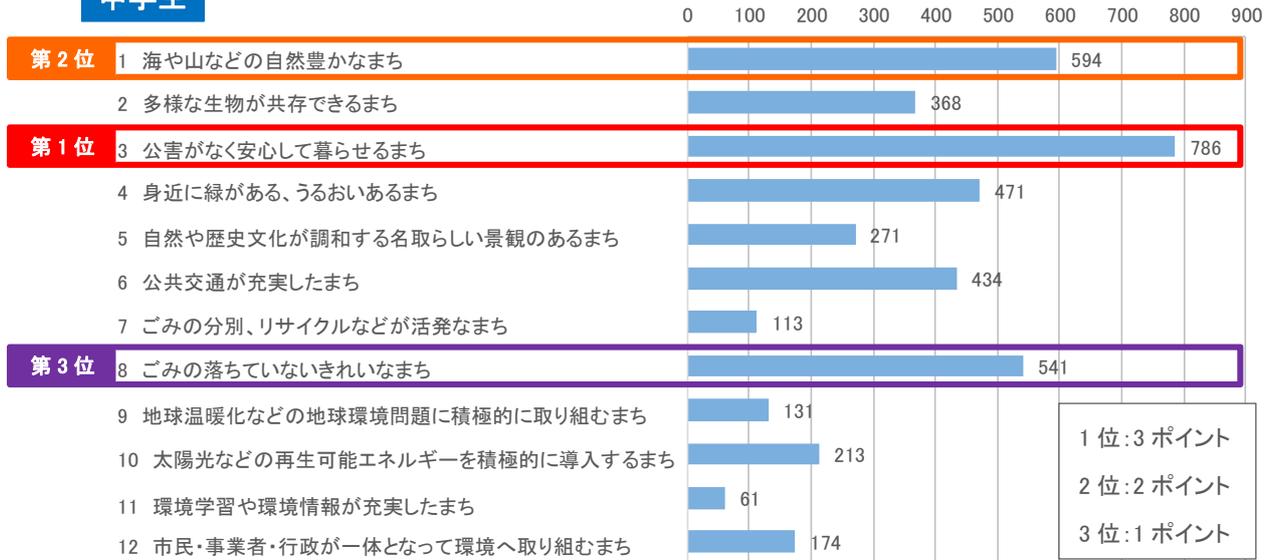
※この問は、1位～3位の順位をつけて回答しており、1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントとして合計している。

小学生



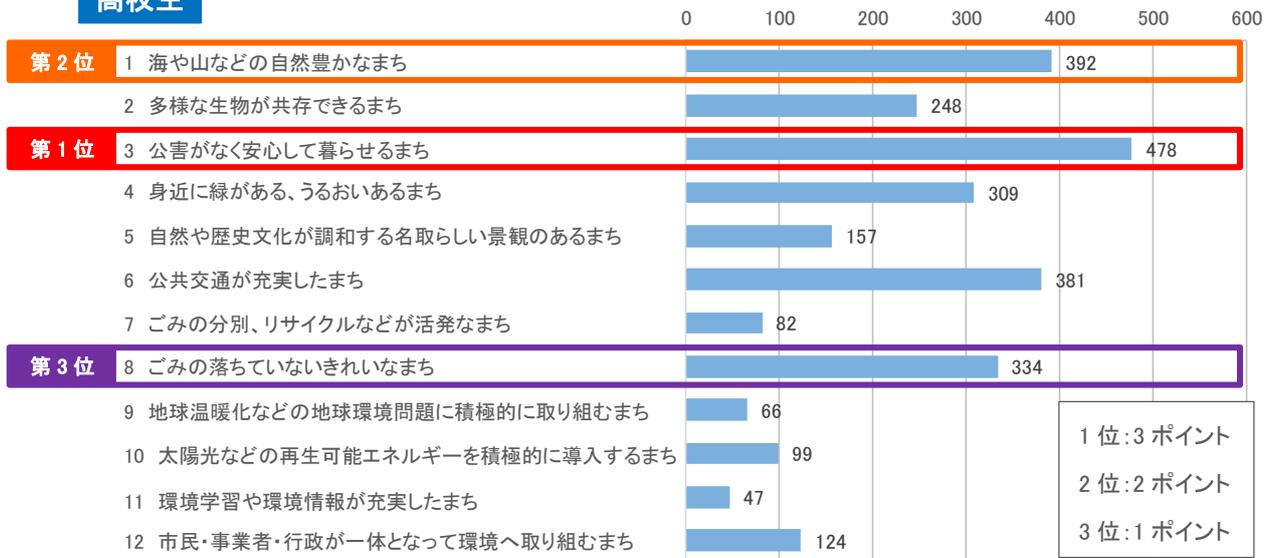
※この問は、1位～3位の順位をつけて回答しており、1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントとして合計している。

中学生



※この問は、1位～3位の順位をつけて回答しており、1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントとして合計している。

高校生



※この問は、1位～3位の順位をつけて回答しており、1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントとして合計している。

(2) 今後重要となる市の取り組み【市民・中学生・高校生・事業者】

① 市民・中高生

【自然環境】

- ◆「1 海や山などの自然環境の保全」は、市民・中高生で共に、今後重要となる取り組みとして重要視されています。

【生活環境】

- ◆「16 バスや電車などの公共交通網の充実」、「13 環境美化」は、市民・中高生で共に、今後重要となる取り組みとして重要視されています。

【地球環境】

- ◆市民においては、「20 気候の変動により増えつつあるゲリラ豪雨や熱中症などに備えた対策」の回答率が突出して高く、近年増えつつある局地的な豪雨などへの対策が重要視されています。
- ◆中高生については、「18 省エネルギー対策」、「19 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進」が、今後重要となる取り組みとして重要視されています。

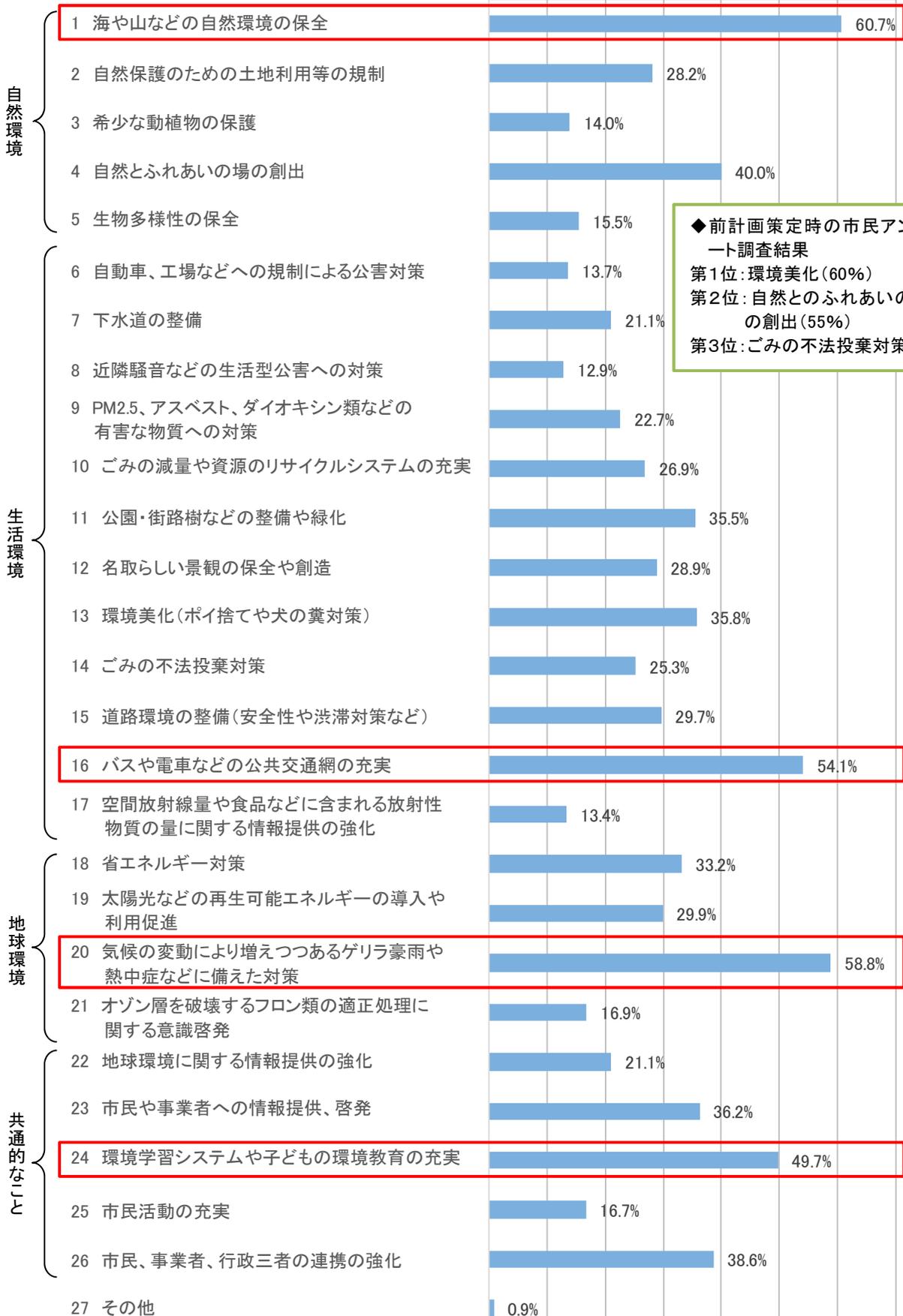
【共通的なこと】

- ◆市民や中学生においては、「24 環境教育の充実」、高校生においては、「23 市民や事業者への情報提供」が、今後重要となる取り組みとして重要視されています。

資料：市民アンケート調査結果 問 17 中高生アンケート調査結果 問 11

市民

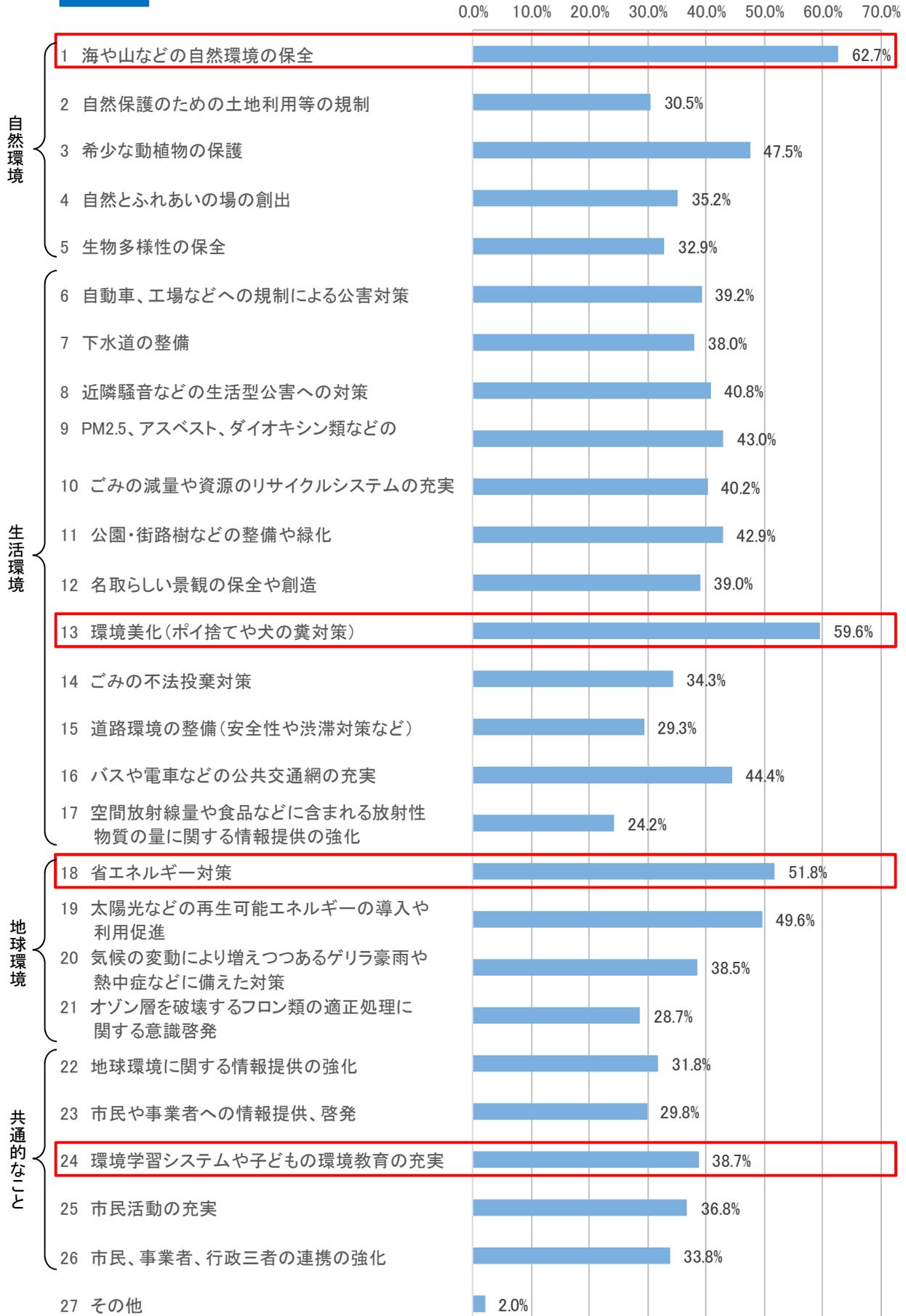
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%



◆前計画策定時の市民アンケート調査結果
 第1位:環境美化(60%)
 第2位:自然とのふれあいの場の創出(55%)
 第3位:ごみの不法投棄対策

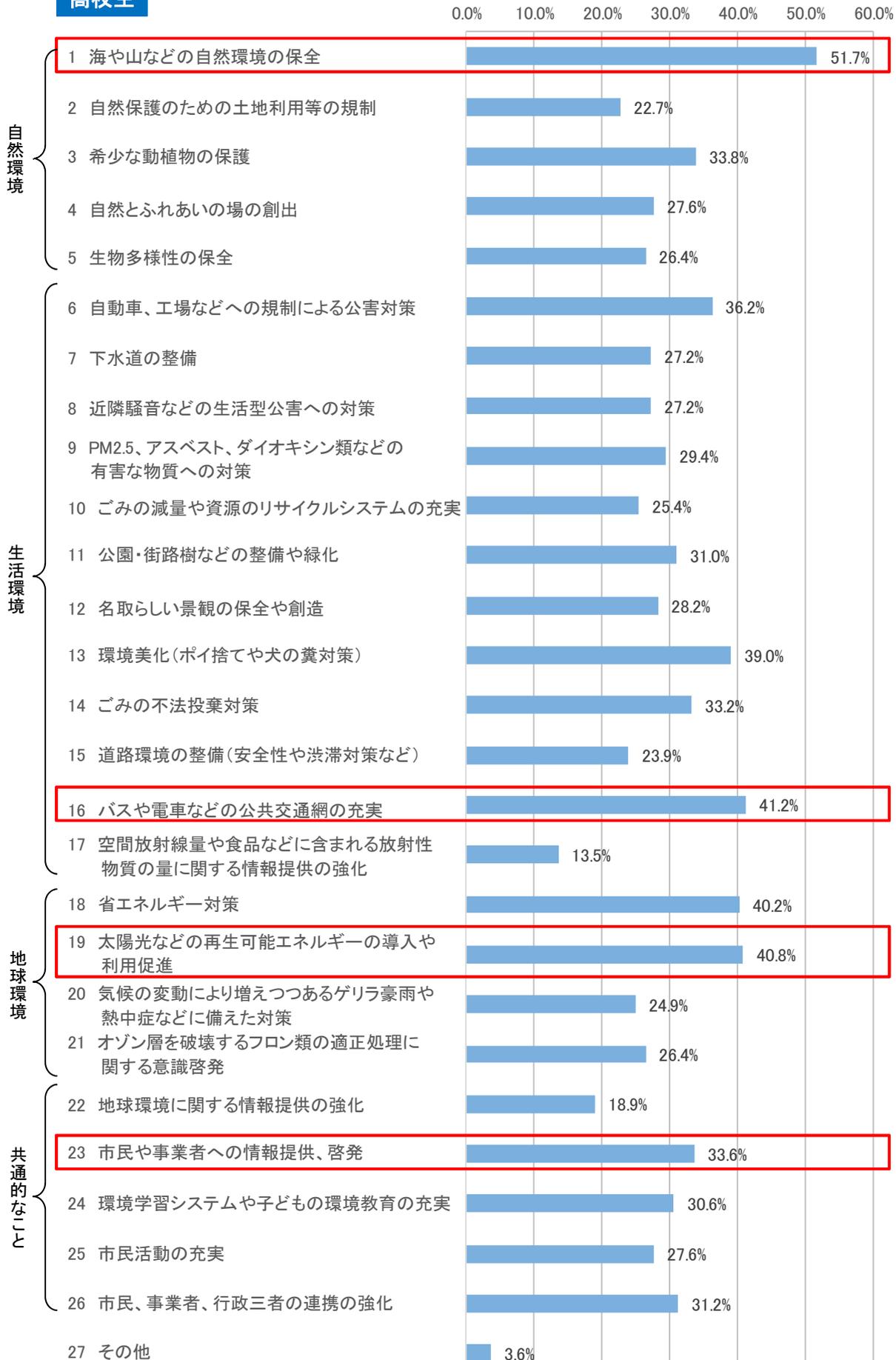
回答数=798

中学生



回答数=711

高校生



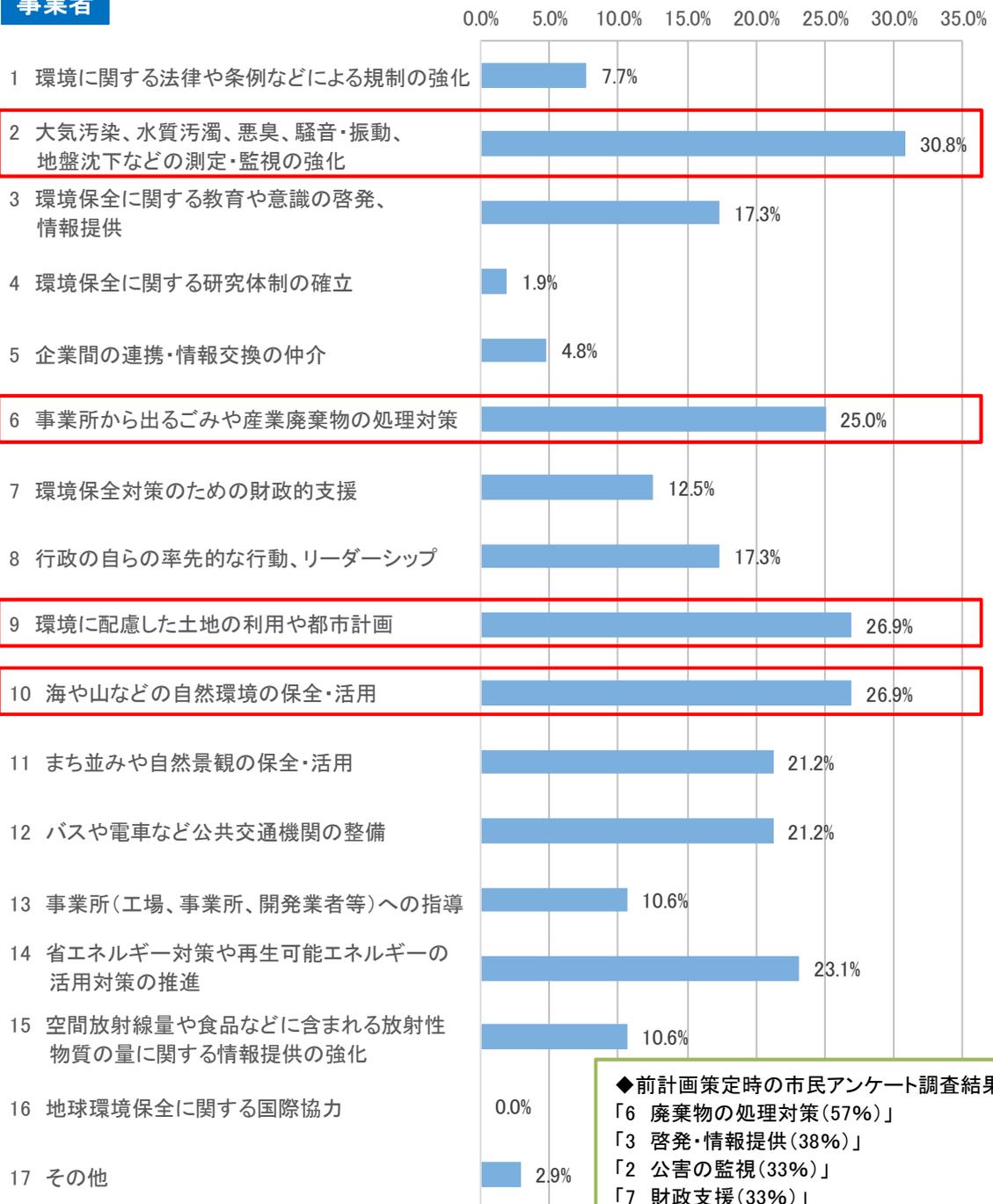
回答数=503

② 事業者

◆行政に対する要望として、「2 公害などに関する測定・監視の強化」、「9 環境に配慮した土地の利用や都市計画」、「10 海や山などの自然環境の保全・活用」、「6 事業者からでるごみや産業廃棄物の処理対策」が重要視されています。
 ◆前計画策定時のアンケート調査結果同様、「公害監視」「ごみ対策」については、回答率が高くなっています。

資料：事業者アンケート調査結果 問 12

事業者



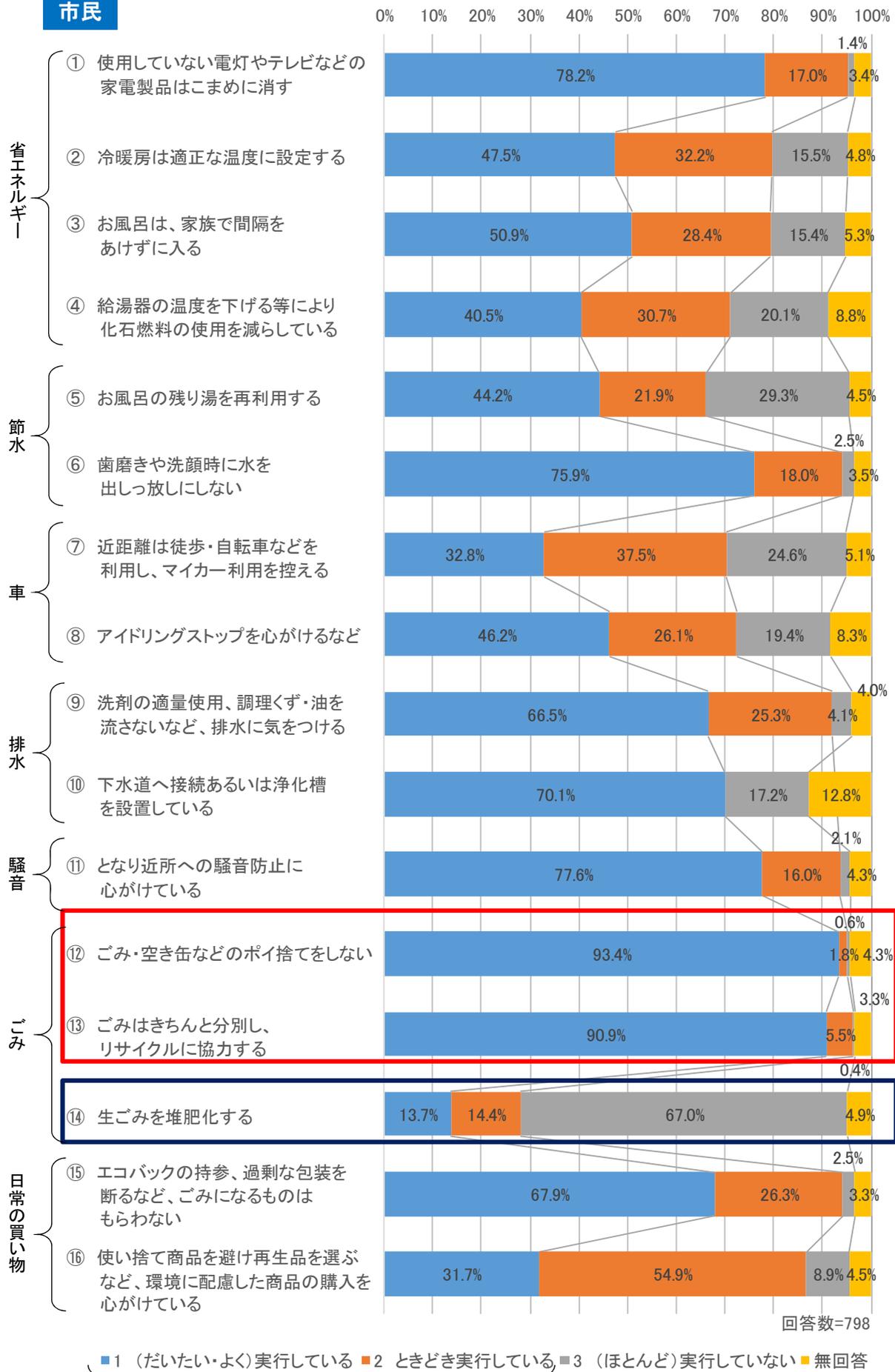
回答数=104

4. 日常生活における環境への取り組み状況について【市民】

- ◆大半の項目で、「取り組んでいる」の回答率が50%以上を上回り、一定の環境への取り組みが行われています。
- ◆特に、取り組みが進んでいる項目（「実行している」の回答率90%以上）は以下のとおりです。
 - 「⑫ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない」
 - 「⑬ ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する」
- ◆一方、取り組みに遅れがみられる項目（「実行していない」の回答率50%以上）は以下のとおりです。実行していない最も大きな理由としては「行う機会がない」「面倒だから」といった理由が挙げられています。
 - 「⑭ 生ごみを堆肥化する」
 - 「⑲ 地域の環境保全活動や自然体験学習などに参加している」
- ◆前計画策定時のアンケート調査結果を比較すると、取り組み状況は「現状維持又は取り組みが低下」している項目が多くみられますが、以下の項目については、取り組みが進んでいます。
 - 「③ お風呂は、家族で間隔をあけずに入る」
 - 「⑮ ごみになるものはもらわない」
 - 「⑯ 環境に配慮した商品の購入を心がけている」
- ◆特に重要と考える取り組みとしては、「⑬ ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する」、「① 家電製品はこまめに消す」、「⑮ ごみになるものはもらわない」が重要視されています。

資料：市民アンケート調査結果 問18・19

市民



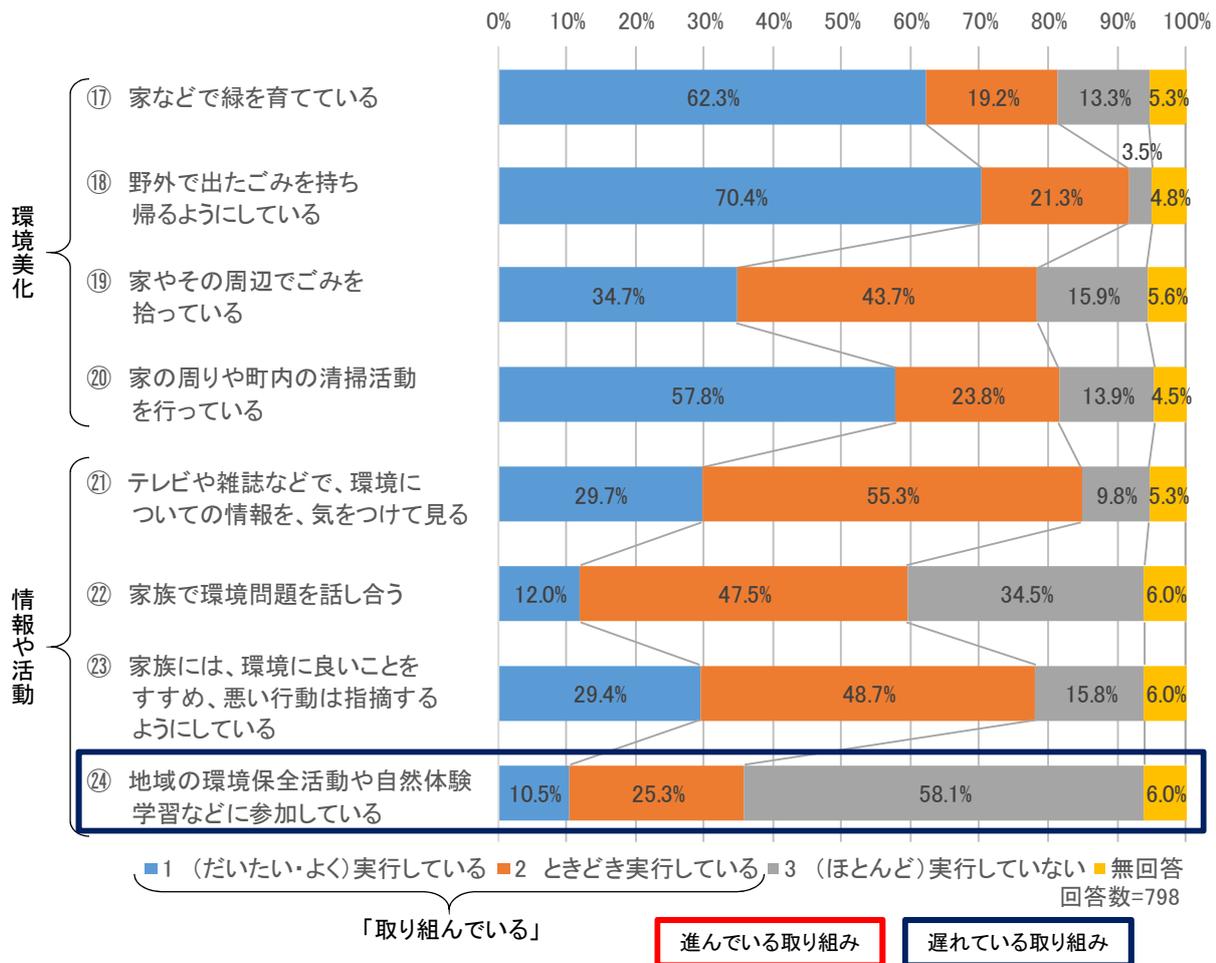
回答数=798

■ 1 (だいたい・よく) 実行している ■ 2 とくどき実行している ■ 3 (ほとんど) 実行していない ■ 4 無回答

「取り組んでいる」

進んでいる取り組み

遅れている取り組み



大半の項目は現状維持又は低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時「取り組んでいる」の回答率	比較	本計画策定時「取り組んでいる」の回答率
①使用していない電灯やテレビなどの家電製品はこまめに消す	93%	≒	95.2%
②冷暖房は適正な温度に設定する	84%	>	79.7%
③お風呂は、家族で間隔をあけずに入る	72%	<	79.3%
④給湯器の温度を下げる等により化石燃料の使用を減らしている	—	—	71.2%
⑤お風呂の残り湯を再利用する	77%	>	66.1%
⑥歯磨きや洗顔時に水を出しっ放しにしない	91%	≒	93.9%
⑦近距離は徒歩・自転車などを利用し、マイカー利用を控える	74%	>	70.3%
⑧アイドリングストップを心がけるなど	72%	≒	72.3%
⑨洗剤の適量使用、調理くず・油を流さないなど、排水に気をつける	92%	≒	91.8%
⑩下水道へ接続あるいは浄化槽を設置している	—	—	70.1%
⑪となり近所への騒音防止に心がけている	—	—	93.6%

項目	前計画策定時 「取り組んでいる」の回答率	比較	本計画策定時 「取り組んでいる」の回答率
⑫ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない	96%	≒	95.2%
⑬ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する	96%	≒	96.4%
⑭生ごみを堆肥化する	43%	>	28.1%
⑮エコバックの持参、過剰な包装を断るなど、ごみになるものはもらわない	68%	<	94.2%
⑯使い捨て商品を選び再生品を選ぶなど、環境に配慮した商品の購入を心がけている	79%	<	86.6%
⑰家などで緑を育てている	—	—	81.5%
⑱野外で出たごみを持ち帰るようにしている	—	—	91.7%
⑲家やその周辺でごみを拾っている	—	—	78.4%
⑳家の周りや町内の清掃活動を行っている	—	—	81.6%
㉑テレビや雑誌などで、環境についての情報を、気をつけて見る	88%	≒	85.0%
㉒家族で環境問題を話し合う	70%	>	59.5%
㉓家族には、環境に良いことをすすめ、悪い行動は指摘するようにしている	83%	>	78.1%
㉔地域の環境保全活動や自然体験学習などに参加している	—	—	35.8%

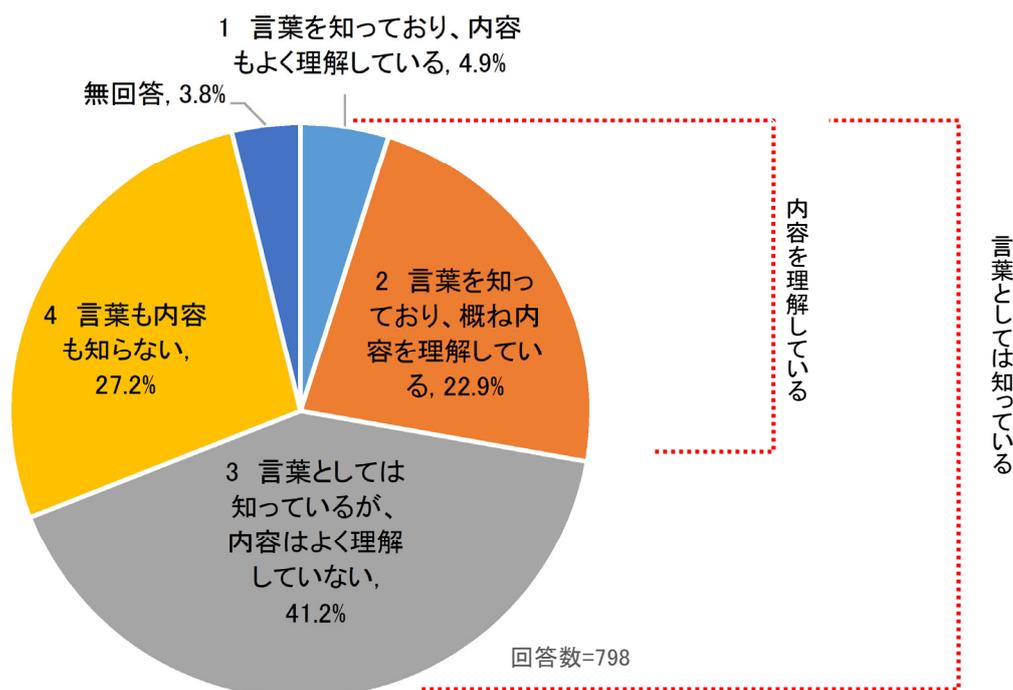
5. 生物多様性について【市民】

(1) 認知度

◆「生物多様性」という言葉は、70%弱が認識し、内容は約30%が理解しています。

資料: 市民アンケート調査結果 問13

市民

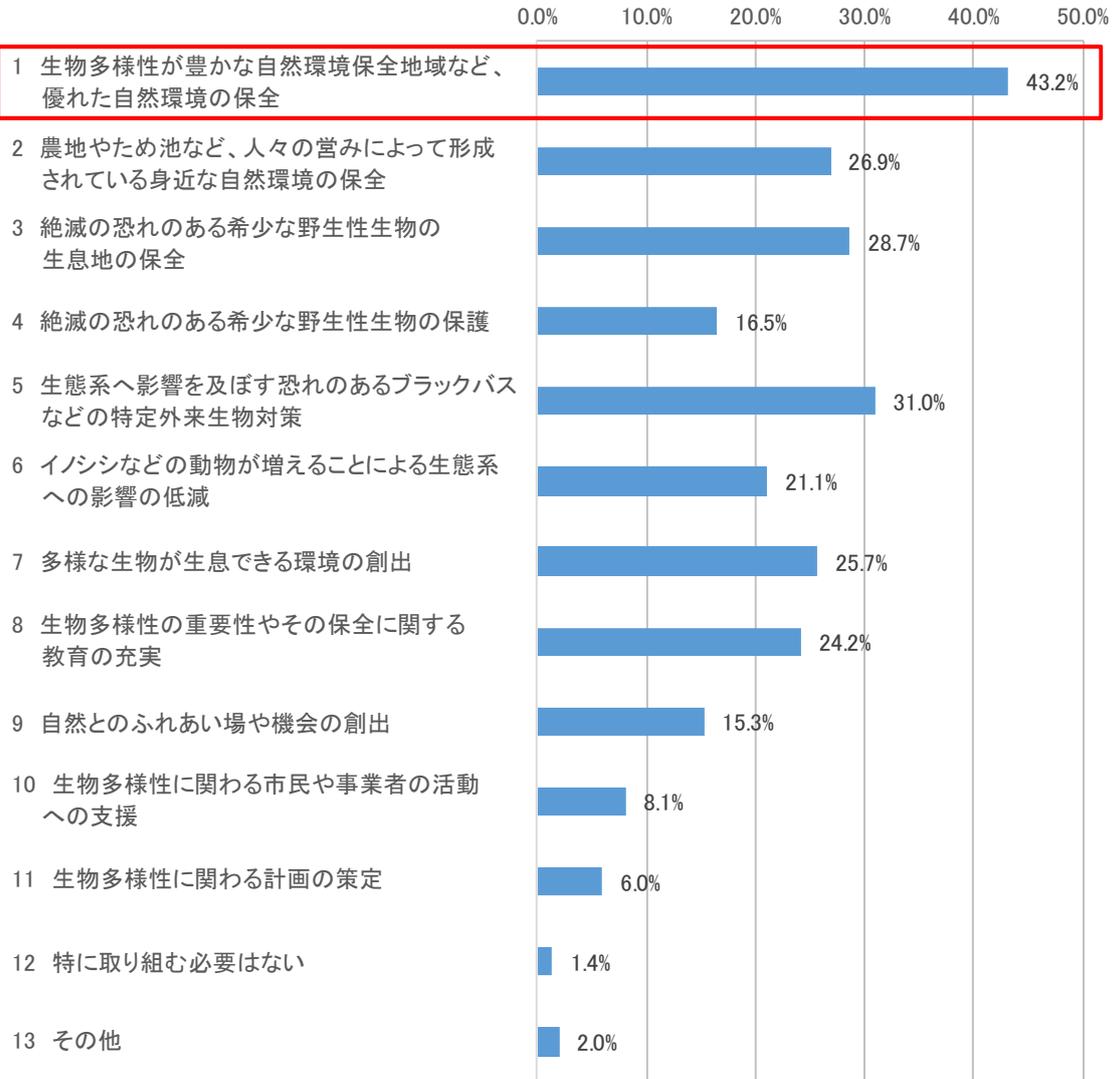


(2) 生物多様性の保全に対する考え

◆生物多様性の保全に対しては、「1 優れた自然環境の保全」が、最も重要視されています。

資料:市民アンケート調査結果 問 14

市民



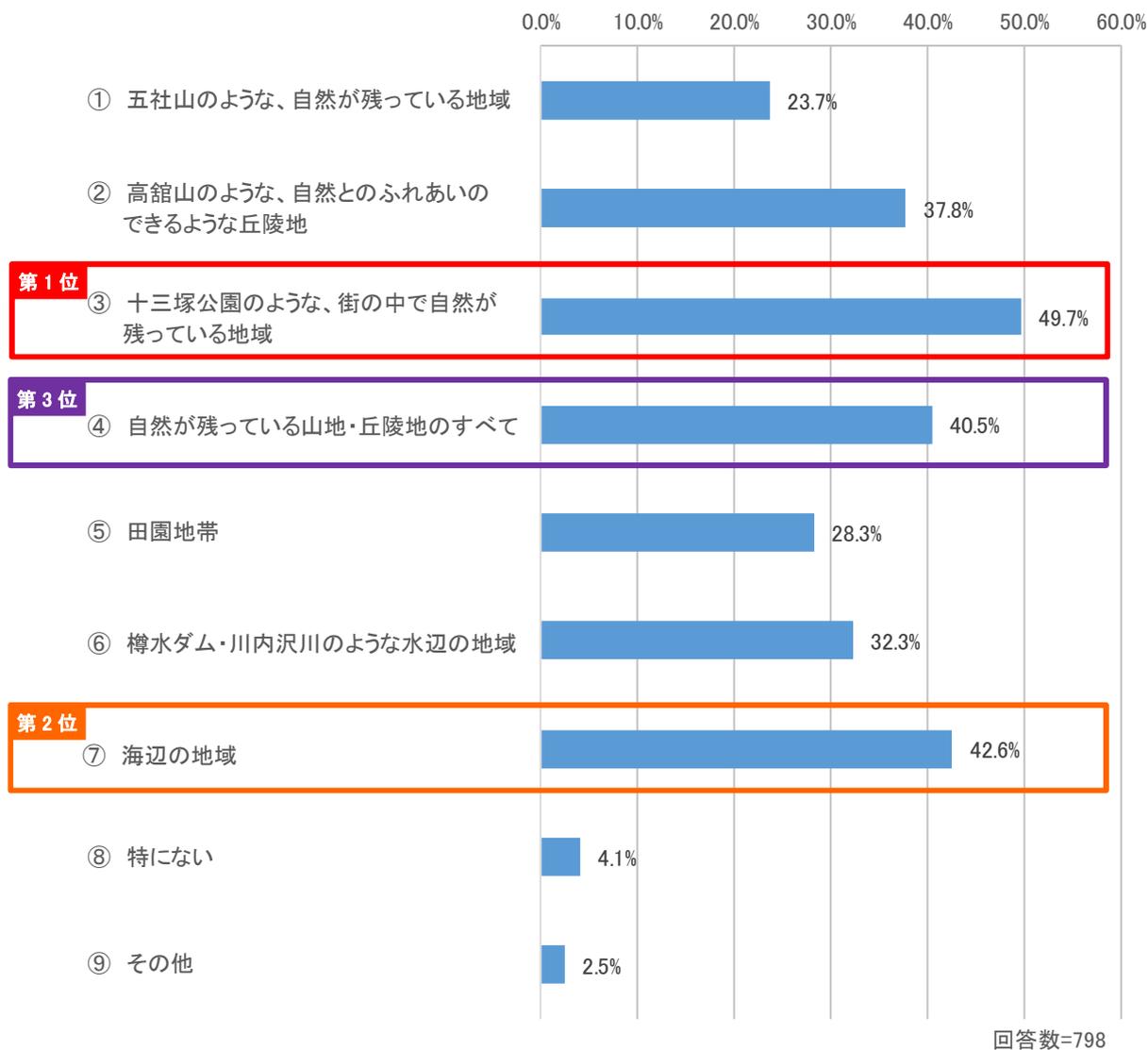
回答数=798

(3) 重点的に保全・再生すべき名取市の自然環境

◆前計画策定時のアンケートと同様、「① 街の中で自然が残っている地域」「⑦ 海辺の地域」、「④ 自然が残っている山地・丘陵地のすべて」が、重点的に保全すべき環境として重要視されています。

資料:市民アンケート調査結果 問 15

市民



◆前計画策定時の市民アンケート調査結果
 第1位:街の中の自然
 第2位:山地・丘陵地のすべて
 第3位:海辺の地域

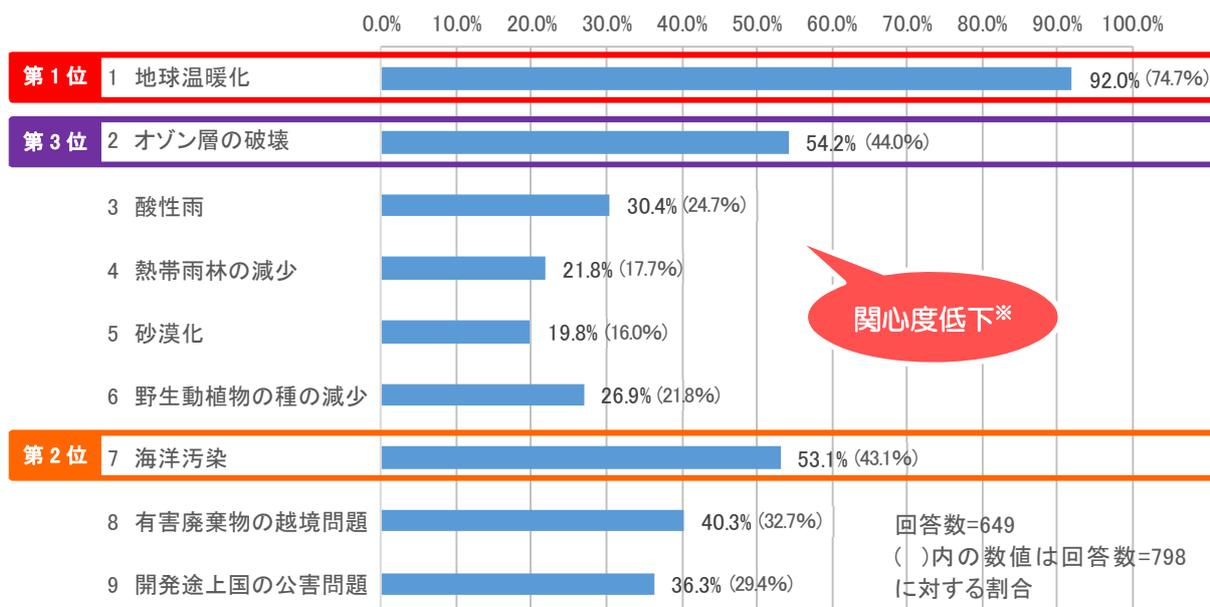
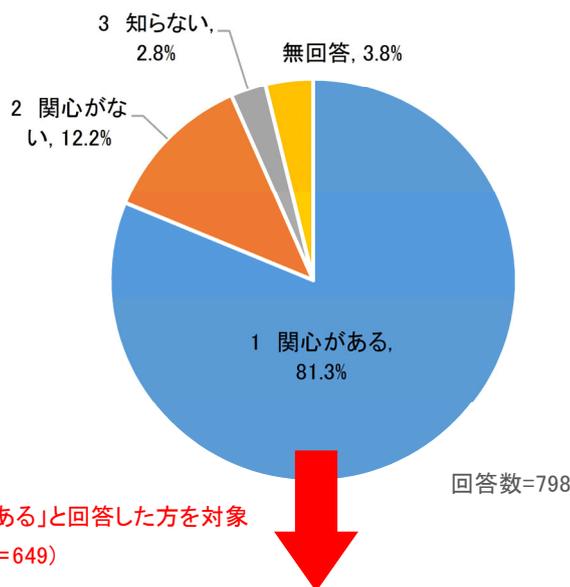
6. 地球環境問題について【市民】

(1) 関心度

- ◆「1 関心がある」の回答率が80%以上を占め、地球環境問題に対する関心度は高くなっています。
- ◆関心のある地球環境問題としては、「1 地球温暖化」、「2 オゾン層の破壊」、「7 海洋汚染」の回答率が高く、特に「1 地球温暖化」の回答率は他と比べ突出しています。
- ◆前計画策定時と比較し、関心度は低下しています。

資料：市民アンケート調査結果 問8

市民



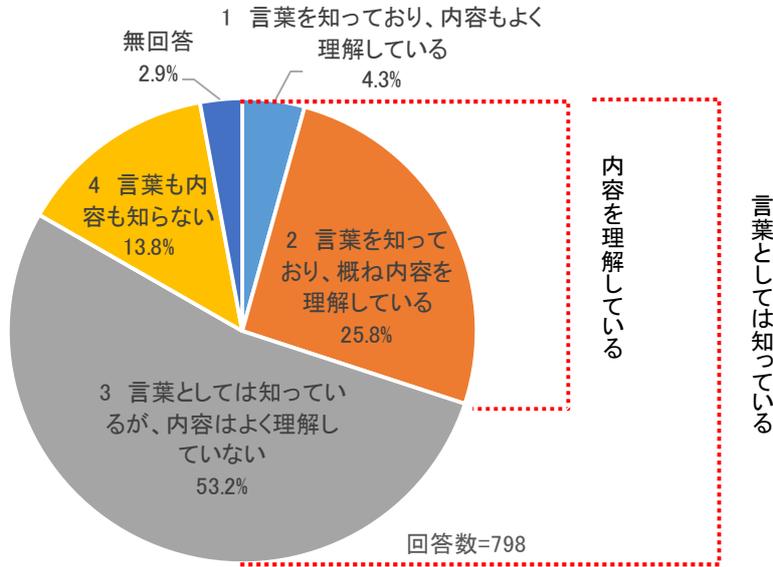
- ◆前計画策定時の市民アンケート調査結果(関心度が特に高かった項目)
- 「1 地球温暖化(89%)」
- 「2 オゾン層の破壊(81%)」
- 「8 有害廃棄物の越境問題(81%)」
- 「3 酸性雨(78%)」
- 「7 海洋汚染(77%)」

(2) パリ協定の認知度

◆「パリ協定」という言葉は、80%強が認識し、内容は約30%が理解しています。

資料:市民アンケート調査結果 問 12

市民

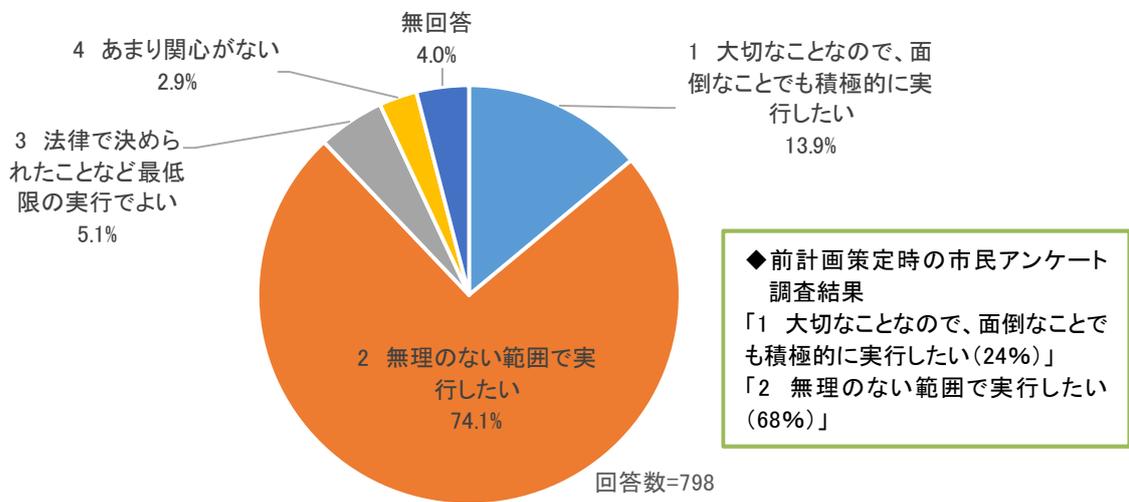


(3) 地球環境保全のための行動に対する考え

◆「1 大切なことなので、面倒なことでも積極的に実行したい」と「2 無理のない範囲で実行したい」の回答で85%以上を占めており、地球環境保全のための取り組みの必要性については、共通認識となっていることが窺えます。
◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較すると、「1 大切なことなので、面倒なことでも積極的に実行したい」の回答率が低下しています。

資料:市民アンケート調査結果 問 10

市民

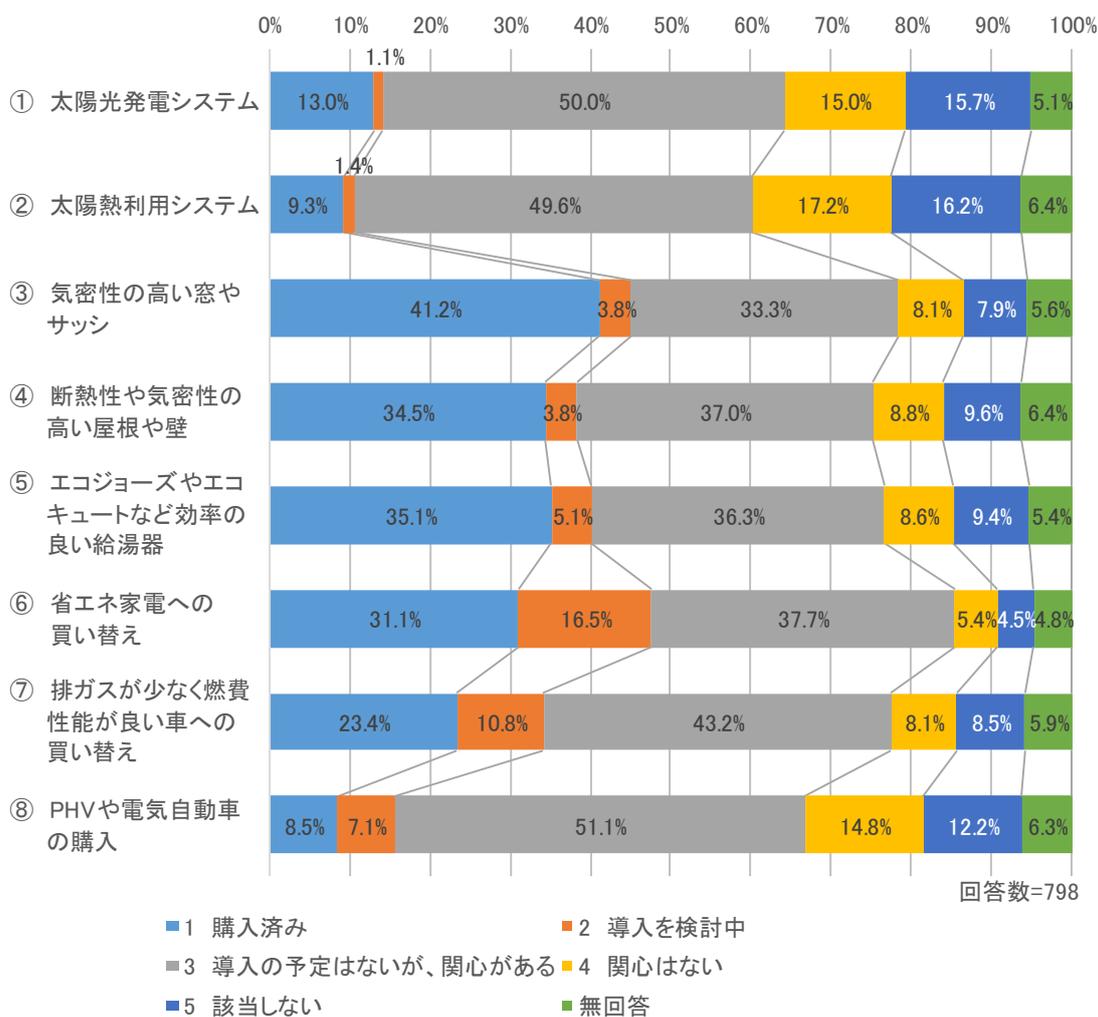


(4) 地球温暖化に対する住宅対策等の考え

- ◆「建物の気密性、給湯設備、省エネ家電・燃費性能の良い車の購入（項目③④⑤⑥）」については、「1 購入済み」の回答率が高く、温暖化対策の取り組みが進んでいます。
- ◆どの項目においても「4 関心はない」の回答率が低く、温暖化対策への関心の高さが窺えます。

資料：市民アンケート調査結果 問 11

市民



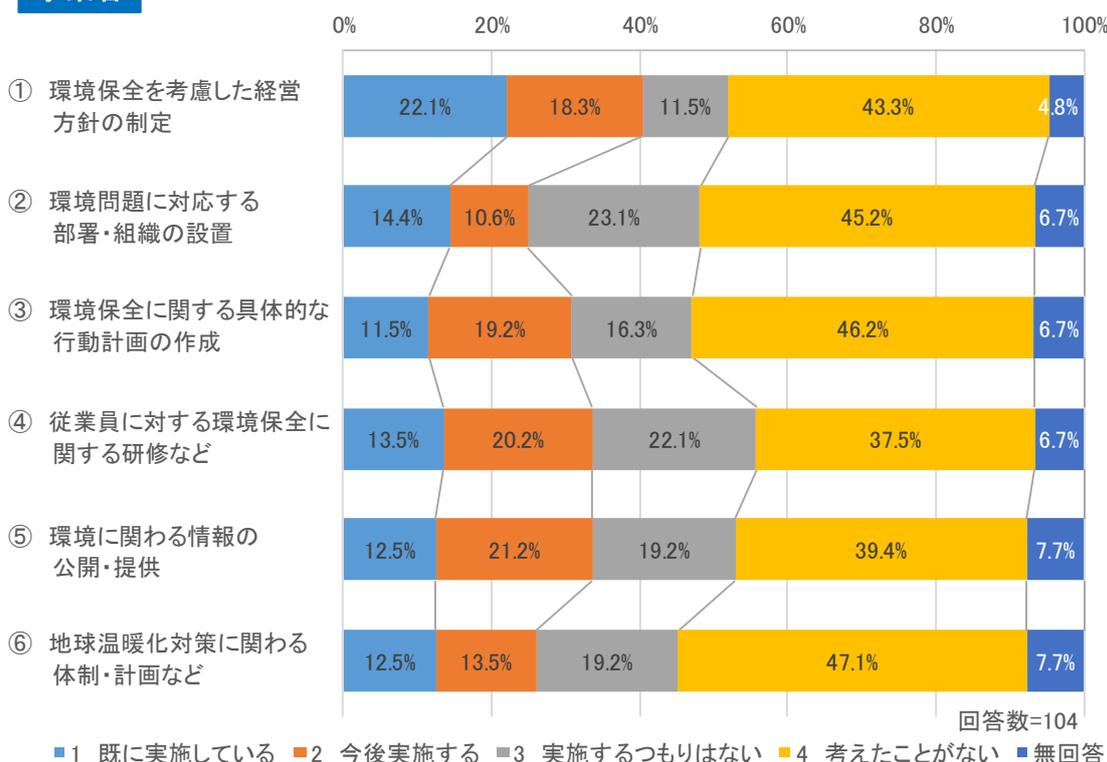
7. 事業所における環境に関わる取り組み状況等について【事業者】

(1) 環境推進体制

- ◆どの項目においても「4 考えたことがない」の回答率が最も高く、「3 実施するつもりはない」の回答率を加えると50%以上を占め、環境推進体制の確立に対する意識の低さが窺えます。
- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較しても、環境推進体制に対する意識は低下しています。

資料：事業者アンケート調査結果 問8

事業者



環境推進体制に対する意識の低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時「考えたことがない」の回答率	比較	本計画策定時「考えたことがない」の回答率
①環境保全を考慮した経営方針の制定	28%	<	43.3%
②環境問題に対応する部署・組織の設置	35%	<	45.2%
③環境保全に関する具体的な行動計画の作成	36%	<	46.2%
④従業員に対する環境保全に関する研修など	34%	<	37.5%
⑤環境に関わる情報の公開・提供	35%	<	39.4%
⑥地球温暖化対策に関わる体制・計画など	—	—	47.1%

(2) 事業所における環境保全対策、環境活動の実施状況

【自然環境・生活環境】

- ◆ごみやリサイクル関係、従業員等などの行動でできる取り組みが進んでいることが窺えます。

【地球環境】

- ◆「㉔ 冷暖房の調節」、「㉕ 不要な電灯の消灯」の「1 実施している」の回答率が高く、従業員等の行動による環境の取り組みについては、一定の取り組みが実施されていることが窺えます。
- ◆設備等の導入（項目㉗㉘㉙）については、「2 今後実施したい」の回答率が最も高く、今後、取り組みが進むことが期待できます。

【環境活動等】

- ◆どの項目も「1 実施している」の回答率は低くなっています。
- ◆一方で、地域や行政イベント、清掃活動への参加・協力、事業外の環境保全活動（項目㉛㉜㉝）については「2 今後実施したい」という回答率が高く、今後の取り組みに期待ができます。

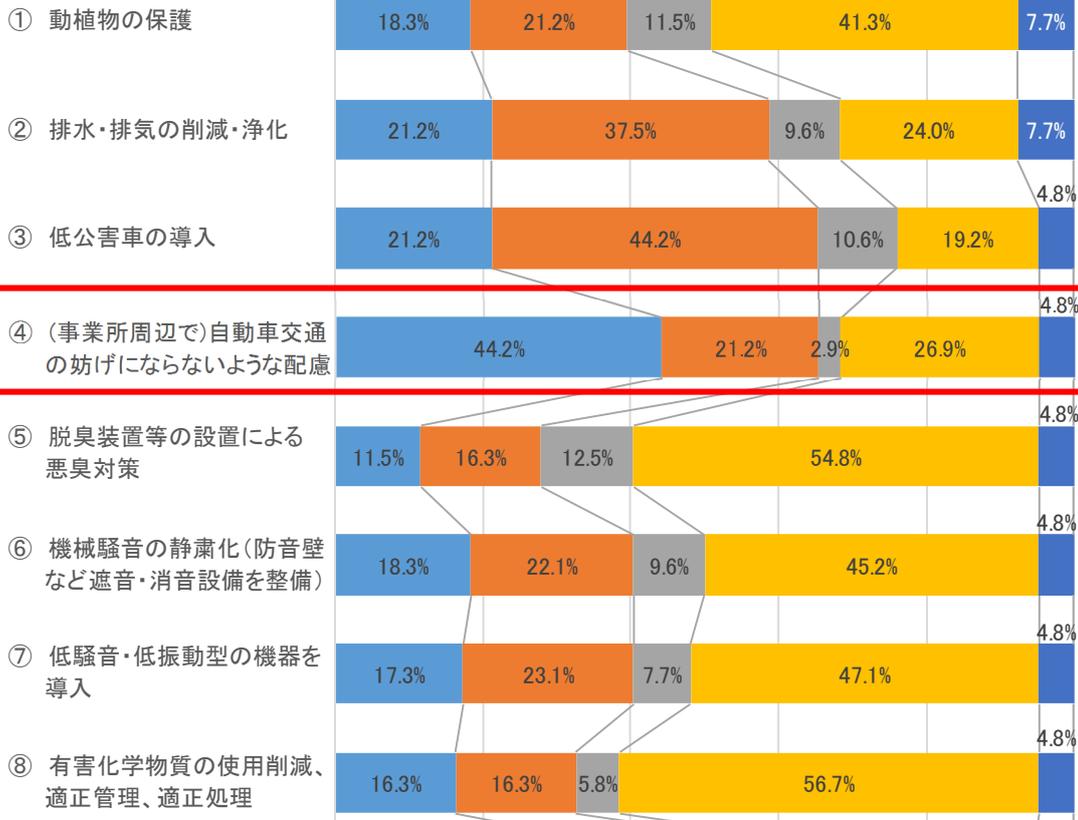
【前計画策定時のアンケート調査との比較】

- ◆前計画策定時のアンケート調査結果と比較し、環境保全対策や環境への取り組みに対する意識は低下しています。

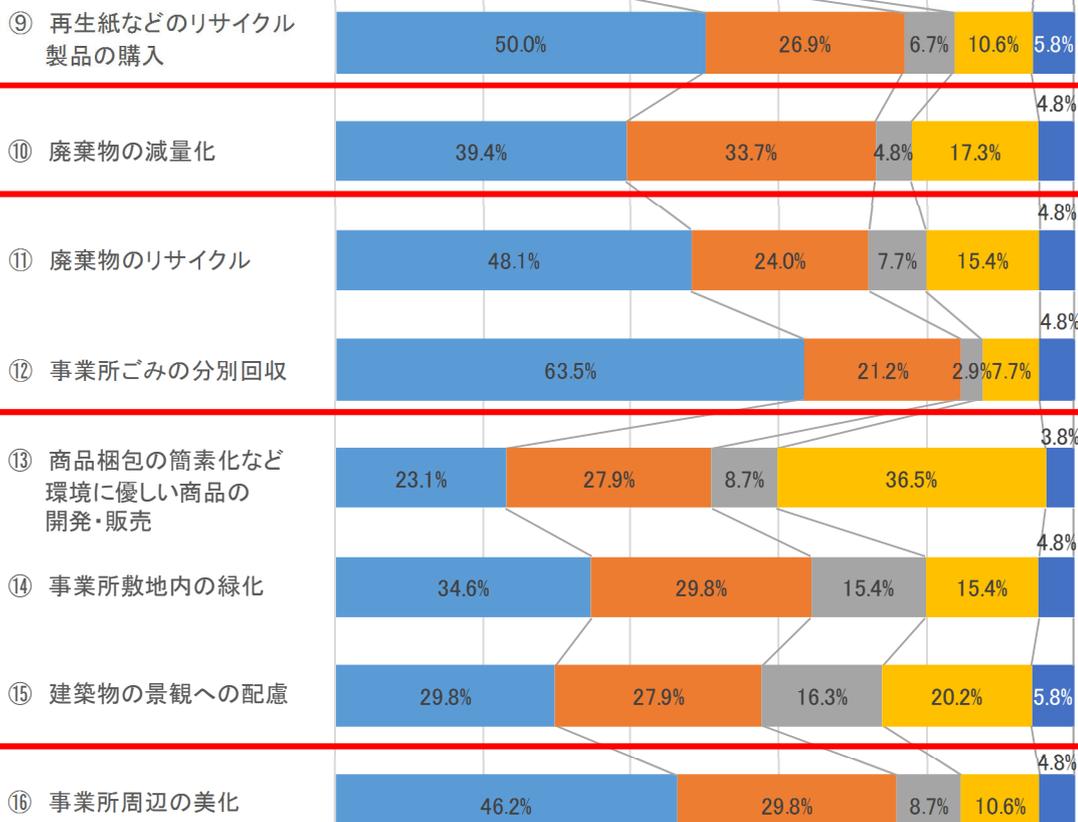
資料:事業者アンケート調査結果 問9

事業者

自然環境

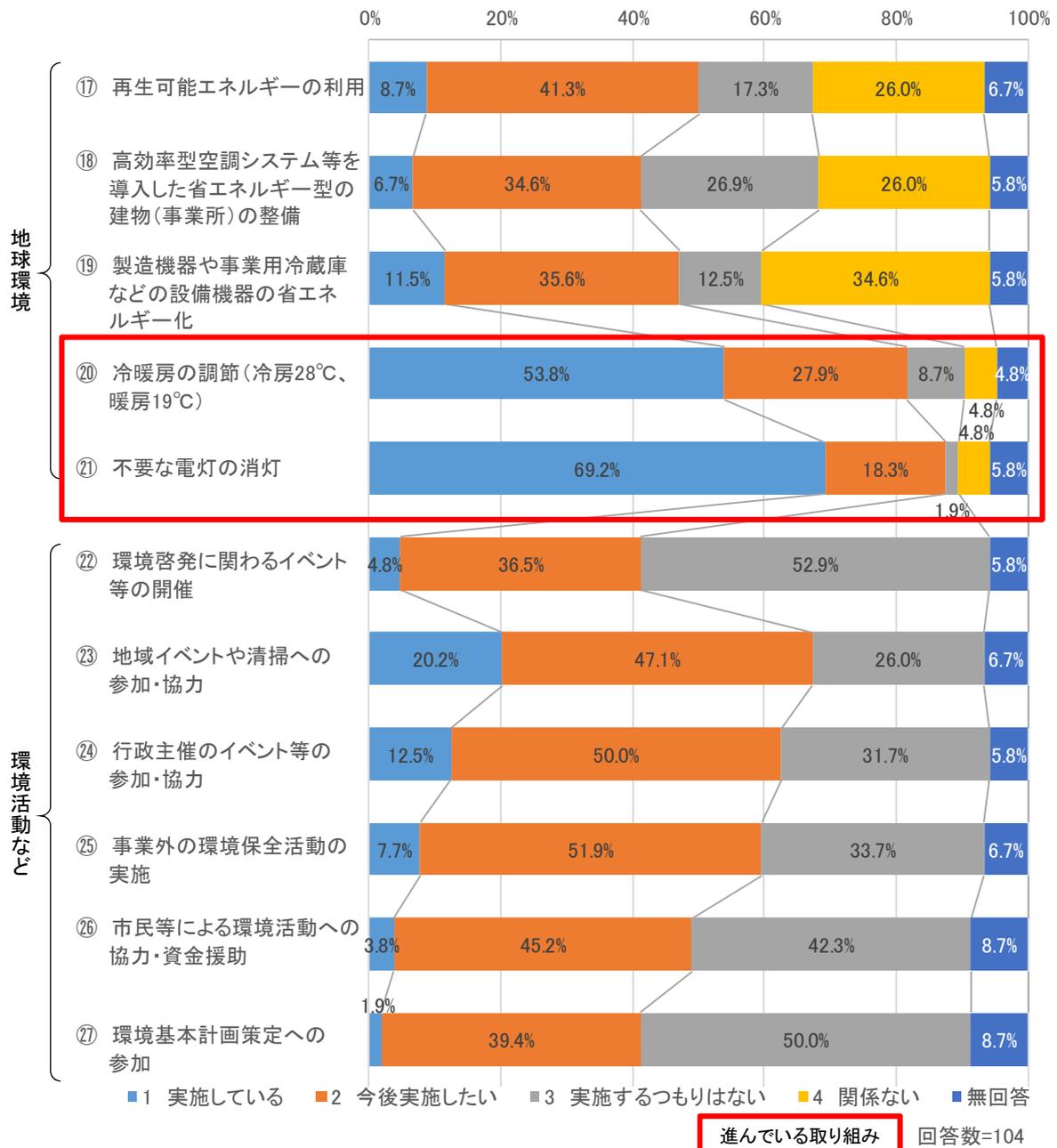


生活環境



■ 1 実施している ■ 2 今後実施したい ■ 3 実施するつもりはない ■ 4 関係ない ■ 無回答

進んでいる取り組み 回答数=104



大半の取り組みは低下

◆前計画策定時のアンケート調査結果との比較

項目	前計画策定時「実施している」の回答率	比較	本計画策定時「実施している」の回答率
①動植物の保護	27%	>	18.3%
②排水・排気の削減・浄化	37%	>	21.2%
③低公害車の導入	7%	<	21.2%
④(事業所周辺で)自動車交通の妨げにならないような配慮	46%	≒	44.2%
⑤脱臭装置等の設置による悪臭対策	—	—	11.5%

項目	前計画策定時 「実施している」 の回答率	比較	本計画策定時 「実施している」 の回答率
⑥機械騒音の静粛化(防音壁など遮音・消音設備を整備)	31%	>	18.3%
⑦低騒音・低振動型の機器を導入	—	—	17.3%
⑧有害化学物質の使用削減、適正管理、適正処理	25%	>	16.3%
⑨再生紙などのリサイクル製品の購入	54%	>	50.0%
⑩廃棄物の減量化	54%	>	39.4%
⑪廃棄物のリサイクル	52%	>	48.1%
⑫事業所ごみの分別回収	83%	>	63.5%
⑬商品梱包の簡素化など環境に優しい商品の開発・販売	38%	>	23.1%
⑭事業所敷地内の緑化	50%	>	34.6%
⑮建築物の景観への配慮	41%	>	29.8%
⑯事業所周辺の美化	57%	>	46.2%
⑰再生可能エネルギーの利用	6%	≒	8.7%
⑱高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物(事業所)の整備	—	—	6.7%
⑲製造機器や事業用冷蔵庫などの設備機器の省エネルギー化	—	—	11.5%
⑳冷暖房の調節(冷房 28℃、暖房 19℃)	64%	>	53.8%
㉑不要な電灯の消灯	85%	>	53.8%
㉒環境啓発に関わるイベント等の開催	38%	>	4.8%
㉓地域イベントや清掃への参加・協力	—	—	20.2%
㉔行政主催のイベント等の参加・協力	—	—	12.5%
㉕事業外の環境保全活動の実施	—	—	7.7%
㉖市民等による環境活動への協力・資金援助	—	—	3.8%
㉗環境基本計画策定への参加	—	—	1.9%

8. アンケート結果から抽出される主な課題

アンケート結果から抽出される主な課題は、次表のとおりである。

市民・事業者・小中高校生アンケート結果から抽出される主な課題の詳細

種類	配布数	回収数	回収率	備考
市民アンケート	2,000	798	39.9%	郵送による配付回収 調査時期 2018年10~11月
事業者アンケート	400	104	26.0%	

種類	配布数	回収数	回収率	備考
小学生アンケート(5年生) ● 新	863	810	93.9%	学校での直接配付回収 調査時期 2018年10~11月
中学生アンケート(2年生)	808	711	88.0%	
高校生アンケート(2年生)	524	503	96.0%	

【アンケートから抽出される主な課題】

部分は本市の特徴的な環境に関連する内容、 部分はアンケート結果のポイント、●新は、現行計画策定時アンケート内容に新たに追加したもの

アンケート項目	分類	アンケート結果概要															
身近な環境 身近な環境の満足度 市民アンケート問2 中学生アンケート問2 地域で大切にしたい場所、気になる環境 小学生アンケート問4、5	市民	○自然環境、生活環境ともに満足層(回答「1 良い」+「2 やや良い」)が不満層(回答「3 やや悪い」+「4 悪い」)を上回っている。 ○他の項目と比べ不満層が高い項目は「 ⑧ 街のきれいさ 」で、悪い点としては、「2 道路や水路などへのポイ捨て」「4 犬の糞」の回答率が高い															
	中学生	○満足度については、中学生、高校生ともに市民とほぼ同様の傾向にある。															
市全体の環境について 良い環境、改善したい環境、市を特徴づける個性的な環境 市民アンケート問3、4 中学生アンケート問3、4、5	小学生	○「地域で大切にしたい場所」としては「 5 公園(816ポイント) 」、「 4 動物・植物(683ポイント) 」、「 8 お祭り(664ポイント) 」、「 9 建物(550ポイント) 」のポイントが高い。 ○「気になる環境」としては「 5 公園や道路などに落ちているごみ(59.4%) 」、「 6 公園や道路などのざっ草(44.0%) 」の回答率が高い。															
	市民 中学生 高校生	○回答率が高い項目 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>良い環境</td> <td>1 自然の豊かさ(63.3%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(32.0%) 2 農地(23.7%)</td> <td>1 自然の豊かさ(53.9%) 2 農地(34.6%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(30.2%)</td> <td>1 自然の豊かさ(41.6%) 11 公共交通の便(34.4%) 2 農地(33.0%)</td> </tr> <tr> <td>改善したい環境</td> <td>11 公共交通の便(49.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(37.5%) 9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(30.5%)</td> <td>9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(57.0%) 3 河川などの水のきれいさ(38.4%) 12 道路環境(道路渋滞など)(33.9%)</td> <td>9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(39.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(35.0%) 13 まちの静かさ(騒音・振動)(31.2%)</td> </tr> <tr> <td>個性的な環境</td> <td>1 空港・周辺の公園(65.5%) 3 海や山などの多様な自然(32.5%) 2 閑上・広浦周辺(26.2%)</td> <td>1 空港・周辺の公園(47.4%) 8 自然の豊かさ(33.3%) 5 文化会館(30.5%)</td> <td>1 空港・周辺の公園(40.4%) 5 文化会館(25.8%) 2 閑上・広浦周辺(24.1%)</td> </tr> </tbody> </table>		市民	中学生	高校生	良い環境	1 自然の豊かさ(63.3%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(32.0%) 2 農地(23.7%)	1 自然の豊かさ(53.9%) 2 農地(34.6%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(30.2%)	1 自然の豊かさ(41.6%) 11 公共交通の便(34.4%) 2 農地(33.0%)	改善したい環境	11 公共交通の便(49.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(37.5%) 9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(30.5%)	9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(57.0%) 3 河川などの水のきれいさ(38.4%) 12 道路環境(道路渋滞など)(33.9%)	9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(39.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(35.0%) 13 まちの静かさ(騒音・振動)(31.2%)	個性的な環境	1 空港・周辺の公園(65.5%) 3 海や山などの多様な自然(32.5%) 2 閑上・広浦周辺(26.2%)	1 空港・周辺の公園(47.4%) 8 自然の豊かさ(33.3%) 5 文化会館(30.5%)
	市民	中学生	高校生														
良い環境	1 自然の豊かさ(63.3%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(32.0%) 2 農地(23.7%)	1 自然の豊かさ(53.9%) 2 農地(34.6%) 8 公園や街路樹などのまちなみ(30.2%)	1 自然の豊かさ(41.6%) 11 公共交通の便(34.4%) 2 農地(33.0%)														
改善したい環境	11 公共交通の便(49.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(37.5%) 9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(30.5%)	9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(57.0%) 3 河川などの水のきれいさ(38.4%) 12 道路環境(道路渋滞など)(33.9%)	9 まちのきれいさ(ポイ捨て、ごみの散乱)(39.2%) 12 道路環境(道路渋滞など)(35.0%) 13 まちの静かさ(騒音・振動)(31.2%)														
個性的な環境	1 空港・周辺の公園(65.5%) 3 海や山などの多様な自然(32.5%) 2 閑上・広浦周辺(26.2%)	1 空港・周辺の公園(47.4%) 8 自然の豊かさ(33.3%) 5 文化会館(30.5%)	1 空港・周辺の公園(40.4%) 5 文化会館(25.8%) 2 閑上・広浦周辺(24.1%)														
市全体の環境の評価 市民アンケート問5	市民	○どの項目*も、「 2 平均的 」の回答率が60%以上を占める。 ※道路・公園などの花や緑、公園や広場の整備、自然や歴史と調和したまちなみ、散乱ごみがなくきれいなこと、渋滞のない円滑な交通、人とのふれあい人情味															
関心のある市の環境問題 中学生アンケート問7	中学生	○「 ④ 散乱ごみ(68.2%) 」、「 ③ 緑や動植物の減少(58.4%) 」、「 ① 大気汚染や騒音などの公害(55.3%) 」、「 ⑤ ごみ問題(53.9%) 」については、「 1 関心がある 」の回答率が50%以上。 ○対して「 2 有害な物質(50.6%) 」については、「 2 関心がない 」の回答率が高い。															
	高校生	○「 ④ ポイ捨てや犬の糞などの散乱ごみ(53.1%) 」の「 1 関心がある 」の回答率が最も高い。 ○対して「 2 有害な物質(36.2%) 」については、「 2 関心がない 」の回答率が高い。 ○「 ① 大気汚染や騒音などの公害 」「 ③ 緑や動植物の減少 」「 ⑤ ごみ問題 」については「 1 関心がある 」と「 2 関心がない 」の回答率が拮抗															
市の取り組みの認知度 市民アンケート問6	市民	○「 ① 市が策定している環境基本計画 」、「 ② 植物や野鳥、ホタルの自然観察会 」の「 2 知らなかった 」の回答率が突出しており、認知度が低い。 ○「 ⑤ 公民館、市役所などでの家庭用冷却剤回収 」については、68.9%が「 1 知っている 」と回答しているが、うち回収に協力したことのある回答者は30.2%にとどまっている。 ○「 ⑦ 町内などの清掃活動 」については、88.1%が「 1 知っている 」と回答しており、活動に参加している回答者(82.1%)が大半を占める。															
環境に関する認知度 中学生アンケート問9	中学生	○「 2 知らなかった 」の回答率が特に高い項目 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>高校生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ フロンガスが、古い家庭用冷蔵庫などで使用されていること(77.6%)</td> <td>② 場所によっては今でも名取市内でホタルがみられること(67.8%)</td> </tr> <tr> <td>⑨ 「パリ協定」が2015年12月に成立したこと(75.9%)</td> <td>⑤ 名取市では、リサイクル15分別・ごみ2分別を実施していること(64.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	中学生	高校生	⑥ フロンガスが、古い家庭用冷蔵庫などで使用されていること(77.6%)	② 場所によっては今でも名取市内でホタルがみられること(67.8%)	⑨ 「パリ協定」が2015年12月に成立したこと(75.9%)	⑤ 名取市では、リサイクル15分別・ごみ2分別を実施していること(64.2%)									
中学生	高校生																
⑥ フロンガスが、古い家庭用冷蔵庫などで使用されていること(77.6%)	② 場所によっては今でも名取市内でホタルがみられること(67.8%)																
⑨ 「パリ協定」が2015年12月に成立したこと(75.9%)	⑤ 名取市では、リサイクル15分別・ごみ2分別を実施していること(64.2%)																
環境に関する行事への参加状況 小学生アンケート問6 中学生アンケート問17	小学生 中学生	○小中高校生ともに、「 ① 地域で実施している田やびんなどの資源回収活動 」については、「参加していた(いつも参加+ときどき参加)」が高い。(小学生63.2%、中学生72.3%、高校生74.7%) ○小学生は、「 ⑥ ごみ処理場等の施設見学 」の「 1 参加したことがある 」の回答率が高い ○小中高校生ともに、他の項目(環境調査、自然観察会、緑化活動、清掃活動、ごみ処理場等の施設見学(小学生は除く)、環境学習会)については、「 2 参加したことがない 」の回答率が、「 1 参加したことがある 」の回答率を大きく上回っている。															
ごみ収集に関する考え 市民アンケート問7	市民	○「 1 特に問題なし(50.3%) 」の回答率が最も高いが、「 3 問題あり 」の回答率も31.8%を占める。 ○問題点としては、「 5 出す人のマナーが悪い(49.2%) 」、「 2 分別種類が多すぎる(35.8%) 」の回答率が高い。															
自然体験の状況 小学生アンケート問2 中学生アンケート問15	小学生	○川遊びや海遊び、サイクリングやハイキング等は「遊んでいる(「 1 よく遊んでいる 」+「 2 たまに遊んでいる))」の回答率が「 3 遊んだことはない 」の回答率を上回っている。 ○他の項目*では「遊んだことはない」の回答率が高く、自然体験の機会が少ないことがうかがえる。 ※海・川での魚釣り、昆虫採集等、植物採集等、ホタル等の観察															
	中学生	○中高校生ともに、「 生き物とふれあう機会があった(「1 よくあった」+「2 たまにあった」) という回答が70%程度を占める。															
体験してみたい自然体験 小学生アンケート問3	小学生	○「 9 ハイキング・キャンプ(57.7%) 」、「 2 海での魚釣り(47.2%) 」、「 1 川での魚釣り(45.7%) 」、「 4 海遊び(44.7%) 」、「 8 サイクリング(41.7%) 」の回答率が高い。															
休日などの遊び 中学生アンケート問16	中学生	○「 11 ゲーム・SNS(41.8%) 」の回答率が突出して高い。															

○本市の特徴ともなる自然環境の保全・再生、生活環境の向上・改善
課題1 課題4 課題7
 ⇒満足度の高い身近な環境、市の良い環境、子供たちが大切にしたい環境の維持又は向上
 ⇒不満度、改善要望の高い環境の改善

○個性的な環境を活用した特徴ある環境の形成
課題7
 ⇒空港、海・山などの多様な自然、閑上周辺、文化会館等の活用

○市民等の環境意識の向上
課題6 課題7
 ⇒意識・認知度の低い環境問題、市の取り組みに対する市民等の意識の向上

○ごみ収集・処理に関する意識の醸成
課題3 課題6
 ⇒ごみ分別への理解とマナー等の啓発

○自然体験、環境学習機会の創出
課題1 課題6 課題7
 ⇒自然資源の有効活用
 ⇒環境学習、環境教育の充実・強化

【アンケートから抽出される主な課題】

アンケート項目	種類	アンケート結果概要																								
今後の名取市の環境について	市民 小学生 中学生 高校生 事業者	○回答ポイントが高い項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ポイント数 1位</th> <th>ポイント数 2位</th> <th>ポイント数 3位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>3 公害がなく安心して暮らせるまち</td> <td>1 海や山などの自然豊かなまち</td> <td>6 公共交通が充実したまち</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1 海や山などの自然豊かなまち</td> <td>3 公害がなく安心して暮らせるまち</td> <td>4 身近に緑がある、うるおいあるまち</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>3 公害がなく安心して暮らせるまち</td> <td>1 海や山などの自然豊かなまち</td> <td>5 ごみの落ちていないきれいなまち</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>3 公害がなく安心して暮らせるまち</td> <td>1 海や山などの自然豊かなまち</td> <td>6 公共交通が充実したまち</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>5 自然や歴史文化が調和する名取らしい景観のあるまち</td> <td>1 海や山などの自然豊かなまち</td> <td>12 市民・事業者・行政が一体となって環境へ取り組むまち</td> </tr> </tbody> </table>		ポイント数 1位	ポイント数 2位	ポイント数 3位	市民	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	6 公共交通が充実したまち	小学生	1 海や山などの自然豊かなまち	3 公害がなく安心して暮らせるまち	4 身近に緑がある、うるおいあるまち	中学生	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	5 ごみの落ちていないきれいなまち	高校生	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	6 公共交通が充実したまち	事業者	5 自然や歴史文化が調和する名取らしい景観のあるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	12 市民・事業者・行政が一体となって環境へ取り組むまち
		ポイント数 1位	ポイント数 2位	ポイント数 3位																						
	市民	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	6 公共交通が充実したまち																						
小学生	1 海や山などの自然豊かなまち	3 公害がなく安心して暮らせるまち	4 身近に緑がある、うるおいあるまち																							
中学生	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	5 ごみの落ちていないきれいなまち																							
高校生	3 公害がなく安心して暮らせるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	6 公共交通が充実したまち																							
事業者	5 自然や歴史文化が調和する名取らしい景観のあるまち	1 海や山などの自然豊かなまち	12 市民・事業者・行政が一体となって環境へ取り組むまち																							
小学生 中学生 事業者	○小中高生、事業者ともに、「3 自然との調和を図りつつ、開発を進める」の回答率が最も高い（小学生 49.5%、中学生 49.1%、高校生 48.5%、事業者 50.0%）。																									
市民 中学生 事業者	○回答率が高い項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然環境</td> <td>① 海や山などの自然環境の保全(60.7%)</td> <td>① 海や山などの自然環境の保全(62.7%)</td> <td>① 海や山などの自然環境の保全(51.7%)</td> <td>2 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、地盤沈下などの測定・監視の強化(30.8%)</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(54.1%)</td> <td>⑬ 環境美化(ポイ捨てや犬の糞対策)(59.6%)</td> <td>⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(41.2%)</td> <td>9 環境に配慮した土地の利用や都市計画(26.9%)</td> </tr> <tr> <td>地球環境</td> <td>⑳ 気候の変動により増えつつあるゲリラ豪雨や熱中症などに備えた対策(58.8%)</td> <td>⑱ 省エネルギー対策(51.8%) ⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(49.6%)</td> <td>⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(40.8%) ⑱ 省エネルギー対策(40.2%)</td> <td>10 海や山などの自然環境の保全・活用(26.9%)</td> </tr> <tr> <td>共通的な事項</td> <td>㉔ 環境学習システムや子どもの環境教育の充実(49.7%)</td> <td>㉔ 環境学習を行う際の仕組みづくりや学校での環境教育の充実(38.7%)</td> <td>㉓ 市民や事業者への情報提供、啓発(33.6%)</td> <td>6 事業所から出るごみや産業廃棄物の処理対策(25.0%)</td> </tr> </tbody> </table>		市民	中学生	高校生	事業者	自然環境	① 海や山などの自然環境の保全(60.7%)	① 海や山などの自然環境の保全(62.7%)	① 海や山などの自然環境の保全(51.7%)	2 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、地盤沈下などの測定・監視の強化(30.8%)	生活環境	⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(54.1%)	⑬ 環境美化(ポイ捨てや犬の糞対策)(59.6%)	⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(41.2%)	9 環境に配慮した土地の利用や都市計画(26.9%)	地球環境	⑳ 気候の変動により増えつつあるゲリラ豪雨や熱中症などに備えた対策(58.8%)	⑱ 省エネルギー対策(51.8%) ⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(49.6%)	⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(40.8%) ⑱ 省エネルギー対策(40.2%)	10 海や山などの自然環境の保全・活用(26.9%)	共通的な事項	㉔ 環境学習システムや子どもの環境教育の充実(49.7%)	㉔ 環境学習を行う際の仕組みづくりや学校での環境教育の充実(38.7%)	㉓ 市民や事業者への情報提供、啓発(33.6%)	6 事業所から出るごみや産業廃棄物の処理対策(25.0%)
	市民	中学生	高校生	事業者																						
自然環境	① 海や山などの自然環境の保全(60.7%)	① 海や山などの自然環境の保全(62.7%)	① 海や山などの自然環境の保全(51.7%)	2 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、地盤沈下などの測定・監視の強化(30.8%)																						
生活環境	⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(54.1%)	⑬ 環境美化(ポイ捨てや犬の糞対策)(59.6%)	⑯ バスや電車などの公共交通網の充実(41.2%)	9 環境に配慮した土地の利用や都市計画(26.9%)																						
地球環境	⑳ 気候の変動により増えつつあるゲリラ豪雨や熱中症などに備えた対策(58.8%)	⑱ 省エネルギー対策(51.8%) ⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(49.6%)	⑲ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入や利用促進(40.8%) ⑱ 省エネルギー対策(40.2%)	10 海や山などの自然環境の保全・活用(26.9%)																						
共通的な事項	㉔ 環境学習システムや子どもの環境教育の充実(49.7%)	㉔ 環境学習を行う際の仕組みづくりや学校での環境教育の充実(38.7%)	㉓ 市民や事業者への情報提供、啓発(33.6%)	6 事業所から出るごみや産業廃棄物の処理対策(25.0%)																						
日常生活における環境への取り組み状況	市民 小学生 中学生	○回答率が高い項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>「1 実行している」の回答率が高い項目</th> <th>「3 実行していない」の回答率が高い項目</th> <th>「実行していない」主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>⑫ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(93.4%) ⑬ ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する(90.9%) ① 使用していない電灯やテレビなどの家電製品はこまめに消す(78.2%) ⑪ とおり近所への騒音防止に心がけている(77.6%) ⑥ 歯磨きや洗顔時に水を出しっぱなしにしない(75.9%)</td> <td>⑭ 生ごみを堆肥化する(67.0%) ⑳ 地域の環境保全活動や自然体験学習などに参加している(58.1%) ㉒ 家族で環境問題を話し合う(34.5%) ⑤ お風呂の残り湯を再利用する(29.3%)</td> <td>「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」、「7 費用がかかるから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」、「8 知らなかったから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」 「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(78.0%) ② 歯みがきや顔をあらう時に水を出しっぱなしにしない(73.3%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(81.3%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(76.5%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(71.3%)</td> <td>⑪ 家族で環境問題を話し合う(60.3%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(25.6%)</td> <td>「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(73.0%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(68.8%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(68.0%)</td> <td>⑪ 家族で環境問題を話し合う(41.4%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(18.9%)</td> <td>「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」、「5 おもしろくないから」</td> </tr> </tbody> </table>		「1 実行している」の回答率が高い項目	「3 実行していない」の回答率が高い項目	「実行していない」主な理由	市民	⑫ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(93.4%) ⑬ ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する(90.9%) ① 使用していない電灯やテレビなどの家電製品はこまめに消す(78.2%) ⑪ とおり近所への騒音防止に心がけている(77.6%) ⑥ 歯磨きや洗顔時に水を出しっぱなしにしない(75.9%)	⑭ 生ごみを堆肥化する(67.0%) ⑳ 地域の環境保全活動や自然体験学習などに参加している(58.1%) ㉒ 家族で環境問題を話し合う(34.5%) ⑤ お風呂の残り湯を再利用する(29.3%)	「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」、「7 費用がかかるから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」、「8 知らなかったから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」 「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」	小学生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(78.0%) ② 歯みがきや顔をあらう時に水を出しっぱなしにしない(73.3%)			中学生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(81.3%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(76.5%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(71.3%)	⑪ 家族で環境問題を話し合う(60.3%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(25.6%)	「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」	高校生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(73.0%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(68.8%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(68.0%)	⑪ 家族で環境問題を話し合う(41.4%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(18.9%)	「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」、「5 おもしろくないから」				
		「1 実行している」の回答率が高い項目	「3 実行していない」の回答率が高い項目	「実行していない」主な理由																						
	市民	⑫ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(93.4%) ⑬ ごみはきちんと分別し、リサイクルに協力する(90.9%) ① 使用していない電灯やテレビなどの家電製品はこまめに消す(78.2%) ⑪ とおり近所への騒音防止に心がけている(77.6%) ⑥ 歯磨きや洗顔時に水を出しっぱなしにしない(75.9%)	⑭ 生ごみを堆肥化する(67.0%) ⑳ 地域の環境保全活動や自然体験学習などに参加している(58.1%) ㉒ 家族で環境問題を話し合う(34.5%) ⑤ お風呂の残り湯を再利用する(29.3%)	「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」、「7 費用がかかるから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」、「8 知らなかったから」 「1 行う機会がないから」、「2 時間がないから」 「1 行う機会がないから」、「6 面倒だから」																						
	小学生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(78.0%) ② 歯みがきや顔をあらう時に水を出しっぱなしにしない(73.3%)																								
	中学生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(81.3%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(76.5%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(71.3%)	⑪ 家族で環境問題を話し合う(60.3%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(25.6%)	「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」																						
高校生	④ ごみ・空き缶などのポイ捨てをしない(73.0%) ⑤ (外出した時)缶・びん・ペットボトルなどの分別用ごみ容器があるときは、きちんと分けて捨てる(68.8%) ⑨ 野山でむやみに自然を荒らさない(68.0%)	⑪ 家族で環境問題を話し合う(41.4%) ⑩ テレビや雑誌などで環境についての情報を見る(18.9%)	「3 時間がないから」 「3 時間がないから」、「2 面倒だから」、「5 おもしろくないから」																							
市民	○「⑬ ごみ分別し、リサイクルへの協力(36.1%)」、「① 家電製品はこまめに消す(34.6%)」、「⑯ ごみになるものはもらわない(24.6%)」の回答率が高い。ごみ削減と電気使用量の削減に関する取り組みを重要視している。																									
小学生	○「1 話したことがある」37.2%、「2 話をしたことがない」55.4%。 ○家庭で取り上げられている環境問題については「3 山、川、海、生き物などの自然について(48.8%)」の回答率が高い。																									
中学生	○中学生は、「市内に住みたい」という意向が、50%以上を占め、「3 市外へ移りたい(11.5%)」の回答率を大きく上回っている。 ○高校生は、無回答が60%以上を占めており、回答の判断に迷いが窺える。																									
市民	○「生物多様性」という言葉については、70%弱の回答者が認識しており、内容については、約30%が理解している。																									
市民	○「1 優れた自然環境の保全(43.2%)」の回答率が最も高く、次いで、「5 特定外来生物対策(31.0%)」、「3 希少な野生性生物の生息地の保全(28.7%)」、「2 身近な自然環境の保全(26.9%)」と続く。																									
市民	○「③ 十三塚公園のような、街の中で自然が残っている地域(49.7%)」の回答率が最も高く、次いで「⑦ 海辺の地域(42.6%)」、「④ 自然が残っている山地・丘陵地のすべて(40.5%)」、「② 高館山のような、自然とのふれあいのできる丘陵地(37.8%)」と続く。																									

○本市の特徴を活かした環境の理想像の設定
課題7
⇒「暮らしの安全性・利便性」「自然豊かさ」「名取らしい景観」「協働」「まちの美化」を視点として理想像の設定

○本市の現状を踏まえた環境施策の検討
課題1～7
⇒自然との調和を図った地域開発
⇒自然環境の保全
⇒公共交通機関の利便性向上
⇒気候変動に対応(適応)できる対策の検討
⇒省エネルギー、再生可能エネルギー対策の充実・強化
⇒環境教育等の充実、情報提供、啓発の強化
⇒公害防止
⇒適正な土地利用
⇒住み続けたいと思える環境の形成など

○市民等の環境への取り組みを推進するための支援策の検討
課題6
⇒環境への取り組みを推進していくための市民向け環境配慮指針の設定
⇒遅れている取り組みなどに対する支援策の検討
⇒市民等の一層の環境配慮行動を推進していくための普及・啓発、環境教育の充実・強化など

○生物多様性に関する意識の醸成、保全策の検討
課題1 課題6 課題7
⇒認知度向上のための環境教育・啓発・情報提供等の強化
⇒意向に配慮した生物多様性の保全策の検討
・街なかで自然が残されている地域(十三塚公園等)、海辺、高館山などの自然など保全・活用

【アンケートから抽出される主な課題】

アンケート項目	種類	アンケート結果概要																
事業との関連性 事業者アンケート問 4	事業者	○「⑧ 事業ごみ (66.4%)」、「⑨ リサイクル (64.5%)」、「⑦ 産業廃棄物 (50.0%)」の「 ごみ関係の項目 では「 関連がある (十分関連している+ある程度関連している)」の回答率が他の項目よりも高い。 ○他の項目*では「3 関連していない」の回答率が最も高い。 ※大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染・地下水、化学物質による環境汚染、街の緑やまちなみ景観、身近な自然の減少																
地球環境問題に対する事業活動の関連性 事業者アンケート問 5	事業者	○どの項目*においても「3 関連していない」の回答率が最も高い。 ※地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生動植物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境問題、開発途上国の公害問題																
環境に関わる事業活動に関する考え・取り組み状況	事業者	○どの項目*においても「4 考えたことがない」の回答率が最も高く、 環境推進体制の確立に対する意識の低さが窺える 。 ※①環境保全を考慮した経営方針の策定、②環境問題に対応する部署・組織の設置、③環境保全に関する具体的な行動計画の策定、④従業員に対する環境保全に関する研修など、⑤環境に関わる情報の公開・提供、⑥地球温暖化対策に関わる体制・計画など。																
ISO14001 取得の考え 事業者アンケート問 11	事業者	○「4 今のところ認証を取得するつもりはない (31.7%)」、「5 当事業所とは関係ない (30.8%)」の回答率が高い。 ○ISO14001 に対する事業者の意識は低いことが窺える。																
環境保全とコストとの兼ね合い 事業者アンケート問 3	事業者	○「2 負担できるコストの範囲内で行う (66.3%)」の回答率が最も高い。																
環境保全のために重要となる事業所の取り組み 事業者アンケート問 7	事業者	○「2 ごみの分別・リサイクル、ごみの減量化 (63.5%)」、「3 産業廃棄物の適正処理 (44.2%)」、「5 省エネルギー対策 (35.6%)」の回答率が高い。 ○ ごみ関係と省エネルギー対策を重要視している 。																
環境保全対策、環境活動の実施状況 事業者アンケート問 9	事業者	○回答率が高い項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>「1 実施している」の回答率が高い項目</th> <th>「2 今後実施したい」の回答率が高い項目</th> <th>「3 実施するつもりはない」の回答率が高い項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然環境 生活環境</td> <td>⑫ 事業所ごみの分別回収 (63.5%) ⑨ 再生紙などのリサイクル製品の購入 (50.0%) ⑪ 産業廃棄物のリサイクル (48.1%) ⑯ 事業所周辺の美化 (46.2%) ④ (事業所周辺で)自動車交通の妨げにならないような配慮 (44.2%)</td> <td>③ 低公害車の導入 (44.2%) ② 排水・排気の削減・浄化 (37.5%)</td> <td>どの項目も回答率 20%未満</td> </tr> <tr> <td>地球環境</td> <td>⑲ 不要な電灯の消灯 (69.2%) ⑳ 冷暖房の調節 (冷房 28℃、暖房 19℃) (53.8%)</td> <td>⑰ 再生可能エネルギーの利用 (41.3%) ⑱ 製造機器や事業用冷蔵庫などの設備機器の省エネルギー化 (35.6%) ⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (34.6%)</td> <td>⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (26.9%)</td> </tr> <tr> <td>環境活動</td> <td>どの項目も回答率 15%未満 (㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力を除く)</td> <td>㉕ 事業外の環境保全活動の実施 (51.9%) ㉔ 行政主催のイベント等の参加・協力 (50.0%) ㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力 (47.1%)</td> <td>㉖ 環境啓発に関わるイベント等の開催 (52.9%) ㉗ 環境基本計画策定への参加 (50.0%)</td> </tr> </tbody> </table>		「1 実施している」の回答率が高い項目	「2 今後実施したい」の回答率が高い項目	「3 実施するつもりはない」の回答率が高い項目	自然環境 生活環境	⑫ 事業所ごみの分別回収 (63.5%) ⑨ 再生紙などのリサイクル製品の購入 (50.0%) ⑪ 産業廃棄物のリサイクル (48.1%) ⑯ 事業所周辺の美化 (46.2%) ④ (事業所周辺で)自動車交通の妨げにならないような配慮 (44.2%)	③ 低公害車の導入 (44.2%) ② 排水・排気の削減・浄化 (37.5%)	どの項目も回答率 20%未満	地球環境	⑲ 不要な電灯の消灯 (69.2%) ⑳ 冷暖房の調節 (冷房 28℃、暖房 19℃) (53.8%)	⑰ 再生可能エネルギーの利用 (41.3%) ⑱ 製造機器や事業用冷蔵庫などの設備機器の省エネルギー化 (35.6%) ⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (34.6%)	⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (26.9%)	環境活動	どの項目も回答率 15%未満 (㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力を除く)	㉕ 事業外の環境保全活動の実施 (51.9%) ㉔ 行政主催のイベント等の参加・協力 (50.0%) ㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力 (47.1%)	㉖ 環境啓発に関わるイベント等の開催 (52.9%) ㉗ 環境基本計画策定への参加 (50.0%)
	「1 実施している」の回答率が高い項目	「2 今後実施したい」の回答率が高い項目	「3 実施するつもりはない」の回答率が高い項目															
自然環境 生活環境	⑫ 事業所ごみの分別回収 (63.5%) ⑨ 再生紙などのリサイクル製品の購入 (50.0%) ⑪ 産業廃棄物のリサイクル (48.1%) ⑯ 事業所周辺の美化 (46.2%) ④ (事業所周辺で)自動車交通の妨げにならないような配慮 (44.2%)	③ 低公害車の導入 (44.2%) ② 排水・排気の削減・浄化 (37.5%)	どの項目も回答率 20%未満															
地球環境	⑲ 不要な電灯の消灯 (69.2%) ⑳ 冷暖房の調節 (冷房 28℃、暖房 19℃) (53.8%)	⑰ 再生可能エネルギーの利用 (41.3%) ⑱ 製造機器や事業用冷蔵庫などの設備機器の省エネルギー化 (35.6%) ⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (34.6%)	⑱ 高効率型空調システム等を導入した省エネルギー型の建物 (事業所)の整備 (26.9%)															
環境活動	どの項目も回答率 15%未満 (㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力を除く)	㉕ 事業外の環境保全活動の実施 (51.9%) ㉔ 行政主催のイベント等の参加・協力 (50.0%) ㉓ 地域イベントや清掃への参加・協力 (47.1%)	㉖ 環境啓発に関わるイベント等の開催 (52.9%) ㉗ 環境基本計画策定への参加 (50.0%)															
事業活動上の障害 事業者アンケート問 10	事業者	○「1 資金的に困難である (54.8%)」の回答率が、2位 (「2 投下資本が回収できない (期待できない) (22.1%)」) 以下と比べ突出して高い。																
消費者や市民への要望 事業者アンケート問 13	事業者	○「1 事業所敷地内へのポイ捨て・不法投棄をしない (54.8%)」、「2 消費者・市民の環境保全意識の向上 (46.2%)」、「3 ごみ減量への協力 (シジ袋・過剰包装の削減等) (42.3%)」の回答率が高い。																
地球環境問題 市民アンケート問 8 中高生アンケート問 12	市民 中高生	○「1 関心がある」の回答率が 81.3%を占め、 地球環境問題に対する関心は高い 。 ○ 関心のある地球環境問題 としては、「1 地球温暖化 (92.0%)」、「2 オゾン層の破壊 (54.2%)」、「7 海洋汚染 (53.1%)」の回答率が高い。 ○中高生ともに「1 関心がある」の回答率が最も高い (中学生 59.2%、高校生 48.5%) ○中高生ともに 関心のある地球環境問題 としては、「1 地球温暖化」の回答率が突出 (中学生 86.5%、高校生 77.9%)																
地球環境問題の影響に対する考え 市民アンケート問 9 中高生アンケート問 13	市民 中学生 高校生	○市民、中学生では、「① 地球温暖化」、「② オゾン層の破壊」とともに「2 今はあまり影響ないと思うが、将来を考えると心配だ 」の回答率が最も高い。 ○「① 地球温暖化」については、「1 人類が生き残れるかどうかに係る大きな問題として 心配だ (47.1%)」の回答率が最も高い。 ○「② オゾン層の破壊」については、「2 今はあまり影響ないと思うが、将来を考えると心配だ (40.6%)」の回答率が最も高い。																
地球環境保全のための行動に対する考え 市民アンケート問 10 中高生アンケート問 14	市民 中高生	○市民、中高生ともに、「2 無理のない範囲で実行したい 」の回答率が最も高い (市民 74.1%、中学生 60.2%、高校生 60.6%) ○市民、中高生ともに、「3 法律で決められたことなど最低限の実行でよい」、「4 あまり関心がない」の回答率 (市民、中高生ともに 10%程度)は低く、 地球環境保全のための取り組みの必要性については、共通認識となっていることが窺える 。																
地球温暖化に対する住宅対策等の考え 市民アンケート問 11	市民	○「建物の気密性、給湯設備、省エネ家電・燃費性能の良い車の購入 (項目③④⑤⑥)」については、「1 購入済み」の回答率が高く、 温暖化対策の取り組みが進んでいる 。 ○どの項目においても「4 関心はない」の回答率が低く、 温暖化対策への関心の高さが窺える 。																
パリ協定の認知度 市民アンケート問 12	市民	○大半 (80%以上) は、「パリ協定」という言葉を認識している。内容については、約 30%の回答者が理解している。																

○事業者の環境意識の向上
課題6
⇒環境意識の向上による環境推進体制等の確立
⇒地球環境問題に対する事業者としての意識の向上

○事業者の環境への取り組みを推進するための支援策の検討
課題6
⇒環境への取り組みを推進していくための事業者向け環境配慮指針の設定
⇒今後、取り組む意向のある取り組み、コストのかかる取り組みなどに対する支援策の検討
⇒事業者の環境配慮行動をさらに推進していくための情報提供の強化や他の関係団体等との交流機会の創出など

○事業者の要望を踏まえた効率的、効果的な市民等への情報提供
課題6

○市民等の地球環境問題に対する意識の醸成と取り組みの推進
課題6
⇒地球環境問題に対する市民等の意識のさらなる醸成のための環境教育の充実、情報発信の強化
⇒コストのかかる地球温暖化対策に対する支援の検討

第4章 上位関連計画、国等の環境動向の整理

4-1 上位関連計画の整理

本計画に関連する名取市の上位関連計画、宮城県の関連計画を整理します。

1. 名取市の上位関連計画

(1) 名取市第六次長期総合計画

名取市政の最上位計画として位置づけられており、第六次計画として社会情勢や本市を取り巻く環境の変化等に応じて見直しを行い、地域経営の総合的な指針となる計画であり、以下にその概要を示します。

	概要
計画期間	令和2年度～令和12年度、実施計画は3年間の取り組みを毎年見直すローリング方式
名取市の将来像	愛されるふるさと なとり ～ 共に創る 未来へつなぐ ～
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本理念:多様な主体による市民本位のまちづくり/地域の特性と魅力を最大限引き出す/時代の変化に対応した持続的な発展を目指す ◆分野目標:1 安全・安心分野/2 保健・福祉・医療分野/3 産業振興・就労分野/4 教育・文化・スポーツ分野/5 生活環境・都市基盤分野/6 地域経営・行財政運営分野のそれぞれに施策項目を設定
基本計画	◆基本理念に対応した重点施策を設定、目標として6分野で97の成果指標を設定
実施計画	年次ごとに計画を定め、予算編成の指針とする

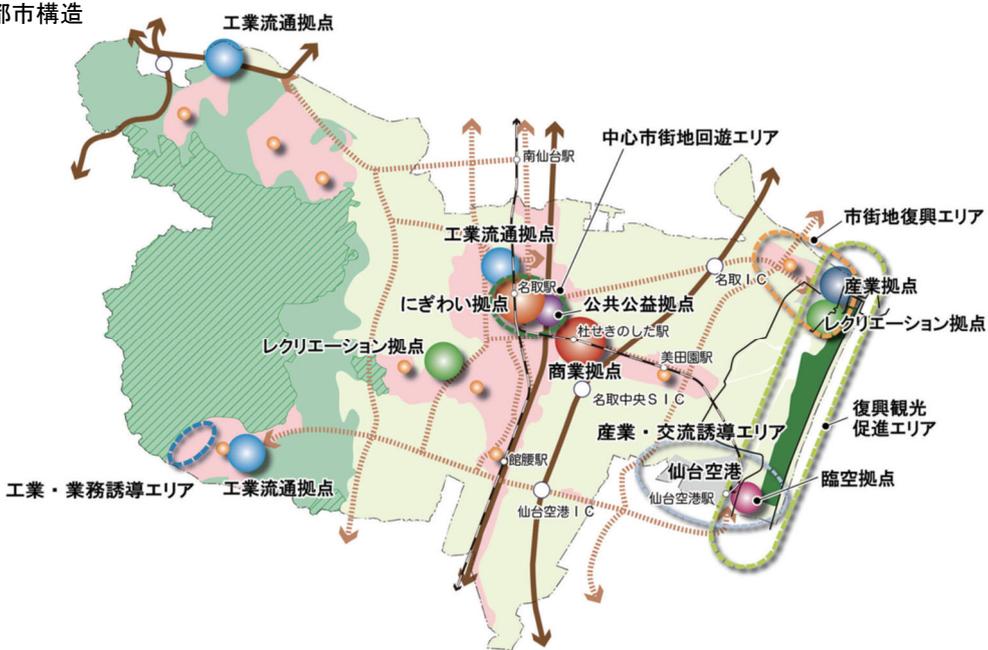
(2) 名取市第五次国土利用計画

名取市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図る指針を示しており、以下にその概要を示します。

	概要
計画期間	令和2年度～令和12年度
市土利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な市土管理と高度利用を実現する土地利用 ②自然と共生した美しくうおいのある市土利用 ③災害に強く、安全・安心を実現する市土利用
区分ごとの規模の目標	◆目標年次を令和12年とし、基準年(平成29年)にたいし、宅地+130ha(+8.4%)、道路+23ha(+2.8%)、水面・河川・水路+20ha(+3.5%)など、農地-62ha(-2.2%)、森林-24ha(-0.9%)
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①土地利用関連法制等の適切な運用 ②市土の保全と安全性の確保 ③持続可能な市土の管理 ④自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ⑤土地の有効利用の促進 ⑥土地利用転換の適正化 ⑦市土に関する調査の推進 ⑧計画の効果的な推進 ⑨多様な主体との連携・協働による市土管理の推進

(3) 名取市都市計画マスタープラン

市は、名取市の将来像の実現に向け、都市づくりの目標を示し、都市計画の方針を明らかにするために「名取市都市計画マスタープラン」を策定しています。以下にその概要を示します。

概要																																											
目標期間	◆2018年を基準年次とし、概ね20年後の2038年の将来都市像を展望して、都市計画の基本的目標や方向性を定める。道路・公園・下水道等の都市施設の整備、市街地開発事業の整備に関する事項については、概ね10年後の2028年を目標に設定する。																																										
都市将来像	『利便性と可能性を備えた これからも成長する都市 名取』																																										
都市づくりの基本目標	<p>◆豊かな都市づくり 本市の高い利便性を活かしながら、子どもを産み育て、高齢者が健康に暮らせ、若者が学び働ける環境づくりを目指す。 【健康で楽しい暮らしの実現】【うるおいと美しさの創出】【快適で安全な生活基盤の確保】</p> <p>◆飛躍する都市づくり 現状の活力に加え、本市の強みを活かしながら、将来にわたり都市の発展に可能性を見いだすことを目指す。 【都市の活力と魅力を高める機能強化】【都市の成長を牽引する産業の振興】 【にぎわいと国際化を生み出す交流促進】</p> <p>◆持続的な都市づくり 安全安心な都市構造の確保を図るとともに、将来にわたり、その持続を目指す。 【災害に負けない都市構造の構築】【最適化した都市マネジメントの実現】 【循環と再生利用による環境都市の創出】</p>																																										
将来都市構造	 <p>The map illustrates the future urban structure of Miyagi City, divided into several key zones and nodes. It shows the layout of major transportation axes, including the Tohoku Expressway and the Miyagi Expressway, and their connections to various nodes. The zones include industrial/business promotion areas, central urban core, urban renewal, and recreation. Nodes are marked with colored circles representing different types of hubs like public welfare, industry, and recreation. The map also shows the location of major facilities like the Miyagi Airport and various stations.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 市街地</td> <td> 田園ゾーン</td> <td> 森林保全ゾーン</td> <td> 森林ゾーン</td> <td> 海岸防災林</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共公益拠点</td> <td> 商業拠点</td> <td> にぎわい拠点</td> <td> 臨空拠点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 工業流通拠点</td> <td> 産業拠点</td> <td> レクリエーション拠点</td> <td> 生活中心拠点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 中心市街地回遊エリア</td> <td> 市街地復興エリア</td> <td> 復興観光促進エリア</td> <td> 工業・業務誘導エリア</td> <td> 産業・交流誘導エリア</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 広域交通軸</td> <td> 主要交通軸</td> <td> 多重防御施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	凡 例							市街地	田園ゾーン	森林保全ゾーン	森林ゾーン	海岸防災林			公共公益拠点	商業拠点	にぎわい拠点	臨空拠点				工業流通拠点	産業拠点	レクリエーション拠点	生活中心拠点				中心市街地回遊エリア	市街地復興エリア	復興観光促進エリア	工業・業務誘導エリア	産業・交流誘導エリア			広域交通軸	主要交通軸	多重防御施設				
凡 例																																											
市街地	田園ゾーン	森林保全ゾーン	森林ゾーン	海岸防災林																																							
公共公益拠点	商業拠点	にぎわい拠点	臨空拠点																																								
工業流通拠点	産業拠点	レクリエーション拠点	生活中心拠点																																								
中心市街地回遊エリア	市街地復興エリア	復興観光促進エリア	工業・業務誘導エリア	産業・交流誘導エリア																																							
広域交通軸	主要交通軸	多重防御施設																																									

(4) 名取市森林整備計画

本計画は、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とする計画です。以下にその概要を示します。

計画期間		概要
森林整備の基本的な考え方や森林施策の推進方策	公益的機能別施業森林	<p>2017年度～2026年度</p> <p>◆水源の涵養の機能の維持送信を図るための森林施業をすべき森林 (水田環境機能維持増進林) ⇒良質な水の安定供給を確保する観点から、適正な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木根を発達させる施策を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。</p> <p>◆土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持促進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林) ⇒災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施策を推進。 ⇒必要に応じて土砂流出・崩壊を防止するための施設や浸透を促進するための施設整備</p> <p>◆快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林) ⇒地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>◆保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林) ⇒地域住民の憩いと学びの場を提供する観点からは、立地条件や地域ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ⇒潤いある自然景観や歴的風致の形成する観点からは、文化機能の維持増進を図る森林として美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 ⇒原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。</p>
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材等生産機能維持増進森林)	<p>◆木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の樹木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。</p> <p>◆施業の集約化・機械化を前提として路網整備に配慮し、効率的に森林整備を推進する。</p>

(5) 名取市役所温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画(第Ⅳ期)

本計画は、地方公共団体の責務として、市自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講じるとともに、市自らが地球温暖化対策を率先して実施することにより、市民・事業者に対し地球温暖化対策の具体的取り組みを誘導・喚起していくことを目的とする計画です。以下にその概要を示します。

		概要
計画期間		2017年度～2020年度
対象とする事務・事業の範囲		市の全機関において市が実施するすべての行政事務・事業
目標	目標1 環境への負荷の少ない製品を購入、使用する。	◆グリーン購入の推進、再生紙・再生製品の購入、使用の推進 ◆数値目標(2013年度比) コピー用紙は、全購入量(枚数)の90%以上を再生紙とする。
	目標2 省エネルギー、省資源を進める。	◆公用車の効率的使用や庁舎などの節電・節水などを進め、エネルギー消費を削減し、温室効果ガスの削減に努める。 ◆数値目標(2013年度比) ○電気使用量を3%以上削減 ○ガソリン、軽油の使用量を10%以上削減 ○LPガス、都市ガスの使用量を7%以上削減 ○灯油の使用量を5%以上削減 ○重油の使用量を2%以上削減
	目標3 行政事務の廃棄物減量及びリサイクルの推進	◆両面コピー、資料の簡素化などにより用紙類の購入、使用料を削減するとともに、廃棄物の発生を抑制し、分別回収、再資源化を徹底する。
	目標4 公共工事等における廃棄物の減量、リサイクルの推進	◆市が工事を発注するにあたっては、再生資材の活用、廃棄物の発生抑制と再資源化を徹底する。
	目標5 環境に配慮した公共施設の整備	◆公共施設の整備にあたっては、緑化の創造、省エネルギー型設備の導入、自然エネルギーの活用、雨水の排水の再利用、自然環境の保全など、環境へ配慮した整備を行う。
	目標6 環境保全に係る職員の意識啓発や研修の充実	◆職員の環境保全に対する意識啓発を図るため、環境に関する研修や情報提供を行うとともに、環境保全活動へ参加できる環境を整備する。
	温室効果ガス総排出量に関する目標	◆温室効果ガスの総排出量を2013年度の排出量に対して5.6%削減

(6) 名取市自転車利用環境整備計画

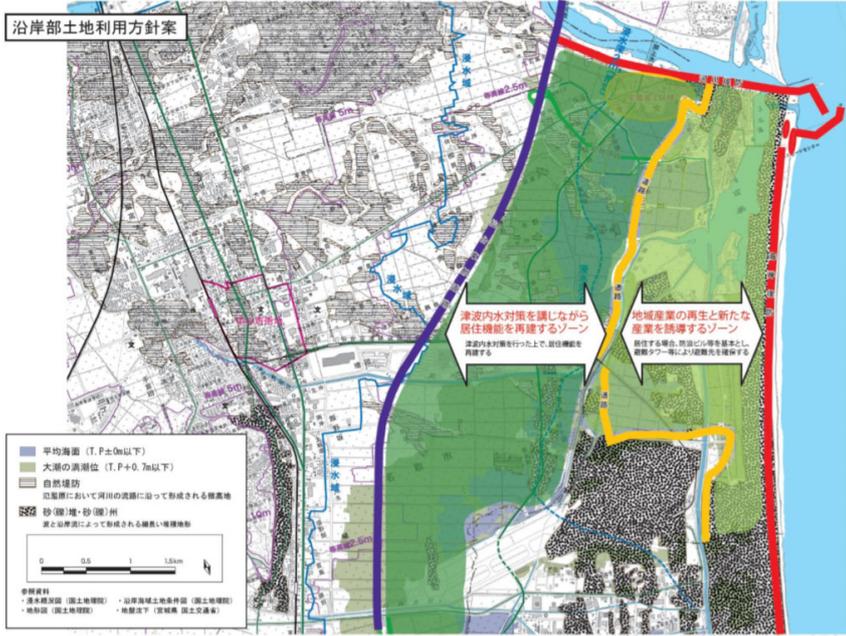
本計画は、自転車利用者の安全性・快適性の確保、さらには今後の名取市のまちづくり推進に寄与することを目的とする計画です。以下にその概要を示します。

		概要
計画期間		2017年度～2026年度
基本方針	基本理念	自転車が安全・快適に繋ぐ「新たな名取のまち」
	方針	【方針①】 ルール・マナー周知による意識の向上 【方針②】 新たなまち・新たな暮らしに対応した安全・快適な自転車空間の確保 【方針③】 自転車利用の促進
自転車ネットワーク路線と整備形態		
施策	安全な自転車利用のための意識づくり	◆看板設置等による安全対策(ソフト) ◆各種交通イベント開催等による自転車利用ルール・マナーの普及・啓発(ソフト) ◆サイクルマップの作成(ソフト)
	復興による新たな生活圏に対応した自転車通行空間づくり	◆安全・快適な自転車通行空間の整備(ハード)
	自転車の利用促進に向けた環境づくり	◆サイクリングコースの設定(ソフト) ◆既存自転車店等を活用したサイクルステーション等の整備(ソフト) ◆レンタサイクルの拡充(ソフト) ◆自転車ネットワーク整備の拡大(ハード) ◆自転車等駐車場の確保(ハード)

出典:名取市自転車利用環境整備計画

(参考) 名取市震災復興計画 (改訂版)

市は、震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建をはじめとして、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧と、半世紀にわたり築き上げてきた本市の魅力の回復と拡大など、市民とともに計画的な復興に取り組んでいくための指針となる「名取市震災復興計画」を策定し、2019年度まで運用してきました。以下にその概要を示します。

		概要
計画期間	2011年度～2019年度	
津波への備えの方針	沿岸部復興に向けたまちづくりの考え方	①住む人に安心感があるまちづくり ②名取市全体で考えるまちづくり ③土地の記憶を継承するまちづくり ④地域・集落の持続性を大切にするまちづくり ⑤次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり ⇒市民が満足する中心性をもつコンパクトな都市とする。 ⇒地球環境時代に向けた地域づくりを実践する。 ⇒沿岸部に立地した都市の住民として、海と共存するライフスタイルを求める。
	沿岸域の土地利用方針	
復興の目標	【暮らし】の目標: ①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし 【産業】の目標: ②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業 【まち】の目標: ③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち	

		概要
復興をけん引する連携プロジェクト	① 閑上と下増田のまち再生プロジェクト	<p>◆ まちの再生とともに、子どもたちが元気に育つ環境をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模でも、できるところから復興 ○ 拠点化、集約化による地域ブランドの確立 ○ 新産業の創造、企業集積による雇用の創出
	② 産業の速効再生プロジェクト	<p>◆ 閑上漁港と水産加工業、農業の再生と新たな企業・技術の戦略的連携を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みんなで考える新しいまちづくり ○ コミュニティの確かな絆が感じられるまちの再生 ○ 住み続けたい魅力あるまち
	③ 空の道・水の道交流プロジェクト	<p>◆ 東北のゲートウェイとして、仙台空港・貞山運河周辺の交流拠点形成を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東北の観光・交流のゲートウェイとしての戦略的ビジョン ⇒ 東北の広域的な観光・交流圏のゲートウェイ、国際的な交流拠点としての仙台空港周辺の可能性を分析したうえで、貞山運河や広浦及びその周辺、閑上漁港、ゆりあげビーチなどの地域資源を生かした沿岸部活性化の戦略的なビジョンを検討し、民間投資などの多様な力が生かせる環境づくりを進める。 ○ 貞山運河・広浦を中心として空と水辺をつなぐ観光軸 ⇒ 仙台空港を起点として、海浜、貞山運河、広浦などの名取らしい風景と歴史遺産、閑上地区の復興に伴って充実させていく水産・観光の拠点機能を連携させるとともに、空と水辺をつなぐ“道”と観光軸を形成していきます。 ○ 空港を起点として活発になる国際観光・交流
	④ 記憶のまちプロジェクト	<p>◆ 沿岸部の原風景とともに、震災の教訓やまちの記憶、復興の足跡を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民みんなの力で再生する沿岸部の原風景 ⇒ 沿岸部の原風景とも言える海浜や防潮林、広浦、貞山運河、増田川などの豊かな自然や歴史遺産は、市民がみんなで、一本一本の木を植えるように復興への想いを込めて、防災機能の強化と一体的な再生を進める。 ○ 体験・教訓、記憶の中のまちの断片を集め語り継ぐ交流 ○ 災害の正しい知識と生命を守る避難行動を地域に定着
	⑤ 賑わいのまちプロジェクト	<p>◆ 定住促進と交流人口拡大による賑わいのあるまちを形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住の促進 ○ 交流人口の拡大 ⇒ 閑上の魅力を活用した事業（貞山運河を活用した舟運事業、かわまちづくり事業、温泉を備えたサイクルスポーツセンター、みちのくトレイルセンター等）やゆりあげ港朝市などの商業施設の活性化により、交流人口の拡大を図る。 ○ 賑わいのまち

注： 部分は特に、環境基本計画と関連が深い部分

2. 宮城県関連計画

(1) 宮城県環境基本計画（2016年3月）

県では、東日本大震災からの復興に係る環境課題への対策などを重点的な取り組みとして位置づけるとともに、県の目指す環境の将来像を実現するための政策等について定めた「環境基本計画」を策定しています。以下にその概要を示します。

		概要
計画期間		2016年度～2020年度
環境の将来像		<ul style="list-style-type: none"> ◆豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ◆持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会
計画が目指す社会像		<ul style="list-style-type: none"> ◆「低炭素」、「循環」、「自然共生」及び「安全で良好な生活環境」の各分野を横断し、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの役割分担に応じた環境配慮の取り組みを行うことにより、身近な地域から地球規模にわたる健全で恵み豊かな環境が統合的に保全されている社会 <div style="text-align: center;"> </div>
施策設定の視点		<ul style="list-style-type: none"> ◆復興を契機とした新しい宮城の環境創造 <ul style="list-style-type: none"> ⇒再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム(エネルギーの使用の最適化を図るシステム)などを活用し、防災に配慮したエコタウンの形成 ⇒地域の経済・社会の低炭素化による先進的な地域づくりの推進(環境・エネルギー関連産業の振興など) ◆豊かで健やかな環境を未来につなぐ <ul style="list-style-type: none"> ⇒自然環境の保全、安全な生活環境の保全
計画体系	復興のための重点的な取り組み	<ol style="list-style-type: none"> ①復興を契機とした先進的な地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒再生可能エネルギー等の活用及び地域内でのエネルギー利用の最適化、防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入、地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進 ②防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒防災・復興事業の工事における自然環境への配慮、防災・復興事業における生活環境への配慮 ③放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒汚染対策の支援、放射性物質の付着した8000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理
	将来像を実現するための政策	<p>政策1 低炭素社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒暮らしや事業活動における低炭素化の推進、地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進、地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現 <p>政策2 循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒すべての主体の行動の促進、循環型社会を支える基盤の整備、循環資源の3Rの推進、廃棄物の適正処理、 <p>政策3 自然共生社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成、生物多様性の保全及び自然環境の再生、豊かな自然を次世代に引き継ぐ基盤づくり、やすらぎや潤いある生活環境の創造 <p>政策4 安全で良好な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境及び地盤環境の保全、地域における静穏な環境の保全、化学物質による環境リスクの低減、
	すべての基礎となる施策	<ul style="list-style-type: none"> ◆グリーン行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒環境教育・環境学習の推進、環境配慮行動への支援、グリーンな経済システムへの加速、県みずからの環境配慮行動の推進 ◆環境の保全に関する協定の締結 ◆規制的措施 ◆公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

(2) 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2018年10月）

県では、震災復興の取り組みを進めつつ、低炭素社会の実現に向けた、地域における取り組みを実践するため、温室効果ガスの排出削減目標や施策の方向性を定めた「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。以下にその概要を示します。

概要													
計画期間等	計画期間:2018年度～2030年度 基準年:2013年度 目標年:2030年度												
温室効果ガス削減目標(総量目標)	県内の2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で31%削減(CO ₂ 換算)(長期的な温室効果ガスの削減を目安として2050年までに80%削減)												
総量目標達成に向けた補助目標	<ul style="list-style-type: none"> ○1世帯1日当たりのエネルギー消費量 26.1%(46.8MJ)削減 ○自動車1台当たりのガソリン消費量 31.4%(272.4L)削減 ○業務延床面積1平方メートル当たりのエネルギー消費量 36.4%(1.16GJ)削減 												
目標達成に向けた施策展開のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○基本精神:「流れを、変える」 ○コンセプト <ul style="list-style-type: none"> コンセプト1「地球市民マインド」～持続可能な開発目標(SDGs)～ コンセプト2「熱には“熱”を」～ジョー“熱”立県～ コンセプト3「地産地消エネルギーへのこだわり」～メイド・イン・みやぎのエネルギー～ コンセプト4「ヒト・モノ・コトをつなぐ」～県は“インターフェース”～ コンセプト5「環境・経済・社会の統合的向上」～クラ(暮)・サン(産)・カン(環)～ 												
目標達成に向けた取り組み施策	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化の進行を抑制するための対策(緩和策) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施策立案方針</th> <th style="width: 50%;">基本的方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暮らしにおける低炭素化の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生型ライフスタイルへの転換の促進 ・建物及び設備・機器の低炭素化の促進 ・3Rが容易にできる製品の普及・仕組みの構築 </td> </tr> <tr> <td>地域における低炭素化の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入促進 ・エネルギー面で強靱かつ効率の高いまちづくりの推進 ・自然的特性を生かした低炭素型の地域づくりの促進 </td> </tr> <tr> <td>産業における低炭素化の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した産業・経済活動の促進 ・環境関連産業のさらなる発展に向けた振興 ・林業の成長産業化の促進 ・低炭素型の農業・水産業の導入促進 </td> </tr> </tbody> </table> ○地球温暖化による被害を回避・回復するための対策(適応策) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施策立案方針</th> <th style="width: 50%;">取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気候変動の影響への適応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・森林・林業、水産業における適応 ・水環境、水資源における適応 ・自然・生態系における適応 ・自然災害・沿岸域における適応 ・健康における適応 ・経済・産業活動における適応 ・県民生活・都市生活における適応 </td> </tr> </tbody> </table> 	施策立案方針	基本的方向	暮らしにおける低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生型ライフスタイルへの転換の促進 ・建物及び設備・機器の低炭素化の促進 ・3Rが容易にできる製品の普及・仕組みの構築 	地域における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入促進 ・エネルギー面で強靱かつ効率の高いまちづくりの推進 ・自然的特性を生かした低炭素型の地域づくりの促進 	産業における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した産業・経済活動の促進 ・環境関連産業のさらなる発展に向けた振興 ・林業の成長産業化の促進 ・低炭素型の農業・水産業の導入促進 	施策立案方針	取り組み	気候変動の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・森林・林業、水産業における適応 ・水環境、水資源における適応 ・自然・生態系における適応 ・自然災害・沿岸域における適応 ・健康における適応 ・経済・産業活動における適応 ・県民生活・都市生活における適応
施策立案方針	基本的方向												
暮らしにおける低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生型ライフスタイルへの転換の促進 ・建物及び設備・機器の低炭素化の促進 ・3Rが容易にできる製品の普及・仕組みの構築 												
地域における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入促進 ・エネルギー面で強靱かつ効率の高いまちづくりの推進 ・自然的特性を生かした低炭素型の地域づくりの促進 												
産業における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した産業・経済活動の促進 ・環境関連産業のさらなる発展に向けた振興 ・林業の成長産業化の促進 ・低炭素型の農業・水産業の導入促進 												
施策立案方針	取り組み												
気候変動の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・森林・林業、水産業における適応 ・水環境、水資源における適応 ・自然・生態系における適応 ・自然災害・沿岸域における適応 ・健康における適応 ・経済・産業活動における適応 ・県民生活・都市生活における適応 												

(3) 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）（2018年3月）

	概要	
計画期間等	計画期間:2016年度～2020年度	
基本理念	「リスタート！みやぎの3R -リデュース・リユース・リサイクル」 もう一度！循環型社旗の形成のために明日への一歩を踏み出す願いを込めて	
目標値 (2020年度)	○一般廃棄物 1人1日当たりの排出量:930g/人・日 リサイクル率:30% 最終処分率:12%	○産業廃棄物 排出量:10,000千トン リサイクル率:35% 最終処分率:1%
基本方針	①全ての主体の行動の促進 ・廃棄物等の3Rに係る環境教育、普及啓発を推進 ②循環型社会を支える基盤の充実 ・生産、流通、消費、廃棄、処理等の各段階に対する情報提供、新技術開発支援等による基盤の充実を図る。 ③循環資源の3R推進 ・分別の徹底等、廃棄物の種類に応じた3Rの取り組みを推進 ④廃棄物の適正処理 ・不法投棄等の防止対策の推進 ・県の災害廃棄物処理計画の策定 ・放射性物質が付着した8000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理について市町村を支援	

(4) 宮城県生物多様性地域戦略（2015年3月）

	概要
計画期間等	計画期間:2015年度～2034年度
対象地域	宮城県全域
基本方針・基本的取り組み	基本方針「豊かな自然を守り育てる」 ◇在来の野生生物の保全(希少種の生息・生育環境の保全, 外来生物の防除など) ◇良好な自然環境の保全・再生(拠点となる良好な自然環境の保全など) ◇自然と共生する農林漁業を通じた農地, 森林, 沿岸域の生物多様性の向上(生物多様性に配慮した農林漁業) ◇開発事業における生物多様性への配慮(災害復旧・復興事業における環境配慮) 基本方針「恵みを上手に使う」 ◇地産地消の推進(木材の地産地消の推進, 伝統野菜の保存と普及など) ◇宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスのブランド化(FSCなどの第三者認証制度の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供) ◇自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取り組み(沿岸や森林等における自然を活かした防災・減災の取り組みなど) 基本方針「引き継ぐ」 ◇県内の生物多様性の価値の共有(本県の生物多様性に関する情報の集約など) ◇子どもが自然に触れ親しみ, 学ぶことのできる環境づくり(子どもが自然に親しむ機会の増加, 幼児教育・学校教育における生物多様性に関する継続的な学びなど) ◇多様な主体の参加・協働(ラムサール条約湿地を有する他の国や自治体との連携など)

(5) 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（2014年3月）

	概要
計画期間等	計画期間:2014年度～2020年度 基準年:2010年度
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー等の導入量 基準年比 27.5%増 ○省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率 基準年比 5.1%減 ○上記取り組みにより、県内のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を6.7%に増加(基準年比 0.2ポイント増)
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ①震災復興にあわせた建物の低炭素化 ②太陽光発電設備の普及加速化 ③県民総ぐるみの省エネルギー行動の推進 ④地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用の推進 ⑤環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進 ⑥産学官連携による環境・エネルギー関連産業の振興

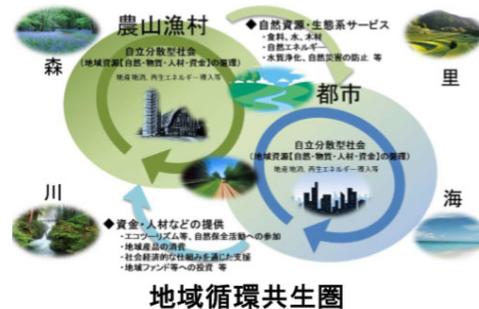
1. 第五次環境基本計画(閣議決定 2018年4月)

○SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された国の環境基本計画

⇒SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく

○めざすべき社会の姿

- 1 「地域循環共生圏」の創造
- 2 「世界の範となる日本」の確立
- 3 これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現



各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う

出典:環境省 HP 第五次環境基本計画概要

○分野横断的な6つの「重点戦略」を設定

①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大 | ○税制全体のグリーン化の推進 |
| ○サービサイジング、シェアリング・エコノミー | ○再生可能エネルギー由来水素、水素サプライチェーン |
| ○都市鉱山の活用 等 | |

②国土のストックとしての価値の向上

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり | ○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) |
| ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 | ○コンパクトシティ・小さな拠点+再生可能エネルギー・省エネルギー |
| ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 | |

③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ○地域における「人づくり」 | ○地域における環境金融の拡大 |
| ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善 | ○国立公園を軸とした地方創生 |
| ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 | ○都市と農山漁村の共生・対流 等 |

④健康で心豊かな暮らしの実現

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ○持続可能な消費行動への転換(倫理的消費、COOL CHOICE など) | |
| ○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 | |
| ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 | ○低炭素で健康な住まいの普及 |
| ○テレワークなど働き方改革+CO ₂ ・資源の削減 | ○良好な生活環境の保全 等 |

⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

- | | |
|---|-------------------|
| ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引(再生可能エネルギー由来水素、浮体式洋上風力等) | |
| ○バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) | |
| ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 | ○AI等の活用による生産最適化 等 |

⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ○環境インフラの輸出 | ○適応プラットフォームを通じた適応支援 |
| ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ | |
| ○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 | |

2. 気候変動の影響（地球温暖化）に関する国の動向

○日本の約束草案の国連への提出（2015年7月）

⇒我が国として、2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（約束草案）

2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）

○「気候変動の影響への適応計画」閣議決定（2015年11月）

⇒国は、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「気候変動の影響への適応計画」を策定。

○「パリ協定」採択（COP21 2015年12月）

⇒2020年以降、すべての国が協調して温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約

⇒全体の目標

産業革命前からの平均気温の上昇を2°C未満に抑えること（1.5°Cに抑えることにも言及）

○「地球温暖化対策計画」閣議決定（2016年5月）

⇒国では、COP21で採択されたパリ協定や昨年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」を策定

⇒国の温室効果削減目標

中期目標	「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にする
2020年度の温室効果ガス削減目標	2005年度比3.8%減以上の水準にする

○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月）

⇒最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%削減に大胆に取り組む

各分野のビジョンとして、再生可能エネルギーの主力電源化、水素社会の実現、脱炭素化ものづくり、運輸部門でのWell-to-Wheel（燃料製造過程を含めたCO2排出量）のゼロエミッション、カーボンニュートラルな暮らし・地域づくり等を設定

○「2050年ゼロカーボンシティ」の取り組み（2019年12月）

⇒「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体に対し「2050年までの二酸化炭素実質排出ゼロに向けた取り組みを進めていくよう」環境省が表明

3. 生物多様性に関する国の動向

○生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」採択

(COP10 2010年10月)

◆愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標

◆戦略計画 2011-2020

⇒生物多様性条約の 3 つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、COP10 で採択された 2011~2020 年の新たな世界目標

⇒2050 年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020 年までにミッション（短期目標）及び 20 の個別目標の達成を目指す計画

戦略計画 2011-2020	
ビジョン(中長期目標【2050年】)	「自然と共生する世界」
ミッション(短期目標【2020年】)	2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。
20の個別目標【愛知目標】	

○「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定（2012年9月）

⇒国では、愛知目標の達成に向けて、2012年に生物多様性国家戦略の改定を行い、目標の達成に向けたロードマップを提示

4. 環境教育の充実に関する国の動向

- 「あいち・なごや宣言」採択（ユネスコ世界会議 2014年11月）
- ◆持続可能な開発のための教育（ESD）のさらなる強化と拡大のための緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」が採択
 - ◆2015年以降のESDの取り組みを世界中で推進・拡大していくための新たな指針である「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始を正式発表
- 国では、『「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（ESD国内実施計画）』を策定（2016年3月）
- ⇒ESD国内実施計画においては、GAPが定める5つの優先行動分野（1 政策的支援、2 機関包括型アプローチ、3 教育者、4 ユース、5 地域コミュニティ）に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載

★ESDとは・・・

ESDとは、「持続可能な開発のための教育」と訳され、「持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育」のことを示します。

現代社会の課題（環境、貧困、人権、平和、開発など）を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

〈ESDの概念図〉



5. 循環型社会形成に関する国の動向

○国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(2018年6月)

◆持続可能な社会づくりとの総合的な取り組み

◆重要な方向性

①地域循環共生圏形成による地域活性化

②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

③適正処理のさらなる推進と環境共生

④災害廃棄物処理体制の構築

⑤適正な国際資源循環体制と循環産業の海外転換

6. 海洋汚染に関する国の動向

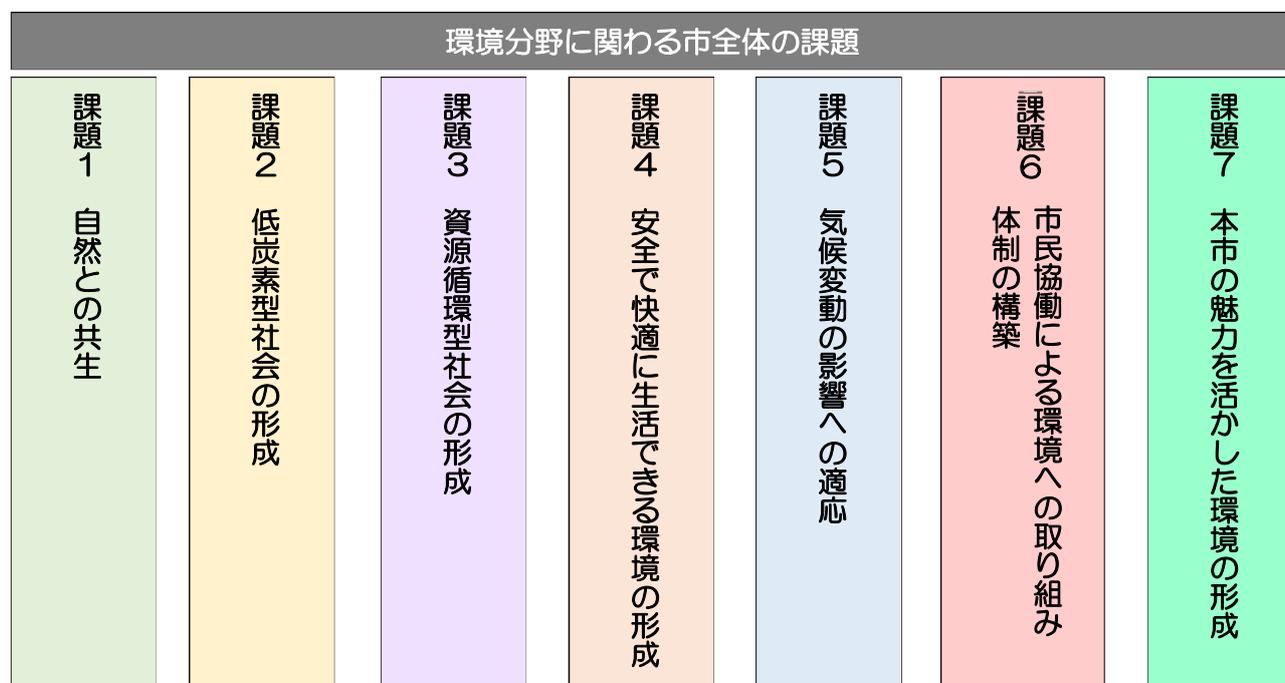
○海岸漂着物処理推進法改正(2018年6月)

・マイクロプラスチックを含む海洋ごみや漂流ごみへの対策を強化

第5章 本市の環境分野に係る課題の整理

1 課題の整理方法

環境の現況、アンケート結果、前計画の評価を踏まえ、本市における環境分野の課題を整理します。



【現況から抽出される主な課題】

- 本市の特徴ともなる多様な自然環境の保全と活用
- 環境負荷の少ない快適に暮らし続けられる環境の形成
- 地球にやさしい環境形成
- 資源循環型社会の形成
- 安心して暮らし続けられる生活環境づくり
- 誰もが気軽に環境活動などへ参加できるようなしくみの構築
- 将来を見据えた環境負荷の少ない環境の形成

【市の上位関連計画、県の関連計画、国の環境動向】

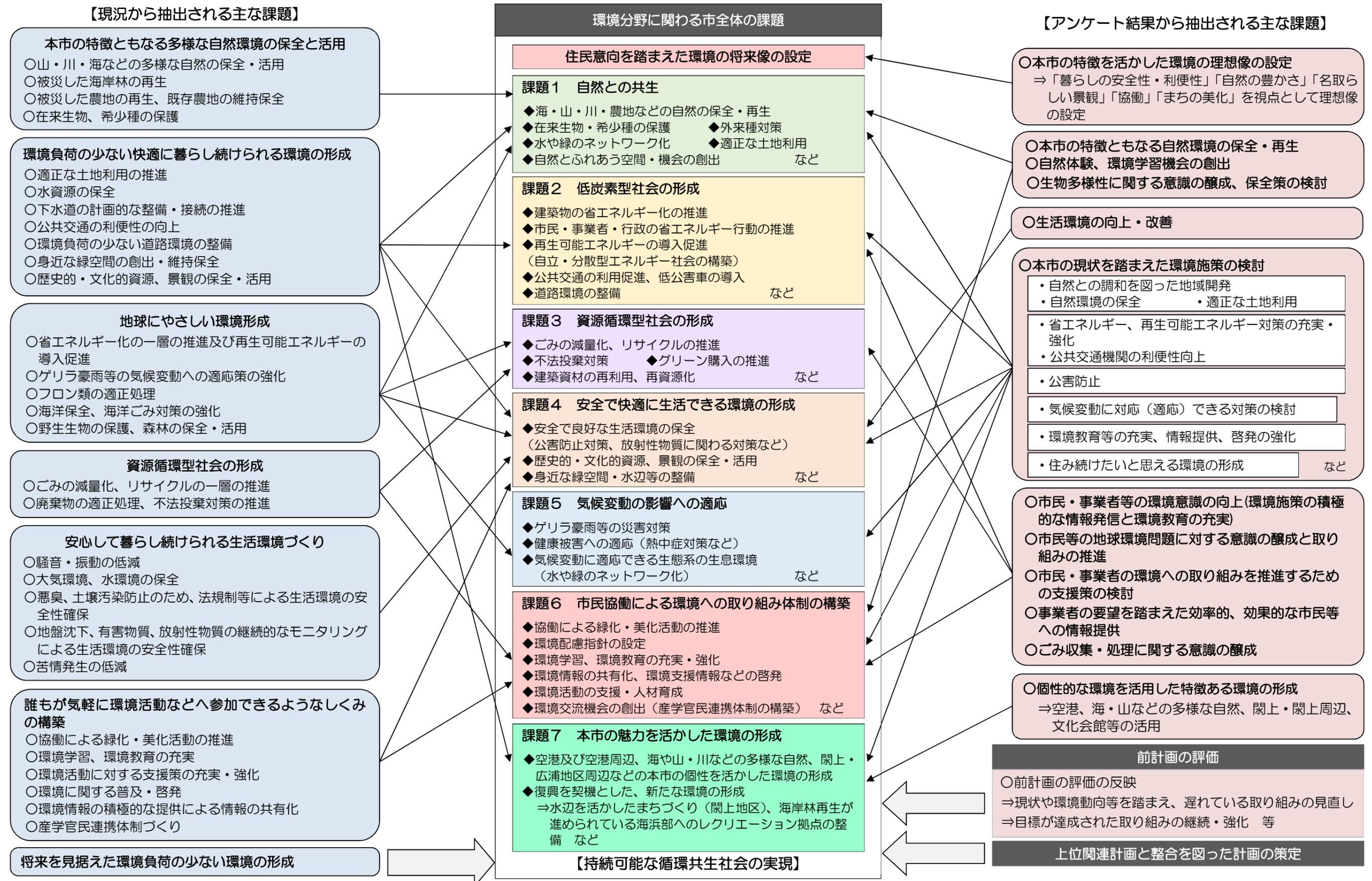
- 市の上位関連計画
- ・名取市第六次長期総合計画・名取市第五次国土利用計画・名取市都市計画マスタープラン など
- 宮城県関連計画
- ・宮城県環境基本計画・宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・宮城県資源循環型社会形成推進計画(第2期) など
- 国の環境動向
- ・第五次環境基本計画・気候変動の影響(地球温暖化)に関する動向・生物多様性に関する国の動向 など

【アンケート結果から抽出される主な課題】

- ◇本市の特徴を生かした環境の理想像の設定
- ◇本市の特徴ともなる自然環境の保全・再生
- ◇自然体験、環境学習機会の創出
- ◇生物多様性に関する意識の醸成、保全策の検討
- ◇生活環境の向上・改善
- ◇本市の現状を踏まえた環境施策の検討
- ◇市民・事業者等の環境意識の向上(環境施策の積極的な情報発信と環境教育の充実)
- ◇市民等の「地球環境問題」に対する意識の醸成と取り組みの推進
- ◇市民・事業者の環境への取り組みを推進するための支援策の検討
- ◇事業者の要望を踏まえた効率的、効果的な市民等への情報提供
- ◇ごみ収集・処理に関する意識の醸成
- ◇個性的な環境を活用した特徴ある環境の形成

2 課題の抽出

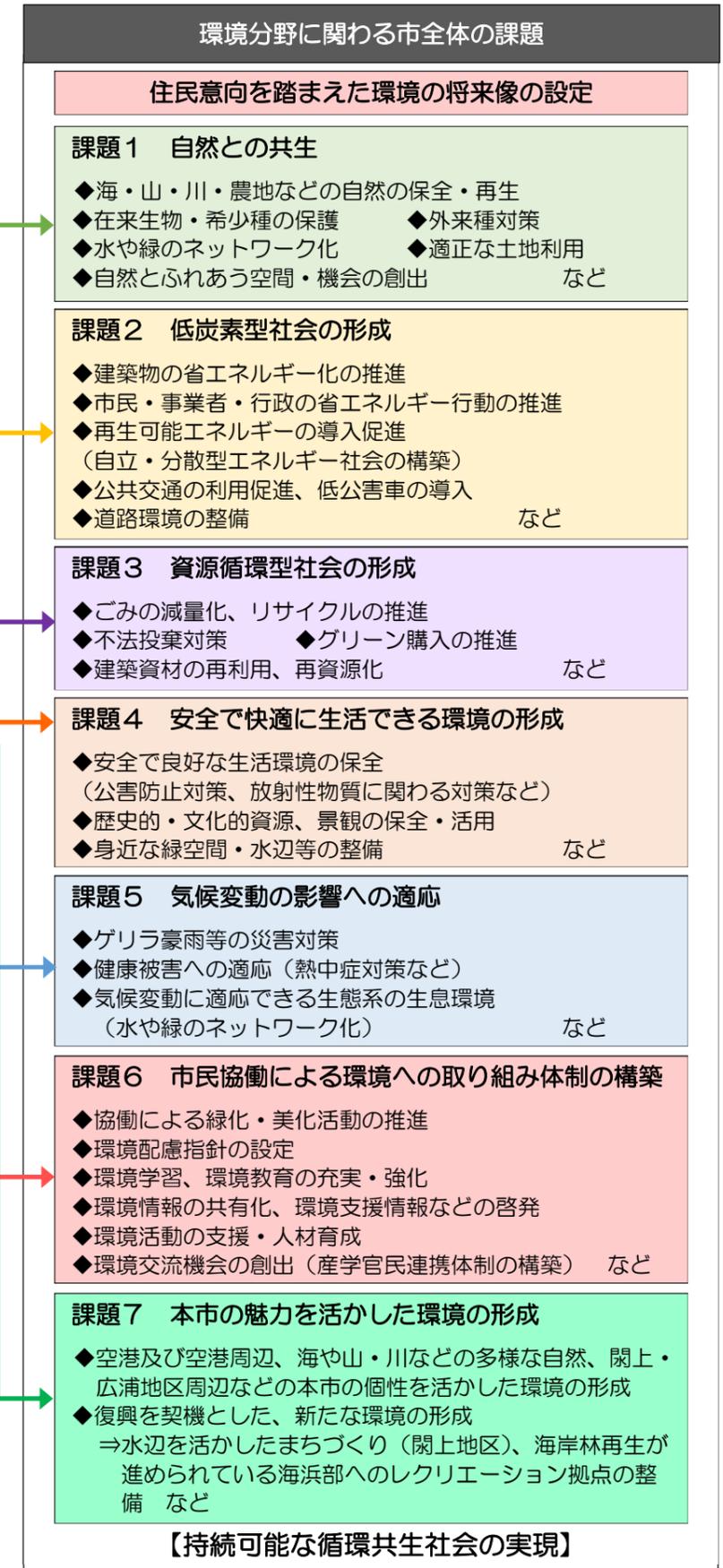
環境の現況、アンケート結果、前計画の評価を踏まえ、本市における環境分野の課題を整理します。



3 計画策定の視点

近年の本市及び、国・県の主な環境に関わる動向について、課題との関連を整理します。

年度	国・県・市の主な環境に関わる動向							
1998年	市	○名取市環境基本条例制定（1999年3月制定）						
2002年	市	○名取市環境基本計画策定（2003年3月策定）						
2010年	国	○生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」採択						
	—	○東日本大震災発生（2011.03.11）						
2012年	国	○「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定						
	市	○名取市環境基本計画を2015年度までに延長						
2014年	国	○持続可能な開発のための教育の強化と拡大の緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」採択						
	県	○「宮城県生物多様性地域戦略」策定 ○「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」策定						
2015年	国	○「日本の約束草案」を国連に提出 ・2030年度の国の温室効果ガス削減目標（26%削減：2013年度比）を国連に提出 ○2020年以降の国際的な温暖化対策の枠組みを取り組めた「パリ協定」を採択 ○「気候変動の影響への適応計画」閣議決定						
		県	○「宮城県環境基本計画」策定 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">環境の将来像</td> <td>◆豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ◆持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会</td> </tr> <tr> <td>計画が目指す社会像</td> <td>◆低炭素社会 ◆循環型社会 ◆自然共生社会 ◆安全で良好な生活環境</td> </tr> <tr> <td>施策設定の視点</td> <td>◆復興を契機とした新しい宮城の環境創造 ⇒再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム（エネルギーの使用の最適化を図るシステム）などを活用し、防災に配慮したエコタウンの形成 ⇒地域の経済・社会の低炭素化による先進的な地域づくりの推進（環境・エネルギー関連産業の振興など） ◆豊かで健やかな環境を未来につなぐ ⇒自然環境の保全、安全な生活環境の保全</td> </tr> </table>	環境の将来像	◆豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ◆持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会	計画が目指す社会像	◆低炭素社会 ◆循環型社会 ◆自然共生社会 ◆安全で良好な生活環境	施策設定の視点
	環境の将来像	◆豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ◆持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会						
	計画が目指す社会像	◆低炭素社会 ◆循環型社会 ◆自然共生社会 ◆安全で良好な生活環境						
	施策設定の視点	◆復興を契機とした新しい宮城の環境創造 ⇒再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム（エネルギーの使用の最適化を図るシステム）などを活用し、防災に配慮したエコタウンの形成 ⇒地域の経済・社会の低炭素化による先進的な地域づくりの推進（環境・エネルギー関連産業の振興など） ◆豊かで健やかな環境を未来につなぐ ⇒自然環境の保全、安全な生活環境の保全						
市	○「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」策定							
市	○次期長期総合計画との整合性等を踏まえ、環境基本計画の一部を修正 ○第五次長期総合計画と同年度の2020年度まで期間を延長							
市	○「宮城県環境基本計画」策定							
2016年	国	○「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定						
2018年	市	○次期長期総合計画が前倒して策定されることになったことを踏まえ、整合性等を図るため、本環境基本計画の策定を1年前倒して着手						
	国	○国の「第五次環境基本計画」閣議決定 ◆SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された国の環境基本計画 ◆環境政策分野での「持続可能な循環共生型社会」の実現をめざす ◆分野横断的な6つの「重点戦略」を設定 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</td> <td>④健康で心豊かな暮らしの実現</td> </tr> <tr> <td>②国土のストックとしての価値の向上</td> <td>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</td> </tr> <tr> <td>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</td> <td>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</td> </tr> </table>	①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	④健康で心豊かな暮らしの実現	②国土のストックとしての価値の向上	⑤持続可能性を支える技術の開発・普及	③地域資源を活用した持続可能な地域づくり	⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
		①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	④健康で心豊かな暮らしの実現					
		②国土のストックとしての価値の向上	⑤持続可能性を支える技術の開発・普及					
	③地域資源を活用した持続可能な地域づくり	⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築						
○国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ◆持続可能な社会づくりとの総合的な取り組み ◆重要な方向性 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①地域循環共生圏形成による地域活性化</td> <td>③適正処理のさらなる推進と環境共生</td> <td>⑤適正な国際資源循環体制と循環産業の海外転換</td> </tr> <tr> <td>②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</td> <td>④災害廃棄物処理体制の構築</td> <td></td> </tr> </table>	①地域循環共生圏形成による地域活性化	③適正処理のさらなる推進と環境共生	⑤適正な国際資源循環体制と循環産業の海外転換	②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	④災害廃棄物処理体制の構築			
①地域循環共生圏形成による地域活性化	③適正処理のさらなる推進と環境共生	⑤適正な国際資源循環体制と循環産業の海外転換						
②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	④災害廃棄物処理体制の構築							
○海岸漂着物処理推進法改正：マイクロプラスチックを含む海洋ごみ・漂流ごみへの対策を強化								
県	○宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定 ◆温室効果ガス削減目標：2030年度における温室効果ガス排出量を31%削減（CO ₂ 換算2013年度比） ◆「流れを、変える」を基本精神として、5つの「コンセプト」を掲げ、施策を展開 ◆気候変動影響による温暖化被害を回避・回復するための対策となる「適応策」を新たに追加							
2019年	国	○国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 ◆最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ○「2050年ゼロカーボンシティ」の取り組み ◆「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体に対し「2050年までの二酸化炭素実質排出ゼロに向けた取り組みを進めていくよう」環境省が表明						



第6章 将来像及び基本目標の設定

6-1 将来像及び基本目標

名取市環境基本条例の理念、市民意向調査結果、環境分野の本市の課題等を踏まえ、本計画の将来像、基本目標を以下のとおりとします。

1. 名取市環境基本計画の将来像・基本目標設定ポイント

1 名取市環境基本条例の理念

- ① 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる市土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- ② 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ③ 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

前計画の基本理念	基本理念1:人と自然が共生できる市土の構築と将来世代への継承 基本理念2:環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土の構築 基本理念3:すべての事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減からの地球環境の保全
----------	--

2 市民意向調査結果(名取市の環境の理想像 回答率上位)

- ◆ 公害がなく安心して暮らせるまち(市民・中高生:第1位、小学生:第2位)
- ◆ 海や山などの自然豊かなまち(小学生:第1位、市民・中高生・事業者:第2位)
- ◆ 自然や歴史文化が調和する名取らしい景観のあるまち(事業者:第1位)
- ◆ 公共交通が充実したまち(市民・高校生:第3位)
- ◆ 身近に緑がある、うるおいあるまち(小学生:第3位)
- ◆ 市民・事業者・行政が一体となって環境へ取り組むまち(事業者:第3位)

3 環境分野における本市の課題

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 自然との共生 | 5 気候変動の影響への適応 |
| 2 低炭素型社会の形成 | 6 市民協働による環境への取り組み体制の構築 |
| 3 資源循環型社会の形成 | 7 本市の魅力を活かした環境の形成 |
| 4 安全で快適に生活できる環境の形成 | |



◆環境基本計画の将来像設定ポイント◆

- ①本市の多様な自然の保全・再生及び活用による自然との共生
 - ②公害を防止し、安心・安全なうるおいある快適な生活環境の構築
 - ③環境への負荷が少なく、利便性等を兼ね備えた都市環境の構築
- ※本計画では、エネルギー、温室効果ガス対策、資源循環といった、持続可能な社会の構築に関する項目は、行政、市民、事業者等がそれぞれ取り組むべきものであることから、「都市環境」として目標・施策を設定しました。

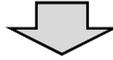
- ★市民・事業者・行政が一体となり環境へ取り組む体制の構築<<協働>>
- ★復興や環境活動団体の活動等を契機とした新たな魅力ある環境の創造



2. 名取市環境基本計画の将来像

(名取市第六次長期総合計画 将来像)

愛されるふるさと なとり
～ 共に創る 未来へつなぐ ～

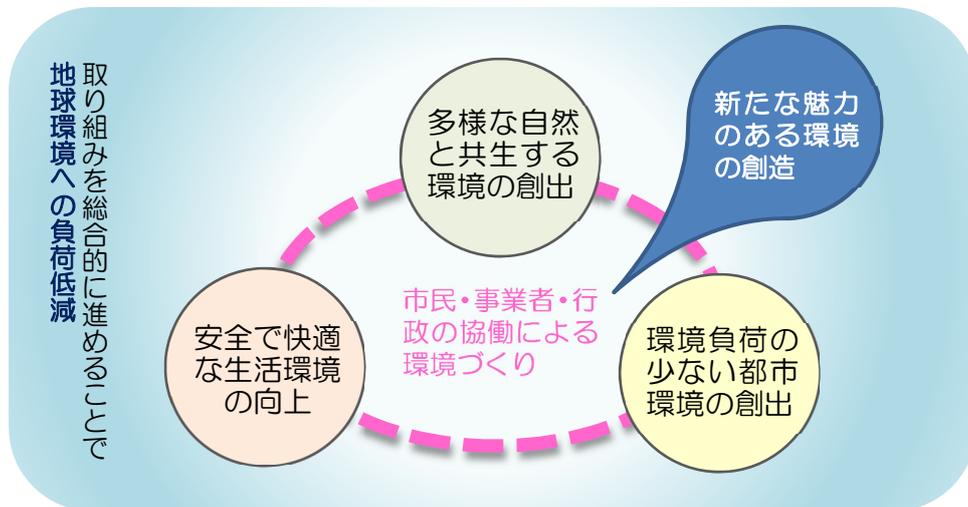


【将来像】

愛されるふるさと なとり
～ 共生 そして未来へ ～

恵まれた自然と住みよい都市とが共生する魅力あふれる名取を、市民・行政・民間・学校など多様な主体が協働し、未来へと受け継ぐことを将来像として、本計画を推進していきます。

- ◆本市の多様な自然の保全・再生及び活用により、自然と共生できる社会を創出します。
- ◆公害を防止し、安心・安全な、うるおいある快適な生活環境を創出します。
- ◆環境への負荷の少ない低炭素型社会や資源循環型社会を創出するとともに、利便性等を兼ね備えた暮らしやすい都市環境を創出します。
- ◆市民・事業者・行政が一体となり環境へ取り組んでいくため、市民・事業者等との環境情報の共有化や環境活動団体等の交流機会の充実等を図り、市民・事業者・行政の協働による環境づくりに取り組みます。
- ◆復興や環境活動団体の活動等を契機とし、本市の新たな魅力ある環境を創造していきます。
- ◆これらの取り組みを総合的に進めることで地球環境への負荷を低減します。



3. 名取市環境基本計画の基本目標

本計画の基本目標は、上記設定ポイント及び将来像を踏まえ、以下のとおりとします。

あわせて、2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）※」との関連性も示します。

基本目標1：多様な自然と共生する環境を創出します

（自然環境）

- ◆本市は、都市化が進んでいる一方で、海・山・川などの多様な自然が数多く残されており、恵まれた自然環境は、本市の特徴となっています。また、復興を契機とし、海浜部や閑上地区では、新たな海辺・水辺環境が創出されつつあります。
- ◆これらの恵まれた自然環境を保全・再生するとともに、自然体験やレクリエーションの場等として活用を図り、誰もが自然の恵みを楽しみ、次代へと継承していける「自然との共生社会」を構築します。
- ◆そのために、自然環境の保全・再生とあわせ、市民の環境教育や環境学習の充実、情報発信の強化、市民との協働や産学官民の連携による取り組みなどを促進し、市民等が市内の自然に親しめる機会を増大します。

SDGs 関連性



ゴール2：飢餓をゼロに

- ・飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

ゴール4：質と高い教育をみんなに

- ・すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習機会を促進する

ゴール6：安全な水とトイレを世界中に

- ・すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

ゴール14：海の豊かさを守ろう

- ・海洋と海洋資源を持続可能な開発に向け保全し、持続可能な形で利用する

ゴール15：陸の豊かさも守ろう

- ・陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性の損失の阻止を図る

ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう

- ・持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）とは・・・

2015年9月に開かれた国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中核となっている2016年から2030年までの国際目標のことを「持続可能な開発目標SDGs」といいます。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真となるもので、17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成されています。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指しています。

基本目標 2：安全で快適な生活環境の向上を図ります

(生活環境)

- ◆人々が安心・安全に生活できる環境は、市民生活の根幹をなすものです。
- ◆公害からの安全性はもとより、身近な緑空間の創出を図り、誰もが安心・安全に快適な生活を営むことができるよう生活環境の向上を図ります。
- ◆そのために、公害防止のためのモニタリングや事業者等に対する指導など公害対策を推進するとともに、協働による緑化・美化活動の促進、緑の多い都市へと誘導していきます。

<p>SDGs 関連性</p>    	<p>ゴール 3：すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 「2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる」ことを目指している（ターゲット 3.9） <p>ゴール 6：安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する <p>ゴール 11：住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 大気汚染は、特に社会経済活動が集中する都市において深刻であり、SDGs の「ゴール 11（安全な都市）」の達成を目指す上で重要な課題としてあげられている（ターゲット 11.6） <p>ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
---	---

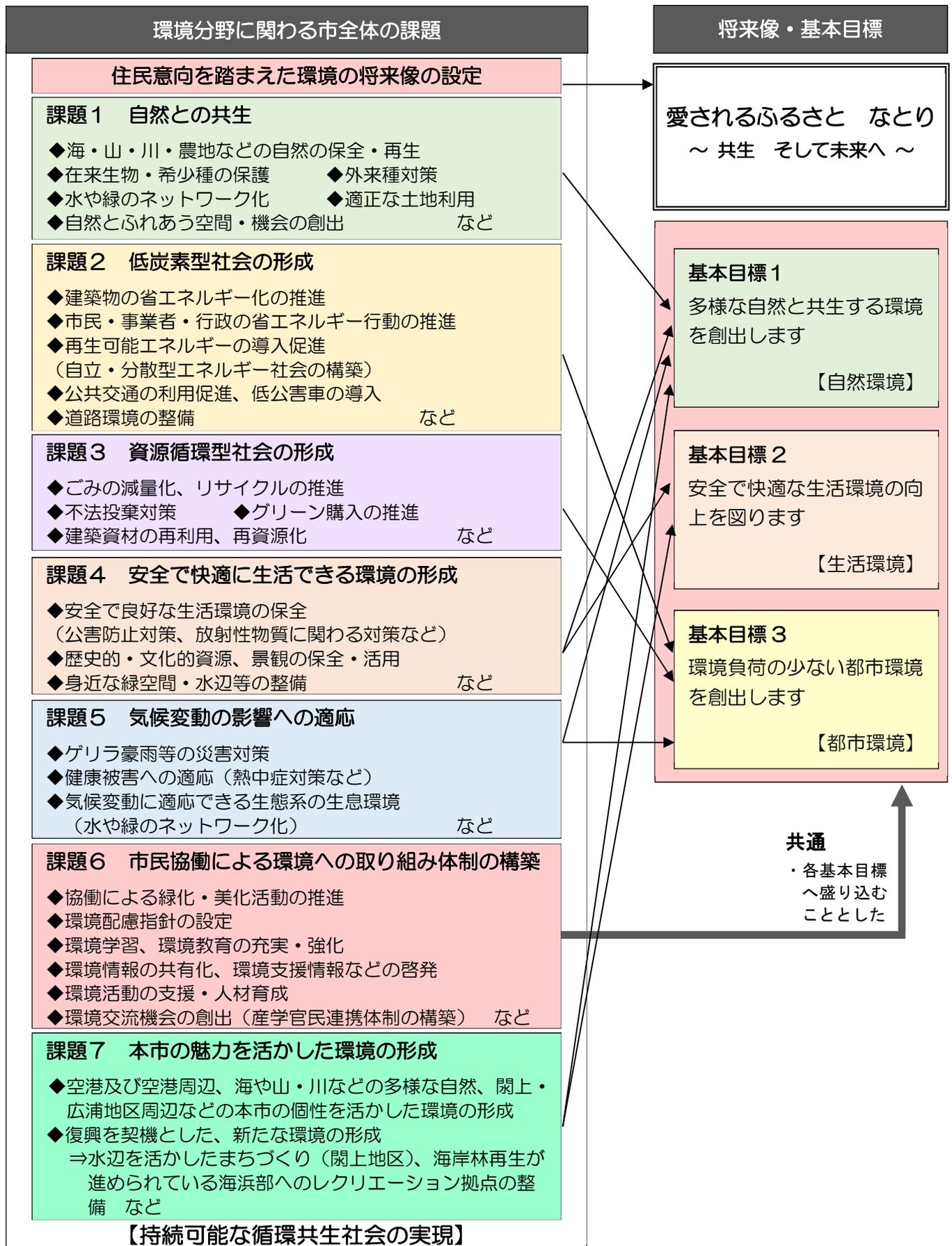
基本目標 3：環境負荷の少ない都市環境を創出します

(都市環境)

- ◆低炭素型社会、資源循環型社会など環境への負荷の少ない環境づくりは、本市の環境にとどまらず、地球規模の環境問題にも関わる重要な取り組みともなります。
- ◆このため、市民・事業者・行政が一体となって、建物の省エネルギー化の推進や市民等の省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギーの導入促進等の低炭素型社会への取り組みを促進していくとともに、ごみ減量化・リサイクルなど資源循環型社会への取り組みを強化します。

<p>SDGs 関連性</p>     	<p>ゴール 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する <p>ゴール 11：住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする <p>ゴール 12：つくる責任、つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な消費と生産パターンを確保する 生産と消費の過程全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目指している <p>ゴール 13：気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる <p>ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
---	---

基本目標について、本市の環境分野の課題がどのように反映されているかを、以下に示します。



名取市環境基本条例
理念

- ① ② ③
- 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。
- 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる市土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

【将来像】
愛されるふるさと なとり
～ 共生 そして未来へ～

【施策の体系】

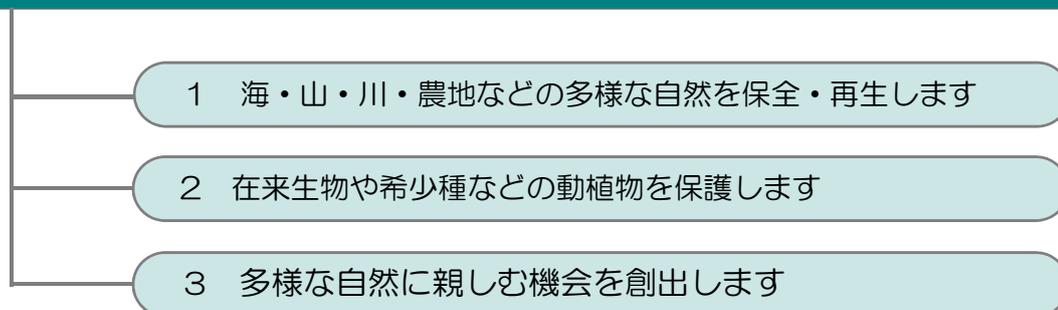
基本目標	管理指標	施策の方向	施策内容
基本目標1 多様な自然と共生する環境を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然とふれあえるイベントへの参加人数 ◆希少な動植物の種類数 ◆自然保護に関する市民の満足度 	1 海・山・川・農地などの多様な自然を保全・再生します	<ul style="list-style-type: none"> ①森林の自然の保全・再生、適正な管理を促進します ②閑上海岸、広浦、増田川、名取川などの環境を保全します ③豊かな恵みを享受する農地や農村環境を保全・再生します
		2 在来生物や希少種などの動植物を保護します	<ul style="list-style-type: none"> ①動植物の生息状況の把握に努めます ②動植物の保護に努めます ③動植物の生息環境を保全します
		3 多様な自然に親しむ機会を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ①閑上海岸、広浦の海辺の自然に親しめる交流空間を創出します ②名取川、増田川など川辺の自然に親しめる交流空間を創出します ③高館山、五社山、樽水ダムなど里山の自然に親しめる交流空間を創出します ④市民等が自然に親しめる機会を増やします ⑤情報発信を強化し、自然に対する関心を高めます ⑥身近な歴史・文化的資源を活かした環境を創出します
基本目標2 安全で快適な生活環境の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆国道4号沿いの二酸化窒素濃度 ◆国道4号沿いの騒音レベル ◆散乱ごみなどに関する市民の満足度 ◆公害防止に関する市民の満足度 	1 公害のない安全な生活環境を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ①水質汚濁を防止します ②交通による公害を防止します ③生活型公害を防止します ④地域住民からの相談窓口を充実します ⑤その他の公害を防止します
		2 良好な生活環境を保全します	<ul style="list-style-type: none"> ①花いっぱい運動などの緑化活動を促進します ②地域の美化活動を促進します ③ポイ捨て禁止などのマナーの周知徹底を図ります ④空き家対策を推進します
		3 身近に緑がある環境を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ①緑の多い都市へと誘導します ②公園・緑地等の適切な管理と整備を推進します
基本目標3 環境負荷の少ない都市環境を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ◆市関連施設からの温室効果ガス排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆家庭用使用済み天ぷら油の回収量 	1 低炭素なまちづくりを促進します	<ul style="list-style-type: none"> ①行政における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を推進します ②市民・事業者による再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入を促進します ③公共交通の利用を促進します ④エコドライブの啓発や最先端のエコカーの普及を促進します ⑤環境負荷の少ない道路環境づくりを推進します ⑥公共施設の長寿命化や環境へ配慮した公共工事を推進します ⑦気候変動へ対応できる環境づくりを推進します ⑧2050年までの脱炭素社会(CO₂実質排出ゼロ)に向けた取り組みを推進します
		2 資源循環型のまちづくりを促進します	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化・リサイクルを推進します ②不法投棄対策の強化や廃棄物の適正処理を推進します ③グリーン購入を促進します

第7章 施策の展開

基本目標1 多様な自然と共生する環境を創出します

1. 施策の方向

基本目標1 多様な自然と共生する環境を創出します



2. 管理指標

管理指標	管理指標内容	現況値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
自然とふれあえるイベントへの参加人数	市が実施する自然とふれあえるイベントの参加者数	100人	120人
希少な動植物の種数	レッドリストによる希少種の種数	新レッドリスト 動物 171種、 植物 295種 計 466種	現況値と同数またはそれ以下
自然保護に関する市民の満足度	名取市総合計画策定のための市民意識調査 ・「自然保護・公害防止などの環境保全」の「満足」「どちらかと言えば満足している」の回答率	29.1%	34.1%

名取市は大都市に近く都市機能が充実している一方、海岸や丘陵地、河川といった自然にも恵まれており、多様な自然を身近に享受できる環境にあります。

市民に市内の自然環境を知り、親しんでいただく機会を増やすために、自然とふれあえるイベントを積極的に推進し、参加人数を増やしてまいります。

またその一方で、都市化の進行により自然が徐々に失われ、市内に生息している動植物のうちレッドリストに登録され、希少種として将来の存続が懸念される種類も数多く報告されております。これら登録された動植物の個体数が増加することによりレッドリストから除外されるよう、生息状況を把握しながら自然保護に努めてまいります。

これらの自然保護に関する施策が市民にとって満足いただけるものになるよう、住民意識調査で確認しながら進めてまいります。

3. 施策の展開

- ：市主体の取り組み
- ：市民・事業者等との協働での取り組み
- ◎：市や県等関係機関が連携して行う取り組み

1 海・山・川・農地などの多様な自然を保全・再生します

施策の内容	実施主体
①森林の自然の保全・再生、適正な管理を促進します	
1 環境保全地域の森林の永続的な保全	◎
2 森林整備計画等による森林の無秩序な開発の防止と間伐等による森林の適正管理	●
3 森林パトロールによる無届開発に対する監視体制の強化	●
4 森林の適正な維持管理を促進するための林道の整備	●
5 下草刈りや伐採の促進などの里山環境の保全	○
②閑上海岸、広浦、増田川・名取川などの環境を保全します	
1 河川改修等における関係機関等と連携した多自然川づくりの促進	◎
2 ため池などの適切な管理	●
3 環境活動団体等との協働による海岸保全林等の保全・育成の促進	○
③豊かな恵みを楽しむ農地や農村環境を保全・再生します	
1 遊休農地の解消対策の推進	●
2 農業振興地域整備計画等による農地の適切な管理	●
3 名取市鳥獣被害防止計画による鳥獣被害防止対策の推進	●
4 地域ぐるみの共同活動による農村環境の保全	○

2 在来生物や希少種などの動植物を保護します

施策の内容	実施主体
①動植物の生息状況の把握に努めます	
1 ホタル、鳥類、植物、水生生物の観察会等の実施による動植物生息状況の把握	●
2 東日本大震災により環境が大きく変化した海浜部における動植物の生息状況の調査の検討	○
②動植物の保護に努めます	
1 関係機関や各種団体等と連携した動植物保護及び自然保護意識の啓発	○◎
2 自然保護員のパトロールによる自然保護監視体制の強化	◎
③動植物の生息環境を保全します	
1 外来種の移入防止の啓発	●
2 環境保全型農業の推進	●
3 希少種などが生息する用排水路における生物の生息環境の保全	●

3 多様な自然に親しむ機会を創出します

施策の内容	実施主体
① 閑上海岸、広浦の海辺の自然に親しめる交流空間を創出します	
1 サイクルスポートセンター周辺環境整備の推進	●
2 貞山運河舟運事業の促進	○◎
3 みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンターの交流拠点としての活用	○◎
② 名取川、増田川など川辺の自然に親しめる交流空間を創出します	
1 かわまちづくりによる名取川沿いの水辺環境整備の推進	◎
2 増田川沿いのトレイルコースの整備検討	○
3 水辺空間の維持管理と関係団体と連携したイベント等の開催	○
③ 高館山、五社山、樽水ダムなど里山の自然に親しめる交流空間を創出します	
1 五社山自然散策路の適切な維持管理、五社山までの直登ルート、樽水ダムから五社山への新たなルート整備の検討	●
2 川内沢ダム建設と連携したダムを望める公園の整備	◎
3 樽水ダム周辺の公園の適切な維持管理	●
4 地域や自然保護団体等と連携した高館山自然レクリエーション施設の維持管理	○
5 名取熊野三社などを巡る既存の散策ルートや周辺環境の維持管理	●
④ 市民等が市内の自然に親しめる機会を増やします	
1 小中学校における市内の自然を活かした環境教育の推進	●
2 市や県の出前講座等の活用促進及び各種団体等と連携した環境学習機会の創出	○
3 自然・野鳥・虫観察会の開催など、自然とふれあえる機会の充実	○
4 サイクルスポートセンターや名取トレイルセンターを拠点に徒歩や自転車で自然に親しむ観光の推進	●
⑤ 情報発信を強化し、自然に対する関心を高めます	
1 広報なとり、ホームページ、パンフレット、なとりマップなど多様な媒体を生かした情報の発信	○◎
2 関係機関や団体との連携による情報の提供	●
⑥ 身近な歴史・文化的資源を活かした環境を創出します	
1 市指定等の天然記念物などの適切な維持管理	◎

基本目標2 安全で快適な生活環境の向上を図ります

1. 施策の方向

基本目標2 安全で快適な生活環境の向上を図ります

- 1 公害のない安全な生活環境を創出します
- 2 良好な生活環境を保全します
- 3 身近に緑がある環境を創出します

2. 管理指標

管理指標	管理指標内容	現況値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
【大気汚染の防止】 国道4号沿いの二酸化窒素濃度	自動車排出ガス測定局（名取自排局）で測定される国道4号沿い二酸化窒素濃度（日平均値）	0.025ppm	環境基準値 (0.04～ 0.06ppm) 以下
【騒音の防止】 国道4号沿いの騒音レベル	自動車騒音常時監視業務で、毎年把握する国道4号沿い騒音レベル	昼間 74dB 夜間 72dB (2017年度測定地点4箇所。4箇所の平均値)	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下
散乱ごみなどに関する市民の満足度	市民アンケート調査結果 ・「街のきれいさ」の「良い」「やや良い」の合計の回答率	62.0%	80%
公害防止に関する市民の満足度	名取市総合計画策定のための市民意識調査 ・「自然保護・公害防止などの環境保全」の「満足」「どちらかといえば満足している」の回答率	29.1%	34.1%

安全で快適な生活環境は、普段の身近な生活の中でこそ実感されます。名取市は交通インフラや都市環境が他市と比べて充実しておりますが、それは居住する住民にとって公害の原因にもなり得ます。利便性と生活環境との釣り合いを図るため、大気汚染や騒音を定期的に監視し、必要な施策を推進・促進してまいります。

また、ごみの散乱や不法投棄も生活環境悪化の大きな原因となります。環境美化活動の推進やポイ捨て禁止などのマナーの普及に努め、市民アンケート調査等により生活環境の充実度を確認してまいります。

3. 施策の展開

- ：市主体の取り組み
- ：市民・事業者等との協働での取り組み
- ◎：市や県等関係機関が連携して行う取り組み

1 公害のない安全な生活環境を創出します

施策の内容	実施主体
①水質汚濁を防止します 1 水質モニタリングの実施 2 公共下水道への接続の推進及びストックマネジメントに基づく維持管理 3 合併処理浄化槽設置の促進 4 関係機関と連携した水質汚濁に関する意識の啓発や関係法令遵守の指導及び注意情報の提供	● ○● ○ ◎
②交通による公害を防止します 1 県や関係機関との連携による航空機・自動車・新幹線の騒音や振動測定による監視の継続及び公表 2 騒音レベルが高いエリアへの騒音を低減する舗装の導入等による自動車騒音低減策の推進 3 幹線道路等における緩衝帯（歩道、低木植栽等）の整備の推進 4 国や関係事業者等への要請による航空機騒音対策の促進 5 鉄道事業者への要請による新幹線騒音対策の促進	◎ ● ● ◎○ ○
③生活型公害を防止します 1 関係機関と連携した大気汚染物質に対する関係法令遵守の指導や注意情報の提供 2 野焼きや薪ストーブ等の煙害に対するマナーの徹底、指導等の実施 3 生活上の近隣騒音等の発生源に対する指導等の実施 4 ダイオキシン類等の有害物質対策関係法令遵守の指導 5 焼却炉所有者等への関係法令遵守の指導 6 悪臭の発生源に対する指導及び悪臭防止のための関係法令遵守の指導	◎ ● ● ● ● ●
④地域住民からの相談窓口を充実します 1 市民等から通報されてくる煙害、騒音、悪臭など、生活に関する相談、苦情等に対する適切な対応の実施	●
⑤その他の公害を防止します 1 法に基づき工場・事業場跡地などで実施される土壌汚染調査への指導 2 地盤沈下を未然に防止するためのモニタリングの継続と公表及び地下水利用者への適切な揚水の要請	◎ ◎

2 良好な生活環境を保全します

施策の内容	実施主体
①花いっぱい運動などの緑化活動を促進します	
1 市民との協働による花いっぱい運動の展開	○
2 既存公共施設敷地内の緑地の適切な維持管理	●
3 花いっぱい運動など環境活動を行う各種団体等への支援	●
②地域の美化活動を促進します	
1 町内会等の地域ぐるみの環境美化活動の促進	○
2 各種団体等と連携した河川や海岸の清掃活動の支援	○
③ポイ捨て禁止などのマナーの周知徹底を図ります	
1 看板設置やホームページなどによるポイ捨て禁止のマナーの周知徹底	●
2 ペットの糞の後始末等、マナーに関する意識の啓発	○
④空き家対策を推進します	
1 周辺環境への影響が懸念される空き家の実態把握及び実態に応じた対策の検討や実施	●

3 身近に緑がある環境を創出します

施策の内容	実施主体
①緑の多い都市へと誘導します	
1 適切な土地利用に基づく緑化の促進	○
2 地区計画制度による住宅地や事業所での生垣の設置や緑化の促進	○
3 工場立地法の適正指導による工場等における緑地の確保及び適切な維持管理	○
4 名取市企業立地促進制度における緑地保全の助成の実施	●
5 開発行為の際における公園・緑地等の適正配置及び街路樹等の整備の促進	○
②公園・緑地等の適切な管理と整備を推進します	
1 市街地の拡大にあわせた公園・緑地・緑道の整備	●
2 市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理	○
3 十三塚公園の自然に親しみ、子どもから大人まで楽しめる交流空間としての活用推進	○
4 憩いの場となる自然と調和した墓地公園の適切な維持管理	●

基本目標3 環境負荷の少ない都市環境を創出します

1. 施策の方向

基本目標3 環境負荷の少ない都市環境を創出します

- 1 低炭素なまちづくりを促進します
- 2 資源循環型のまちづくりを促進します

2. 管理指標

管理指標	管理指標内容	現況値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
市関連施設からの温室効果ガス排出量	行政の二酸化炭素排出量	6,383 t (基準値2013年度)	5,689 t
1人1日当たりのごみ排出量	1人1日当たりのごみ排出量	767 g ^{※1}	740 g
家庭用使用済み天ぷら油の回収量	家庭用使用済み天ぷら油の回収量	13,383 ℓ ^{※1}	23,133 ℓ

※1 名取市第六次長期総合計画に合わせ2017年度値を使用。

2015年に合意されたパリ協定や2018年のIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書を踏まえ、日本でも2050年までに脱炭素化（CO₂排出実質ゼロ）に取り組むことを表明する自治体が増えてきております。

今回の名取市第二次環境基本計画においては、2050年のCO₂排出実質ゼロへの過程として、2030年までに上記目標に向けた低炭素なまちづくりを目指します。

名取市では、市関連施設の事務事業において発生する温室効果ガス排出量の削減に前計画から取り組んでおり、継続することで低炭素化社会実現の先導役を果たします。

また、CO₂排出量削減と並んで、海洋プラスチック問題に代表される環境汚染も地球環境への負荷を高めており、その対策が急がれます。

名取市ではリサイクル分別を積極的に進め、1人1日当たりのごみの排出量を削減し、また家庭用使用済み天ぷら油の回収量を増やし、再利用を推進することで河川や海洋への投棄を抑制し、地球環境への負荷を軽減し、資源循環型のまちづくりを着実に推進して環境負荷の軽減を図ります。

3. 施策の展開

- ：市主体の取り組み
- ：市民・事業者等との協働での取り組み
- ◎：市や県等関係機関が連携して行う取り組み

1 低炭素なまちづくりを促進します

施策の内容	実施主体
①行政における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化を推進します	
1 二酸化炭素排出抑制のための市役所地球温暖化対策実行計画の推進	●
2 公共施設への再生可能エネルギーの活用に向けた検討を行い、必要に応じた再生可能エネルギーの導入の推進	●
②市民・事業者による再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入を促進します	
1 関係機関との連携による市民・事業者に対する再生可能エネルギー、省エネルギーに関する意識啓発	◎
2 一般住宅への再生可能エネルギー、省エネルギー設備等の普及促進	●
③公共交通の利用を促進します	
1 パークアンドライドなど市民・事業者に対する公共交通の利用促進、マイカー利用の自粛等の啓発の実施	○
④エコドライブの啓発や最先端のエコカーの普及を促進します	
1 アイドリングストップの励行や急発進・急加速等を抑制するエコドライブの啓発	●
2 水素自動車等の最先端のエコカーの普及促進	●
⑤環境負荷の少ない道路環境づくりを推進します	
1 計画的な道路網の整備	●
2 交差点の改良等による交通混雑の改善	●
3 幹線道路等への植栽及び歩道整備の推進	●
4 水資源の保全、ヒートアイランド現象の緩和等のための透水性舗装等の導入の検討	●
⑥公共施設の長寿命化や環境へ配慮した公共工事を推進します	
1 予防保全型の維持管理を推進することによる公共施設の長寿命化	●
2 経済性等を踏まえつつ環境への負荷低減を図った公共工事等（環境に配慮した計画、再生材の使用等）の促進	●
⑦気候変動へ適応できる環境づくりを推進します	
1 関係機関と連携した地球温暖化対策に関する情報の発信や啓発	◎
⑧2050年までの脱炭素社会(CO ₂ 実質排出ゼロ)に向けた取り組みを推進します	
1 関係機関との連携による脱炭素社会に関する情報の発信や周知啓発	◎
2 環境配慮指針による環境に配慮した行動の促進	◎

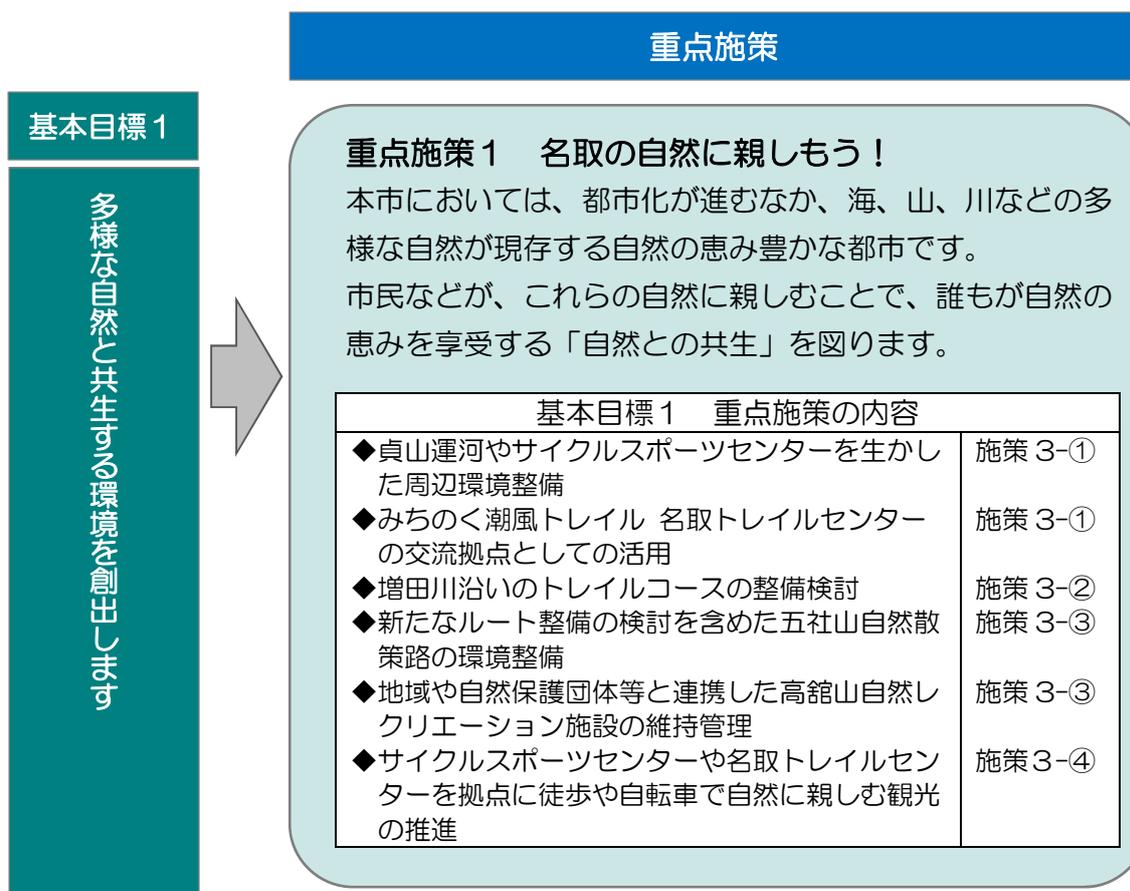
2 資源循環型のまちづくりを促進します

施策の内容	実施主体
①ごみの減量化・リサイクルを推進します	
1 出前講座の実施や名取市ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」、広報なとり等の媒体を活用したごみの減量化やリサイクルの普及啓発	●
2 子供会や町内会等で実施している集団回収事業の推進	○
3 生ごみの減量化促進のための生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の継続及び利用拡大に向けた検討	●
4 市民・事業者等の協力による家庭用使用済み天ぷら油回収の推進	○
5 建設リサイクル法による建設資材の再利用・再資源化の促進	◎○
6 食品ロス問題に関する理解促進と「30・10運動」など意識啓発	◎
7 新たな地球規模の環境問題である海洋プラスチックごみ問題に関する理解促進とごみ減量化に向けた意識啓発	◎
8 市民からのごみに関する相談や疑問に対する相談対応の充実	●
②不法投棄対策の強化や廃棄物の適正処理を推進します	
1 パトロールや監視カメラの設置、地域住民や協力事業者と一体となった不法投棄防止対策の推進	○
2 県と連携した廃棄物処理に関する関係法令遵守の指導や注意情報の提供	◎
3 ごみ処理等に関する一部事務組合の共同事業体制の維持及び効率的な事業の推進	◎
③グリーン購入を促進します	
1 行政におけるグリーン購入の継続	●
2 市民・事業者等に対するグリーン購入に関する意識啓発	○

第8章 重点施策

環境施策を進める上で、市民や事業者へのアンケート調査結果や環境分野における課題を踏まえ、重点的に対応が必要な取り組みを「重点施策」として位置づけています。

「環境との共生」という本計画の目指すべき将来像の実現に向けて、市民・事業者等の環境活動への参加を促し、特に「本市の誇る豊かな自然に親しむ取り組み」、「身近な生活環境の向上を図る取り組み」、「誰もが住み続けたいと思える環境負荷の少ない都市環境の創出に向けた取り組み」を重点施策とします。



重点施策1 ロードマップ（工程計画）

	前期	中期	後期
◆貞山運河やサイクルスポーツセンターを生かした周辺環境整備	市民、関係団体等と連携した周辺環境整備		➔
◆みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンターの交流拠点としての活用	環境活動団体等と連携したイベントの開催等		➔
◆増田川沿いのトレイルコースの整備検討	市民等との協働によるコースの検討	―― コースの整備等	――➔

	前期	中期	後期
◆新たなルート整備の検討を含めた五社山自然散策路の環境整備	市民等との協働による新ルートの検討	ルートの整備等	
◆地域や自然保護団体等と連携した高館山自然レクリエーション施設の維持管理	維持管理		
◆サイクルスポーツセンターや名取トレイルセンターを拠点に徒歩や自転車で自然に親しむ観光の推進	利用の促進		

重点施策

基本目標 2

安全で快適な生活環境の向上を図ります

重点施策 2 身近な生活環境の向上に取り組もう！

市民等の日常生活と最も関わりの深い生活環境を良くしていくためには、市民等との協働による取り組みが重要となります。よりよい生活環境を市民自ら創出していけるよう地域等における環境美化活動の促進を図るとともに、ポイ捨て禁止などのマナーの向上を図るなど生活環境の向上を図ります。

基本目標 2 重点施策の内容

◆町内会等の地域ぐるみの環境美化活動の促進	施策 2-②
◆憩いの場となる自然と調和した墓地公園の適切な維持管理	施策 3-②
◆ポイ捨て禁止などのマナー向上を図る	施策 2-③

重点施策 2 ロードマップ（工程計画）

	前期	中期	後期
◆町内会等の地域ぐるみの環境美化活動の促進	町内会等による清掃活動等		
◆憩いの場となる自然と調和した墓地公園の適切な維持管理	適切な維持管理		
◆ポイ捨て禁止などのマナー向上を図る	マナーの周知徹底		

重点施策

基本目標 3

環境負荷の少ない都市環境を創出します

重点施策 3 エコなまちを創り出そう！

地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題などが地球規模の環境問題となっています。これらの問題は、私たちの生活や事業活動とも密接に関わっています。

このような背景を踏まえ、市民等にとって最も身近な環境への取り組みともなるごみの減量化やリサイクルなどの取り組みを強化するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する周知啓発を図り、2050年までの二酸化炭素実質排出ゼロに向けた“エコなまち”を目指します。

基本目標 3 重点施策の内容

◆ごみの減量化やリサイクルの推進	施策 2-①
◆不法投棄対策の強化	施策 2-②
◆水素自動車等の最先端エコカーの普及促進	施策 1-④
◆食品ロス問題に関する理解促進と「30・10運動」など意識啓発	施策 2-①
◆新たな地球規模の環境問題である海洋プラスチックごみ問題に関する理解促進とごみ減量化に向けた意識啓発	施策 2-①
◆2050年までの脱炭素社会（CO ₂ 実質排出ゼロ）に向けた取り組みの推進	施策 1-⑧

重点施策 3 ロードマップ（工程計画）

	前期	中期	後期
◆ごみの減量化やリサイクルの推進	名取市ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」、広報誌等を活用した普及啓発		
◆不法投棄対策の強化	地域住民、協力事業者と一体となった監視体制の検討	監視体制強化	
◆水素自動車等の最先端エコカーの普及促進	最先端のエコカーの啓発		
◆食品ロス問題に関する理解促進と「30・10運動」など意識啓発	広報、ホームページ等による食品ロスと海洋プラスチックごみに関する情報発信・啓発		
◆新たな地球規模の環境問題である海洋プラスチックごみ問題に関する理解促進とごみ減量化に向けた意識啓発	広報、ホームページ等による地球温暖化対策に関する情報発信・啓発		
◆2050年までの脱炭素社会（CO ₂ 実質排出ゼロ）に向けた取り組みの推進	脱炭素社会に関する情報発信、周知啓発		

第9章 環境配慮指針

今日の環境問題は、河川の水質汚濁やごみの散乱といった身近な問題から、地球規模で問題となっている地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題などによる海洋汚染など、規模や内容も多様なものとなっています。

その原因の多くは、私たちの日常生活や事業活動と深く関わっています。

これらの環境問題の解決のためには、行政の取り組みなどに加え、市民・事業者も環境問題に関心を持ち、それぞれが具体的に行動を起こすことが必要です。

本計画では、市民・事業者が日常生活や事業活動の中で環境に関心を持ち、具体的な行動を自主的に実践できるようにするため、「環境配慮指針」を定めます。

この指針は、本市の現況、近年の環境への取り組み動向などを踏まえ、本市の環境を守っていくために、日常生活や事業活動において市民や事業者に期待される行動を示したものです。

9-1 市民の環境配慮指針

「市民の環境配慮指針」は、市民一人ひとりが、身近な行動において、環境に対し、どのような行動をすればよいのか、理解しやすいように、日常生活の行動場面などを想定して指針を設定しています。

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
1 山・川・海の多様な自然を守る	(1) 本市の自然について学びます。 <input type="checkbox"/> 自然に関心を持ち、市や環境保全団体等のホームページなどから発信される自然環境に関わる情報に目を向けましょう。 <input type="checkbox"/> 自然のもつ役割（機能）を知りましょう。 <input type="checkbox"/> 自然環境保全に関わる農林水産業への理解を深めましょう。	○		
	(2) 自然とのふれあいに努めます。 <input type="checkbox"/> 休日を利用して、自然と触れ合うようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 川辺や海辺の清掃イベントなどへ積極的に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 自然観察会など自然と触れ合えるイベント等に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 海浜部や広浦周辺で行われる海岸保全林等の植樹イベントに参加しましょう。	○		

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	<p>(3) 自然を守ります。</p> <p>□野外では自然を荒らさないようにしましょう。</p> <p>□自然保護団体等が行っている動植物の保護活動に参加しましょう。</p> <p>□自生する植物を持ち帰らない、むやみに立ち入らないなど、野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。</p> <p>□在来の動植物の生態系を壊す恐れのある外来の動植物(ブラックバス等)を、放置あるいは放出しないようにしましょう。</p> <p>□ごみは必ず持ち帰りましょう。</p> <p>◆(1)～(3)の取り組みにより、本市の特徴ともなる多様な自然の保全・育成と自然を育む意識の醸成につながります。</p>	○		
2 日常生活のなかで	<p>(1) 電気の節約に努めます。</p> <p>□使っていない部屋の照明など家電製品はこまめに消しましょう。</p> <p>□待機電力の使用を削減するために主電源を切りましょう。(コンセントからプラグを抜くと効果的です。)</p> <p>□エアコンなどは定期的に清掃し、適切な利用に努めましょう。</p> <p>□着るものなど工夫し、無理のない範囲で冷(暖)房の温度設定を今までよりも上(下)げるよう努めましょう。(クールビズ・ウォームビズの推進)</p> <p>□冷蔵庫には物を詰め過ぎず、開閉を少なくしましょう。</p> <p>◆消費電力量を削減することにより、化石燃料の使用量が削減され、地球温暖化等の防止にもつながります。</p>			○
	<p>(2) 節水に努めます。</p> <p>□台所などの水を流しっぱなしで使わないようにしましょう。</p> <p>□お風呂の残り湯を洗濯水に再利用するなど、節水に心がけましょう。</p> <p>◆水道水を作るには、多くのエネルギーや資源が必要になるため、水以外の資源を節約することにもつながります。</p>	○		○
	<p>(3) 生活排水の排出抑制に努めます。</p> <p>□家庭用使用済み天ぷら油は市内各施設にある油回収容器に入れるなど、リサイクルに努めましょう。</p> <p>□食器や鍋についたひどい汚れは、新聞紙などで拭き取ってから洗いましょう。</p> <p>□水切りネットを使用し、調理くずなどを流さないようにしましょう。</p> <p>□合成洗剤の使用を控え、環境にやさしい洗剤等の使用に努めましょう。</p> <p>◆生活排水の浄化には、多くのエネルギーや資源を使うため、水以外の資源を節約することにつながります。</p> <p>◆家庭用使用済み天ぷら油を再利用しバイオディーゼル燃料などに精製することは、循環型社会に貢献できます。</p>		○	○

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	(4) 化石燃料の使用を減らします。 <input type="checkbox"/> 石油ストーブやガスコンロはこまめに清掃しましょう。 <input type="checkbox"/> 給湯器の温度設定は出来るだけ低くしましょう。 <input type="checkbox"/> 追い焚きをしないようにするため、お風呂に続けて入ったり、お湯が冷めないよう浴槽にふたをしましょう。 <input type="checkbox"/> ガスコンロの火が鍋などからはみ出さないように使用し、必要以上に火力を大きくしないようにしましょう。 ◆化石燃料の消費抑制につながり、地球温暖化の防止にもなります。			○
	(5) 生活から出る音に配慮します。 <input type="checkbox"/> ペットの鳴き声も近所迷惑になる場合があるため十分に注意しましょう。 <input type="checkbox"/> カラオケなどの深夜の使用は注意しましょう。 <input type="checkbox"/> ピアノなどの楽器を弾く時は、近所への影響を考え、時間帯などにも気を配りましょう。 <input type="checkbox"/> テレビやステレオなどの音量は小さくし、特に深夜の利用は周辺に音が漏れないように心がけましょう。 ◆騒音防止につながり、住みやすい生活環境のとなります。		○	
	(6) 食品ロスをなくします。 <input type="checkbox"/> 食べ残しを減らす「30・10運動」を実践しましょう。			○
	3 買い物をすべし (1) 必要のないものは、買わないようにします。 <input type="checkbox"/> 買い物の前にはメモなどを作成し、必要のないものを買うことがないように計画的な買い物を行いましょ。			○
	(2) ごみの排出が少ない買い物に努めます。 <input type="checkbox"/> マイバックなどを持参し、レジ袋の削減に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 必要以上の包装は断りましょう。 <input type="checkbox"/> 使い捨ての製品は、なるべく買わないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 再利用、リサイクル、詰め替え可能な製品を買いましょ。 <input type="checkbox"/> 長期間の使用が可能となるような修理体制が充実している製品をかうようにしましょ。 <input type="checkbox"/> 必要のない使い捨てストローや割り箸等の提供は、断りましょ。 ◆ごみの排出を抑制するには、ごみになるものを買わないようにすることが大切です。(1)、(2)の取り組みにより、ごみ排出の抑制につながります。			○
	(3) 環境にやさしい製品をかうように努めます。 <input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルの付いた製品をかうようにしましょ。 <input type="checkbox"/> 紙製品は、再生紙を使用したものを買いましょ。 <input type="checkbox"/> 電化製品は、省エネルギー効果の高い製品を買いましょ。 <input type="checkbox"/> 自動車などをかうときは、低排出ガス認定自動車や燃費性能の評価が高い自動車など、環境への負荷の少ない自動車を選ぶように努めましょ。 ◆化石燃料の使用量削減やごみの減量化などにつながるとともに、環境に配慮した製品を製造・販売する事業者を応援することにもつながります。			○

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
4 ごみを出す前・出す時	(1) ごみの分別に努めます。 <input type="checkbox"/> ホームページや広報なとりなどからごみに係る情報を収集し、正しいごみの出し方などを確認しましょう。 <input type="checkbox"/> 名取市ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」をスマートフォンやタブレット端末などにダウンロードし、ごみ分別などに関する情報を入手し、活用しましょう。			○
	(2) ごみの減量化に努めます。・・・リデュース <input type="checkbox"/> 食材を使い切る、皮を厚むきしない、食べ残しを出さないなど調理方法を工夫しましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみを出すときは、水を切ってから出しましょう。 <input type="checkbox"/> 堆肥化容器を利用するなどして生ごみを減量しましょう。 <input type="checkbox"/> 詰め替え可能製品を積極的に使いましょう。 <input type="checkbox"/> マイ箸やマイボトル水筒を積極的に使用しましょう。			○
	(3) 再利用に努めます。・・・リユース <input type="checkbox"/> 使わなくなったものは、知人に譲ったり、バザーやフリーマーケットなどを利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品、家具、衣料品などは修理し、長く使うようにしましょう。			○
	(4) リサイクルに努めます。・・・リサイクル <input type="checkbox"/> ビールびんなどリサイクルされるものは販売店に返却しましょう。 <input type="checkbox"/> 缶やびん類、ペットボトル、紙類などは積極的に資源回収に出しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域で行っている集団回収を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 小売店が行う食品トレーなどの資源回収を積極的に活用しましょう。 <input type="checkbox"/> テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機は、家電リサイクル法に基づき処分しましょう。 <input type="checkbox"/> 可燃ごみを出すときは、「雑紙（お菓子の箱など）」としてリサイクル出来るものがあるか確認してから出しましょう。			○
	◆(1)～(4)の取り組みは、ごみの減量化や資源化などの資源の有効利用につながります。「捨てればごみ、分ければ資源」といったように、一人ひとりの小さな行動が循環型社会を創ります。			
5 外出するとき	(1) 環境に配慮した運転（エコドライブ等）の実践に努めます。 <input type="checkbox"/> 急発進、急加速、空ぶかし、必要のないアイドリングはやめましょう。 <input type="checkbox"/> 自動車の整備点検をこまめに行いましょう。 <input type="checkbox"/> トランクなどを整理し、必要のない荷物は載せないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 自動車やバイクの空ぶかしや必要のないクラクション、暴走行為、不法な改造などはやめましょう。		○	○

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	<p>(2) 自動車の利用をできるだけ控えるように努めます。</p> <p>□近くに移動するときは、自動車の使用を控え、徒歩や自転車などを積極的に利用しましょう。</p> <p>□バスや電車などの交通機関を積極的に利用しましょう。</p> <p>◆(1)、(2)の取り組みは、ガソリン・軽油などの化石燃料の消費抑制をはじめ、化石燃料の燃焼による大気汚染物質の排出削減や地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素の排出削減につながります。</p> <p>◆また、環境に配慮した運転は、騒音・振動の軽減にもつながります。</p>			○
6 家屋の管理・改修・新築時	<p>(1) 生活排水対策を適切に行います。</p> <p>□公共下水道などが整備されている地域では速やかに公共下水道へ接続しましょう。</p> <p>□単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽へ早期に切り替えましょう。</p> <p>□浄化槽を設置している場合は、法定点検などを行い適正に管理しましょう。</p> <p>◆水質の浄化（公害の防止）、自然環境・水環境の保全につながります。</p>	○	○	
	<p>(2) 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー型の住宅づくりに努めます。</p> <p>□採光、断熱、通気性に配慮した家づくりに努めましょう。</p> <p>□家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりするエネルギーを節約するための管理システム(HEMS(ヘムス)：ホームエネルギーマネジメントシステム)の設置を検討しましょう。</p> <p>□太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に活用しましょう。</p> <p>□家の新築や改築の際には、ZEH※(ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や省エネルギー設備の導入を検討しましょう。</p> <p>※ZEH：外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量(冷暖房、喚起、照明、給湯等のエネルギー消費量)の収支をゼロとすることを目指した住宅のことを指します。</p> <p>◆再生可能エネルギーの活用や省エネルギーが進むことで、消費電力量を削減につながります。結果、化石燃料の使用量が削減され、地球温暖化等の防止にもつながります。</p>			○

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
7 良好な生活環境を形成していくために	(1) 身近な緑や地域の歴史文化の保全に努めます。 <input type="checkbox"/> 周辺の自然環境を壊さないよう十分に配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 地区の公園や緑地の草刈や清掃に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 雷神山古墳、名取熊野三社をはじめとして貴重な文化財が多くあります。次の世代に継承できるよう保全に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 文化財などの歴史・文化的資源周辺においては、景観への配慮に努めましょう。		○	
	(2) 周辺の緑化に努めます。 <input type="checkbox"/> 花いっぱい運動など美化活動に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 庭に草花を植えたり、生垣などをつくりましょう。 ◆(1)、(2)の取り組みにより、身近な緑の保全・育成、地域の歴史・文化の継承、周辺に配慮した景観により潤いある美しい住環境の創出につながります。		○	
	(3) マナーを守り、まちの美化に努めます。 <input type="checkbox"/> ペットの糞は、飼い主がきちんと始末しましょう。 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻や空き缶、弁当殻などのポイ捨てをしないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を行わず、また、発見した場合は、速やかに市へ連絡しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域等の身近な清掃活動に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> ごみ出しの時間や出し方などルールを守り、ごみ集積所の美化に協力しましょう。 ◆一人ひとりの周辺への配慮とモラルをもった行動により身近な生活環境の向上につながります。		○	
	(1) 環境に関する学習に努め、暮らしを見直します。 <input type="checkbox"/> 環境に関する情報の収集や、学習に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 日常生活などが、環境にどのような影響を与えているか家族みんなで考えてみましょう。 <input type="checkbox"/> 出前講座などを活用し、環境について学びましょう。	○	○	○
8 環境に配慮した活動を実践するために	(2) 環境保全活動に参加します。 <input type="checkbox"/> 市や環境保全団体などが行う環境保全活動等に積極的に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の美化活動などに参加しましょう。 ◆地域環境や保全のための正しい知識を習得する機会となります。また、よりよい環境を目指し、自らが考える機会となります。	○	○	○

9-2

事業者の環境配慮指針

「事業者の環境配慮指針」は、事業者が事業活動を行う上で、期待される環境配慮行動を示したものです。

事業者が理解しやすいように、事業活動の場面などを想定して指針を設定しています。

1. 各業種共通

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
1 山・川・海 の多様な自然を守	(1) 自然環境に配慮した事業活動に努めます。	○		
	□地域の自然環境に負荷をかけない事業活動を進めましょう。 □自然環境に配慮して事業用地を選定しましょう。			
	(2) 自然環境保全活動へ協力します。	○		○
	□市や環境保全団体などが実施する活動に協力・参加しましょう。 □産業廃棄物は適正処理し、不法投棄は絶対にしない。また、不法投棄の監視に協力しましょう。 ◆(1)、(2)の取り組みにより、本市の特徴ともなる多様な自然の保全・育成と自然を育む意識の醸成につながるとともに、企業イメージの向上にもつながります。			
2 事業活動の中で	(1) 職場における電気の節約に努めます。			○
	□使っていない部屋の照明やOA機器のスイッチはこまめに消しましょう。 □定期的な清掃など、電化製品の適切な使用に努めましょう。 □エレベーターなどの使用を控えましょう。 □クールビズ・ウォームビズを推進し、無理のない範囲で、冷(暖)房の温度設定を今までより、少し上(下)げるよう努めましょう。 □職場の状況にあわせて、照明の照度を適正に設定(照度センサーの使用等)しましょう。 □定期的に事務所内のエネルギー使用量を把握し、省エネルギーに努めましょう。 □業務時間の合理化を図りましょう。 ◆電力消費量の削減につながります。また、ピーク電力消費量を削減することになり、化石燃料の消費が抑制され、地球温暖化の防止にもつながります。			

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	(2) 職場における水の節水に努めます。 <input type="checkbox"/> 水道は、水を流しっぱなしで使わないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 節水コマなどを付け、水道使用量を削減しましょう。 <input type="checkbox"/> トイレの自動水洗化、擬音装置を設置するなど、トイレの水の使用量を減らしましょう。 <input type="checkbox"/> 草木への水やりや洗車などには、雨水を積極的に活用しましょう。 ◆水資源の有効活用につながります。水道水を作るには多くのエネルギーや資源が必要なため、水以外の資源を節約することにもつながります。	○		○
	(3) 職場における化石燃料の消費抑制に努めます。 <input type="checkbox"/> 給湯器の温度設定をできるだけ低くしましょう。 <input type="checkbox"/> ガスコンロの火が大きくはみ出さないように（中火）使用し、お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。（例えば、煎茶は80℃程度が適温とされています。） <input type="checkbox"/> ガスコンロのバーナーは、こまめに清掃しましょう。 ◆化石燃料の消費抑制につながります。化石燃料はその燃焼に伴い、二酸化炭素などを排出します。二酸化炭素の排出を抑制することは、地球温暖化の防止にもつながります。			○
	(4) 食品ロスをなくします。 <input type="checkbox"/> 食べ残しを減らす「30・10運動」を実践しましょう。			○
	(1) リサイクル製品や省エネルギー製品などの購入に努めます。 <input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルの付いた製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> 紙製品は、再生紙を使用したものを購入しましょう。また、できるだけ古紙配合率の高い製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> OA機器などを購入するときは、省エネルギー型の製品を購入しましょう。			○
	(2) ごみの排出削減に努めます。 <input type="checkbox"/> 再利用、リサイクル可能な製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> 修理の体制が充実し、長期間の使用が可能な製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> 詰め替え可能な製品を購入しましょう。 ◆(1)、(2)の取り組みにより、廃棄物の排出が削減され、その処理に必要なエネルギーの削減にもつながります。省エネルギー型の製品は、電力消費量が削減され、電気代の節減のほかに二酸化炭素の排出削減が期待できます。			○
3	物品を購入するとき			

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
4 ごみを出す前・出すとき	(1) 職場におけるごみの減量化を推進します。 <input type="checkbox"/> 両面印刷・両面コピーを心がけましょう。 <input type="checkbox"/> ミスコピーや使用済み紙の裏面を再利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 会議資料の部数・ページ数を必要最小限にしましょう。 (資料等は電子データなどをうまく活用し、できるだけ紙への印刷を控えましょう。) <input type="checkbox"/> 事務用品や備品は大切に使い、なるべく長く使うようにしましょう。			○
	(2) 職場におけるリサイクルを推進します。 <input type="checkbox"/> ごみの分別回収を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 空き缶やびん類、ペットボトル、紙類などは、資源ごみとしてリサイクルに努めましょう。			○
	(3) 事業系ごみの適正処理に努めます。 <input type="checkbox"/> 事業所からのごみは、処理業者に依頼するなどして、適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 有害物質などは特に注意し、適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 特定フロンを使用している冷凍庫やエアコンなどを処分する際には、適正に処理しましょう。			○
	◆(1)～(3)の取り組みにより、ごみの減量化や適正処理、資源やエネルギーの有効利用につながります。			
5 自動車を利用するとき	(1) 環境に配慮した運転(エコドライブ)の実践に努めます。 <input type="checkbox"/> 必要のないアイドリングはやめましょう。 <input type="checkbox"/> 急発進、急加速、空ぶかしはやめましょう。 <input type="checkbox"/> 必要のない荷物は載せないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 自動車の整備点検をこまめにしましょう。		○	○
	(2) 自動車の利用をできるだけ控えるように努めます。 <input type="checkbox"/> 出張などには、できるだけバスや電車などの交通機関を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 近距離の移動は徒歩や自転車を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 同じ方向に移動するときは、相乗りするようにしましょう。		○	○
	(3) 環境への負荷の少ない自動車の導入と利用に努めます。 <input type="checkbox"/> 購入や代替えの際には、低排出ガス認定自動車や燃費性能の評価が高い自動車、ハイブリット車や電気自動車などの低公害車など、環境への負荷の少ない自動車の導入に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 商品などの輸送には、低公害・低排出ガス車などを積極的に利用しましょう。		○	○

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	<p>(4) 効率的な運転計画を立てます。</p> <p>□効率的な配送・運転ルートなどを計画しましょう。</p> <p>□配送量に見合う車種を選択するよう努めましょう。</p> <p>◆(1)～(4)の取り組みにより、化石燃料の消費抑制や大気汚染物質の排出削減、さらに、地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減につながります。</p>		○	○
6 事業所や工場などを建設・管理するしき	<p>(1) 周辺の自然環境や景観への配慮に努めます。</p> <p>□事業所や工場などを建てる時は、周辺の自然環境や歴史・文化的資源への影響、景観などに十分に配慮しましょう。</p> <p>□周辺の民家への日照に配慮しましょう。</p> <p>□看板を取り付けるときは、周辺の景観への影響に配慮しましょう。</p> <p>□必要以上の照明を防止するため時間帯や場所・方法などに注意しましょう。</p>		○	
	<p>(2) 工場・事業所の緑化に努めます。</p> <p>□工場・事業所などの敷地内の緑化に努めましょう。</p> <p>□敷地内の緑化にあたっては、周辺に迷惑のかからないように定期的な管理を行いましょう。</p> <p>□所有地（特に空き地）は、周辺に迷惑にならないように除草しましょう。</p>		○	
	<p>(3) 排水処理施設などの整備と適正管理に努めます。</p> <p>□下水道が整備されている地域では速やかに公共下水道へ接続しましょう。</p> <p>□浄化槽を設置している場合は、法定点検などを行い適正に管理しましょう。</p> <p>□有害物質を使用している場合は、適正な管理を行い環境への影響を考慮しましょう。</p> <p>□地下水を利用している場合には、地盤沈下などが発生しないよう適正に利用しましょう。</p> <p>◆(1)～(3)の取り組みにより、自然環境や周辺環境の美化や保全、水質浄化（公害の防止）、水環境の保全につながります。</p>		○	

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	<p>(4) 再生可能エネルギーを活用したり、省エネルギー型の事業所や工場づくりに努めます。</p> <p>□効率的な空調システムや省エネルギー型の照明機器を採用するなど、建物自体で省エネルギーに努めましょう。</p> <p>□採光、断熱、通気性に配慮した工場・事業所などの建設に努めましょう。</p> <p>□太陽や風などの再生可能エネルギーを積極的に活用しましょう。</p> <p>□節水型機器の導入に努めましょう。</p> <p>□雨水ますなどを設置し、雨水を積極的に利用しましょう。</p> <p>□廃熱などの未利用エネルギーを有効に利用しましょう。</p> <p>□建物や工場に設置された設備や機器の運転データ・エネルギー使用量データを蓄積・解析し、効率よく制御することでエネルギー消費量の最適化・低減を図る管理システム（BEMS（ベムス）：ビルエネルギーマネジメントシステム／FEMS（フェムス）：ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）の設置を検討しましょう。</p> <p>□事業所等々を新築や改築の際には、ZEB*（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や省エネルギー設備の導入を検討しましょう。</p> <p>※ZEB：外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量（冷暖房、喚起、照明、給湯等のエネルギー消費量）の収支がゼロとすることを目指したビルのことを指します。</p> <p>◆再生可能エネルギーの活用や省エネルギーが進むことで、消費電力量を削減につながります。結果、化石燃料の使用量が削減され、地球温暖化等の防止にもつながります。</p>	○		○
7 る た め に 防 止 す	<p>(1) 工場や事業所における悪臭防止の徹底に努めます。</p> <p>□悪臭を発生する施設は、密閉性に留意し、高効率の脱臭装置等の設置に努めましょう。</p> <p>□悪臭を発生させないように従業員などの技術的指導を徹底しましょう。</p> <p>□悪臭防止のため、日頃から機器の維持管理などを徹底し、調査や研究を積極的に行いましょう。</p>		○	

区分	環境配慮指針と具体的な行動例	関連する基本目標		
		基本目標1	基本目標2	基本目標3
	<p>(2) 工場や事業所における騒音や振動の防止に努めます。</p> <p>□自動車などの空ぶかしやアドリングをやめましょう。 □トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分に注意しましょう。 □防音壁など遮音、消音設備を整備しましょう。 □低騒音、低振動型の機器を積極的に導入しましょう。 □設備の適正管理を徹底しましょう。</p> <p>◆(1)、(2)の取り組みにより、事業活動における悪臭防止、騒音・振動の防止、大気汚染防止につながります。</p>		○	
8 環境に配慮した活動を実践するために	<p>(1) 環境に配慮した事業活動を行うための体制を整備します。</p> <p>□環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 □環境保全に配慮した行動に関するマニュアルなどを作成しましょう。 □環境保全のための担当部署などの設置を検討しましょう。 □ISO14001 認証取得に向けて取り組みましょう。</p>	○	○	○
	<p>(2) 職場内での環境学習に努めます。</p> <p>□職場内における環境学習（教育）を推進しましょう。 □市や環境保全団体などが行う環境学習などへ積極的に参加しましょう。 □外国人などを雇用している場合は、地域のルール（ごみ出し、生活のルール等）を教育しましょう。</p>	○	○	○
	<p>(3) 環境保全活動の実践に努めます。</p> <p>□職場内で出来る身近な環境保全活動を実践しましょう。 □市や地域等で行う環境保全活動へ積極的に、参加・協力しましょう。 □従業員の環境保全活動を支援しましょう。 □事業活動における環境への取り組みを積極的に公表しましょう。</p> <p>◆(1)～(3)の取り組みにより、事業活動における地域環境や地球環境保全のための正しい知識を習得する機会となります。また、企業イメージの向上にもつながります。</p>	○	○	○

第10章 計画の推進体制

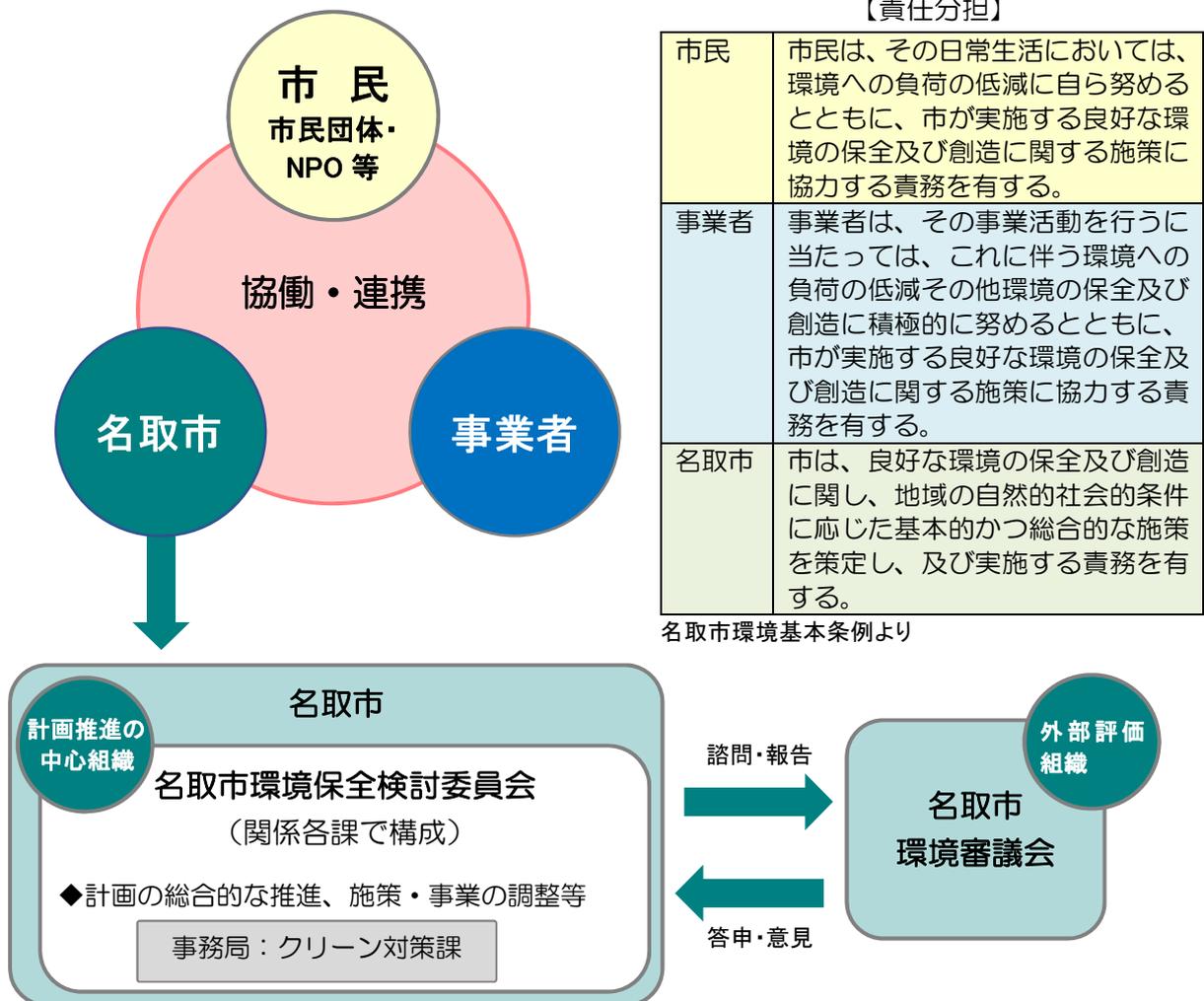
10-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、「名取市環境審議会」を計画進行のチェック機関として定期的に開催し、施策実施状況の報告および意見の聴取などを行っていくものとします。

市は、本計画の各種施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、市内部の横断的組織である「名取市環境保全検討委員会」を設置し、本計画と関連する分野別計画に係る施策・事業の調整や計画の進捗管理等を行っていきます。

また、市民・事業者・市などが協働で行う取り組みを促進し、相互間の連携強化を図ります。

〈計画の推進体制〉



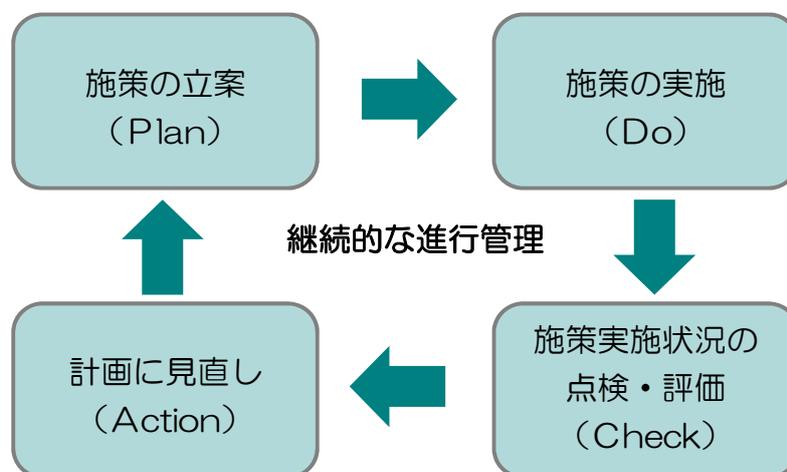
1. 計画の進行管理

本計画は、計画を着実に実施していくため、PDCAサイクルにより進行管理を実施していきます。

施策の達成度をみるための指標に基づき、施策の実施状況の把握や評価を行い、審議会などへの報告や意見聴取を行います。

〈計画の進行管理 PDCAサイクル〉

Plan 施策の立案	本計画と関連する分野別計画との調整を図りながら、改善策などを盛り込んだ計画・施策を立案します。
Do 取り組みの実施	行政・市民・事業者等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを推進します。
Check 施策の実施状況の 点検・評価	環境保全検討委員会において計画の進捗状況を取りまとめ点検し、市民等へホームページなどで公表します。 また、本計画の諮問機関である名取市環境審議会へ報告を行い、評価を求めます。
Action 見直し	点検・評価の結果をもとに、施策の改善策などの検討を行い、次年度以降の施策の立案に反映させます。



★PDCAサイクルとは・・・

PDCAサイクルとは、施策を立案し（Plan）、施策を実施し（Do）、施策の実施状況の点検や評価をし（Check）、見直し（Action）を継続的に行う管理システムのことです。

2. 情報開示

市の環境に関する状況については、毎年度環境審議会に報告するとともに「なとりのかんきょう」及びホームページなどで各種環境調査結果や施策の進捗状況等を公表します。

3. 計画の見直し

本計画の施策などは、環境を取り巻く状況の変化や進行状況等によりPDCAサイクルで随時見直しを行っていきませんが、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ、適切に対応することとし、目標年次の中間年を目途に見直しを行うこととします。

4. 関係機関との連携

環境に関する課題の解決には、国や県、近隣市町村等との連携が重要です。

計画を効果的かつ効率的に推進するため、今後も県などの関係機関との積極的な連携に努めます。

資料1 用語解説

▼あ行

〈ISO14001〉

企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格（環境マネジメントシステム）のこと。

〈アイドリングストップ〉

停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

〈アスベスト〉

天然の繊維状けい酸塩鉱物の総称。「いしわた」「せきめん」ともいう。軽い線状の性質があるため、断熱材・耐火材・電気絶縁材などに使われた。一方容易に飛散するため、WHOは肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因となるといわれ、肺がんを起さる可能性を指摘している。日本国内では平成16年より全石綿が原則使用禁止となっている。

〈硫黄酸化物（SO_x）〉

硫黄の酸化物の総称。二酸化硫黄（SO₂ 亜硫酸ガス）や三酸化硫黄（SO₃）などがある。石油や石炭等の硫黄分を含む燃料が燃える際などに発生し、大気汚染や酸性雨の原因物質の1つ。

〈いぐね〉

東北地方などでみられる屋敷のまわり植えられた木（屋敷林）のこと。

〈一酸化窒素（NO）〉

高温で空気中の窒素と酸素が反応してできた化合物。窒素酸化物の1つ。無色・無臭の気体で、ボイラーやエンジンで燃料等を燃焼させると発生する。

〈エコドライブ〉

ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

〈エコマーク〉

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。消費者が環境を意識した商品を選択したり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。

〈SDGs（エス・ディー・ジーズ）〉

「持続可能な開発目標」のこと。

持続可能な開発目標は、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真であり、17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成されている。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、我々が直面するグローバルな諸課題の解決を目指している。

〈LED（発光ダイオード）〉

Light Emitting Diodeの略。電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。従来から使われている蛍光灯や白熱電球等と比べ、消費電力や光源からの発熱が少ないこと、材料に水銀などの有害物質を含まないことから環境負荷の少ない発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。

〈Lden（エルデン）〉

航空機騒音を評価する値。時間帯補正等価騒音レベルともいう。1日の間に観測された航空機騒音の単位暴露騒音レベル（単発的に発生する騒音の「聞こえ始めから聞こえ終わり」までのエネルギーの合計）を時間帯に補正した後にエネルギー加算し、観測時間（1日＝86,400秒）で平均してレベルで表示した値。

〈オゾン層〉

紫外線による光化学反応で、成層圏（地上から10～50km）に達した酸素（O₂）がオゾン（O₃）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。太陽光に含まれる有害な紫外線はオゾン層で吸収されるが、フロンなどの化学物質の影響で1980年代を中心にオゾン全量は減少している。1990年代半ば以降、オゾン全量は減少傾向がみられないが、オゾン層の破壊が顕著になる前の1980年以前と比べると現在も少ない状態が続いている。

〈温室効果・温室効果ガス〉

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面から熱が放出される。その熱をガスが吸収することで、大気が暖められる。この現象を温室効果といい、そのガスを温室効果ガスという。

気候変動枠組条約では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7つを温室効果ガスとして取り扱っている。

近年、これらのガス排出量が急増したことで、温室効果がこれまでよりも強まり、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が地球規模の環境問題となっている。

▼か行

〈化学的酸素要求量（COD）〉

海域や湖沼の汚染の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量（mg/L）で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

〈化石燃料〉

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいう。一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、長い年月をかけて地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれている。燃焼により、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素を発生する。

〈合併処理浄化槽〉

し尿等の生活排水を、微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正により、新たに設置する浄化槽は、すべて合併処理浄化槽とすることが義務付けられた。

〈家電リサイクル法〉

平成10年に制定された「特定家庭用機器再商品化法」のこと。家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

〈環境基準〉

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音・振動に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

〈環境基本法〉

日本の環境施策の土台となる法律で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993（平成5）年成立。

〈環境教育〉

人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

〈環境負荷・環境への負荷〉

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

〈緩衝緑地〉

航空機騒音の防止のために空港周辺につくられた又はつくられる緑地のこと。

〈規制基準〉

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。

〈共生〉

広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。

〈協働〉

同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

〈グリーン購入〉

製品、サービス等の利用に際し、必要性をよく考え、品質や価格だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選んで購入すること。

〈グリーンマーク〉

（公財）古紙再生促進センターが1981年に制定。古紙を規定する割合以上利用している製品であることを示す認証マーク。

〈建設リサイクル法〉

平成12年に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のこと。資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律

〈公害〉

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七

公害」と呼んでいる。

〈公共下水道〉

下水道法による下水道の種別の1つ。「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水処理の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

〈公共用水域〉

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠（主に排水や給水のための溝状の水路）、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む）を除く。）」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

〈国際エネルギースターロゴ〉

「国際エネルギースタープログラム」に基づくマーク。

「国際エネルギースタープログラム」は、オフィス機器の国際的省エネルギー制度で、製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位25%の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品に「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められている。

〈COP（コップ）〉

COPとはConference of the Partiesの略で、「締約国会議」のこと。「締約国会議」は、一般に条約ごとに設けられ、その条約の最高意思決定機関となる。末尾に会議の開

催回数をつけて表す。

特に2010年に名古屋市で開催され、愛知目標が採択された「生物多様性条約第10回締約国会議」のことをCOP10、2017年にパリで開催され、「パリ協定」が採択された「国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議」をCOP21という。

〈コンポスト〉

生ごみや下水汚泥、家畜ふん尿などの有機物質を原料として、微生物の働きによって作られる堆肥のこと。

▼さ行

〈災害廃棄物〉

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。

〈最終処分場〉

最終処分とは、廃棄物を自然環境に還元することであり、これは陸上埋立処分、水面埋立処分及び海洋投入処分がある。

最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさす。産業廃棄物の最終処分場には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判断基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

〈再生可能エネルギー〉

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われている。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」

では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

〈3R (サン・アール)〉

3Rとは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称。

「リデュース」とは、物を大切に使いごみを減らすこと、「リユース」とは、使える物は繰り返し使うこと、「リサイクル」とは、ごみを資源として再び利用することをいう。

〈産業廃棄物〉

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類をさす。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

〈酸性雨・酸性雪〉

二酸化硫黄 (SO₂) や窒素酸化物 (NO_x) などを起源とする酸性物質が雨・雪などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。一般的には、pH5.6 以下のものをいう。

河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

〈残留騒音〉

ある地点の全ての騒音から、音源を特定できる騒音を除いた残りの騒音のこと。都市部においては、都市全体を覆う遠方の道路交通騒音などが主な騒音減と考えられる。

〈J-Moss (ジェイモス)〉

電機電子機器に含有される化学物質の表示に関する JIS 規格の略称。正式名称は「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」という。資源有効利用促進法によって義務付けられた含有マークと任意で表示できる非含有マーク (グリーンマーク) がある。

〈自然環境保全地域〉

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域。

〈自然共生社会〉

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

〈持続的な発展〉

健全で恵み豊かな環境を地球規模から身近な地域にわたって保全しながら社会経済を発展させること。

〈地盤沈下〉

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象を指し、広義には盛土や構造物の荷重による局所的な沈下も含むが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することをいう。典型7公害の1つ。圧密沈下による大規模な地盤沈下と、人為的な局所的沈下がある。

〈指標生物〉

環境状況を判断するために利用される生物のこと。水質の汚染度を判断する際に、そ

こに住む水生生物を観察することで判断する例が有名。

〈循環型社会〉

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、第1に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第2に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と規定している。

〈省エネルギー〉

エネルギーの効率的な使用や、余分なエネルギーの消費を抑制することによって、エネルギーの消費量の削減を図ること。

〈浄化槽〉

水洗便所排水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のことである。なお、水洗便所排水のみを処理するものは単独処理浄化槽（みなし浄化槽）であり、その設置は平成12年に禁止されている。既に設置されている単独処理浄化槽を使用することについては、特に罰則はないが、よりよい水環境を残していくためには、地域全体で単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくことが必要である。

〈食品ロス・食品残渣（食品廃棄物等）〉

「食品循環資源の再生利用等の推進に関する法律（食品リサイクル法）」では、食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造、加工、調理の過程で副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものと定義されている。液状のもの（家庭用

使用済み天ぷら油）や有用物も含む。

〈親水空間〉

川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水をとりまく樹木や通路などの空間も含む。

〈振動〉

固体や流体が振れ動く物理現象のことで、地盤や構造物に何らかの力が作用したときなどに生じる周期的な位置変化の現象である。公害とされる振動については、工場や事業所の振動、建設作業振動、自動車や鉄道による交通振動などがある。

〈水準測量〉

日本の土地の高さ（標高）は、東京湾の平均海面を基準（標高0m）として測られている。東京湾の平均海面を地上に固定するために設置されたのが日本水準原点である。全国の主要な道路沿いに設置されている水準点の高さは、この日本水準原点に基づいて水準測量により決められ、この水準点がその地域において行われる高さの測量の基準となる。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。水準測量は、2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間（約2km）の高さを求めるもの。

〈水生生物調査〉

河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし（指標）となる29種（サワガニ、カワナ類、タニシ類、アメリカザリガニなど）について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984（昭和59）年から全国で実施されている。

〈水素イオン濃度 (pH)〉

酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0 が中性、これより数値が小さくなる程強い酸性を示し、数値が大きくなる程強いアルカリ性を示す。pH、ピーエイチと略称する。

〈水素自動車〉

水素自動車とは、ガソリンの代わりに水素を燃料とする自動車のこと。ガソリンエンジンを改良し、直接水素を燃焼させる仕組み。水素燃料は炭素を含まないため、燃焼しても二酸化炭素の排出量はゼロとなる。

燃料電池自動車も水素を利用するが、水素と酸素の化学反応で得られる電気エネルギーで駆動させる、という違いがある。

〈生活排水〉

水質汚濁防止法では、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排水を除く)」と定義している。なお、生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

〈生態系〉

自然界のある地域に住むすべての生物群集(植物群集と動物群集)とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

〈生物化学的酸素要求量 (BOD)〉

生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものを。

〈生物多様性〉

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生き

ものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの多様性がある。

〈節水コマ〉

上水道の蛇口内部に取り付けるゴム製又は樹脂製の節水用のコマのこと。節水コマを取り付けることにより、水の流れを阻害し蛇口を開いた状態での水の流出量を抑えることができる。

〈騒音〉

人が聞こえる音のうち、聞き手が不快と感じる音のこと。公害騒音としては、工場や事業所の騒音、建設作業騒音、自動車や鉄道による交通騒音、飲食店などの深夜営業による騒音、商業宣伝などの拡声機騒音などがある。

〈騒音レベル〉

JIS に規定される指示型の騒音計で測定して得られる値で、騒音の大きさを表す。

〈騒音を低減する舗装〉

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となる。騒音を低減する効果のある排水性舗装は、こうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を低減する効果がある。

▼た行

〈ダイオキシン類〉

塩素と酸素を含む有機化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルを合わせた化学物質群の総称。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で意図せざるものとして生成する。

〈太陽光発電〉

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気をためながら自ら使う独立系型の二つのシステムに分かれている。

〈多自然かわづくり〉

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

〈脱炭素社会〉

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と除去量の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

〈WECPNL(加重等平均感覚騒音レベル)〉

航空機 1 機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位。平成 25 年 3 月までこの単位をもとに航空機騒音の環境基準が定められていた。

〈地下水位観測井〉

地下水位の変動を観測するため、井戸の水面にフロートを浮かべ地下水位を自動記録する装置。

〈地球温暖化〉

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一

方、森林の破壊などによって二酸化炭素の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

〈地区計画〉

地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために、住民の総意に基づき、地区に必要な道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、建蔽率、かき・さくの構造や建築物の形態・意匠の制限等を、その地区のルールとして定めることができる制度。

〈地産地消〉

地元で採れた農作物や魚介類等の食品を選んで消費すること。遠方で採れたものと比べて、産地から 販売店までの輸送にかかる温室効果ガスの発生が少なく済むことから、地球温暖化対策の面からも、地元で採れた食品の消費が推奨されている。

〈窒素酸化物 (NO_x=NO+NO₂)〉

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する。一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) などをいう。発生源は、ボイラー、工場、家庭用暖房など広範囲にわたっており、大気汚染や酸性雨の原因の 1 つ。

〈中間処理〉

廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、破砕、圧縮、脱水、中和、コンクリート固形化などの処理をいう。

〈TEQ (毒性等量)〉

ダイオキシン類の毒性を表す単位。ダイオキシン類は、その構造によって、毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD 毒性を 1 として、他のダイオキシン

の毒性を評価した値のことを毒性等量という。

〈底質〉

湖沼、河川、海域の水底に溜まった土砂などの堆積物のこと。

〈低公害車〉

大気汚染物質の排出や騒音の発生の少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている等、環境性能に優れた自動車の総称。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車等の開発・普及が進められている。

〈低炭素社会〉

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

〈適応〉

既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減すること。

〈デシベル (dB [A])〉

音の強さや音圧を表す単位。音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なるため、騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dB または dB[A] で表示する。

〈電気自動車〉

EV (Electric Vehicle) ともいう。電気自動車は、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車で、自動車から排出されるガスは一切なく※、走行騒音も減少するなど同タイプのガソリン車よりも環境性能が高い。

※自動車由来の排ガスはないが、充電する電気の発電に化石燃料を使用している場合は、窒素酸化物や二酸化炭素が発生する。

〈透水性舗装〉

道路や歩道をすき間の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型の洪水を防止する効果がある。

〈特定施設〉

騒音規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」を、水質汚濁防止法では「人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設」を特定施設と定めている。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

〈土壌汚染〉

土壌の特定有害物質による汚染のこと。土壌汚染対策法では、特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどが指定されている。

〈土地区画整理・土地区画整理事業〉

土地区画整理法に基づき、自治体等が行う土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更に関する事業。都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善および宅

地の利用の増進を図ることを目的とする。

▼な行

〈二酸化硫黄 (SO₂)〉

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨や酸性雪のもとになるなど公害の原因物質となる。

〈二酸化炭素 (CO₂)〉

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶ける。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

〈二酸化窒素 (NO₂)〉

一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の刺激性の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

〈ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス〉

ZEH (Net Zero Energy House) といひ、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

〈ネット・ゼロ・エネルギー・ビル〉

ZEB (Net Zero Energy Building) といひ、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備

システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物のこと。

〈農業集落排水〉

集落の散在する農村に適した汚水処理システムとして、おおむね1000人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道のこと。

▼は行

〈パークアンドライド〉

自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心中心部等の目的地へ向かうシステム。

〈ばい煙〉

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称している。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

〈バイオディーゼル燃料 (BDF)〉

菜種油、ひまわり油等の作物由来の油や家庭用使用済み天ぷら油から作られるディーゼルエンジン用燃料。バイオマスエネルギーの一つ。植物油の原料である菜種や大

豆などは、成長過程において光合成により二酸化炭素を吸収するため、バイオディーゼル燃料の利用は二酸化炭素の抑制に繋がる。

〈バイオマス〉

木材や海藻、生ごみ、動物の死骸や排泄物、プランクトンなどの生物由来の有機物のこと。

バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

〈廃棄物〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。また、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

〈ハイブリット車〉

複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃料と低排出ガスを達成している自動車。現在市販されているハイブリッド自動車は、ガソリンやディーゼル等のエンジンと電気や油圧などのモーターの組み合わせとなっている。エンジンは必要最小限の能力とし、必要性に応じて走行性能をモーターで代替又は補助して走行するとともに、減速、制動時の回生エネルギーを回収し、駆動用エネ

ルギーとして再利用する。

〈パリ協定〉

平成 27 年 12 月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成 28 年 11 月に発効。

協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」ことなどが掲げられている。

〈ppm〉

濃度の単位で、100 万分の 1 を 1ppm と表示する。例えば、 $1\text{m}^3 (=100\text{万 cm}^3)$ の空気中に 1cm^3 の硫酸化物が混じっている場合の硫酸化物の濃度は 1ppm となる。

〈ビオトープ〉

野生動植物の生息空間の意味。多様な動植物が共存して生息できる良好な生態系、空間をさす。

〈微小粒子状物質（PM2.5）〉

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ ($1\ \mu\text{m}=0.001\ \text{mm}$) 以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009（平成 21）年 9 月、PM2.5 に係る環境基準が告示された。

〈ヒートアイランド〉

都市部が周辺域より高い温度になっている現象。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。

〈浮遊粒子状物質 (SPM)〉

大気中に浮遊している微細な粒子のうち粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下のもの。呼吸器系の各部位に沈着し、健康に影響を及ぼす。

〈FEMS (フェムス)〉

Factory Energy Management System (工場エネルギー管理システム) の略称。工場全体のエネルギー消費を削減するため、工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインの設備等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。

〈フロン類〉

フルオロカーボン (ふっ素と炭素の化合物) の総称であり、フロン回収・破壊法 (平成 13 年法律第 64 号) では、クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) をフロン類としている。フロン類は、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用されるが、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある。現在はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、国際的に生産等の規制がなされている。

〈粉じん〉

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では粉じんは「物の破砕や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生し、または飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉

じん」(現在、石綿 (アスベスト) を指定) という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

〈Bq (ベクレル)〉

放射能の強さを表す単位のこと。1 ベクレルは 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのこと。ベクレルで表した数値が大きいほど、そこからたくさんの放射線が出ていることを意味する。

〈HEMS (ヘムス)〉

Home Energy Management System (ホームエネルギー管理システム) の略称。住宅内に設置した電力センサー、温度センサー、照度センサー等の各種センサーからの情報を基に、空調設備、照明設備、電源コンセント等の機器を適制御することで、エネルギー使用量の抑制を図るシステム。なお、太陽光発電システムや蓄電システム等との連動も可能。

〈BEMS (ベムス)〉

Building Energy Management System (ビルエネルギー管理システム) の略称。建物内に設置した電力センサー、温度センサー、照度センサー等の各種センサーからの情報を基に、空調設備、換気設備、照明設備等の機器を適制御することで、エネルギー使用量の抑制を図るシステム。

〈放射性物質〉

「放射線を出す性質」をもつ物質のこと。福島第一原発事故では、主に放射性ヨウ素と放射性セシウムが原子炉から放出され、そのうち長く残存する放射性セシウムの影響が問題となっている。温泉に含まれているラドンやラジウム、動植物に含まれているカリウムなども放射性物質であり、もと

もと自然界に存在している。平成 24 年 9 月に環境基本法が改正施行され、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染防止措置を行うことが明確に位置づけられた。

〈放射性セシウム〉

放射線を出す性質をもつ物質の一つ。

〈放射線量〉

大気中の放射線の量のこと。

〈ポリ塩化ビフェニル（PCB）〉

熱に対して安定で電気絶縁性があるため、コンデンサなど電気機器の絶縁油に使われてきたが、カネミ油症事件によって毒性が明らかになり、製造・輸入が禁止された。その後、保管中のポリ塩化ビフェニルが紛失するという事例が多数判明したため、平成 13 年、PCB 廃棄物特別措置法を制定し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の所管事業者に対し、平成 39 年までに処理することなどが定められた。

▼ま行

〈マイクロプラスチック〉

5 mm以下の微細なプラスチックごみのこと。捨てられたペットボトルやレジ袋などのプラスチック製品が、長い年月をかけて紫外線や海洋での波の力などの影響で劣化し、微細化されることでマイクロプラスチックとなる。表面に有害物質が吸着しやすく、海洋生物が餌として誤食することによる生態系への影響の懸念などから、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が環境問題として認識されるようになった。

〈みちのく潮風トレイル〉

トレイルとは、歩くための道であり、またその道を旅することをいう。みちのく潮風

トレイルとは、環境省が主導する、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイルのこと。

〈モニタリング〉

環境の状況について監視したり、事業等による環境への影響を追跡したりするために行う観測や調査のこと。環境監視ともいう。

〈モントリオール議定書〉

正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。1985 年に採択された「オゾン層保護のためのウィーン条約」に基づき、オゾン層の破壊物質を特定し、規制するための議定書であり、1987 年に採択された。

▼や行

〈有害化学物質〉

人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は非常に種類が多い。例として、カドミウム及びその化合物、水銀、六価クロム、DDT、トリクロロエチレン、人体への影響が心配されている環境ホルモン（ダイオキシン、PCB、ビスフェノールA等）、化石燃料の燃焼による二酸化窒素、二酸化硫黄など多種多様。

▼ら行

〈緑地環境保全地域〉

良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するも

のについて、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいう。

〈レッドデータブック〉

絶滅のおそれのある野生生物の種の情報を取りまとめたもの。環境省や各都道府県などで作成している。国際的には、IUCN（国際自然保護連合）によって刊行された世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにした資料。

宮城県では、平成 13 年に「宮城県の希少な野生動植物種-宮城県レッドデータブック-」を発行。その後、平成 19 年からレッドデータブックの改訂に向けて、全県レベルの調査とデータの集積を開始し、平成 25 年に「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2013 年版」を公表している。さらに、東日本大震災後の状況を一部反映させた「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物-RED DATA BOOK MIYAGI 2016-」の発行している。

資料2 名取市環境基本条例

○名取市環境基本条例

平成11年3月11日

名取市条例第3号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第9条)

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策(第10条—第22条)

第4章 名取市環境審議会(第23条—第30条)

附則

私たちのふるさと名取は、海、山、川そして豊かな緑の大地という恵まれた環境の中で、先人のたゆまざる努力により発展を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展により、物の豊かさや生活の利便性は高まってはいるものの、資源の浪費や大量のごみの排出などによってもたらされたさまざまな環境問題が生じており、ひいては、すべての生物のよりどころである地球環境さえも脅かされるようになってきている。

もとより、市民一人ひとりは、豊かな自然の恵みを享受する権利を有するとともに快適な生活を望んでいるわけであるが、同時に、恵み豊かな自然を保全し、良好な環境を次世代に継承していく責務も有している。

今こそ私たちは、かけがえのないふるさと名取の良好な環境を次世代に継承することが地球環境を守るうえでも大きな意義があることを認識し、すべての人が協力しあって、本市の良好な環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる市土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、その日常生活においては、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮)

第 7 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、名取市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公表)

第9条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとれるように誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 市は、人と自然が共生する緑豊かな市土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第 15 条 市は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う事業者が、環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育の振興等)

第 16 条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、第 16 条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視、測定等)

第 19 条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等を行うよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 20 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 名取市環境審議会

(設置)

第 23 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、名取市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項
(組織)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 25 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残
任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務
を代理する。

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

(意見の聴取等)

第 28 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は説
明を求めることができる。

(庶務)

第 29 条 審議会の庶務は、生活経済部クリーン対策課においてこれを処理する。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、公布の日
から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 8 月規則第 11 号で、同 11 年 9 月 1 日から施行)

(名取市公害対策審議会条例の廃止)

2 名取市公害対策審議会条例(昭和 46 年名取市条例第 2 号)は、廃止する。

附 則(平成 14 年 9 月 25 日条例第 28 号)
この条例は、平成 14 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 20 号)
この条例は、(中略)平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

名取市環境審議会委員名簿

令和2年3月現在(敬称略)

氏名	役職	備考
齊藤 敬	尚絅学院大学 教授	会長
齊藤 千映美	宮城教育大学 教授	
菅野 美穂子	株式会社日本作品研究所 取締役	副会長
坂口 大洋	仙台高等専門学校 教授	
稲村 大地	宮城県農業高等学校 教諭	
今野 義正	NPO 法人名取ハマボウフウの会 理事長	
佐々木 せい子	名取岩沼農業協同組合女性部 副部長	
小島 哲夫	名取市商工会 会長	
星野 豊	株式会社オイルプラントナトリ 常務取締役	
深澤 茂之	宮城県塩釜保健所岩沼支所 技術副参事兼技術次長	
佐藤 勝男	名取土地改良区 事業課長	
齋 輝夫	市民委員	
氏家 晃	市民委員	
田端 幸男	市民委員	

第二次名取市環境基本計画

令和2年3月

編集・発行

名取市 生活経済部 クリーン対策課
〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80
TEL.024-724-7159 FAX.024-384-3102